

目 次
第1号（12月13日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	3
本日の会議に付した事件	4
出席議員	5
欠席議員	6
事務局職員出席者	6
説明のため出席した者の職氏名	6
開 会	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
請願の委員会付託	10
町長提出諮問第2号	10
町長提出第119号議案	11
町長提出第120号議案	12
町長提出第121号議案	13
町長提出第122号議案	13
町長提出第123号議案	13
町長提出第124号議案	13
町長提出第125号議案	13
町長提出第126号議案	13
町長提出第127号議案	17
町長提出第128号議案	17
町長提出第129号議案	17
町長提出第130号議案	17
町長提出第131号議案	17
町長提出第132号議案	17
町長提出第133号議案	17
散 会	32
署 名	33

第2号（12月16日）

議事日程	35
------------	----

本日の会議に付した事件	35
出席議員	35
欠席議員	35
事務局職員出席者	35
説明のため出席した者の職氏名	36
開 議	36
会議録署名議員の指名	36
一般質問	36
11番 川田 剛君	37
8番 青木 克弥君	58
6番 岡田 克也君	78
1番 京村まゆみ君	89
14番 後山 幸次君	98
10番 河田 隆資君	110
散 会	118
署 名	119

第3号（12月17日）

議事日程	121
本日の会議に付した事件	121
出席議員	121
欠席議員	121
事務局職員出席者	122
説明のため出席した者の職氏名	122
開 議	122
会議録署名議員の指名	122
一般質問	122
4番 竹内志津子君	123
5番 道信 俊昭君	141
2番 村上 英喜君	157
13番 米澤 宏文君	170
3番 板垣 敬司君	184
散 会	198
署 名	199

第4号（12月19日）

議事日程	201
本日の会議に付した事件	202
出席議員	204
欠席議員	204
事務局職員出席者	204
説明のため出席した者の職氏名	204
開 議	205
会議録署名議員の指名	205
町長提出第119号議案	205
町長提出第120号議案	206
町長提出第121号議案	214
町長提出第122号議案	216
町長提出第123号議案	217
町長提出第124号議案	218
町長提出第125号議案	219
町長提出第126号議案	220
町長提出第127号議案	221
町長提出第128号議案	242
町長提出第129号議案	243
町長提出第130号議案	243
町長提出第131号議案	244
町長提出第132号議案	245
町長提出第133号議案	245
町長提出第134号議案	246
発委第1号	254
発議第5号	255
請願第4号	268
総務常任委員会の所管事務調査報告について	270
文教民生常任委員会の所管事務調査報告について	274
経済常任委員会の所管事務調査報告について	281
議員派遣の件	286
総務常任委員会の閉会中の継続調査について	286
議会運営委員会の閉会中の継続調査について	287
閉 会	287
署 名	288

津和野町告示第 97 号

平成 25 年第 11 回津和野町議会定例会を次のとおり招集する

平成 25 年 12 月 3 日

津和野町長 下森 博之

- 1 期 日 平成 25 年 12 月 13 日
- 2 場 所 津和野町役場日原第 2 庁舎議場

○開会日に応招した議員

京村まゆみ君	村上 英喜君
板垣 敬司君	竹内志津子君
道信 俊昭君	岡田 克也君
三浦 英治君	青木 克弥君
斎藤 和巳君	河田 隆資君
川田 剛君	小松 洋司君
米澤 宥文君	後山 幸次君
沖田 守君	滝元 三郎君

○12 月 16 日に応招した議員

○12 月 17 日に応招した議員

○12 月 19 日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成 25 年 第 11 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 日)

平成 25 年 12 月 13 日 (金曜日)

議事日程 (第 1 号)

平成 25 年 12 月 13 日 午前 9 時 00 分開

会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 請願の委員会付託
- 日程第 5 町長提出諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 町長提出第 119 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について
- 日程第 7 町長提出第 120 号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 8 町長提出第 121 号議案 津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 122 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 123 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 町長提出第 124 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 12 町長提出第 125 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 13 町長提出第 126 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 14 町長提出第 127 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 15 町長提出第 128 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 16 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 18 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 19 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 20 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 請願の委員会付託
- 日程第5 町長提出諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 町長提出第 119号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について
- 日程第7 町長提出第 120号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第8 町長提出第 121号議案 津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第9 町長提出第 122号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第 123号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第11 町長提出第 124号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第12 町長提出第 125号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第13 町長提出第 126号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第14 町長提出第 127号議案 平成25年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 町長提出第 128号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第16 町長提出第 129号議案 平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第17 町長提出第 130号議案 平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 町長提出第 131号議案 平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第19 町長提出第 132号議案 平成25年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 町長提出第 133号議案 平成25年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)

出席議員（16名）

1番	京村まゆみ君	2番	村上英喜君
3番	板垣敬司君	4番	竹内志津子君
5番	道信俊昭君	6番	岡田克也君
7番	三浦英治君	8番	青木克弥君
9番	斎藤和巳君	10番	河田隆資君
11番	川田剛君	12番	小松洋司君
13番	米澤宥文君	14番	後山幸次君
15番	沖田守君	16番	滝元三郎君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	内藤 雅義君	健康福祉課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	大庭 郁夫君	建設課長	田村津与志君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開会

○議長（滝元 三郎君） それでは、改めまして、おはようございます。いよいよ冬本番ということで、寒さも厳しくなってきました。

ことしもあとわずかというところでございますけれども、本日より平成25年第11回津和野町議会定例会が招集されましたところ、皆様方にはおそろいでお出掛けをいただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、平成25年第11回定例会を開会をし、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、10番、河田隆資君、11番、川田剛君を指名いたします。

それでは、先日、議会運営委員会を開催いたしまして、今定例会の会期及び議事日程等につきまして協議をしていただいておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。9番、斎藤和巳君。

○議会運営委員長（斎藤 和巳君） それでは、報告をさせていただきます。

議会運営委員会協議報告書。議会運営委員会を平成24年12月9日に開催し、今定例会の議会運営について協議いたしましたので、その結果を津和野町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

今定例会の会期は、本日12月13日金曜日から19日木曜までの7日間としたいと思います。

初日の13日金曜日は、議長及び組合議員より諸般の報告を受けた後、請願の付託を行い、町長提出の議案説明を受け、散会したいと思います。

14日土曜日、15日日曜日は休会にし、16日月曜、17日火曜の2日間は一般質問を行います。今回の質問者は11人、30件であります。

18日水曜日は休会といたします。

19日木曜日は、町長、議員提出議案及び、請願の質疑、討論、採決を行い、各常任委員会の報告を受け、全て全日程を終了したいと思います。

以上、議会運営委員会の協議結果を報告をします。津和野町議会議長、滝元三郎様、議会運営委員会委員長、斎藤和巳。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

日程第2. 会期の決定

○議長（滝元 三郎君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から12月19日までの7日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月19日までの7日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（滝元 三郎君） 続きます、日程第3、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降における議会行事につきましては、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告書

【9月定例会以降】

- | | | | |
|-----|--------|-------------------------------|-----|
| 10月 | 4日（金） | 全員協議会、広報委員会 | |
| | 6日（日） | 青原小学校屋内運動場竣工式（青小体） | 議長 |
| | 8日（火） | 広報委員会 | |
| | 11日（金） | 島根県町村議会議員研修会（松江市） | |
| | 12日（土） | 津和野町駅伝競走大会 | 議長 |
| | 13日（日） | スポーツ少年団つわぶき少年野球大会（津校G） | |
| | 15日（火） | 文教民生常任委員会所管事務調査、広報委員会 | |
| | 18日（金） | 平成25年度水をきれいにする町民運動推進協議会総会（町セ） | 議長 |
| | 18日（金） | 日原遺族会（丸立寺） | 副議長 |
| | 20日（日） | スポーツ少年団長石少年剣道大会（津体） | 議長 |
| | 23日（水） | 水曜会（町セ） | 議長 |
| | 26日（土） | 津和野戦没者遺族追悼式（稻成神社） | 議長 |
| | 30日（水） | 総務常任委員会所管事務調査 | |
| | 31日（木） | 第8回臨時会、全員協議会 | |
| 11月 | 1日（金） | 文教民生常任委員会所管事務調査 | |
| | 5日（火） | 第9回臨時会、全員協議会 | |
| | 10日（日） | 近県音楽大会（津体） | 議長 |
| | 12日（火） | 国土交通省要望活動（東京） | 議長 |
| | | 島根県選出国會議員との意見交換会（東京） | 議長 |
| | 13日（水） | 全国町村議会議長大会（東京） | 議長 |
| | 17日（日） | 御鎮座240年式年大祭（稻成神社） | 議長 |
| | 18日（月） | 益田地区広域市町村圏事務組合議会 | |
| | 19日（火） | 議会運営委員会、総務常任委員会所管事務調査、全員協議会 | |
| | 20日（水） | 水曜会（町セ） | 議長 |
| | 25日（月） | 第10回臨時会 | |
| | 27日（水） | 流鏝馬DVD試写会（鷗外記念館） | 議長 |
| 12月 | 1日（日） | 鹿足地区更生保護女性会会員研修大会（山開セ） | 議長 |
| | 8日（日） | 津和野町民余芸大会参加（津体） | |
| | 9日（月） | 議会運営委員会 | |
| | 11日（水） | 人権同和対策推進協議会（山開セ）、水曜会 | 議長 |

【視察】

- 10月22日(火) 岐阜県土岐市議会議員(4名) デマンドバス、病院運営
11月6日(水) 福島県二本松市議会議員(5名) 定住対策
11月7日(木) 宮城県富谷町議会議員(11名) 次世代育成
11月7日(木) 鳥取県智頭町議会議員(13名) 定住対策
11月29日(金) 吉賀町議会議員(3名) 議会広報、一般質問、会議規則
12月12日(木) 宮城県議会議員(5名) 観光の現状

また、益田地区広域市町村圏事務組合の議会の報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

なお、関係書類は事務局に保管してありますので、必要の向きはごらんいただきたいと思っております。

日程第4. 請願の委員会付託

- 議長(滝元 三郎君) 続きまして、日程第4、請願の委員会付託について。

お手元に配付の請願文書表のとおりであります。

お諮りをいたします。この請願は経済常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(滝元 三郎君) 御異議なしと認めます。したがって、請願は経済常任委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5. 諮問第2号

- 議長(滝元 三郎君) 続きまして、日程第5、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

- 町長(下森 博之君) 本日は、12月定例議会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方にはおそろいで御出席を賜りまして、ありがとうございます。

今定例会に提案いたします案件は、諮問案件1件、条例案件8件、一般会計を初め各会計補正予算案件7件の合計16案件でございます。いずれも重要な案件でございますので、慎重審議を賜り、それぞれ可決賜りますよう、お願いを申し上げます。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてであります。人権擁護委員として、津和野町日原341番地、清水留美子さんを推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

清水留美子さんは、住所、島根県鹿足郡津和野町日原341番地、生年月日、昭和30年10月20日。再任で2期目ということをお願いするものでございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

- 議長(滝元 三郎君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

それでは、ここで、意見の取りまとめを行うために、全員協議会を開催することといたします。

後ろの時計で9時20分まで休憩といたします。恐れ入りますが、執行部の方、その間、御退席をお願いいたします。

午前9時06分休憩

.....
午前9時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

諮問第2号についてお諮りをいたします。本件に対する議会の意見は、適任とすることに御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては適任とすることに決定をいたしました。

日程第6. 議案第119号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第119号津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第119号津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第119号を御説明いたします。

この条例廃止につきましては、現在休園中であります左鑑保育園に関するものでございまして、この園につきましては平成20年から休園を開始しております。現在に至っておるわけですが、本年で計6年間の休園であります。

今後も園児の増加等が期待されず、町としての運営は難しいものと考えておりましたので、左鑑地区住民の方へ御意見をお聞きし、地域での合意も得られましたので、へき地保育園設置条例の廃止を提案させていただくものであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第7. 議案第120号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第7、議案第120号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第120号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） それでは、議案第120号について説明を申し上げます。

本条例につきましては、町なかの景観を守りながら、空き家を有効に活用し、観光や多目的スペースなど公共に位置する施設を整備することにより、観光客の滞在時間延長を目指す事業であります。

まちなか再生総合事業により整備しました施設の設置及び管理について定めるものであります。

第2条の施設の名称及び位置は、3ページの別表にあります町家ステイ戎丁、津和野町後田イ320番地にありまして、平成26年3月末の完成を予定しております。

第3条の施設の管理運営につきましては、町長が指定する法人、その他の団体、いわゆる指定管理者が行うことといたします。

第4条では指定管理者が行う業務、第5条では利用の制限、第6条では利用の許可、第7条では利用許可の基準、第8条では利用許可の取り消しを定めております。

第9条では施設の利用料を、3ページの別表でございすけども、これの利用区分に応じて定めております。

利用料の考え方といたしましては、旅館組合の事務局であります観光協会に相談の上、素泊まりで、平日、休みの前日そして特定日、ゴールデンウィークとか年末年始を指しますけれども、それぞれの区分で年間のシーズン別に町内の施設とのバランスを見ながら、利用料の範囲を定めました。

なお、1棟での貸し出しとなりますので、運営コストを考え、2名以上からの利用で考えております。

また、泊なしでの利用は10時から21時の間の基本2時間で、時間帯別での利用を定めておりますが、基本的には宿泊利用を優先する利用を想定しております。

第10条では原状回復の義務、第11条では賠償責任、第12条では委任について定めております。

附則といたしまして、条例は公布の日から施行することとしております。

なお、資料として、大変小さくて見づらいかと思いますが、改修後の平面図を添付しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 1 2 1 号

日程第 9. 議案第 1 2 2 号

日程第 1 0. 議案第 1 2 3 号

日程第 1 1. 議案第 1 2 4 号

日程第 1 2. 議案第 1 2 5 号

日程第 1 3. 議案第 1 2 6 号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第 8、議案第 1 2 1 号津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正についてから日程第 1 3、議案第 1 2 6 号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正についての 6 案件につきましては、会議規則第 3 7 条の規定により、一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第 1 2 1 号でございますが、津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 1 2 2 号でございますが、津和野町介護保険条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 1 2 3 号でございますが、津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 2 4 号でございますが、津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第 1 2 5 号でございますが、津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

続いて、議案第 1 2 6 号でございますが、津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第121号について御説明いたします。

今回の一部改正につきましては、このたびの災害に伴い島根県より、地方自治法第252条第17条の規定、いわゆる自治法派遣でございますが、これにより11月1日より職員を派遣いただいて、災害復旧業務に従事をしているところでございます。

派遣に当たりまして本町と県におきましては、派遣職員の取り扱いに関する協定書を締結したところでございます。

その条項の中に、派遣職員の赴任旅費については津和野町の関係規定に基づいて津和野町が支給するというものがありまして、本町には赴任旅費に関する条項がございませんでしたので、今回一部改正するものでございます。

各条例につきましては、新旧対照表のほうで御説明をいたします。

第4条、日当及び宿泊料の後に、移転料、着後手当、扶養親族移転料及び日額旅費を追加をいたします。

第4条に次の4項を加えるものであります。

第6条の2、同じく3、4につきましては、先ほどの4項を詳細にわたり定めたものでございます。

別表第2表につきましては、第16条の2に定めるものの別表でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、平成25年11月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第122号を御説明いたします。

この津和野町介護保険条例の一部改正であります。平成25年度の税制改正によるものでありまして、国税や地方税においては納期限までに税金等納付されない場合の延滞金について、現在の金利低い、低金利であります。市中金利を踏まえた水準に延滞税の割合の特例見直しが行われております。

本町におきましても9月の定例議会において、津和野町税条例の一部改正の中で見直しがされており、今回、介護保険、後期高齢者医療保険の料につきましても、同じ見直しを行うものであります。

なお、この条例の施行期日は、平成26年1月1日からであります。

次に、議案第123号を御説明いたします。

この津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、前議案、介護保険条例と同じ内容でございます。

なお、この条例の施行につきましても、平成26年1月1日からの施行であります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） それでは、議案第124号について御説明申し上げます。

本条例の改正につきましては、国が平成26年4月1日から消費税率を現行の5%から8%に引き上げることに伴うもので、課税対象としております、加入分担金及び水道料金について改定を行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第31条、加入分担金でございますが、町水道への新規加入または口径を増幅するとき納付をいただくものでございまして、メートル口径13ミリの場合、現行3万円に消費税の5%を加えた3万1,500円のところを、3万円に消費税8%を加えた3万2,400円に訂正するものでございます。

以下同様に、口径別に行うものでございます。

1ページめくっていただきまして、別表第2表、料金表でございますが、基本料金は、現行、量水口径が13ミリの場合800円に消費税5%を加えた840円のところを、800円に8%を加えた864円に改定するもので、以下同様に口径別に行うものでございます。

従量料金につきましては、現行の区分1立方メートルから10立方メートルまでは、90円に消費税5%の4.5円を加えた94.5円のところを、消費税8%の7.2円を加えた97.2円に改定するもので、以下区分ごとに同様の改定料金とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成26年4月1日から施行する。

経過措置といたしまして、この条例による改正後の津和野町簡易水道事業給水条例第31条第2項の規定は、平成26年4月1日以降における給水装置の新設または改造工事申し込みに係る加入分担金について適用し、同日前に工事申し込みがあったものについては、なお従前例のとおりするということ。

それから、3としまして改正後の条例別表第2の規定は、平成26年5月以降の分として徴収する料金について適用し、同年4月分までの分として徴収する料金については、なお従前の例によるとしております。

料金について5月分からとしたことにつきましては、メートル検針を毎月10日前後に行っておりまして、4月分からとした場合には3月分の検針日から4月の検針日に使用した料金となりますため3月分も含んでおりますから、新料金につきましては、改定後の料金は5月分からということにしております。

続きまして、議案第125号について御説明を申し上げます。

本案件につきましても、先ほどの給水条例の一部改正と同様に、消費税の改正に伴うものでございます。

同じく1ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

別表の使用料基本料金の区分、小口におきましては、現行では1,500円に消費税5%の75円を加えた1,575円のところを、消費税区分を8%にし1,620円に改定するもので、大口につきましても同様でございます。

次のページの使用料のときの料金、量水器使用料につきましても、水道料金改正と同様に消費税5%を8%にした料金とするものでございます。

附則につきましては、この条例は平成26年5月1日から施行するとしております。

また、経過措置につきましても、水道料金と同様に26年5月分から徴収する料金から改正をするとしております。

続きまして、議案第126号の御説明をさせていただきます。

本案件につきましては、下水道と同じ料金体系及び料金としていることから、先ほどの議案第125号の改正と同様の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第14. 議案第127号

日程第15. 議案第128号

日程第16. 議案第129号

日程第17. 議案第130号

日程第18. 議案第131号

日程第19. 議案第132号

日程第20. 議案第133号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第127号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第7号）より、日程第20、議案第133号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）まで、以上7案件につきましては、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、議案第127号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第7号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ7億1,976万3,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ99億9,633万6,000円とさせていただきますというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第128号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、歳入歳出それぞれ7,568万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ11億3,214万5,000円とさせていただきますというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第129号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ123万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ13億6,225万1,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ363万5,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ3億1,388万5,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ287万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ5億5,167万1,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

議案第132号平成25年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)についてでございますが、歳入歳出それぞれ13万9,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1,177万6,000円とさせていただきたいというものでございます。

詳細につきましては、教育次長から御説明を申し上げます。

議案第133号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)についてでございますが、資本的収入を4万5,000円追加し、予算総額6,423万3,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(滝元 三郎君) 総務財政課長。

○総務財政課長(福田 浩文君) それでは、議案第127号を御説明いたします。

まず、5ページをお開きください。

第2表地方債補正の追加と変更でございます。

総額で5億9,330万円の増額補正をしております。

詳細につきましては、事項別明細書のほうで御説明をいたします。

それでは、歳出のほうから御説明いたしますので、20ページをお開きください。

また、お手元のほうに補正予算の概要資料を用意しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

まず、総務費の一般管理費でございます。

共済費といたしまして、災害に伴う臨時職員の増等によりまして、社会保険料127万8,000円を増額しております。

また、11月末と今年度末の職員の退職に伴う、退職手当組合特別納付金といたしまして762万8,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、財産管理費でございます。

まず、工事請負費といたしまして地域の元気臨時交付金基金を取り崩して財源とした、日浦集会所飲料水供給施設整備工事費といたしまして299万5,000円を計上しております。

積立金といたしましては、国から配分された地域の元気臨時交付金の二次割り当て分を、地域の元気臨時交付金基金への積み立てとしまして2,894万1,000円、また、ふるさと納税の増によります、ふるさと津和野基金への積み立てといたしまして、215万円、合わせまして3,109万1,000円を増額しております。

同じページでございますが、企画費でございます。

需用費といたしまして、ふるさと納税の増に伴い、寄附をされた方へお送りする特産品代といたしまして消耗品費102万5,000円を増額をしております。

1枚めくっていただきまして、情報処理費でございます。

備品購入費といたしまして、災害復旧推進室等の出先の施設の基幹系パソコン、機器等の購入費といたしまして6台分116万6,000円を、また、既存の情報系パソコンのオペレーティングシステム、「Windows XP」でございますけれども、そのサポートが来年4月をもちまして終了することに伴いまして、その購入費といたしまして50台分525万円、合わせまして641万6,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、生活バス対策費でございます。

まず、工事請負費でございますが、町営バス車庫の建設場所につきましては、当初は現在地の森の倉庫への建設で予算計上いたしましたでしたが、建設場所を再検討することにしたので、工事請負費1,079万円の減額をしております。

負担金補助及び交付金でございますが、鷗外旧居前バス停待合所の設置工事を石見交通が事業主体として実施する方向で協議しておりますけれども、その設置費用に対する補助金159万8,000円を計上をしております。

道の駅管理費の需用費でございますが、シルクウェイにちはらキャンプサイト用簡易屋根等の修繕事業につきまして、今後予定しております、グラウンドゴルフ場の附帯施設と一体的に再検討することにしたことによりまして、修繕料129万7,000円を減額をしております。

それでは、36ページをごらんください。

民生費でございます。

社会福祉総務費でございますが、繰出金といたしまして、一般被保険者療養給付費の増等によりまして、国民健康保険特別会計繰出金4,000万円の増額をしております。

また、保険基盤安定負担金確定に伴う増等によりまして、後期高齢者医療特別会計繰出金111万9,000円の減額をしております。

老人福祉費の負担金補助及び交付金でございますが、緊急通報装置の新システム導入に伴いまして、ケーブルテレビへの未加入者に対する加入負担金補助金63万円を計上しております。

1枚めくっていただきまして、障害者福祉費の扶助費におきましては、障害児給付事業におきまして、放課後デイサービス利用者が増加したこと等によりまして、障害児給付費246万円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、児童福祉総務費の委託料におきましては、子ども子育て支援新制度導入に係る電子システム構築委託料といたしまして594万円を計上しております。

負担金補助及び交付金といたしましては、津和野幼花園に対する保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金といたしまして154万8,000円を計上しております。

44ページをお開きください。

災害救助費の健康福祉課の負担金補助及び交付金におきましては、このたびの災害による行方不明者の方に対する災害弔慰金といたしまして250万円を、同じく災害見舞金としまして29万円を計上しております。

また、被災者支援資金、支援金の確定見込によりまして787万5,000円の減額をいたしまして、合わせまして508万5,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、生活保護費の扶助費におきましては、生活扶助対象者の増に伴いまして介護扶助で510万円の増額、医療扶助で1,420万円の増額をしております。

それでは、48ページをごらんください。

衛生費でございます。

まず、保健衛生総務費の扶助費におきましては、入院等の件数の増加に伴う乳幼児等医療費助成金199万4,000円を増額しております。

繰出金としましては、水道施設修繕料等の増によりまして、簡易水道事業特別会計繰出金117万9,000円を増額しております。

それでは、52ページをごらんください。

農林水産業費でございます。

まず、農業振興費の負担金補助及び交付金といたしまして、新農林水産振興がらる地域応援総合事業費補助金の確定によりまして79万4,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、水田農業構造改革対策費の貸付金につきましては、津和野町地域再生協議会貸付金の確定によりまして100万円の減額をしております。

農業担い手支援センター費の負担金補助及び交付金につきましては、フロンティア日原のトラック購入費用に対する、農業担い手施設機械整備事業補助金といたしまして120万円を計上しております。

中山間地域総合整備事業費の負担金補助及び交付金につきましては、県営事業の総事業費の変更増に伴う町及び土地開発費分担といたしまして293万円の増額をしております。

1枚めくっていただきまして、林業振興費の委託料につきましては、事業費が減少したことによります、松くい虫樹幹注入事業委託料172万8,000円を減額をしております。

また、このたびの豪雨災害によりまして、林業専用道路、島、直地、奥山線の開設事業の取りやめにより測量設計委託料を1,960万円減額しております。

同じく工事請負費につきましても、同路線の取りやめによりまして、林業専用道路開設工事費1億290万円を減額をしておるところであります。

1枚めくっていただきまして、商工費でございます。

商工振興費につきましては、町家ステイ事業への備品購入費といたしまして200万円を計上をしております。

また、負担金補助及び交付金におきましては、このたびの災害による直接被害及び風評被害による景気低迷に対する支援対策といたしまして、個別商業包括的支援補助金120万円を増額しております。

ふるさと創生事業費の需用費につきましては、冬虫夏草振興のためのPR冊子の印刷製本費といたしまして51万5,000円を計上をしております。

それでは、62ページをごらんください。

土木費でございます。

まず、土木総務費の時間外勤務手当といたしましては、公共土木、農地、林道等の災害対応分といたしまして230万円を増額をしております。

それでは、66ページをごらんください。

住宅管理費の需用費につきましては、清水団地及び枕瀬団地の給湯器ほかの修繕料といたしまして110万3,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、消防費でございます。

非常備消防費の報償費におきましては、消防団員の退職に伴い、退職報償金171万2,000円を計上をしております。

需用費におきましては、消防団員の装備用のヘッドライト等の消耗品費といたしまして58万8,000円を計上しております。

備品購入費といたしましては、消防積載車の入札減に伴い115万円の減額をしております。

災害対策費の備品購入費におきましては、機械器具費といたしまして、衛生携帯電話機及び附帯の発電機の購入費といたしまして68万3,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、まず、広域市町村圏事務組合消防費の負担金補助及び交付金といたしましては、事業費及び構成市町村負担割合の変更によりまして636万6,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、教育費でございます。

まず、教育諸費の委託料につきましては、青原小学校の仮設校舎設計監理委託料216万3,000円を減額をしております。

また、日原山村開発センターを学校用途へと変更するための、設計監理委託料といたしまして56万4,000円を計上してございまして、合わせて159万9,000円を減額をしております。

1枚めくっていただきまして、使用料及び賃借料につきましては、日原山村開発センターを仮校舎としたことに伴い、仮設校舎等のリース料2,617万6,000円を減額をしております。

工事請負費につきましては、青原小学校屋内運動場の精算に伴いまして559万8,000円の減額をしております。

また、日原山村開発センターの学校用途への変更工事に伴いまして384万3,000円を計上してございまして、合わせて175万5,000円の減額をしております。

備品購入費といたしましては、青原小学校の児童数が3学期より増となる関係でスクールバス購入費といたしまして318万6,000円を計上してございまして。

また、青原小学校の屋内運動場の一般備品を精算によりまして31万3,000円の減額をしております、合わせて287万3,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、学校管理費の事務局の委託料につきましては、青原小学校スクールバス運転業務委託料といたしまして117万1,000円の増額をしております。

82ページをごらんください。

畑迫公民館費の需用費につきましては、防災ゴザの購入としまして45万6,000円を計上をしております。

86ページをごらんください。

森鷗外記念館費の修繕料につきましては、収蔵庫の水漏れ及び収蔵庫内にありました寄託資料の修繕料といたしまして385万3,000円を計上をしております。

安野光雅美術館費の需用費につきましては、販売用の絵葉書の増刷費といたしまして100万8,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、旧堀氏庭園修復事業費の委託料といたしましては、畑迫病院修復事業の設計監理業務委託料157万5,000円を増額しております。

それでは、94ページをごらんください。

災害復旧費でございます。

現年農地農業施設災害復旧費の需用費につきましては、事務用品及び工事関係用品等の購入といたしまして794万7,000円の増額をしております。

委託料といたしましては、測量設計業務委託料としまして3,000万円、現場技術支援業務委託料といたしまして1,106万7,000円、測量試験業務委託料としまして3,699万8,000円を計上をしております。

工事請負費としましては、農地農業施設災害復旧工事といたしまして4億6,660万2,000円を計上をしております。

それでは、1枚めくっていただきまして、現年公共土木施設災害復旧費の委託料につきましては、8月24日の災害に伴います測量業務委託料としまして3,595万6,000円、残土処理場の伐開委託料としまして30万6,000円、激甚災害に伴います測量業務委託料としまして9,576万8,000円を計上しております。

工事請負費につきましては、JR白井トンネル通過線災害復旧工事としまして4,000万円を計上をしております。

それでは、100ページをごらんください。

公債費でございます。

まず、元金につきましては、平成14年度許可分の臨時財政対策債が10年経過いたしまして、10年経過後の利率見直しによりまして、長期債元金11万9,000円を増額しております。

利子につきましては、平成24年度許可分の借入額の確定に伴いまして、減により長期債利子520万円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、諸支出金の国県支出金還付金につきましては、過年度分障害者技術支援給付費国庫負担金に係る返還金としまして192万9,000円、過年度分障害者医療費国庫負担金に係る返還金といたしまして286万7,000円、同じく県負担金にかかる返還金としまして143万4,000円を計上をしております。

それでは、歳入を御説明いたしますので、10ページにお戻りください。

まず、分担金及び負担金でございます。

農林水産業費分担金でございますが、中山間地域総合整備事業の事業費増に伴う受益者分担金155万2,000円を増額しております。

災害復旧費分担金でございますが、農地農業施設災害復旧工事に伴います受益者分担金2,989万4,000円を計上をしております。

次に、使用料及び手数料でございます。

まず、商工使用料でございますが、豪雨災害による入り込み客の減少に伴いまして、駐車場使用料150万円、観光リフト使用料184万円をそれぞれ減額をしております。

教育使用料でございますが、このたびの災害による入館者数の減少等に伴いまして、森鷗外記念館使用料につきましては492万円、安野美術館使用料につきましては450万円、旧堀氏庭園使用料につきましては150万円をそれぞれ減額をしております。

1枚めくっていただきまして、国庫支出金でございます。

まず、民生費国庫負担金でございますが、生活扶助対象者の増に伴いまして、生活保護費負担金1,447万5,000円の増額をしております。

また、放課後デーサービス利用者の増等に伴いまして、障害児給付費国庫負担金123万円を増額をしております。

災害復旧費国庫負担金でございますけれども、豪雨災害に伴う農地農業用施設の災害復旧費負担金3億258万2,000円を計上をしております。

次に、国庫補助金でございます。

まず、民生費国庫補助金でございますが、津和野幼花園の保育士の処遇改善等に対する補助金交付に伴う、保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金169万8,000円を計上しております。

また、子ども子育て支援新制度導入に係る電子システム構築等事業費補助金としまして594万円を計上をしております。

土木費国庫補助金でございますが、まちなか再生事業費の社会資本整備総合交付金の追加に伴いまして120万3,000円を増額しております。

教育費国庫補助金でございますが、青原小学校仮設校舎取りやめに伴い、学校施設環境改善交付金690万2,000円を減額をしております。

総務費国庫補助金としましては、国から配分をされました地域の元気臨時交付金の二次割り当て分として、地域経済活性化雇用創出臨時交付金2,850万8,000円を計上をしております。

1枚めくっていただきまして、県支出金でございます。

まず、民生費県負担金につきましては、保険基盤安定負担金の確定に伴いまして135万円を減額をしております。

次に、災害発生時の行方不明者に対する災害弔慰金等負担金といたしまして187万5,000円を計上しております。

農林水産業費県補助金につきましては、林業専用道開設事業の取りやめ等の事業変更等に伴いまして、森林整備加速化林業再生事業補助金1億2,195万5,000円の減額をしております。

1枚めくっていただきまして、財産収入でございます。

物品売り払い収入につきましては、安野光雅美術館の館外展でのグッズ売り上げが増に伴いまして、ミュージアムグッズ売り上げ収入590万円を計上をしております。

次に、寄附金でございます。

総務費寄附金につきましては、寄附された方の増によりますふるさと納税210万5,000円を増額しております。

また、災害寄附金といたしまして363万5,000円を増額をしております。

次に、繰入金でございます。

今回の補正で、災害復旧事業に係る特定財源を見込んだことによりまして、財政調整基金繰入金1億4,200万円を減額しております。

また、ふるさと納税の増加に伴いまして、ふるさと津和野基金繰入金116万1,000円を増額しております。

それから、日浦集会所飲料水供給施設整備工事に伴いまして、地域の元気臨時交付金基金からの繰入金としまして299万5,000円を計上しております。

次に、諸収入の貸付金元利収入でございます。

貸付金の確定に伴いまして、津和野地域再生協議会貸付金返還金100万円を減額しております。

民生費受託事業収入では、里帰り出産等による広域入所児童数の増加に伴いまして、広域入所保育料104万7,000円を増額しております。

雑入につきましては、消防団員の退職に伴いまして、消防退職報償金171万2,000円を増額しております。

1枚めくっていただきまして、冬虫夏草特許実施料の増額見込みによりまして、商工観光課の雑入159万1,000円を増額しております。

最後に、地方債でございます。

まず、衛生債の過疎対策事業債でございますが、乳幼児医療等医療費助成金の増額に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業90万円を増額しております。

農林業債の過疎対策事業債でございますが、区画整理等の増額に伴いまして、中山間地域総合整備事業140万円を増額しております。

商工債の過疎対策事業債でございますが、まちなか再生事業費の社会資本整備総合交付金の増額に伴いまして、過疎地域自立促進特別事業90万円を減額しております。

土木債の一般単独事業債でございますが、県営事業負担金の増額に伴いまして、道路橋梁整備事業60万円を増額しております。

消防債の過疎対策事業債でございますが、小型動力ポンプ付積載車購入事業及び益田広域消防無線のデジタル化事業負担金を、緊急防災減災事業債へ振りかえたことによりまして、消防施設整備事業を8,210万円減額しております。

緊急防災減災事業債でございますが、先ほどの過疎対策事業債からの振りかえと益田広域の事業費負担金の減額によりまして、消防施設整備事業7,520万円の増額をしております。

教育債の過疎対策事業債でございますが、旧堀氏庭園整備事業の増額に伴いまして、観光レクリエーション事業70万円を増額しております。

それから、青原小学校の改築事業を全国防災事業債及び緊急防災減災事業債への振りかえをしたことによりまして、小学校事業1億4,180万円を減額しております。

全国防災事業債及び緊急防災減災事業債では、青原小学校の校舎改築事業に伴うものでございまして、全国防災事業が3,610万円、緊急防災減災事業債を8,440万円を計上をしております。

災害復旧費の農林水産業施設災害復旧債でございますが、豪雨災害に伴います農林水産業施設補助災害復旧事業3億8,670万円を計上をしております。

公共土木施設災害復旧債としまして、豪雨災害に伴いまして、公共土木施設補助、災害復旧事業1億2,070万円を、また、白井トンネル普通河川災害復旧工事及び応急復旧工事に伴う単独災害復旧事業としまして1億1,140万円の、合わせまして2億3,210万円を計上をしております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議案第128号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

総務費の委託料でございます。

72万5,000円につきましては、平成25年度の法改正のため県調整交付金等様式変更に伴うシステム対応のための電算保守管理委託料でございます。

12ページをごらんください。

保険給付費の一般被保険者療養給付費7,489万円増、並びに退職被保険者等療養給付費300万減、めくっていただきまして、14ページの一般被保険者高額療養費300万円増、それぞれ、現時点での実績見込みによる増減であります。

続きまして、戻っていただきまして、歳入に移ります。

8ページをごらんください。

国庫支出金2,173万4,000円、県支出金145万7,000円、共同事業交付金1,249万8,000円、一般会計繰入金4,000万円は歳出で説明いたしました保険給付費等の増額に伴う計上でございます。

以上です。

続きまして、議案第129号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

保険給付費の負担金及び交付金、介護予防福祉用具購入費でございます、20万、それから介護予防住宅改修費129万円、これはともにですね、実績が増ということで計上しております。

戻っていただきまして、歳入に移ります。

8ページをごらんください。

国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金につきましては、歳出で説明しました、用具と住宅改修費等の増によりまして、保険給付費の増額に伴うものでございます。

以上です。

続きまして、議案130号を御説明いたします。

歳出より説明いたしますので、10ページのほうをごらんください。

広域連合納付金の363万6,000円は、前年度分の確定等によるものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

8ページへ戻っていただきたいと思います。

繰入金的一般会計繰入金111万9,000円の減額は、平成25年度の保険基盤安定負担金の確定によるものでございます。

雑入の475万4,000円につきましては、平成24年度療養給付費負担金の確定によるものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 参事。

○参事（長嶺 雄二君） それでは、議案第131号について御説明を申し上げます。まず、10、11ページ、歳出をお開きいただきたいと思います。

時間外勤務手当につきましては、災害後人事異動による職員の減や、災害復旧対応等により不足が生じるため32万円の増額をさせていただくものでございます。

修繕費につきましては、7月災害により故障いたしました瀬戸浄水場、吹野浄水場、第一水源地の電気設備修繕費として58万2,000円、さらに鷺原地内における漏水管の修繕及び日原第4水源ポンプ第3施設の故障等に修繕料として197万7,000円、合わせて255万9,000円の追加をお願いするものでございます。

8、9ページ、歳入をお開きいただきたいと思います。

給水工事分担金につきましては、福谷地区で進めております水道施設工事に伴う工事分担金の賦課徴収見込み額として、1戸当たり17万円の10戸分、170万円の計上をしております。

一般会計繰入金につきましては、水道管理費へ受容するため117万9,000円の追加計上をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） それでは、議案第132号について御説明を申し上げます。

ページで10、11ページのほうをお開きください。

小藤育英基金の積立金であります。金額として9万6,000円、内訳は返還猶予が1名希望が出たためでございます。

それから、津和野町育英奨学基金の貸付金でございますが、1名ほど大学の休学の届けが出ておまして、それに伴いまして減額という形になっております。

積立金につきましては、5名の方の繰り上げの返還がありまして、その部分で47万5,000円ほど計上しております。

前のページ、8、9ページ、歳入のほうであります。今の歳出に伴う形になりますが、奨学基金繰入金につきましては、育英奨学金へ減額の24万、これが貸付金のほうへ歳出していくものであります。

それから、貸付金元利収入につきましては、小藤育英基金のほうが返還金として減額の9万6,000円、津和野町育英奨学基金のほうの返還金として475万5,000円、それぞれ積立金のほうへ歳出が行くものでございます。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 医療対策課長。

○医療対策課長（下森 定君） 議案133号を御説明いたします。

3ページの資本的収入をごらんいただきたいと思います。

資本的収入の企業債の1,500万の減額は、医療機器購入の伴う企業債減額分であります。

補助金の設備費補助金として1,504万5,000円を計上をしております。

内訳としましては、CT撮影装置1,215万1,000円と心電計289万4,000円であります。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

なお、本日までに受理した要望書等は、お手元に配付のとおりであります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会をいたします。お疲れでございました。

午前10時17分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 11 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 2 日)

平成 25 年 12 月 16 日 (月曜日)

議事日程 (第 2 号)

平成 25 年 12 月 16 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (16 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	6 番 岡田 克也君
7 番 三浦 英治君	8 番 青木 克弥君
9 番 斎藤 和巳君	10 番 河田 隆資君
11 番 川田 剛君	12 番 小松 洋司君
13 番 米澤 宏文君	14 番 後山 幸次君
15 番 沖田 守君	16 番 滝元 三郎君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	本田 史子君	参事	……………	長嶺 雄二君
総務財政課長	……………	福田 浩文君	税務住民課長	……………	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	…	内藤 雅義君	健康福祉課長	……………	齋藤 等 君
医療対策課長	……………	下森 定君	農林課長	……………	久保 睦夫君
商工観光課長	……………	大庭 郁夫君	建設課長	……………	田村津与志君
教育次長	……………	世良 清美君			

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、おそろいでお出かけをいただきましてありがとうございます。これから2日目の会議を始めたいと思います。

ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、12番、小松洋司君、13番、米澤宏文君を指名いたします。

日程第2. 一般質問

○議長（滝元 三郎君） 続きます、日程第2、一般質問。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

発言順序1、11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） おはようございます。本日、トップバッターで質問させていただくわけですが、このたび、町長におかれましては2期目の就任と

ということで、今後の町政、期待を込めながら一般質問をさせていただきたいと思いません。

多くの課題がある中で今日は、まず、定住対策について質問をさせていただこうと思います。

町長は1期目において、つわの暮らし推進課を設置し、定住促進住宅の建設を打ち出されました。施策においても、就農支援や空き家対策、医療費等の助成制度など、定住を津和野町にとって一番の課題と位置づけられていることは異論の余地がございません。

そこで、まず1点目に、改めて定住対策について町長の考え方を聞きたいと思いません。

2点目に、前回の質問で申し上げましたように、ファシリティマネジメントの手法を用いることで、公共施設等の職員などの人員をも管理できる。適切な人員を配置し、もしくは民営化により定員管理の適正化、新たな雇用の創出につながると考えておりますけれども、町長の所見を聞きたいと思いません。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 皆さん、おはようございます。本日から一般質問ということでございます。どうぞ、よろしくお願ひ申し上げたいと思いません。なお、少し喉のほうをからしておりまして、お聞き苦しい点があろうかと思いませんけれども、何とぞ御容赦をいただきたく思いません。

それでは、11番、川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

定住対策に関する御質問でございます。

平成22年の国勢調査による津和野町の人口は8,427人で、平成17年の国勢調査から5年間の減少率は11.4%と、島根県内の自治体で最も高い減少率でありました。また、津和野町の2012年10月1日現在における65歳以上の高齢化率は43.4%と、島根県内で2番目に高く、反対に15歳未満人口率は8.6%と、島根県内で2番目に低い状況で、少子高齢化及び人口減少は急激に進んでおります。

まちづくり及び定住施策等については、平成24年度までは、地域振興課、まちづくり政策課、営業課が取り組んできたところでございますが、平成25年度から、これらの課を統合し、3課の業務内容を踏まえた総合的な視点から、定住やまちづくりに係る施策について議論をしております。

そして、津和野町の喫緊の課題である若い世代の定住を促進し、集落機能の維持及び活性化を図ることを目的に、つわの暮らし推進住宅の整備事業を実施することとしたところでございます。

定住対策につきましては、UIターン者をふやすことも必要ですが、今住んでおられる住民の皆さん誰もが、暮らしやすいまちづくりを進めることが最も重要であります。

今後は、現在設置しております定住プロジェクトチームを中心に、各課の情報共有及び各分野横断の定住促進施策の立案を図り、定住施策を展開していきたいと考えております。

続いて、2番目の御質問でございますが、当町での公共施設の管理・運用につきましては、各所管課で行っているところでございますが、施設の管理を一元的に行うことで、それに係る経常経費を削減するという考え方は認識をしているところでございます。

町有の公共用地、公共施設等に係る清掃や草刈りなどの維持管理業務の一部については、雇用職員や業務委託などの形で年間を通じて一元的に管理しており、わずかばかりでございますが、新たな雇用の場の創出に寄与をしているところでございます。

当町が所有する施設の多くは、老朽化が目立つ上、定期的な修繕が必要となっており、人口減少や少子高齢化に伴い、施設の適正な規模や配置、効率的な維持管理のあり方を検討する時期に至っていると考えます。

今後は、議員御提案のファシリティマネジメントの手法につきましても参考にしながら、公共施設の適正な管理と適切な職員配置を検討してまいりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、定住について質問したわけでございますが、現在、定住プロジェクトチームというのが設置されて、定住に向けて一生懸命頑張っておられるということではありますけども、まず、つわの暮らし推進住宅について質問をさせていただきます。

このつわの暮らし推進住宅を、今後、設置していくわけでございますが、住むに当たっては、やはり仕事が必要になってくるわけでありまして、仕事がなければ定住することも難しいのではないかというのは御承知のとおりだと思いますが、このつわの暮らし推進住宅、これは手を挙げればどこでも設置できるものなのか、それとも、町としてこの場所、この場所という思いがあるのか。まず、考え方について聞きたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅につきましては、基本的には、昨年度、各地域で設置をしていただきましたまちづくり委員会、このまちづくり委員会の中で土地等の選定等を行っていただいて、町のほうに上げていただくというような方法の中で、この住宅の建設については、まちづくり委員会の要望によって建てていくということで、まちづくり委員会の代表者等で構成する未来づくり協働会議、そういったところでも御説明をさせていただいたところでございます。

今回、平成25年10月の末を締め切りといたしまして、この要望調査を行ったところでございますが、3地域、このつわの暮らし推進住宅を建ててほしいという要望が上がってきたということでございます。

この住宅については、私ども、住民の皆さんとの協働のまちづくりを進めるという視点の中で、昨年まちづくり委員会をつくっていただいて、自治会やその他、町内会、商

店会、そういった各種団体等が入った、このまちづくり委員会の主体的な考え方の中で、この住宅を建てていきたいというふうに考えております。

整備期間につきましては、一応、5年間を目標にして行いたいということで、まちづくり委員会のほうには御説明をしてきているところですが、今回、10月末で締め切りをしたところですが、3地域でこの住宅を建ててもらいたいという要望が上がってきたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、このつわの暮らし推進住宅につきましては、5地域を設置される目標を置いておられたと思うんですけども、3地域ということなんですが、例えば、この、今、津和野町が置かれている喫緊の課題の一つに、津和野高校支援というのがあると思います。

高校を存続させなければならないというのは、随分前から考え方としてあったと思うんですけども、ともすれば、入学者数が少なければ廃校になってしまうかもしれないという、現在、直面している課題があるわけでありまして。

そういった中で、今後の津和野町を担っていく子供たち、そういった人が津和野に住んでもらわなければ人口はどんどん減っていく。人口が多ければいいということではありませんけれども、バランスのとれた人口を維持させていくためには、津和野町としては、3地域ではなく、もう2地域きちんと整備していく必要があると思うんですけども、これは3地域しかなければ3地域しか置かないのか、それとも5地域きちんと津和野町で設置していく考えがあるのか、そういったこともあれば答えていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅につきましては、5年間で基本的には5地域ということで、1年1地域ということで皆様のほうには御提案をさせていただいたということでございます。

来年度、実際には建築ということになりますが、その取り組みに対して各地域から上がってきたのが3地域ということでございます。

私どもとしましては、来年度がこの3地域のうちの2地域をつわの暮らし推進住宅として整備をしていくと。当初の計画では、1地域に5棟という考え方の中で御提案させていただきましたが、やはり、まちづくり委員会の中で、その土地の準備等していただく中で、2棟とか3棟ぐらいの土地しか確保はできないけど、ここに建ててほしいということで要望も上がってきたということで、来年度につきましては2地域、一応、選定をしております。

そこについては、2地域で5棟建設をすると。あと、もう1地域につきましては、農振法等の関係がございまして、除外等の手続きがかかるということで再来年の建築ということで、今、予定をしているところです。本来、1年間で5棟という考え方の中でいき

ますと、来年度2地域から上がっていますが、基本的には5棟建てていくということになります。

今、議員御質問の部分で言いますと、今後も、このつわの暮らし推進住宅については、地域要望を受け付けていきたいというふうに考えております。基本的には、来年、再来年のところで、今、4棟分ぐらいのところを建てていく予定にしておりますが、そのまた、さらに先というところも含めて、未来づくり協働会議の場では、その先について要望があれば、今度は、来年のまた10月末ぐらいをめどに要望調査等も行っていく中で、新しい建設工事等については決めていきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 住むところということで、今、質問させてもらいましたが、今度は仕事の部分でございます。

住むところがあっても仕事があれば、なかなか定住には結びつかないと思っておりますけれども、以前、ファシリティマネジメントをお持ちで、津和野町の施設管理という質問をさせていただいたわけなんですけれども、現在、定員管理計画がある中で、津和野町は残念ながら災害に見舞われまして、多くの自治体から派遣職員の方々が来ていただいておりますし、また、多くの職員が災害対応に回っていると。通常の業務とは違う業務をされている方もいらっしゃると思うんですけれども、そういった中で、現在、津和野町に求められているのは、適切な人員配置、適切な施設運営の管理手法を用いることが大事と考えております。

そういった手法を用いることで、適切な人員配置もできるんですけれども、一方で民営化を進めていく。そうすることによって、民間に新たな雇用が生まれていくのではないかと、私は考えているわけなんですけれども、今までこの津和野町の課が統廃合を繰り返しまして現在の形になっているわけなんですけれども、今後、例えば、今、津和野町が持っている施設、そういったものを民営化することによって、雇用の場が生まれてくるのではないかと、思うんですけれども、民営化を進めていくという考え方はあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 公の施設の管理運営につきましては、今現在は、指定管理者制度という中でこの公の施設、基本的には270施設ぐらいあったかと思いますが、それぞれに運営方式というのを定めております。

平成18年度に、指定管理者制度を導入した際に、その270施設それぞれに、ここは民営化をするべきでないとか、この施設は指定管理者制度でやるんだというような形の中で、今現在二十数施設の指定管理者制度を導入する施設ということで、決定をさせていただいておるところでございます。

この民営化の部分につきましては、公の施設のそういった形態によりまして、民営化できるものとできないものというようなところもあろうかと思います。そこについては、

指定管理者制度を導入する施設かどうかというところで、民営化の部分も含めて、今まで検討をしてきたということでございます。

議員御指摘のファシリティマネジメントという手法でございますが、これについては、そういった施設管理の面で管理運用手法をそういった効率化するために用いるというような制度であろうかと思えます。

現在、つわの暮らし推進住宅等も、今までは土地の整備あるいは住宅の設計、それから建築、それから管理運営ということで、家賃もこれから取っていくというようなところもございます。そういったところを今、PFIという手法を用いて、そういったつわの暮らし推進住宅の運営ができないかというところを、今現在、検討をしているところです。

こういった新しいPFI、ファシリティマネジメントとどんだけの関係があるかというところがあるんですが、やはりそういった新しい手法を用いながら、民間の能力等を活用して、今後は、公共施設の管理運営についても検討していきたいというような考え方で今いるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 大きく民営化と申し上げましたが、どこを民営化と言いますと大きく影響を अच्छやいけません。どこをとはいいませんけれども、民営化すべきところ、そうでないところ、思いだけでは単純に伝わらないと思うんですが、この、どこが民営化すべきかすべきでないかというのは、以前されたということなんですけど、今後もやっていかないといけないと思えます。

その中で、施設白書を今後つくるべきだという話をさせていただいたわけなんですけど、その手法の一つとして、建築保全センターが出されて、システムでビームスというシステムがあると。ぜひ、これを導入していただきたいということを前回申し上げたんですが、ビームスについて調査をされたのかどうか、まず、こちらを聞きたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） ビームスにつきましては、まだ検討してないというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 施設の定員管理や施設の適切な人員配置など、いろいろすることはあると思うんですけども、施設をきちんと運営していくことによって、もちろん津和野町のスリム化にもつながっていきますし、民営化にしていくことで雇用の場が生まれてくるのではないかと考えておりますので、なるべく早い時期にファシリティマネジメントの導入をお願いしたいと思えます。

では、次の質問に入らせていただきます。

雇用の受け入れの促進について質問をさせていただきます。

これは、農業に限っての話ではないんですけれども、あえて農業の話で進めさせていただきます。

既存の就農支援というのは、独立して農業を個人で営むことを目指したものであると、私は認識をしております。今後は、就農ではなく「農家を目指す方」から、会社と同じように「農業に就職する」という考え方で、定住支援をする必要があると考えております。

農業の企業参入を促進するのも一つの手であると考えますが、農事組合法人の組織力強化、生産加工技術の向上により、新たな雇用が生まれるのではないかと考えております。TPPや減反政策の見直し、株式会社による農業参入の規制緩和などがあり、直面する現実には後継者不足や耕作放棄地の増加など、課題が多々ありますけれども、農業施策が大きく変わろうとしている中、就農支援について雇用を生む施策が必要ではないかと感じております。それについて所見をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、雇用受け入れの促進に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

近年、Iターンを希望する方々は、農業を営む仕事を求めてこられる方が多く、農林課としては就農支援に力を入れております。島根県も「半農半X」を推進しており、農業と組み合わせることができる仕事を持つことで、定住を目指すものと理解しております。就農された方々の中には、有機農業や自然農法を目指す方も多く、組織をつくって生産、販売を拡大しておられます。

このような中、ファウンディング・ベースの提案により、「まるごと津和野マルシェ」を展開しながら、地元野菜や果物などを直売しておりますが、地元の方々のみならず観光客にも喜ばれております。

議員が提案される「農業に就職する」という考え方は、企業的な考え方を持つ農事組合法人やフロンティア日原等の会社が、規模拡大のために雇用を求めれば可能になるかと思われま。

しかし、国の農業施策の変化がもたらす影響が不安要因となり、経営の拡大が難しい状況にあります。加工技術の導入を町が主体となって進めることにより、生産物の付加価値を高め、後継者や新規就農者の経営を助けることになるのであれば、積極的に導入を進めたいと考えます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この農業といいますか、就農といいますか、この就農するに当たって、多くの方々が大きな志を持って就農されていると私は思っております。もちろん、重要なものではありますけれども、例えば、仕事を探している方がその就農につくと、就農するというのは大変難しい問題であると思っております。

一般的には、大学を卒業、高校を卒業して就職していくわけですが、その中で、会社に入るということは雇用の中に入っていくと。農業をするというは、雇用ではなくて、あくまで独立をしていくという大きな責任と大きな負担を抱えて、その中に溶け込んでいかなければいけない。その中で失敗もあれば成功もある。本当に厳しい世界だと思っております。

津和野町にとって、大企業ですとか、雇用の受け入れの窓口というのはほとんど限られておりますので、この農業を、就農させていくということは重要なことだと思うんですが、現段階での就農というのは、本当に、自分で独立をしなければいけないという、それくらいの重さがあると思っております。

そうではなくて、今、御答弁にもありましたように、加工技術の導入などによって新たなものを生み出していく。そういった中で、生産をするだけではなく、生産し、加工し、そして営業をし、そして販路を拡大していくという中で、社会的な組織をつくっていく。そうすれば、就農だけではなくて会社組織に入っていく。組織の中で営業として使われていく。そして、その経営をしていくという考え方を持てば、新たな雇用の場が生まれてくるのではないかと思っております。この定住を目指す上で、半農半Xとかいう、いわゆる就農していくのではなくて、会社組織を支援していくという意味での質問なんです。その組織強化について、津和野町で今後行っていくべきと思うんですけれども、就農をするのではなく組織をつくる、それについて所見を聞きたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 津和野町には、現在、山菜加工場という組織もございまして、そういった6次産業を目指す組織も実存しております。そういうところが、今後、加工技術を用いたときに力を発揮していただけるんじゃないかというふうに思っております。新たなものをつくるのも一つの方法かもしれませんが、既存の組織を強化するという事も視野に入れて、方向性を見出していきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 先般、私ども議会で有志の議員によって、三重県や大阪、京都のほうに視察に行かせていただきました。そこでは、6次産業化が進められておまして、本当に、子供たちがたくさん来ていて、ものすごくお客さんも多い。そこは、6次産業化に向けていろんな取り組みをしていく中で、現在、雇用が800人生まれていると、それぐらい大きな会社で、そこまではとは言いませんけれども、農業を組織強化することによって新たな雇用が生まれていく。

仕事というのは、探せば幾らでもあると思うんです。ただ、その中に10年後、20年後をどうやって生活していくかという、自分のライフサイクル、自分のライフステージを考えていかなければ、仕事というのはなかなか習熟できないんですね。ただ、仕事があるからというだけではなくて、20年、30年、生活を維持できる、そういった雇

用の場を生むためにも、今後、農業の組織強化というのはきちんと図っていただきたいと思えます。

それにも関連するんですが、石州和紙について質問をさせていただきます。

津和野町の産業には、コウゾ、ミツマタを原料とした石州和紙がございました。残念ながら、現在、原料の生産が行われておりませんが、生産工程の煩雑さや生産者並びに加工技術者等の減少、または洋紙の普及や機械すきによる価格の低下など、さまざまな要因があると思えます。

かつては、津和野、浜田両藩ですかれた和紙を総称して石州和紙と呼ばれておりましたが、現在では、その技術は、浜田市三隅町だけになっております。この石州和紙技術者協会では、連綿と受け継がれた伝統技術の継承と和紙の普及に努められておられ、重要無形文化財の補修などにも、この石州和紙が使用されております。また、石州半紙は、ユネスコ文化遺産にも登録されているというのは、周知のことだと思います。

津和野町には、現在でもコウゾやミツマタが自生しており、原料を煮る窯があり、紙すきの技術を持った方々がまだいらっしゃいます。津和野の石州和紙を再興していくべきだと思いますが、所見を伺いたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、石州和紙に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

現在、町内ではミツマタのみ生産されており、JA西いわみが買い取った原木を野口の加工所で黒皮加工した後、左鏡地区において白皮加工して、岡山県にある中国ミツマタ調達所へ出荷しております。生産者は二、三人となっております。収穫可能なミツマタ自生地は数カ所あると聞いておりますが、大量に生産することはできません。

ミツマタの加工所渡しの原木単価は1キログラム当たり50円から60円で、白皮加工した後の単価は1キログラム当たり1,300円になり、紙すきに使用するには高額な値段となってしまいます。

議員御指摘のように、原料の生産工程の煩雑さや生産者並びに加工技術者等の減少、また洋紙の普及や機械すきによる価格の低下などの要因により、減少していったものと思っております。

浜田市三隅町では、現在でも四つの工房が稼働しておりますが、昔ながらの原料生産と加工処理、紙すき技術を伝承し、後継者も育てていると聞きます。また、Iターン者による研修生も加わって、技術の伝承が続けられております。ユネスコ文化遺産の伝承者として登録されるには、石州半紙技術者会への加入が義務づけられており、なおかつ、15年以上の経験が条件となって、登録されることにより販路が確保されるものと思えます。

津和野町が石州和紙を復活、伝承していくためには、技術者の養成はもとより、製品の販路が確保できるかが決め手となりますが、ユネスコ文化遺産の継承を目指すには、残念ながら大きなハードルがあると思われます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） ユネスコ文化遺産は難しいということなんですけども、ユネスコ文化遺産を目指すと言ってるわけではありません。結果的にそうなればすばらしいものだと思うんですけども、まずは、石州和紙を復活させようという思いでの質問でありますので、ユネスコ文化遺産はまた置いといて、まずは、津和野町内で加工をしていく。コウゾ、ミツマタというのはあるとは思いますが、それをいかに加工していくか。そして、でき上がった和紙というのが、やはり価格が高くなってしまいます。高いから販路がないのではなくて、高くても買える人は買えるんですね。すぐ方もいっちゃう。すぐ方もいっちゃって、加工する方もいっちゃう。この方々がいなくなって、また一から作り直すというのは大変難しいことだと思います。現在でも、その技術を持った方々がいっちゃう今こそ復活させなければ、ゼロからのスタートというのは大変難しいと思うんですけども、石州和紙、現在、二、三人の方がミツマタの加工をされているということなんですけども、これはあくまでお金に、紙幣にしていくものだと思います。これは、和紙ではなくて紙幣ですので、和紙にしていくという技術を持った方々がいっちゃう中で、今後もつくっていく必要があると思うんですけども、石州和紙について、今後、支援をしながら、これを復活させていこうという考えはあるかどうかをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農林課としましては、生産物はその生産者にとって適正な価格で販売されて、一つの農の一部として成り立てばそれを進めることは必要だと思いますが、町長の答弁にもありますように、できた紙が本当に販売されて取引が行われる環境が整えば、生産者も出荷の準備を取りかかることができると思いますが、その辺の販路の問題が一つにはあるのではないかとこのように考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 販路というのは、もちろん和紙製品になれば売れるわけです。現在、その価格が高くなってしまっていて、どうしても洋紙ですとか機械すきのものというのが出回っております。手ですいた紙というのは、大変貴重なものになってきておりますけれども、津和野で生産していかなければ、津和野の和紙というのはなくなっていくわけなんです。これは、ほかの文化財なんかと同じだと思うんです。この文化がなくなってしまうと、石州和紙というのは浜田だけになってしまうんですけども、これは文化財として残していくべきと思うんですけども、文化財としてはどうでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まさに議員の言われるとおり、文化財、無形文化財だろうというふうに思っております。ですけれども、これをいわゆる文化財だから産業として本当にクリアできるかどうかということは、非常に難しい部分だろうと思っております。その技術者が現在おられる中で、それを後世に伝えていく形で文化財として、例えばいる間にビデオに収録するとか、そういうことは可能かと思っておりますが、それを綿々と受け継ぐベースをつくるには、今の津和野町の状態ではなかなか難しいかなあというふうに思っております。また、お知恵があれば拝借したいこともありますので、御提案をいただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） なかなかいい答弁がいただけないわけなんです、津和野の伝統あるものでありますので、これをまたしっかりと見詰めて、また質問させていただきたいと思っております。

次の質問に入らせていただきます。交流人口増加策についてであります。

先般、萩・石見空港の羽田便が、来年3月30日から2往復化するということが決定いたしました。観光客の誘致や広域連携など、利用客確保対策はどのように考えているのかお伺いをいたします。

次に、これも前回質問をしたものになるんですけども、子供の遊び場がないという指摘を以前させていただきました。町長におかれましては、認識されているとのことでしたが、子供が親の手を引いていく場、親が子どもを手放しで遊ばせることができる場が必要ではないかと改めて感じております。所見をお伺いいたします。

次に、オートキャンプ場を検討されているという答弁を以前いただきましたが、その後どのようなになったのか、このことについて早急に整備するべきと考えておりますが、その所見をお伺いをいたします。

重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、町としてどのようにこれを観光施策に反映させていくのか、これをお伺いをいたします。

最後に、旧畑迫病院を解体組み立て工事を行った後の活用策について、現在どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、萩・石見空港の利用客確保対策についての御質問からお答えをさせていただきたいと思っております。

平成25年10月15日に国土交通省に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会、島根県、全日本空輸株式会社とで共同提案しておりました羽田発着枠政策コンテストの結果が発表され、萩・石見空港が選定されました。この結果、来年の3月30日より2年間、萩・石見空港—東京路線が2便化されることが決定されました。今回の2便化は、向こう2年間の増便についてであり、2便化を継続していくためには、2年間でいかに利用者数の拡大を図ることができるか否かにかかっております。

萩・石見空港―東京路線の2便化に係る利用促進につきましては、萩・石見空港利用促進協議会において、利用者数の目標を今年度見込み数7万人から平成26年度12万人に設定し、団体旅行企画商品の造成支援事業、首都圏の友好姉妹都市との交流促進事業、個人利用助成事業、空港PR事業などにより、目標としている利用客の確保を図っていく予定でございます。

また、津和野町においては、平成23年度から実施しておる津和野町合宿及び研修等受け入れ促進事業を継続して実施し、萩・石見空港の利用を促進するとともに、平成26年度から東京都文京区小石川に開設する予定の津和野町東京事務所においても、津和野町観光協会、萩・石見空港利用促進協議会と連携し、萩・石見空港の活用による津和野町への観光客の誘客に努めてまいりたいと考えております。

続いて、子供の遊び場に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

昨年の9月議会において議員より御指摘があり、検討課題とさせていただいたところでございますが、公園施設の整備や遊具の設置につきましては、相当な建設費や維持管理費等の予算が必要なこともあり、現在のところ新たな環境整備を行っていない状況となっております。

これまでも、道の駅なごみの里や日原カントリーパークに大型遊具等を設置しておりますが、その他町内には特に備えられている場所がないのが現状であり、益田市にある万葉公園や浜田市にあるアクアス近辺のような、交流人口増加策を目的とした大型の公園施設を建設することは、保育環境の充実や子育て負担の軽減策を優先する事情とともに、現在の財政状況では難しいと考えております。

三つ目の、オートキャンプ場に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

オートキャンプ場については、道の駅シルクウェイにちはらの芝生広場において整備を検討しておりますが、津和野町グラウンドゴルフ場を含め道の駅全体の充実を図るべく、計画の見直しを考えているところでございます。津和野町グラウンドゴルフ場では、利用者からトイレの設置や休憩スペースの設置が望まれております。利用者の増加を図る点からも、これらの整備について検討を進めております。

また、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）など、次世代自動車の普及が見込まれることから、次世代自動車充電インフラ整備促進事業における補助金等を活用し、道の駅に充電設備の設置を検討しております。

高津川に隣接する道の駅として、高津川流域活性化の中心となる施設としての充実を視野に、全体計画の見直しを行う中で、オートキャンプ場の整備については、その可否を含め検討したいと考えております。

四つ目の、重要伝統建造物群保存地区に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

津和野町の重要伝統建造物群保存地区は、本年8月7日に保存地区の皆様の御理解と御協力のもと、文化庁より無事選定をいただいたところでございます。現在、全国で1

04件が選定を受けており、県内では、大田市の大森地区、温泉津地区に次いで3番目の選定になります。

重伝建の選定は、単に文化財としての位置づけだけでなく、今日では観光振興を初め、まちづくりに大いに効果があると言われており、積極的に選定を目指す市町村がふえております。萩市や大分県の日田市豆田町、愛媛県の内子町などは、この制度を活用して多くの観光客を集めているのは御承知のとおりです。

津和野町においては、少子高齢化による人口の減少、空き家の増加、商店等経営者の高齢化など、地域を取り巻く環境は決して良好とは言えませんが、幸いにも登録有形文化財や登録記念物などの貴重な文化財や伝統文化が、町民生活と密接にかかわりながら残っており、これらを将来にわたって保存、継承することはもちろんのこと、景観に配慮した家屋の整備として深め、広げていくことで歴史文化の香り高い津和野の街なみ整備がさらに進められていくとともに、新たな魅力として輝きを増し、観光振興に寄与するものと期待をしております。

今後は市内の体制を整え、伝建制度をしっかりとPRしていくとともに、歴史的風致維持向上計画の着実な実施、さらには景観計画による周辺環境の保全に努め、総合的なまちづくりを進めていきたいと考えております。

一方で、観光協会や商工会など関係諸団体との連携も不可欠であり、新たな魅力ある商品開発はもちろん、保存地区のガイドの充実、建物や庭園の公開、空き家の積極的な活用についても支援をしてまいりたいと考えております。

最後の御質問につきましては、教育委員会のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、畑迫病院の活用策について御質問いただきましたのでお答えいたします。

国の名勝旧堀氏庭園の畑迫病院につきましては、平成24年度から解体工事に着手し、平成28年3月の完成を目標として組み立て工事を進めております。畑迫病院の活用につきましては、5月から6月にかけて活用プランの募集を行うとともに、8月からは地元の方々を中心として、名勝地全域の活用を検討するために立ち上げた旧堀氏庭園活用検討委員会においても行ってまいりました。

一般公募では、個人の方から、「食」を通じて健康な暮らしを創造する場所として、施設の活用、食堂や宿泊施設についての提案があり、地元からは、畑迫病院の歴史や地域の歴史を展示する資料室の整備や、病室を利用したの工房・ギャラリーとしての利用についての要望がございました。このほか、本来の目的に比較的近い福祉的な利用や、大学の学生等を対象としたセミナーハウスとしての活用などの意見もいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、全てを病室として復元すると活用に制約が出てきますので、文化財としての価値を損なわない程度で設計の見直しを行い、さまざまな用途にも対応できる施設整備を行いたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、萩・石見空港の利用確保対策についてであります。津和野町としては今までやってきた既存の施策と、それから、今後は津和野町東京事務所において、いろんな連携をしながら営業活動をしていくというようなことだと思っておりますけれども、この対象者といえますか、この津和野町東京事務所がどのような形でもって誘客を進めていくのか、具体的な内容があればお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 津和野町東京事務所は、来年の4月から向こう1年間ということで、期間を定めて開設をしようということでございます。この津和野町東京事務所では、観光協会と連携をして、観光協会のほうで津和野町東京事務所を拠点として、旅行等の誘客に関する営業活動を行っていくというような形を、今、考えているところです。

津和野町東京事務所につきましては、来年4月からということでございますが、販路拡大でありますとか、それから情報発信、津和野高校の魅力化等、そういった部分についてもこの事務所を通じて、東京のほうで情報発信をしていきたいというふうにも考えているところです。

先ほど議員御質問の対象者ということで、萩・石見空港の利用促進協議会、そういったところもここを活用していただくようなところで、私ども今、検討しているところですが、団体旅行客の誘客、そういった部分も含めて、今回、萩・石見空港活用の際にこの事務所を利用していただければというふうな思いもあります。

先般、金曜日に「地方航空ネットワークの維持と地域の役割を考えるシンポジウム」というのが益田市で開催をされました。その中で、運航会社の全日本空輸のほうから、今回の来年3月30日からの2便化については、もう一方で、世界につながる日だということで、26年4月から羽田発着の昼の便として、台湾や中国、韓国、東南アジア各国に飛行機の就航を予定しているということで説明がございました。観光客の誘客等については、東京都内の皆様、あるいはこういった萩・石見空港2便化になることによって、海外のお客様というところもビジネスチャンスになるのではないかとというような報告も受けておりますので、そういった部分も含めて東京事務所を活用しながら、誘客に努めていきたいということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） この津和野町東京事務所というのが、ものすごく私も期待をしているところでありまして、もちろん販路拡大で直販していくのも大事だ

と思うんですが、まずは来てもらうということが一番重要なことだと思っておりますので、もちろん営業活動はもちろんなんですが、まずは来てもらうための体制をつくっていく、そのためにはどういったパッケージの商品があるのか、どこに宿泊ができるのかと。

それで今、東南アジア各国の方々も見込んでいます、見込まれるかもしれないということですので、そういった場合にはインバウンド対策というのも重要になってくると思います。先般、日本国内に、日本に来られた外国人客数が1,000万人を突破したという中で、まだ津和野町においてはそんなにふえているようには思っておりませんが、今後は東南アジアの方々が進んでいるというような形に持っていけるまで連携していただきたいと思っております。

次に、交流人口増加策の子供の遊び場がないということなんですが、もちろんアクアスや万葉公園といった、あぁいった施設が津和野にあればそれはベストだと思うんですが、そこまで大きな施設というのは財政的にも難しいとは思いますが、この津和野町において、本当に遊具がないというのは御承知のとおりだと思います。また、津和野の町の中で手を離して遊べる場所が少ないということもありますので、ぜひ設置をしていただきたいんですが、現在、既存の公園にある遊具、これがもう老朽化していると思うんですが、今後、見直しや新たに設置していくという考えはないのか、これをお伺いしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 議員御質問の遊具等の整備でございますが、なかなかこれまで設置しておりました遊具についても、当初はいろいろと利用されておって使われておったんですが、なかなかその後は使われてなくて、なかなかそういった施設等も置いといては、けががあるとか、全国どこでもそうなんですが、そういった不備のある遊具を置いとくわけにはいかないということで、全国的にも排除というか取り外しを行っております。保育園等についても、かなり遊具等も不備があったり、さび等の関係で修復はしております。そういった内容等を踏まえたときに、それでは、今ある公園の中に新たに遊具を改めて設置するというのは、なかなかやっていけないということを考えております。

また、まちづくり委員会の中で、各地域においてはそういった子供の遊び場がないということで、その予算を使って公園の周りに地元の人が柵をつくったり、そういったこともやられておりますので、町として遊具を改めて補充なり新たにつくっていくということはまた難しいとは考えておりますが、そういった皆さんの協力とかそういったことがあれば、今後、検討はしていかななくてはいけないとは思っておりますが、現在のところ町長の答弁にもありますが、保育の環境とか子育ての軽減等を優先するというので、今後、「子ども・子育て」も27年から新制度が始まりますし、それを踏まえて統廃合等も行っていきます。そういったことを踏まえると、今後、園の改修なり整備等もやっ

ていかなくてはいけないということが考えられるわけでございますので、そういったことで現時点では、なかなかそういった議員御指摘の環境整備には対応ができないということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） このことについてなんですが、遊具と言えば遊具なんですが、子供の目線でぜひ公園を見てもらっていただきたいと思います。どういうことかと言いますと、ボールでは遊んではいけない、遊具も老朽化していてそれでも遊べない、そういった中で、じゃあ何して遊ぶんだと。走り回るだけならいいです、昔のように子供たちが集まっているんだったらいいですが、今は少子高齢化の中で子供たちも少なくなっている。

そういった中で、例えば一つ土管があればそこに潜ったりできるとか、そういった遊具にこだわらず、砂場だとか山をつくってあげるとか、それだけでも十分変わってくると思うんですね。子供の視点に立って遊ぶ場所を提供していただければ、それで十分だと思うんです。もちろん昔を考えれば山に登ったり、川に泳いだりだとかそういった遊び方もあると思うんですが、一般論として、まずは子供の遊び場という感覚で公園などを見ていただきたいと思います。

本当に津和野町は遊ぶところが少ないというのは多々聞いております。これは町民の方もちろんですが、今、津和野町外で暮らしている元津和野に住んでいた方々が、津和野の実家に帰ってきて行くところがないという声、多々聞いております。ぜひ子供の目線に立って、そういった環境を整備していただければと思います。もちろん財政難というのはわかっておりますので、そのあたりをきちんと一度見直していただきたいと思います。

オートキャンプ場についてでありますけれども、これも子供の遊び場と同じであります。キャンプ場の場を整備すればいいというだけではなくて、道の駅という人口の交流が多くある場所であります。私が念頭にあるのは、どうしても日原のシルクウェイのほうになってしまうんですけども、あそこは釣り人客がたくさんいらっしゃいます。車で来られて、そこで寝泊まりをされながら釣りをするという光景を皆さん目にされていると思うんですけども、以前はオートキャンプ場の整備を検討しているということなんですけども、答弁をいただいたわけなんですけども、今回はグラウンドゴルフ場を含め道の駅全体の充実を図るという答弁でありました。

もちろんこれは私はすばらしいことだと思いますし、今後もやっていくべきだと思うんですが、まずはオートキャンプ場、簡易な水道施設ですとか炊事場、そういったものも早く整備しなければいけないのではないかと考えておりますけれども、オートキャンプ場については、これはするという可否を含めて検討したいということなんですけども、これはするというので受け取ってもよろしいのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） グラウンドゴルフ場が整備され、利用の状況も目標としていた人数に近く、本当に御利用いただいているなどというところで、今、考えております。町長の答弁にありましたように、このグラウンドゴルフ場の整備にあわせて、そういった簡易な水道設備であるとかそういったところについては、整備を進めていきたいというふうには、今、考えているところです。

この御質問のオートキャンプ場を整備するか否かというところについての結論については、今現在、検討中というところでございまして、このグラウンドゴルフ場の整備にあわせて、先ほど議員から御指摘のあったアユ釣り客の皆様、そういった方々の対応等含めて、総合的に今、検討しているというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 総合的に検討していただけているということなんですけど、もちろんシルクウェイにちはらももちろんなんですけども、津和野のなごみ温泉のほうも、あちらも多くのキャンピングカーなんかよくとまっております。道沿いのほう、道路側のほうを中心によくとまっております。ああいった方々もなぜあそこを利用されるのかなと思ったら、やっぱりトイレが近くにある、いわゆる水回りがあるというのはトイレなんです。

ではなくて、やはりきちんとした形で車をとめて宿泊できる、宿泊してもらうだけではなくて、そのことが何につながるかというと、津和野町に観光されるですとか津和野町でお金を落としていただく、いわゆる経済効果が生まれてくるわけです。道の駅を利用していただく、食事をしていただく、津和野であれば温泉を利用していただけたら、そういったいろんな付加価値をつけることによって利用客もふえてくると思いますので、これは前向きにぜひ検討していただきたいと思います。

それから、重要伝統建造物群保存地区の選定と畑迫病院と、こういった伝統のある重要なものを保存していくというのは大事だとは思いますが、畑迫病院の活用について質問させていただきましたが、いろんな案が出されているわけですが、多岐にわたっております。食を通じたもの、食堂、宿泊施設、セミナーハウス、病室を利用したの工房・ギャラリー、いろんなものがあるわけなんですけども、全てをやるというのは難しいと思います。

ただ、一つに絞っていかなければいけない。その中で、町民の声を聞きながらやっていく中で、どこかで線引きをしなければ、畑迫病院でありながらそうではなくなってしまおうと思うんです。その線引きというのはどのようにお考えなのか、また、その方向性、これに決定するんだという方向性はいつごろ出されるのかをお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） まずもって、畑迫病院のある地域の方々を代表するメンバーの方々に入っていていただいております、そこでも活用委員会は、病院だけではなく、もっと庭園のほうも入っております、どういう形で地元の方がどんな協力をいただ

けるかということもあわせながらお話をしてまいりました。ただ、その方々も代表で
ございますので、さらにいろんな団体の方々が今やっていることと、それを続けてい
くのか、さらに新しい活用方法をどういう形で協力していただけるかということも、
今、同時並行で検討を進めている状態でございます。

病院の建物につきましては、別途、整備の委員会もございますので、そちらのほうで
保存の意味合いも考えながら決めていくところでございますけれども、内容につきまし
ては、もう少し地元の方との話し合いは少し進めながら、最終的に決めていかないと、
全くばらばらではうまく活用にはなっていないので、その辺は大事にしながら、今
後も。また、ほかのところで活用されている方のお話等を聞いたり勉強もしていきな
がら、一番いい方向を決めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 28年3月の完成ということなんですけれども、完成
した後に何かを決めるというのは難しいと思いますので、その中でいつごろまでにそ
の方向性が出るのかというのをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 年に何度か整備の委員会も行ってございまして、ちょっとま
だ今年度のうちに最終確定ということにはまいりませんが、工事の進捗に支障
を来さない範囲で最終決定をしていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 畑迫病院を解体して組み立てるといふ大規模な工事
が行われる中で、まだその方向性が見えていないということに、私ちょっと疑問を感
じております。早い段階で、町としてこのように使っていくんだということがあって
初めてつくるものだと思っておりますので、そのビジョンというのを早目に示してい
ただきたいと思っております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、11番、川田剛君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時10分まで休憩いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序2、8番、青木克弥君。

○議員（8番 青木 克弥君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

この7月28日に、本町は未曾有の大災害を受けて甚大な被害を受けました。それに伴いましてさまざまな課題の中で、現在進められておるわけですが、その中で町長も2期目を迎えられ、そしてまた新しい副町長が誕生し、そして内部の中核であります課長の人事もございました。そういった現状の中で、今最も本町が困難な時期に差しかかる中で、いわゆる組織の力といったものが最も試される時期ではないかというぐあいに思っております。

先般、今年の漢字のあれの中に「リン」、「輪」というような漢字が示されましたけれども、まさに今、本町が問われているのは、このことではないかというぐあいに思います。

そういった中で、来年の予算執行がされるわけですが、当然この未曾有の災害に対する予算措置といったものが、最も優先されるべきであろうというぐあいに思いますが、特に災害が起きた場合にはさまざまな課題の中で、残念ながら通常の業務が切り捨てられていくという側面もございます。そういった意味で、その辺のことをどのように考えていくのか、組織全体を含めてどう対応していくのか。そのためには近々の課題を整理しながら、26年度の基本的な方向性をどう定めていく、ということについて、まず町長のお考えを聞きたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、8番、青木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

平成26年度予算に関する御質問でございます。

平成26年度の予算編成につきましては、津和野町総合振興計画に基づく事業計画を基本としますが、議員御指摘のとおりこのたびの豪雨災害の被害が甚大であり、その復旧、復興を何よりも重点的に取り組まなければならないと考えております。

平成26年度の予算編成方針といたしましては、現段階では国における来年度の地方財政計画が不透明であり、地方消費税を含む消費税引き上げが決定され、その増額が見込まれる一方で、基準財政収入額の増に伴う地方交付税の減額が見込まれます。税金を含めたその他の一般財源の大幅な増収が見込めないことから、来年度も引き続き一般財源枠配分方式で予算編成に当たることとしております。

限られた財源をもとに、災害復旧を円滑に推進するためには、これまで以上に経常経費の削減に努めるとともに、災害復旧以外の通常業務については、引き続き町民サービスの維持・向上を図りながらも、事業によっては縮減、廃止や代替なども検討する必要があると考えております。

あわせて、人口減少問題に的確に対応していくため、子育て支援を初めとしたさまざまな定住施設の充実、強化に取り組んでいく必要もあることから、限られた財源を有効かつ重点的に配分したいと考えます。重点施策といたしましては、定住対策として、さ

きに申し上げた子育て環境の充実のほかに、農林商工業者に対する個別支援の拡充、つわの暮らし推進住宅の建設などを考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今いわゆる抽象的な表現でお答えをいただきました。肝心なのはこの四、五年は恐らく各関係機関といいますか、の応援をいただきながら多様な人材の中で、恐らくやっていかなければならないというぐあいに思います。だからこそ、そのいわゆる町が今抱えている組織体制を、どう有効にフルに使って各事業を進めていくかということの考え方というのが、最も重要だというぐあいに思いますが、少しその辺にも、もう一度触れていただきたいというぐあいに思うんですが。

例えば、今まで、町長も再三申し上げられております行政評価制度のようなことも申されておりますが、それを今回の場合にはどういうぐあいに活用していくんだとか、あるいは組織的な対応の中で、今町長も言われましたし、そういうふうな中で、町としての戦略会議として位置づけられている庁議をどういうぐあいに充実させていくのか、というようなその具体的な施策展開の方法と、それから町長が目指す2期目のこういうような町にしていきたいんだというようなところを示しながら、もう一度お答えをいただきたい。思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） こうした災害が起きて大変非常事態というふうに受けとめているところであります。だからこそ、今後考えるときにできるだけ計画性を持って当たっていかなければならないということは、議員のおっしゃるとおりだというふうに思っております。

ただやはり、これ言いわけがましく聞こえるかもしれませんが、現場で現在いろんな対応に当たっている者としては、いろんなこの混乱が生じている中で、なかなか現時点で人員の陣容も含めて、しっかり計画がまだできるというような状況にはないというのが、実は現実なところだというふうに受けとめております。

一例をとるならば、人員の問題として、現在は島根県あるいは県内市町村、東京都文京区ささつな自治体協議会加盟の全国の町村から職員の応援をいただいてやっております。しかし、これもいつまでの段階まで応援をいただけるのか、非常に不確定な様相があります。

例えば、ささつな協議会も現在1カ月交代で各町村から送っていただいているわけですが、1月までは何とかめどが立っているわけですが、2月以降派遣をできる自治体があるかどうかというのも流動的な状態です。

こうした中、本町の職員採用も来年の新規採用は6人、現在予定をしております。今後2次募集で建築士関係の者を1人応募、募集していきたいと予定を立てておりますけれども、あわせて今回の新規採用で、1次募集で募集をしておりました土木系の技術職員

なんですが、こちらまさに災害関係として2人採用したいという思いを持つとったわけでありまして、残念ながら、採用するに至っていないというのが現状であります。

こうした中で、これからのまた作業になるわけでありまして、期限付きの土木技術職員を現在嘱託職員として雇用するべく、これから募集をしていくという段階であります。これはほぼ3年という期限の中で、土木技術職をできる職員というふうに考えているわけでありまして、ただこれも1次募集で応募がなかったように、本当に2次募集で応募があるかどうかいうのも全くの不確定な現在の状況だというようなところでございます。

そしてまた、先ほど議員もおっしゃられました人事評価制度から行政評価制度、これも現在試行的な取り組みとして行っていく予定でありますけれども、残念ながら、今回の災害が起きまして、そこを担当する部署からも3名、災害復旧推進室に派遣をしたという現状でありまして、とてもそこに携わる余裕がないという状況で、本当に残念なことではあるんですけれども、今年度、人事評価制度と行政評価制度の実行は見送っていると、見送らざるを得なかったという状況であります。ここの構築も急ぎたいわけでありまして、現在そういうところのうまくいってないというのは、混乱を生じているというような状況であります。

こうした状況でありますので、またその災害復旧に当たりまして、これまで被害調査とそれから災害査定を行ってまいりました。災害査定についても、測量会社さん等から成果品が上がってきて、初めて我々のなす仕事ができるという状況であります。これは測量会社を責めるわけではなくて、県内のほかの町あるいは山口県、大きな被害が出ているということで、測量会社さんもそちらのほうも仕事とられる中で、不眠不休で頑張っていたことはよくわかっておりますけれども、現実として、なかなか本町に成果品が上がってくるのもおくれてきている、それ一つ一つ、その場その場で対応していかなくやならんという、これまでの混乱もあったということでございます。

これから査定がようやく終わる見込みがつかまりましたので、今後につきましては設計処理を通して、発注工事をしていくわけでありまして、恐らく26年度、25年度につきましては、相当な被害額に対するこの災害の事業を出していかなくやならないというわけで、今度はじゃあ、土木業者のほうをそれが本当にこなしていただけるのかどうかということ、これもまだ不確定要素がありまして、そうしたことも詰めていかなくやならんというようなことでありまして、ですから行き当たりばったりではないんですけれども、いろんなまだまだ混乱が、災害の混乱がまだ生じていると、そういう状況の中で、対応もしていかなくやならんということでもありますから、ある程度もう少し落ちつかないと、この災害とあわせて、どういうまちづくりをしていくのかということも方針を決めかねるという状況ではあるということも、御理解をいただきたいというふうに思っております。

そして、もう一つは、回答にも書いておりました財源の問題があります。消費税が来年4月からアップをするということ、これが地方交付税にどう影響してくるのか、これは、私も国とのいろんな懇談会あるいは関係者との懇談会等で、いろんな勉強させていただく機会を設けていただいておりますが、まだ国の方針もしっかり徹底されてないという事情でありまして、そうした中でどれだけの財源が確保できるのかということも、これは現場で実際に町政をあずかる者として大きな関心事でありまして、そういう一つ一つがもう少し明確になってこない、この災害を同時にまちづくりをしていくということの方針というのは立てづらい状況でもあるということで、そういうことをやはり御理解いただければというふうに思っております。

またその上で、今後どういうふうに津和野町のまちづくりをしていくのかということ方は方針を立てて、そしてまた庁議等でも決定していくべき、いろんな組織体制のことも考えていきたいというふうに考えておるところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、町長もいろいろ、その現況について、特に災害を含めてのことでお話をいただきました。そういう状況の中であるということの中で、今現在、私は質問させていただいているつもりであります。

この災害というのは、私も現役のときに58災害を対応に奔走しましたので、若干のことはわかっているつもりでありますけども、そういった中であるからこそ、大変な業務の中で職員は業務をこなしていくわけです。したがって、そうすると、今先ほど冒頭に申し上げましたように、従前のいわゆる行政対応というのが少しずつ抜かしていく、という側面を含めている、ということであり、そういうことがあるからこそ、今、町長が言われましたように災害の、いわゆるその状況が落ちつかないとできないとか、あるいは国の予算がきちんとなしとできないとかいうのもわかりますが、その前に、やはりそういう戦略は立てておかなければならないということをおっしゃっているわけがあります。そのところを、町長としてはどう締めていくかということが、示されるべきだろうということで、今質問させていただいておるわけですが、今のちょっと触れました、名前が妥当かどうかわかりませんが、庁内にある庁議といったものが、僕はこの町政を執行していく、この非常時については、いわゆる戦略会議というぐあいに名づけてもいいのではないかといいながら思っておりますが、そこら辺の充実をどう図っていくかというのが、今、組織運営の中では一番問われている問題ではないかというぐあいに思っているわけです。そこら辺のお答えがございませんでしたけども、今の行政評価制度だとか、あるいは人事評価制度の状況の中でおくれていったという話も、それは当然だろうというぐあいに思っています。

しかし、後でまた議論させていただきますけども、一旦、計画をつくっていったと、その中の進捗については、やっぱり進捗管理といったものをきちんと進めていく、このときはこうできない、それじゃあその次はどうするかというようなことを当然考えて

いかなければならないことだと思っておるわけです。それが災害ができたから、アクシデントができたから、こういうもんでおくれたしまったということでは、僕はいけないと思っておるわけですし、その辺をどう考えているかということについて、もう一回、今のいわゆるその組織的な運営の中での、私が申し上げていることが、正しいとか正しくないとかじゃなくて、その辺のことのお考えがあるのかどうなのか、どう充実していくかということについて、町長はどうお考えになっているのか、もう一度お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 財源の問題や、あるいはそうした事業が予定どおりできてないということ、いろんな問題申し上げましたけれども、一番やはり一つ申し上げたいのは、現在は人員がやはり確定しないということでありまして。まちづくりをしていくためには、あるいは戦略を立てていくためには、当然、誰がつかさどるのか、それは町長のまた戦略をつくっていく上でも大きなポイントになるわけでありましてけれども、そのまだ陣容が確定をしてないというところに、現在、方針が戦略が立てられない、一つの戦略は、当然災害前にも立てておりますけれども、災害が起きてもう一回仕切り直しのその戦略を立てていくためのその陣容が、まだ整っていないというのが実情であるということをお願いしたいというふうに思っております。それは採用も計画どおりにまだいってないということや、あるいはほかの部署から全庁体制で推進室のほうに人を設けている。その設けてるのも、それぞれが兼務辞令を出しながら、自分の業務とともに推進室の業務をやっていると、そういうようなことでもあります。そうした陣容が、来年ある程度めどが立てれば、また町長としてのその後どういうふうにもまちづくりをしていくのかという戦略が立てられていくだろうというふうに考えているという次第であります。

それから、庁議につきましても、三、四年前に、私が就任したときからしばらく、1期目になりますけれども、庁議から比べますと、相当その庁議の進め方というものも変えてきているつもりであります。それぞれ各課、それぞれの部署が必ず庁議の中で現在のそれぞれの課がやっていることあるいは課題、そうしたものをそれぞれが発表し、そして説明をし、そしてまた庁議の中でいろいろ意見も出し合っていくと、そしていろんな各課の課題を全庁的に共有をするというようなやり方を変えてきているというところでもあります。ただ、それが全職員まで現在全て徹底できているかということ、まだまだ課題はあると思いますので、改善の余地があるかというふうにも考えておりますが、そうしたやり方をしております。

また、人事評価制度、行政評価制度を今年度は見送っておりますけれども、これらの進捗状況におきましても、それらは行財政改革大綱（発言する者あり）行政改革プランですね。これを定めております。その中にも載っております。そのほかにも、行政改革をしていく、いろんな項目をこの行財政改革大綱と行政改革プランの中に定めておるわ

けでありますから、そのプランどおりにいってるかという進捗状況は、これは災害が起きましても、それを委員会を設けておりますので、その中で進捗状況を確認をし合いながらそして行財政改革大綱推進会議をもつても、そういう進捗状況を確認をし合いながら現在進めているというようなところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今のどっちが先かという議論になりますので、その辺については、これから進めるつもりはありませんけど、私はやっぱり陣容があって戦略があるんじゃないかと、戦略があって陣容がある、そういうぐあいに思っております。その辺は町長のお考えと違うかもしれませんが、私はそういうぐあいに思っておるわけでして、そういうようなことで議論のかみ合わないところがございまして、具体的なところに進めさせていただきますと、今の定住対策として子育て環境の充実というようなことで説明がございました。

もう一つは、農林商工業者に対しましては、個別支援の拡充だという表現で、予算の主な方向性といったものをお示しになりましたけども、子育て環境の充実というのは具体的にどういうことなのか、個別支援の拡充っていったのはどういうことなのか、ちょっと、その点について御説明願います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、大前提として現在これ検討段階でもありますので、きょう申し上げたことを必ずやるという意味で申し上げるわけではございません。そこは御理解をいただきたいというふうに思いますけれども。

まずは子育て環境でございます。これについては、まずは保育士の確保に非常に苦労をしていると、これは町立保育園を限って申し上げたいと思っておりますけれども、いうことであります。

それから、現在国の方針が、やはりこの民営の保育園については、非常にいろんな制度が拡充されておりますけれども、公立の保育園については非常に厳しいという状況でもあります。こうした背景を踏まえて、やはり本町も数年前に大きな事故も起こしております。この安全・安心の保育をとるということ、体制をとるということ、これをまず一番に考えなければならないというふうにも考えているところでありまして、そうした中でやはり保育園の統廃合を考えていかなきゃならない時期に来ているというふうに思っております。

ただ、この統廃合をするということは、その廃校の、廃園の対象になった地域については、それはサービスの低下になるわけで、つながることになるかもしれないわけですが、それに終わってしまっただけではいけないわけですから、統廃合することで、資源を、人的な資源、保育士でございますけれども、これはやはり集中させて、その分これまでになかったいい保育体制をとるということを考えていかなければならないというふうに考えております。

そうした中で、どういう保育の充実ができるのか、これはまた、今後考えながら新年度予算に反映させていきたいというふうにも思っておりますし、また施設が相当老朽化をしておりますので、こうしたものもやはり更新をして、そしてそうした中で安全・安心でまた清潔で、魅力的な保育というものも展開していくということも必要じゃないだろうか、そういうことも検討の一つに入れているというところでもあります。

また、もう一つは保育料でございます、この点については無料化を図るのか、あるいは軽減をするのか、あるいはそこまでやらないのか、その辺もいろいろ検討しているところでもありますけれども、それも一つの子育て環境の一つの整備として、検討の選択肢に入れているというような状況でございます。

それから、もう一つ、農林商工業に対する個別支援の拡充ということでもありますけれども、昨年度から、商工業部門でありますけれども、それぞれの、例えば企業やあるいは商売営まれている方が、新しい商品をつくれ、そのときに設備投資をされたら、その何割かを町として支援をさせていただく、あるいは新商品開発のためのパッケージとかそうしたものの開発費も幾らかを補助させてもらうですとか、あるいはおもてなしを、意欲を高めるために研修を行かれたり、そういうための研修の事業費も助成させていただいたりとか、そのほか全部申し上げませんが、いろいろとそういうところを、頑張る企業や商売される方がさらに伸びていこうとするための応援をしようという制度を創設させていただきました。

個別商業包括的支援事業というものでございます。これをやはり商工業部門についても、もう少し拡充できる方法はないかと、そういうことを考えていきたいと思っておりますし、またこれを農業版もつukれないだろうかという検討しているところであります、当然農産物をつくった2次加工、3次加工、6次加工、そうしたものも出てくるわけでありますから、そうしたところへのこういう補助制度、支援制度というものもつukれないだろうか、そういう検討を現在していると。そういう中から町内でまず頑張っておられる企業、農業者、商売されている方々、そうした方々がまず所得が上がっていくように、さらに展開がされていくようなそういう応援をする企業をもって、ひとつ産業振興していきたいというふうに考えているところであります。

つわの暮らし推進住宅は、もう御承知のとおりでありますから申し上げますけど、そういうことを考えているという次第であります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、商工業中心に、いわゆるその頑張る人に対しての光を当てていきたいというような説明でございました。まさにそのとおりだというぐあいに思ってます、一生懸命頑張っている人に光が当たらないと、やっぱり産業振興も定住対策も全く前には進まないというぐあいに思って、私も思っておりますが、今町長も説明されました、いわゆる産業を振興することによって雇用が生まれ、定住ができるというぐあいにも思うわけでございます。

そういった意味で、次の質問に移らしていただきますが、当然前段の議員の質問にも若干関連をするわけでございますが、いわゆるその定住を進めていく上では、やっぱり働く場といったものが最も早くつくらなければならない、創造されなければならないというぐあいに、今も思っておるわけですが。

前回も、それから、ある事あるごとにその雇用の場をどう創設していくかという意味で、今、最も本町が雇用として期待をされる産業振興の中で、やっぱり何と云っても、森林資源を生かしたものが最も急がれるもので、再生そして持続可能な産業ではないかというぐあいに思っております、その辺のことを前回質問したわけですが、現在、木質バイオマス等利用した発電所の問題等々が前面に出ておりますけれども、そういったものももちろん大切だろうというぐあいには思っておりますが、それに関連したさまざまな産業といったものがございます。雇用の場を創出するようなことがございます。そういうことを含めて前回質問させていただきまして、お答えの中に、そういうことを今検討中であり、さまざまな種類の産業についても研究していくというような御返答でございましたので、現在その辺のことが具体的にどういうぐあいに詰まっているのか、どういう方向性の中で、今産業を創出しようとしているのか、雇用の場ができようとしているのかということについて、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、雇用対策に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

森林資源を生かした雇用の場をつくるため、木質バイオマス発電の可能性を検討してきましたが、今年度津和野町では「高津川流域木質バイオマス活用調査検討協議会」を立ち上げて、より具体的な内容検討に入っております。

島根県では、松江市と江津市に木質バイオマス発電所が建設されることが決まり、木質チップの供給者となる素材生産事業者は、生産規模を拡大する準備に取りかかっております。高津川流域でも規模拡大の動きがあり、素材生産事業者が雇用を充実する方向にあります。流域の木質燃料を全て江津市の発電所に供給したのでは、流域の発電所計画に影響を与えるため、素材生産事業者の方々と協議しながら対応を検討しているところでございます。

協議会では、松江市や江津市で建設される大型の発電所ではなく、木質バイオマスに熱を加えることで発生するガスを使ったガス化発電を検討しており、提案説明会を3社から受けております。ガス化発電によるメリットは、2,000キロワットの発電でも経営が可能になること、エンジンを動かすことにより熱エネルギーを利用できることや、排気ガスを使った木の乾燥が考えられ、エネルギーを最大限活用することにより、木が持つエネルギーの75%を利用できると言われております。

ドイツでは、10年前より木質バイオマス発電を始めておりますが、近年ではガス化発電が主体となって、エネルギー利用率を重視した国の政策が行われていると聞いております。

このことから、実現性に向けた試験プラントの誘致等を検討しており、近い将来、プラント建設が可能となるよう調査、検討を進めることにしております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、主としてバイオマスを利用したところによる発電関係の、いわゆる、エネルギー創出に関することについての御説明でございましたけれども、いわゆる、その森林資源を利用した雇用の場といったものをどう考えているかということでお尋ねしとるわけでありまして、例えば、簡単なことを申し上げますと、木炭を生産したり竹炭を生産したりするのにどうということが考えられるかとか、現実に即して林道を入れるためにはどうしたらいいかとか、そういったことで雇用が若干でも生まれると思うんですが、その辺の研究も恐らくされてると思います。そしてまた、今、竹だとか木材、あるいはバークを利用した先端の技術といったものも進んでまいっております。

そのようなことについての、いわゆる、場の創出といいますか、そういったものの工場誘致とか、あるいは、工場がこの辺で対応可能なのかとか、そういった辺のことを恐らく調べられとるというぐあいに思うんですが、その辺については、どういうぐあいになっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山の森林の資源を使った雇用の場につきましては、先ほど町長が答弁しました木質バイオマスの誘致によって山が活性化するという方向で考えておりますが、そのほかにも、竹の林の対応等も進めていかなければならない、それから、道の、作業道の開設等も進めていかなければならないということで、そういう人材を育成することが重要ではないかということで、来年度に向けて「地域おこし協力隊」という形で林業に携わる人を育てていこうという方向も持っております、そういった方向で、来年度より実施していきたいという考えを持っております。

その辺のことを通じて、さまざまな研究を重ねながら、将来にわたっての雇用の場の創出ができたかと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 人材を育成することは最も大切なことの一つだと思いますが、やはり、前段でも言いましたように、ある種のやっぱり戦略といったものがないと、そのために人材を育成するわけでありまして、そういったことを含めて、早急にそういったものを、今、言いました雇用の場を具体的にどう進めていくかという戦略を練っていただきたいというぐあいに思います。

その一つとして、当然、本町独自で物事は進められるとは思っておりません。そのために、今、高津川流域の特区だとか、あるいは広域の事務組合とかいったようなものがあるわけでありますので、その辺を十分に活用した上で、当然、進めなければなりません。いわゆる、その準備段階として、前回は御提案申し上げましたが、レーダー測量だとか、あるいは、森林経営計画に対する人的な支援をどうするかとか、そういったことの辺の議論も早急に進めていただきたいというぐあいに思いますし、具体化をしていただきたいと思っております。

もう一点は、今、バイオマスを活用したその発電所のことでございますが、現在、松江やそれから江津のところで大きな発電所ができようとしておりますけれども、木質バイオマスを利用した発電所そのものが、でかい発電所を狙うというのは、まあ、間違ってるというぐあいに私は思ってます、やっぱり、地域分散型のそういった施設といったものが、今後は要求されるだろうというぐあいに思っております。

そういった意味で、今、説明にありました、いろいろな技術革新ができておりますけれども、ガス化を利用したその発電所等々あたりの、いわゆるモデル発電所みたいなものは、津和野に誘致する気があるのかなのか。そういったものを実験的に誘致することによって、そこでまたいろいろな雇用が生まれてきますし、その、いわゆる産業の進化といったものを望めるというぐあいに思ってますが、その辺のようなことについてお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 先ほど議員がおっしゃった赤色立体地図というものを製作できる会社がございますが、その会社の協力を得て、津和野町内の一部地域で調査をしていただいて、その地図の有用性というのが高まってきましたので、総合特区のほうでも、この地図を流域全体で作成できる方向で考えてみたらどうかという提案もしております。

これも実現したいことだと思いますし、それから、バイオマス発電所の誘致につきましても、町長の答弁ありましたように、ある企業と今タッグを組みたいという方向で検討しております、企業のほうの内部協議がまとまれば、誘致が可能になるかもしれないというところまで来ております。そういったことで、水面下ではありますが、そういった活動もしながら、何とか津和野町に試験プラントの誘致ができないかということを検討しております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 町長に、そこでお尋ねしたいと思いますが、いわゆる広域の中では、当然、1市2町がやるわけですが、そういった大きな事業をするときに、やはり首長の意向あるいは意思疎通といったものが大事になるというぐあいに思うんですが、町長はいわゆる広域の中で、今、言われたような一連のことを提案

をして、ぜひ、いただきたいというぐあいに思いますが、その辺のことのお考えをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 現在、津和野町で、このバイオマス関係は調査、研究を進めているというところでもあります。当然、これが、相当、まあ、やるとなりましたら大きな事業費ということになりますから、益田市さん、吉賀さんの御理解を得なきゃなりませんし、また、原料供給という観点からも、1市2町が一緒になってやっていかなきゃならないということだと思います。

ただ、相当事業費が大きいゆえに、我々も、津和野町が提案する以上は提案をする責任もあるということでありまして、現在、この調査、研究を深めているというような次第でもあります。その上で、本当に採算が合って、そして継続的に運営をしていけるというような自信が持てるようであれば、そういう結果になれば、ぜひ、この提案をしていきたいというふうにも考えているところであります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、前向きな発言をいただきましたが、ぜひ、広域の中で津和野町も主体性を持って、ぜひ提案をしていっていただきたいということを望みをいたします。

次の質問に移ります。

先ほどからいろいろ質問している関連のことをございますけども、ある事業計画を立てて、それが、やはりその計画どおりに推進をし、実施をされるということが最も重要だというぐあいに思いますが、一つの例をとって質問をさせていただきますが、この本町にサイン計画といったものがございます。これは、一方では、24年の3月に、津和野町の観光計画というものが策定をされました。当然、その辺のものと整合していくわけでございますけども、残念ながら、この計画については遅々として進んでいない、そういう現状にあらうかというぐあいに思います。

前回、同僚議員の質問の中にもこのサイン計画が質問をされまして、そのときに答弁の中では、この計画については、歴史的風致維持整備事業といったものにおいて関連をして実施をしたいということで、平成26年・27年と、平成30年・31年、この2段階に分けて実施をするという答弁でございました。そして、その中で、具体的なことは、25年度に箇所別のことを示したいというぐあいにお答えになってございます。25年も、今、終わろうとしとるわけですが、その辺のことについては、具体的に示されていないというぐあいに私は承知しておりますが、どのようになっているのか。

このサイン計画については、平成21年、22年ごろから私もこの一般質問の中でも質問しておりますし、その辺、いわゆる、さまざまな関連の事業が展開をされる中で、それとの整合性だとかというふうなことで、遅々として進んでまいっておりません。図

は示されておりますし、サイン計画の表示もされておる。しかし、そのままになっておるのが現状だというぐあいには思っておりますが、その辺についてお聞かせをください。

それと同時に、25年に示されるということでもございましたから、当然、現況について把握されているというぐあいには思いますので、いわゆる不都合などとか、早急に行わなければならないとか、そういうようなところをどう把握し、どう具体的にやろうとしているのか、その辺についてお聞かせをください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、サイン計画に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

サイン計画は、歴史的町並み景観等、歩行者に対するサインとしまして誘導サイン17カ所と、現在位置サイン、解説サイン、そして自然景観等、車両に対する誘導サイン12カ所に区分して計画しております。

歩行者に対する誘導サインは、そのほとんどが歴史的風致維持向上計画の重点区域内にありますので、同計画関連の補助事業を活用しながら、平成26年度からの整備を進める方針でありまして、今後、現場の位置や用地所有者の確認、事業費の算定等を行う予定としているところでございます。

一方、車両に対する誘導サインのうち、国道9号青野山トンネル出口のウェルカムサインは、11月に修繕整備を完了したところでありますが、そのほとんどが、現時点では一般財源での対応となるため財政面からの制約が生じており、今後、全体の予算状況を鑑みながら順次整備してまいりたいと考えております。

また、総合案内板等において、誤った表示や現状に合っていない看板もあり、情報をいただいた時点で修正も行ってきておりますが、今後も、26年度からの事業実施に合わせて現地調査に努め、引き続き早目に修正等を行ってまいります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今、お答えになりましたが、このサイン計画、まあ、観光計画も同様でありますけれども、この点については何年も先送りされてきたものであります。今も、現況調査しながらというぐあいにはお答えになりましたけれども、この現況を調査しながらというのは、現況調査したから計画があるんだと思うんですが、当然そういうことは、もう、できておらないかんし、当然、そのことについての、どれぐらいかかる、どういう問題があるというのは整理されてるというぐあいには思っているんですが、その辺のところには言及をされておりませんが、いまだに調査をしなければわからないんですか。残念でなりません、その辺のことについてお答えください。

それから、誤った表示や現況に合っていない看板というような表現がありますが、そこら辺のことがありながら、なぜできないのか、具体的にはそれは何なのか、お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） まず、現況調査ということでございますけども、この看板については、現地は、おおよその位置的なものは決めております。ただ、その現場そのもの、ここへ立てるといところがまだできてないというのは、実際、現実でございます。事業のほうのヒアリングが来年早々ではございますけども、まあ、言いわけになるかもしれませんが、いろんな意味で、私ども、災害関連、いろんな面で観光係が毎週のように動いております。そういったことで若干おくらしているということは否めない事実でございますけども、そういった意味で、この12月、大体いろんなキャラバン隊等の遠征等もかなり終息しました。そういったことで、今後12月から1月にかけてそういった現場を歩いて、その土地の所有者の方々がどなたになるのか、どこに立てればいいのか、そういったところを具体的にやっていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、誤った表示のというものの看板の関係でございますけども、実際行って現場を細かく歩いておらないところも事実でございますけども、いろんな意味で、私どもも目にしたりしたものについては、例えば、駅のところにある総合看板、案内板がありますけども、そういったところの看板を見てみますと、やはり、現実合っていないというのは、現在なくなった施設等、そういったものがございましたので、そういうものは、その時点で私たちが取り除いたというところでございまして、まだまだほかにも、そういったところもあるのもあります。

全てをやったとは言いませんけども、今回、ちょうど町内を歩くことをしておりますので、そういった中で、そういうようなものを確認しながら、早目に、まあ、修繕といっても簡単にできるもの、できないものもありますし、それから、町が行ったものでないものもかなりございます。いろんな団体等によってつくられた看板もございまして、勝手に町がやるというわけにもいかない分があろうかと思っております。そういったものも含め、今から調査を、調査といいますか、現場を歩くときに確認をしてみたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今さっきも言いましたように、もちろん、できてないようなものを幾ら、今、言ってもどうしようもないわけでありまして、前段から申し上げておりますように、そこが一つの、いわゆる総合力だと思うんです。そこら辺が、もう、はっきり言ってできてないから、全く、今もあつた、現場を歩かなきゃわからないと、そういうような返答になるわけでありまして、サイン計画つくるそのものは、観光計画つくるそのものが調査があつてできるんだと思うんですよ。現況が把握されてないのに計画ができるわけではないわけですし、それで、もちろん、具体的に地権者と話をするちゅうのはその次だと思うんですが、当然、このことについては、どういふぐあいにやりたいという、そのものはできてるわけで、絵も描いてあるわけ

ですから。それを早急に、見なければわからないというような、そういうようなことではないと思っております。

不都合な表示といったものは、当然、私も観光のボランティアのガイドをさしていただいて、随分あちこちの苦情も聞いておりますが、今、課長が答弁をされた中で、津和野町が立てたものではないというような看板も確かにあると思います。現実にあると思うんです。しかし、先ほどから申し上げておりますように、観光をどうするかとか、あるいは、サイン計画をどうするかというのは、つまり、津和野町の主体性の問題だと思っております。

だから、具体的な例で申し上げますと、前々回、随分前にも質問させていただきましたが、平成21年だったと思いますけども、森鷗外の駐車場と、津和野庁舎の高岡道路通りに二つの看板があります。「おいでませ山口」の看板があります。これは、恐らく「おいでませ山口」の、いわゆる観光事業の中で、あそこに小さく注釈が掲げてございます。「これこれの事業の中で山口県が立てた看板です」と書いてあります。確かに、それは確かに、いわゆる町が立てたものではない、が、思いますけども、その辺のところの主体性を、津和野町はどう考えるかといったことが大事だと思っておるんです。

観光客はほとんどあの看板を見て、庁舎の跡の裏のところの看板についてはほとんどの観光客、見ませんから。ですが、あそこの鷗外のところにはバスがとまります。あそこで降ります。そうすると、必ずあの看板、見るわけです。で、ここは山口県ですかというぐあいにお尋ねをされます。これは、私は非常に不都合な看板だと思っております。それを不都合と感ぜないのか感ぜるかちゅうのは、それは感性の問題だと言われりゃそれまでだ。けども、津和野町が主体性を持って観光を進めていく上で、そこに山口県の看板があるちゅうのは、どう考えても不都合だとしか考えようがない、いうぐあいに思うんですが、まあ、言うなれば、そういうことであって、津和野町が主体性を持って、いわゆる、そのサイン計画を実施していくということが非常に重要だということを申し上げたいと思うんです。

それからまた、今、関連の事業の中でもいろいろ説明をされておりますが、今の伝建の問題も含めて、この中にも、先ほどの前段の議員の中にも、その伝建のガイドの養成をするんだとかというようなことがございますが、その辺も、一つは、津和野町が主体性を持ったサイン計画の、大きな広義な意味で、一つの事業だと思っておるわけです。その辺のことをもうちょっと、今後の進め方について、今、申し上げましたことについて所感をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 今、議員さんが申されたことのとおりだと、現状もそうであり、そういう方向であろうかと私も思っております。正直言って、その辺の、まあ、整備計画はもちろんその時点で、そういう関係で、新しい、どっちかという、従来のものを見直しなしに、新たにどこにどういったものを設けるかというようなも

のが主体でつくってありましたので、私はちょっとその辺をポイントに今回答弁をさせていただきます。

今、言われるような御指摘の、多分、山口との協議会の中で長い歴史がありますけども、そういった中でつけた看板でもあろうかと思えますし、その辺の経緯なり、それから、今時点で内容的なものも私も細かく見ておりませんので、もう一回そういうものも点検しながら、また、今、言ったような勘違いをされるというか、山口県ではないかというような、津和野もよく言われますけども、そういったことも含め、少しその看板については検討していきたいというふうに思っております。

それから、伝建との今からいろんな動きを、観光は大きな関連もございますので、いろんなガイド等の問題も含め、あわせて、この看板も重要になってくるかと思っておりますので、あわせて検討してまいります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 最後に、町長にお伺いいたしますが、お願いも含めてでございますが、今、いろいろ議論させていただきました。いわゆる、本当に大変な時期を迎えた本町であります。したがって、再三申し上げますように、今こそ、この総合的な組織力を発揮する、そのための試練なこの何年間になるというぐあいに思っておるわけでございます。そういった意味で、津和野の町長として遺憾なくリーダーシップを発揮していただいて、まとめて津和野のまちづくりができる、そういう方向性をぜひ示していただきたいというぐあいに思っています。その辺の決意をお伺いしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） これを申し上げますと、また、鶏と卵の話になっていくのかもしれないが、戦略があってどういう人員を整えるかということが大切じゃないかというのが青木議員のお考えでもあろうかと思っております。ただ、私が申し上げてきたことは、まず、人員を確保できないとなかなか戦略が立てづらいということでもあります。ここは、また議論していこうとは思いますが、ただ、現実として、行政には定員管理計画があって、そこに合わせた人員を求めていかなきゃならん。その定員管理計画をもってどうしていくかということを考えていかなきゃいかんという、我々のまた責任もあるわけであります。そうした中、今回、災害が起きました。定員管理計画があって相当職員を減らしている中で、非常事態がさらに加わってきたということで、相当な混乱が生じているということでもあります。

来年は、そういうことから、定員管理計画を一旦無視をさせていただいて、そして、相当増員を図る予定であります。ただ、当然これも増員が図れるとしても、いつまでもその増員のまま続けることは許されないと思っておりますから、災害が落ちついた3年か4年か5年先から、また現行の定員管理計画に合わせるような努力もしていかなきゃならんというふうにも考えているところであります。

そうした中でありますから、まずは来年の、とりあえず4月1日からどれぐらいの人員を確保できるのか、ここは、やはり、まず私としては非常に大きな関心事でもあるわけで、ここに今から募集をかけていく、そういう中で、今後のまた災害作業、復旧作業を終えてからの定員管理計画を踏まえた中でのそういう陣容も含めて、今後、津和野のまちづくりをどうしていくのかという戦略を立てていきたいというふうに思っています。

私は、やはり町長として、戦略を立てるということはできるだけ夢に終わらしてはいけないという責任があると思っております。戦略というのは、必ず実行していく、そして目標を達成していくと、そういう観点で、現実論からも考えていかなきゃならないというのが町長の責任でもあろうかと思っておりますので、いろいろいただいた御意見は、当然、大事なことだというふうに受けとめておりますから、しっかり胸にとめながら、これから努力をしていきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 以上で、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、8番、青木克弥君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時20分まで休憩いたします。
午前11時09分休憩

.....
午前11時20分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序3、6番、岡田克也君。

○議員（6番 岡田 克也君） それでは、通告に従いまして質問いたします。

津和野町には、全国でトップクラスの評価を受ける農産物がたくさんあります。その一つである島根ワサビは、味では日本一と言っても過言ではないほどの高い評価を全国で受けております。しかし、生産者の高齢化の進行による生産量減少で、生産地としての危機的状況にあると思えます。

ことし春から、東京のテレビ局のスタッフをやめて、左鐙へワサビの研修に来た26歳の若者がおられます。このことは、島根ワサビの可能性と魅力を物語るものだと思います。

Iターンで就農する場合は、先祖代々の土地もなく、親戚縁者もなく、農地・圃場の確保でも困難を生じます。町で農地の確保や圃場整備などを行い、有償貸与するなど、産業後継者の育成のための施策を講じるべきではないかと考えますが、所見をお尋ねいたします。

また、さきの豪雨災害により、水田としての復旧に困難が生じた場合の農地や耕作できなくなった農地などに、町がビニールハウス団地などを建て、有償貸与するなど、就農できる施策などを講じるべきと考えます。

若者定住住宅も、農地、圃場やビニールハウス団地などの貸与と同時に行えば、より効果的であると考えます。あわせて所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、6番、岡田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

産業後継者育成施策と新規就農のための農地確保に関する御質問でございます。

11番議員の答弁でもお話をしたとおり、現在は、Iターンで津和野に来ていただいた方が就農を目指す傾向が高く、中でもワサビ栽培に魅力を感じていらっしゃる方は多いと聞きます。

高齢化が進む中山間農業は、後継者確保が思うように進んでおらず、ワサビ田が荒廃しないように何とか管理だけはしていきたいと、集落で頑張っておられる地区もあります。このような農地をIターン者等に紹介することによって、後継者にかわる耕作者となれば、集落の活性化につながるものと考えております。

議員が言われる「町で農地を確保する」ことは、農地法で許可されておらず、地方公共団体が農地の取得や営農活動をすることはできません。しかし、農業を主たる事業とする農事組合法人や定款上、農業経営が盛り込まれている会社は、農地を所有することができますので、町としましては、そのような法人に対して営農上の支援をさせていただくことは可能と考えます。

7月豪雨で被災された農地の活用についての提案についても、町が営農活動のための施設を保有できませんので、被災地区の農事組合法人等が提案された場合は、町としてどんな支援ができるか検討したいと考えます。

若者定住住宅（つわの暮らし推進住宅）に農地等を附帯して貸与してはとの御提案につきましては、そこに住まれる方の就農意欲や就農形態により、農地や施設が必要かどうか判断できないため、事前に準備することは難しいと考えます。つわの暮らし推進住宅の建設を希望されている地区の方々に、貸与可能な農地の情報を事前に取りまとめていただければ、就農を希望される方が入居された場合に効果が出るものと考えており、こうした手法を検討してみたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいまの答弁に、農地をIターン者などに紹介することによって、後継者にかわる耕作者となれば集落の活性化につながるという、そういう御答弁であったわけでありまして、なかなか、Iターンで来られた場合は人脈等も薄いですし、また、来ようと思ったときに、実際にどこの農地を確保して耕作していくか、そういうことも非常に不安な要素だと思っております。

紹介・仲介などが農林課でできれば、非常に、よりスムーズに対応ができると思いますし、また、貸与可能な農地の情報等も集約できれば、それを一つの定住施策としても使っていけると思いますけども、所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、農業委員会のほうで荒廃地等の調査を依頼しております。遊休農地や荒廃地を取りまとめができることとなっておりますが、そういったところ、それから高齢化が進んでどうしても営農活動ができないというところなどを取りまとめて、そういったIターンで来られた方、就農意欲のある方につくっていただく。それから、集落での農事組合法人とかの規模拡大のための資料となると思っております。そういった農業委員会の調査を12月末までですか、していただいて、来年にかけて取りまとめをしていくことにしております。そういった形で生かしていこうと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） では、例えば、新規就農しようという方は農林課にお尋ねすれば、そういう情報が得られるのか、また、以前の例でいいますと、島農地を県の助成などをも使いながら開拓をしていったという経緯があるかと思っておりますけども、今回、例えば、こういう、先ほど申し上げました被災地の農事組合法人などが、今回、水害等により耕作できなかったという、その土地を借り上げて、そこに国や県の助成などを使用しながら、そしてそこにハウス団地や、そしてまたは農地、畑などの確保ができれば、よりスムーズになるのではないかと思います。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 島地区の県営農地開発をした農地につきましては、私も以前担当しております。その当時から有機農業の可能性はあるんじゃないかというふうに思って、余り農薬や化学肥料を投与していない農地として今残っております。その関係で、Iターンの方々が有機農業を目指されるのであれば、今の島の農地も紹介したりしていきたいと考えております。

それから、今回災害で被災された名賀地区の農地につきましては、河川改修が終了しないと水田として使えないということがあります。その河川改修が終わるのがいつになるかがわからない状態でありまして、その間、営農意欲をなくすということが起こってはいけませんので、今、冬虫夏草の売れ行きがよくなってきておりまして、桑の葉を生産する農家をこれからふやしていかなければならないということがありますが、そういった桑畑等をその災害地に持っていけないかということ、今、検討をしているところであります。

議員がおっしゃる、ハウスを建ててということ、ハウスを建てて営農される方がいらっしゃるれば、その辺の支援は、今のルールにのっとった支援はできると思いますので、

営農意欲がある方がそういうことをしたいと言うのであれば、町のほうも応援できることは応援していきたいというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 以前にも申し上げましたし、新聞報道などでも御存じかと思いますが、この安蔵寺を中心として、当津和野町とまた匹見町などがこの島根ワサビとしては非常に産地でありまして、匹見町にも多くのIターンの方々が来られてワサビをつくり、そしてそれが大阪市場のほうでも非常に高い評価を得て、三つ星レストランなどで使用しておられるという、直接取引をして、非常に付加価値の高い農作物としてワサビ栽培が行われておるとお聞きしておるわけであります。

その中で、今回、先ほど御紹介しました26歳の、左鐙地域にIターンで来られまして、今、ワサビの研修をしておられる若者の方は、某テレビ局の報道部のアシスタントディレクターをやっておられまして、そういうことから考えましても、今からは、ただ新規就農するということのみならず、その経験も生かしながら、むしろ、この島根ワサビのすばらしさ、そして農業としての可能性、そういうものも報道し、そして新規就農というものについていくという、その一つのモデルケースにもなればとも思いますし、またそれを広く、今はテレビのみならず、インターネットというのがかなり多くの方々に見られております。

そういうことを通しながら、やはり島根県が全国でも一番の人口の減少率であり、またその中でも津和野町が全国で一番の人口減少率でもあります。そのような中で、今回、つわの暮らし推進住宅もつくられましたけども、やはり、一つの収入手段といいますか、このようなワサビをつくって暮らしたいという、その中でつわの暮らし推進住宅もあるのだという、そういう形ならば、定住がより身近な可能なことになるかと思っておりますけども、その点について、今後この津和野町というのは、非常に、ワサビのみならず笹山の里芋や津和野栗など、全国トップの評価をされておるものもあります。むしろ、この津和野町の魅力というものを、逆に津和野町のほうからもっとアピールしていくべきだとも考えますが、その点をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、農林課では、そういった産物をいかにして世の中に出すかということで、一つには細胞の壊れない冷凍技術を導入して、それを売り出していくと、6次産業化するというのも、今、検討に入っております。

そういったことを通じて、今のワサビが、例えば市場にそのまま出せないワサビを加工するのに、ワサビをすりおろしたものをパックに入れて冷凍すると、そうしたものを売ることによって、食堂等で本物のワサビを添えることができるというような形にすると、ワサビ農家への収入も多くなるのではないかというようなことも、一つ検討しているところであります。

そういったことを通しながら、ここにある、津和野町にある特産品を世の中にどういう形で出せるかということを検討中であります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 先ほど申し上げましたように、テレビの報道番組の制作にかかわっておられたということで、こちらのほうから情報発信する、例えば、ケーブルテレビを通じ、またケーブルテレビのみならず、先ほど言いました、今インターネットというものが、またY o u T u b eというものも非常にたくさんの方々が見ておられます。そういうことを通して、津和野町の魅力を発信し、そして津和野町の農業の可能性というものをPRしていくべきだと思いますが、むしろメディアのほうからのそのようなアプローチについてお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 私は、地域振興課時代にケーブルテレビのほうを担当しておりましたので、そういった番組づくりも、先ほどのIターンの方に半農半XのX部分でやっていただくことができれば、また効果が出るんじゃないかというふうにも思っております、本人にもX部分で、ケーブルセンターでたまには仕事をしたらというような声かけもしております、そういったことが実現すれば、またメディアにワサビとか特産品を出すことができるんじゃないかというふうに考えています。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 島根ワサビについては、非常に私は可能性を感じております。これが定住、また新規就農にとっても非常に大きな魅力を持った作物だと思っております。その点でも、匹見町にもたくさんの方々Iターンでワサビづくりに来られておる、一つの島根ワサビの産地として、これからも島根ワサビのみならず、この伝統的な津和野町の魅力ある農産物の振興について尽力されることを期待いたしまして、一つ目の質問を終わらせていただきたいと思います。

それでは、2点目でありますけども、学校給食の地産地消と充実についてであります。

日原共同調理場のつくった給食が、2年連続で学校給食甲子園の島根県代表となりました。

また今回は、第6回地産地消給食等メニューコンテストにおいて、中四国農政局長賞を受賞されました。津和野町の給食の地産地消の取り組みが高く評価されたことだと思います。メニューは、児童がみずから地元食材を調べて考えてつくった「日原ふりかけ」をかけた「日原まるごとごはん」やうずめ飯から考案した「うずめ汁」、里芋やクリ、和牛を使ったコロッケなど、地元の食材を使ったものであります。

地産地消の生産者の顔の見える安心食材を子供たちの給食に使うということは、田舎ならではのすばらしさであり、子供の健全な育ちに貢献すると思っております。

しかし、学校給食の栄養士が、生産者から直接に安定して一定量の食材を仕入れることは困難を伴うこともあると考えます。生産者と密な連携ができる農林課が橋渡しをして、地産地消の給食の充実を図るべきと考えます。

また、来年春に消費税が増税となり、食材の高騰が予想されます。津和野町の将来を担う子供たちの健全な育ちのための学校給食の充実のために、さまざまな支援も必要と考えますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、学校給食の地産地消と充実について御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

現在、地産地消に取り組むため、給食用米の入札条件として地元産米を指定することや、学校給食用野菜生産グループの育成を図ってまいりましたが、米価の値上がりや生産グループの高齢化等、多くの課題があることも現実であり、数年前に農林課サイドにJAの野菜生産グループへの協力ができないかとの協議を行った経過がございます。しかし、その時点では、給食で使用する野菜の量が思いのほか少ないということで、残念ながら生産者へ投げかけることは難しいとの回答でございました。

今回の議員の御質問に対し、農林課との調整で、農林課としましては地産地消を積極的に推進するため、町内に二つある道の駅で直売所を設けて、生産者の意欲向上に努めており、今年度は「まるごと津和野マルシェ」を開催して、100%津和野食材をアピールすることで、地元の方だけではなく観光客にも喜ばれており、この仕組みづくりを活用して学校給食に必要な食材生産の計画を立て、生産していただける農家の確保を農林課で受け持ち、地産地消による安全でおいしい食材供給を実現したいとの考えを持っており、現在、それぞれの調理場で納入されている学校給食用野菜生産グループとの関係も考慮しながら、今後さらに地産地消給食の充実を図れるよう、調整を行いたいと思っております。

また、消費増税につきましては、直接、給食費の値上げにつながるものが予想されます。現在の給食費、小学校は265円、中学校は295円の設定をするときにも、食材の値上がりがその原因でありました。

その後も給食の調理現場ではいろいろと献立を工夫するとともに、食材の安価で安定した供給を図るためにいろいろと努力をしているつもりではございますが、今回の消費税の値上げにつきましては頭の痛い問題と捉えております。現在、来年度予算編成に向けまして、その対応について検討しているところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） ただいま、教育長のほうから御答弁がありまして、先ほど最初の質問のところでも申し上げましたが、この今回の中四国農政局長賞を受賞した地産地消給食等メニューコンテストの受賞の給食の一つは、児童みずからが地元食材を調べて、そしてそれをふりかけにしたという、これがやはり食育の面でも、そ

して地元の産業を調べ、そして地元の魅力、そういうことを知る上で非常に大事な取り組みだと思っております。

教育委員会として、この地産地消、また食育についての取り組みについて、今後推進していこうという、そういうことがありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 今、今後という御質問ではありましたが、やはり地元のメニューを使う給食を出す、そのことについて、しっかり子供たちが身につくような仕掛けを今年ばかりではなく、栄養士さん等の協力で続けてきております。その続けてくることが、やはり食べること、それからそれを供給してくださる方へのありがたさの気持ちも一緒に育まれていくと思っておりますので、その点は今からも続けていきたいと思っておりますし、本当に、こういうメニューを工夫することはやはり子供自体の記憶に残りますし、いい取り組みだと思っておりますので、食べるということは家庭科等でもやりますし、地元の職業につきましては社会科等でもやりますけれども、いろんな授業が組み合わさって、ふるさと教育の軸になる部分をこの食が務めていければいいなと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 答弁の中でありました、ことしから始めておられます「まるごと津和野マルシェ」で100%津和野食材をアピールすることで、地元の方だけではなく観光客にも喜ばれており、この仕組みづくりを活用してという、この仕組みづくりということについて、具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 現在、「まるごと津和野マルシェ」というのは生産者が直に販売するという仕組みです。通常だと農協等が集荷して、それが市場に出て流通するというのが今までの農業形態であります。今は生産者が直に売り出すということが必要になってきております。そういった形で、生産者から直に給食の素材として使われるという仕組みづくりが、今、必要ではないかというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） もう一点、来年度予算編成に向けて、その対応について検討しているということでもありますけども、具体的にどのように検討しているかお尋ねしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まだ具体的な案がこうというもの自体はございませんが、今、実際に消費税の影響がどのくらいにこの給食費になっているのか、そういった下調査をしております。3%は確実に上がるわけですが、今、いわゆる地場産で、直接農家からこのグループを通して入れていただいている野菜については、現状でいくと消費税が実際にはかかっていない、その割合がどれだけボリュームとして

いただけるか、それによって、いわゆる給食費へのはね返りがどのぐらいになるかという、その辺を現場のほうで試算をしております。

実際にゼロということには当然なりませんので、幾らかの値上がりは必然として必要となっております。その部分をいわゆる保護者の負担に全部かぶせるのか、それとも一部でも負担が町のほうでできるのか、そこ辺も含めて、予算編成の中で財政部門と協議をしながら決めていきたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 今、答弁で、やはりこれだけすばらしい給食を支給していただいておりますということには、非常に保護者——私も一児童の保護者でもあります——すけども——本当に感謝をもししております。

子育ても大変厳しい中で皆様方もしておられる中で、町としてもなるべくのやはり尽力を、今おっしゃられましたことをお願いいたしたいと思うわけでありすけども、今回、中四国農政局長賞を地産地消給食メニューにおいて受賞したということは、当町にとりましても非常に名誉であり、この今までの地産地消の取り組みが高く評価されたことだと思っております。

町長におかれましては、今回の受賞について感じられることがありましたらお聞きしたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、御指摘のとおり、中四国農政局長賞を受賞されたということでありまして、大会は違うわけでありすけれども、昨年も指定学校給食甲子園での島根県代表になったということ、そうしたいろいろな取り組みの中で評価をされたわけでありすけれども、その評価にふさわしい取り組みをされているわけでありまして、私としても本当に感謝をしたいというふうにも思っているわけでありす。

特に、先ほど議員も御指摘になられたように、地元の食材を調べるだけじゃなくて、それをまた活用方法も考えて、それをまた実践もされたというところ、そこにまたすばらしいものがあるのではないかなというふうに思っているところであります。

最初の御質問にさかのぼって答えるようなことになっちゃいけませんけれども、ちょうど1カ月前ぐらいで全国放送系のBSテレビで、全国の高級料亭で、全国からこだわりの食材を集めて提供されている、そういうお店を特集されておりました。その中の銀座にあるお店でありましたけれども、そこがこちらのワサビを使っておられるというようにございまして、非常にここのワサビはいいんだという、それはテレビのお話じゃなくて後で聞いたお話であるわけでありすますが、そういうふうにごだわりを持っておられる高級料亭のそうした料理長の方が、ここのワサビを非常に評価されているという、その話を聞いたわけでありまして、それぐらいやはり島根のワサビというのは自信を持っていいものだというふうに思っています。

あとは、これをどう広げていくのかという問題があるかというふうに思います。ただ、それは置いておきましても、この、そういうすばらしいワサビを給食になかなか出すということはまれなケースかもしれませんが、そのほかにも、これも御指摘のとおり里芋やあるいはクリといったもの、これも全国に誇れる、津和野の産物は、品質だというふうに思っております、これはここ数年、地産都消という取り組みの中で、都市部の紀ノ国屋さんですとか、こだわりやさんといったスーパーといろいろ営業し、またいろんなお話をしていく中で、それはまた我々が非常に自信を持つことができた一つの成果だというふうにも思っております。

こうした、やっぱり、里芋、クリ、そうしたものも積極的に給食にも使えていけることができましたら、それは非常にいいかというふうにも思いますし、そして時にはほかの産品と食べ比べることもまた、もしかしたら——今、お話を聞いてちょっと直感的に思っただけであります——そういう比較もすることで、地元の産品がどれだけすばらしいかというものも感じてもらえたら、また将来的な中長期的な、それが定住対策といえますか、津和野でこういういいものをつくられるんだというものを子供のうちから実感をしてもらえることができたならば、大きくなって津和野でこういういいものをつくってみようという気持ちになってくれる一つのきっかけにもなることにもつながるかもしれないというようなことを受けとめたというような次第でもあります。

こうした意味でありますから、この地産地消というところを給食に生かしていくという取り組みであります、基本は教育委員会でありますけれども、どう予算づけをしていくのかというところはまた我々町長部局、町長の判断も出てくるかというふうにも考えているところであります。

当然、先ほどから申し上げております保育料のことをどうするかという問題もありますし、あるいは国保会計が非常に厳しい、今回補正予算も提案させていただいておりますけれども、赤字も一般会計補填しなきゃならんという、そういうものもあります。

そうした中で、全体的な財政の状況を考えていかなければなりませんけれども、やはりこの地産地消を給食に生かしていく取り組みというのは、できるだけ応援をできるような、そういうことを考えていきたいなというふうに思っているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 現在では食というものが、観光に関しても、例えばB級グルメというものもあります。そういう中で、食というものが一つの観光の目玉にもなりますし、また、先ほどから申し上げますように、この津和野町でとれる農産物というのは、全国トップクラスのものが幾つもあります。その食を中心としたまちづくりをし、それが観光にもつながり、新規就農、そしてまた子供たちの健全な育成のための地産地消の給食にも波及していく、これはやはり食を中心としたこのまちづくりをこれからますます進めていくべきだと考えております。これをもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、6番、岡田克也君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 後ろの時計で午後1時まで休憩といたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序4、1番、京村まゆみ君。

○議員（1番 京村まゆみ君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回、豪雨災害後のまちづくりというテーマで質問させていただきます。

我が町が抱える少子化、高齢化、また人口減少に追い打ちをかけるかのような夏の豪雨災害から4カ月が過ぎました。自宅が半壊、また全壊された方の中には、地域外で生活される方、また町外へ出られた御家族も数件あるとお聞きしております。復興、復旧には長い年数を要するという中、苦渋の決断でふるさとを離れられたことと思います。来年度も耕作のめどが立たない農地、農業、また風評被害はもちろんですが、JR分断などの実被害に落ち込む観光業と我が町の基幹産業も大ダメージからなかなか抜けられない中で、5年また10年と、本来なら数年を経て深刻化するはずの諸問題が、災害によって一気に顕在化してきたようにも感じています。

そのような大変厳しい状況の中で、下森町長は、2期目のスタートを切られました。引き続き、災害からの復旧を最優先課題として、先頭に立って尽力されていることに敬意を表するところであります。しかし、山積する諸課題の中で、10年後、20年後、30年後に思いをはせたとき、今、特にその方向がまちづくりを左右すると思われる三つの事柄について答弁を求めたいと思います。

一つ目は、まちづくりと休眠資産の活用についてであります。

雇用の場確保と休眠資産の有効利用として、林業が見直され始めました。しかし、このたびの豪雨災害でも大きな杉の木がたくさん山から流出していく、そんな姿を見ながら、いかに山に手をかけること、保全管理が必要であったかということを感じております。けれども、農業と同様、後継者不足の裏には、危険、汚い、きつい3Kと言われる、そういう理由が隠れています。現在、我が町が取り組んでいる事業、「山の宝でもう一杯」など、さまざまな林業に関する取り組みをされておられますが、それらを今後どのように展開していくお考えでしょうか。

二つ目として、まちづくりと住宅配置についてを質問します。

定住施策の目玉、若者向け定住住宅の建設に向けて、まちづくり委員会で三つの地域が選定されました。周辺集落の機能の維持・活性化という目的に照らし、また27年度

に実施予定の国勢調査を視野に入れながら、まちづくりに向けての三つの集落の位置づけについて伺います。

三つ目として、まちづくりと学校配置について伺います。

若者向け定住住宅の入居条件には、小学生以下の子供がいるという条件がつけられています。住宅配置と学校配置の関係についてどのようにお考えでしょうか。町として、国から予算がおける限り、学校を残したほうが、財政的にもさまざまな教育問題を解決するためにもプラスと考えます。人数のバランスを考えて、校区を見直す考えはないでしょうか。

以上、3点について答弁をお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、1番、京村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1番目のまちづくりと休眠資産の活用に関する御質問でございます。

森林資源を活用した動きは、木質バイオマス発電により新たな動きを示していますが、林業の現状は、まだまだ議員御指摘のとおりかと思われまます。

しかし、過去には林業が盛んだった時代があり、木材価格が高かったことが背景にあります。現在は輸入材と変わらぬ価格まで下落をしております。

林業を活性化する施策として、林地残材を活用した木質バイオマス発電がありますが、C材・D材に価格がつき、間伐材の搬出だけで雇用が生まれる可能性が出てまいりました。

木材を伐採することによって、A材も搬出されますが、木造家屋の推進や公共施設の木造建築による需要拡大が重要となっております。

B材と呼ばれる合板用材は、浜田市にある合板会社が買い取りをしておりますが、県内材は40%にとどまっております。今後は高津川流域材の供給をふやす計画となっております。また、CLT（直交積層材）の許認可が出れば、高層階の木造建築が可能となり、木造需要が飛躍的に高まることが予想されております。

このことから、林業の将来への可能性は高いものと考えており、後継者の育成や作業道の延長、森林経営計画の策定等に取り組まなければなりません。町といたしましては、来年度事業に人材育成事業を加え、林業施策を具現化したいと考えております。

続いて、まちづくりと住宅配置に関する御質問についてであります。

今年度のつわの暮らし推進住宅建設要望につきましては、木部地区まちづくり委員会、青原地域まちづくり委員会、左鐙地域まちづくり委員会の三つのまちづくり委員会からそれぞれ申請がありました。

建設地の選考に当たりますとしましては、高齢化率、若年齢層率などの指標や地域バランス等を勘案し、総合的に判断することとしておりますが、さらに今回の選考におきましては、

平成27年10月1日の国勢調査を視野に入れて、申請のあったまちづくり委員会全てについて決定をさせていただいたところでございます。

つわの暮らし推進住宅の整備につきましては、若い世代が定住することにより、集落機能の維持及び活性化を図ることを目的としております。また、UIターン者を定住に結びつけるには、地域との良好な関係をつくることが必要不可欠です。

つわの暮らし推進住宅入居者の募集につきましては、「自治組織に加入し、地域活動に積極的に参加できる者」という資格要件を加えることとしております。そして、入居者の選考につきましては、審査委員会を設置する予定としておりますが、建設地のまちづくり委員会からも審査委員に加わっていただく予定でございます。

つわの暮らし推進住宅の整備をきっかけに、地域が主体となって「暮らしやすいまちづくり」について考え、実践していくことが集落の活性化につながると期待をしているところでございます。

三つ目の質問につきましては、教育委員会から御回答させていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、まちづくりと学校配置についての御質問をいただいておりますので、お答えいたします。

学校区につきましては、従来から町全体で距離や人口等の要因をもとに校区設定がしており、町内にお住まいの児童生徒はいずれかの校区に該当いたしますので、住宅の配置が学校の配置に大きな影響を与えるとは考えておりません。

本事業は、町内にできるだけ多くの方の定住が図られるよう計画した事業であり、今回の応募地域が、たまたま小規模小学校区と重なったものの、つわの暮らし推進住宅の配置と学校配置の直接的な関係はございません。

また、町といたしましては、国の交付税が減額することは困ることではありますが、小学校としての一定の規模を大幅に下回るような教育環境が、決してふさわしいものではないと考え、平成21年3月に津和野町学校再編計画を策定いたしました。

御質問の校区見直しにつきましては、現在の町内の小中学校は、どの学校も少ない人数になっており、校区を分ける形の見直しは考えておりません。したがって、現在のところ、策定いたしました津和野町学校再編計画に沿って対応することを基本としております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） つわの暮らし推進住宅の配置と学校の配置は、直接的な関係はないという御答弁をいただきました。そうでしょうか。私は、この三つの質問は、ばらばらに一つずつ別として考えることもできたのですが、三つ一緒に考えないと、定住を呼び込む雇用の場、子育ての場、それを三つ合わせて考えないといけないのではないかと思います、一つの質問とさせていただきます。

前段の午前中の質問にも、ほかの同僚議員の質問にもありましたけれども、三つがそろって初めて定住した人がその町に根をおろす人になっていくのではないのでしょうか。外から呼び込むこと、この町に根をおろす人を育てていくこと、定住住宅は、疲弊した周辺集落の維持活性化のための地域に根をおろす人を育てるための施策と私は認識しております。

町外からの縁もゆかりもない人が、それも若い家族が地域に住みます。しかし、保育園も学校もない、スクールバスで地域を素通りして中心部へ向かう、若い親たちも益田などに向けて通勤する、寝るだけ、住むだけで地域に根をおろしていけるか。また、地域側がどうやって接点を持って受け入れていけるのか。そう考えたとき、だからこそ地域に雇用の場、教育の場があるべきだと私は考えております。

休眠資産の活用について再質問をしますが、「山の宝でもう一杯」という事業が今年目を迎えております。林地残材を搬出して、地域通貨と交換するというこの仕組みについて、私は高く評価しており、すばらしい取り組みであるとは思っております。しかし、これを行政主導でいつまで続けるのか、今後これをどのように発展させていきたいのか、具体的なものがあれば教えていただきたいと思っております。林業団体などにこの行政主導から移行していく、または県や国の事業を活用して雇用の場をつくる、そういうような形にしていくべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 山の宝でもう一杯事業は、昨年度が666トンの量を搬出しております。本年度も同等量が出るのではないかとこのふうに見ておりますが、現在は1トン当たり3,000円で引き取ってもらえる素材生産事業者、それから2,000円で引き取っていただく素材生産事業者等がございまして、価格的には安いものとなっています。ただ、これは木質バイオマスに供給する燃料ということになりますと、1トン当たり6,000円ぐらいで買い取りが可能になってくるのではないかと考えております。そうなりますと、町が今、地域通貨という形で1トン当たり3,000円を供給しておりますが、その必要がなくなってくるのではないかとこのふうに見ておまして、ぜひともそういった木質バイオマス発電のほうを進める必要があるなということで、現在取り組んでおるといふ状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 木質バイオマス発電という話も出ましたが、これも前段の議員も言われましたけれども、私も、1人でも2人でもそこにつながるまでの林業に興味を持つ、林業で生計を立てていこうという人をつくっていく、そういうことが大事だと思っております。

人材育成について、来年度、本格的に取り組むというお話を伺いました。その中でもですけども、まずは林業に興味を持って、手を挙げてくれる若者がいないといけないのではないかと思います。

国の事業で、緑の青年就業準備給付金事業というものがあります。これは「林業に就職に向けて、林業大学校などにおいて必要な知識の習得を行い、将来的に林業経営を担い得る有望な人材として期待される青年に対して、安心して研修に専念できるよう給付金を給付する」という制度です。最大150万円が2年間支給されるという事業があります。

また、県単で林業就業促進資金、こちらは貸与ですが「林業へ就職する、就業する、または新たに林業従業者を雇用しようとする事業主に対して、就業時に必要な研修準備資金を無利子で貸与する」というような制度があります。こういう制度が、やはりもっと町民に知らされるべきではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

そして、人材育成の前のPRとともに、実際に就業したけれども安い、きつい、危険などの3Kを乗り越える支援も、継続した支援も必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 農業分野でも定住財団のほうから、1年目の研修期間は一月12万円というお金が出る制度があります。それに町のほうで3万円を加えて15万円を研修期間中は給付しておる現状がありまして、林業につきましても、先ほど議員がおっしゃったような制度等を活用しながら、農業と同じように生活保障ができるような、そういったことにも力を入れていかなければならないというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 来年度からの取り組みに期待したいと思います。

そして、まちづくりと学校配置についての再質問をさせていただきます。

私は、このまちづくりと学校配置というもの、お互いが逆行している、自己矛盾を起こしているのではないかと感じています。一方では、都会から田舎へと、「我が町においで」と、田舎を売りにして呼び込んでいる。ところが、その小さな町の中では、中央へ一極集中、中央へ中央へと周辺部を捨てていく。本当にいいもの、町の強み、価値を何と捉えるかによると思いますけれども、私は、田舎町、津和野町が都会のまねをした町をつくる必要はないと思っています。町の強みを徹底的に生かしたこだわった町にしていかねば、中途半端な町部をまねした田舎に誰が魅力を感じてくれるのかなと思います。

人数の多い、少ないこそが基準、そして学校は中央にあるもの、そういう発想で今までは学校の位置を決めてきました。それが、地方、地域の豊かで強みになる部分を捨てることにつながっていたのではないのでしょうか。まちづくりの観点から学校の配置を考えることが、町の起死回生につながるのではないかと私は思っています。

三つの学校、木部中学校、畑迫、須川小学校、この三つがなくなることで、交付税が減額されました。左鐙小学校が今ある、それで1校に対して1,700万から1,800

万ぐらいが入ります。これを全て左鐙小学校に使っているわけではありません。また、この町の子供たちのために働いてくれる教育のプロが、三つ学校が減ったことで16人減りました。これも国からの予算です。国に向かって、一方では自治体へお金を回してほしいと必死になる。しかし、その反対側、教育予算はこちらからお返りする、それが私には不思議です。

学校は教育目的の施設にはほかなりません。しかし、学校は地域の核ということは、地域のためだけという観点ではなく、そこで育つ子供たちにとっての意味合いも大きいです。彼らは、次の世代を担うべき後継者です。教育施設である、そしてまちづくりの基幹施設でもあるということを踏まえれば、学校の配置をまちづくりに絡ませることしか解決策はないのではないかと私は考えています。

隠岐の海士町は、町営住宅を建てる時に、校区を考えながら町営住宅を分散して建てたと言われました。まちづくりの住宅と学校の配置が全く別のものと言われるのは、私は納得がいきません。この点についていかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） つわの暮らし推進住宅につきましては、まちづくり委員会との連携というところで、地域の活性化を目標として、この住宅を整備するというようにしております。

つわの暮らし推進住宅につきましては、まず最初に、私ども主点として考えたのは、まず、まちづくり委員会という、連携というところなんです、基本的にこのまちづくり委員会を設置した経過というのは、昨年度から自治会中心のコミュニティーというところを公民館等の単位にして、このまちづくり委員会を設置していただくような形に、住民の皆さんには御説明をさせていただいたところです。そのこと自体は、自治会自体が構成自治会20世帯以下で高齢化も進んできたということで、まずはこのところを公民館等の単位で地域課題を解決する仕組みとして、まちづくり委員会を設置していただくということで考えてきました。

つわの暮らし推進住宅につきましても、まちづくり委員会が主体となって、転入者と十分に地域連携が図られるようにということで、住宅の建設用地等については、まちづくり委員会のほうから要望として上げていただく形で、この住宅を整備してくるということで考えていたということでございます。

定住対策でいいますと、二つのやはり私も考え方があろうかと思えます。一つは、先ほど議員さんがおっしゃったように、やはり教育の中心あるいは保育園あるいは病院、そういったところが近くにあって、要は定住対策として、住みやすい地域にその住宅を整備する、そういう考え方と、もう一つ、今回、つわの暮らし推進住宅につきましては、まちづくり委員会の各組織自体も高齢化率も構成人口も、それぞれ厳しいところもあれば、最近は人口もふえてきたところもあります。そういったところがありますが、その地域でやはり考えていただいて、小学生以下のお子さんがおられるような、そういった世帯

が今回この住宅に入居していただくことで、地域の活性化を図っていくということで、各まちづくり委員会については御検討をお願いしてきたということでございます。結果として3地域が今回、申請があったということで、全地域を今回決定をさせていただいたところでございます。

そのつわの暮らし推進住宅の整備については、あくまでも地域活性を目標として考えてきたというところで、学校配置ということではいいと思いますと、今回の住宅整備の中では、そういったところについては考慮していない中で、私ども住宅の整備に関して言えば、そういう考え方でやってきたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 今、左鐙小学校は、来年4人卒業します。その後3人になります。1人の入学者が校区外入学を認められて、日原小学校へ入学されます。親の判断でそれを選ばれるということは仕方がないことだと私は思います。けれども今から、今、就学前人口、各地域の就学前人口を見たときに、今から五、六年先には、木部小学校も16人を割る、今の現状でいけば16人を割るというような状態が出てきます。青原にしても、だんだんとそれに近づいていく人数になっていきます。そんな中で、町として、この16人という基準、学校再編計画というものを、ずっとこのままの、次の計画もこの方向で行くのかどうか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 現在ある学校再編計画にのっとりまして、木部小、青原小学校は16名以上でございますので、左鐙小学校等は現状で異なっておりますので、この再編計画はそのまま進めたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 左鐙小学校について言えば、4年前、5年前、統合するしないで、説明に来られました。そのときに、もう少し人数の多いときに考えて動けば、こうはならなかったかもしれないというような答弁をいただきました。今、次のことを考えないと、また同じようなことの繰り返しになるのではないかと私は思います。

一定の規模を大幅に下回る教育環境は、確かに子どもたちにとってデメリットがあると、私も思います。けれども、その人数を左右できるのは、教育委員会、行政でしかありません。地域の強みや魅力を捨ててしまわない方法をぜひ一緒に考えていく、それこそが官民協働のまちづくりではないかと私は思っています。まちづくりの方向性、里山の資本を雇用にも子育てにも生かして、定住につなげるような政策を今、10年後、20年後を見据えて考えていくことを強く望んで、私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、1番、京村まゆみ君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で1時40分まで休憩といたします。

午後 1 時 29 分休憩

午後 1 時 40 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 5、14 番、後山幸次君。

○議員（14 番 後山 幸次君） 通告をしておきました件について逐次質問をさせていただきます。

まず 1 点目、来年度予算編成についてであります。これは同僚議員も質問をしておりますが、私なりに質問をさせていただきたいと思っております。

町長は 2 期目の就任で、新規に島田副町長、福田総務財政課長とともに新体制によりまして、26 年度の予算編成に取り組まれるところでありますが、今年 7 月末には未曾有な激甚災害が起りまして、多大な被害をこうむったところであります。復旧予算の枠組みを勘案されると、前途は多難であると懸念をしております。

24 年度の一般会計決算時にもおきましても自主財源が 14.97%、依存財源が 85.03%、このような状況にありました。地方債残高も 113 億円ばかりに膨らんでおります。町民 1 人当たりでも 137 万円ぐらいの状況になっておるわけですが、平成 28 年度よりは合併特例債加算分の段階的減少が始まるであろうと思っておりますが、このような状況になりますと、基金も取り崩しが始まるのではないか、このように思っております。そうしますと、基金の枯渇が大変懸念されることではあります。さらに財政改革を求められることになるのは、合併市町村の共通の課題であるというふうに思っております。

現状では、少子高齢化はさらに拍車がかかり、自主財源の伸びは期待ができない状況にあるわけではあります。これらを勘案するとき、26 年度の予算編成の重点的施策をどこに置いておかれるのか、それが何であるのか、これまでに実施されております枠配分方式に弊害は出ることはありませんか。事業評価は十分であったと思っておりますか。

総合振興計画に位置づけされております全ての事務事業、団体等に支出されております負担金、補助金、評価対象になるわけではあります。平成 23 年度から 26 年度の事業の途中ではあります。事業の目的、進捗状況の結果について、達成度や費用対効果を発揮されておりますか。

また、事業の内容、枠配分の妥当性の判断、事務事業の改善、改革にどのように活用していくのが、行政評価シート制度であると思っておりますが、過年度の評価シート、補助金調書を参考にされての 26 年度の予算が編成されると思っております。私が申し上げるまでもなく、最優先は災害復興のための災害復旧費、関連事業費の計上は当然であります。再考していただきたい事業は、町民がみんな平等でなければならない地域提案型助成事業の継続であります。

また、町長は、主要な施策として教育や定住、子育て、この対策、また医療の充実にはかゆいところに手が届く福祉を推進していきたいと、このような抱負を語っておられますが、喉元過ぎて熱さが忘れるようなことのないように、有言実行を期待しておるところであります。

評価結果が、26年度予算編成に対しまして、どのように反映されていかれるのか期待をして、町長の抱負を伺いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、14番、後山議員の御質問にお答えをさせていただきます。

来年度予算編成に関しての御質問でございます。

平成26年度の予算編成方針及び来年度の重点施策につきましては、8番議員さんにお答えをしたとおりでございますが、定住対策を中心に、しまね暮らし推進住宅の建設を確実に進めるとともに、子育て環境の整備に特に力を入れてまいりたいと考えております。

次に、枠配分方式の弊害についてでございますが、予算編成方針でも述べさせていただきましたように、来年度の一般財源につきましては、議員も御指摘のとおり大幅な増収が見込めないことから、引き続き、一般財源枠配分方式で当初予算編成に臨んでまいりたいと考えております。予算編成における枠配分方式につきましては、合併以降の財政的ピークが平成23年度であると試算し、財政状況の悪化が見込まれましたので、平成18年度予算編成より導入をしたところでございます。

財政健全化判断指標の中で実質公債費比率が重要視されており、その対処として枠配分方式予算編成を取り入れ、捻出した財源をもって公債費の繰り上げ償還を行ってきた結果、平成23年度決算より適正化基準以下となったところであります。平成24年度決算では15.1%と、引き続き改善傾向にあります。全国及び県内市町村と比較すると、依然として上位に位置しているところでございます。

また、議員御指摘のとおり、合併による地方交付税の算定替特例期間が、平成28年度より段階的に減額されることになり、本町の財政状況は依然として厳しい状況が続くものと考えます。このようなことから、住民サービスの維持、確保を図りながら重点施策を進めていく上で、枠配分方式による予算編成は有効な手段であると考えております。

最後に、行政評価制度実施と予算編成への影響についてでございますが、行政評価結果につきましては、予算管理すなわち当該事務事業の改善策等を踏まえた次年度、次々年度予算編成時の説明資料として位置づけ、対象事務事業を平成23年度より逐次実施してまいりました。

しかしながら、今年度におきましては、このたびの豪雨災害復旧等の対応により、当初スケジュールどおり実施するのが困難な状況となり、今年度の取り組みについては、全て見送りとしたところでございます。それを受け、年次スケジュールを見直した結果、

平成30年度予算編成時より前々年度事業評価実施分をもとに、予算編成へ反映することとしております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） それでは、2番目の重要伝統的建造物について質問をさせていただきます。

平成24年の6月に、津和野町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定と同時に、審議会が設置されたところではありますが、審議会では保存地区の範囲、保存方針、計画を策定されておりますが、保存の対象地区が都市計画区域にありまして、都市計画審議会に諮り、また、その結果を県知事に同意を得られまして、本年2月付で保存地区、正式に決定されたところではありますが、町のほうは文部科学大臣宛てに重要伝統的建造物群の保存地区の選定の申し出をされまして、国の文化審議会が、ことしの8月7日に正式に選定された経緯があるわけではありますが、この件につきましては10月31日に議会の全員協議会において伝建センター、今これは仮称ではありますが、一部の説明をいただいたところではありますが、その後、11月30日に重伝建地区の整備及びまちなか再生総合計画というふうな案内状が、本町1、2、3、東地区の1、2に配布されたことではありますが、その後、放送施設によりまして中止をするというふうな放送が流れたわけですが、中にはケーブルを引いておられない地区の方もおられまして、中止されたことがわからずに会場へ行かれた方もおられるようでございますが、こうした二転三転した経緯について、どのように思っておられるか御説明をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 後山さん、次のも、次のも。

○議員（14番 後山 幸次君） 安心して済んだような。

続いて、藩校養老館についてであります。重伝建地区内に藩校養老館があるわけがあります。大変古くなって危険な状態にあるわけではありますが、建造物内にあった図書館、ほかに移転をされたわけがあります。養老館は、嘉永6年に津和野の大火で類焼に遭い、安政2年に殿町に再築されたのが現在の養老館で、158年の歴史があるわけがあります。

これは、8代藩主亀井矩賢公が天明6年に養老館を開設し、その後、11代藩主であります亀井茲監公が嘉永2年に国学者岡熊臣に養老館の学則をつくらせたと文献にはあるわけですが、これが4年先の平成29年には亀井公が藩主になられまして400年が来るわけがあります。

この機を目標に、養老館の再建計画の実現ができないのか、可能性は全くないのか、これについてお尋ねをいたしますが、重伝建地区内にある殿町通りの屋敷型の建物や本町通りの町屋型の建物の修景基準がつけられましたが、これに対する、修理に対する補助金であります。町が示されている補助金と同額では家主の負担も相当に多く、修景されるのにも相当な時間を要するというふうに私は思っておりますが、まず、それらも

進める中で町の財産であります養老館の観光の重要な場所に位置しておるわけであり
ます。

私は、最重要課題は養老館の再建であると思っておりますが、白い腰壁にショウブが
映えて、鯉が泳いでいる風景は津和野観光の重要拠点でもあると思っております。これ
をどのように思っておられるか、この養老館の再建計画の構想があれば、どのように構
想があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、重要伝統建造物についての御質問について、お答
えをさせていただきます。

まずもって、このたびの説明会の日程延期につきましては、急な決定につき周知が十分
でなく、関係の皆様方に御迷惑をかけましたこと、心からおわびを申し上げます。

本町では、重要伝統建造物群に選定された地区の町並みのすばらしさをアピールする
ための情報発信や制度のPR、運用を行うための拠点として、伝建センター（仮称）の
整備を計画しており、その中核施設として候補に上げております建物の所有者様とこれ
まで交渉を行ってまいりました。

全員協議会の時点では、所有者様にはほぼ御理解をいただき、条件等の内容についても
共有できたと判断し、説明会の御案内をさせていただきました。しかしながら、その後、
最終局面で所有者様が顧問弁護士さんへの相談をされたこともあり、当日までに書面確
認までに至らない事態となり、やむなく延期の措置をとらせていただいた次第でござい
ます。

今後も引き続き丁寧に協議を行い、条件等整理を行ってまいりたいと考えております
ので、その段階となりましたら改めて開催をさせていただきたいと考えております。

養老館の関係につきましては、教育委員会から御回答をさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、藩校養老館の整備につきまして御質問いただき
ましたのでお答えいたします。

藩校養老館につきましては、県指定史跡内の建物として、これまでに小修理などを行
い維持管理に努めてまいりました。しかしながら、旧図書館側のシロアリや雨漏り等
による建物への被害が進行し、抜本的な修理が今後必要となってきました。

修理に当たりましては多くの費用と年月が予想されるため、教育ビジョンや歴史文化
基本構想、歴史的風致維持向上計画等におきましても計画を上げて、それに基づいて国
や県へ修理費の一部を補助してもらうよう働きかけを行っております。できましたら、
平成27年度から工事が着手できるよう準備を進めたい考えでおります。

御指摘にもありましたように、くしくも平成29年は、亀井氏が鳥取の鹿野から津和
野へ入封されて400年という記念の年に当たります。この事業がその記念の事業とし
て完成するよう、準備を進めてまいりたいと考えております。

また、町民の声といたしまして、藩校養老館としての資料展示や学びの場所として整備してほしい等の要望がございますが、建物の整備にあわせて、その活用についても計画を策定してまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 重伝建の、この大変貴重な養老館でありますので、ひとつ前向きに、絶対400年事業に間に合うような計画を立てていただき、早急な改築を強くお願いをしておきたいと思っております。

それでは次に、青原小学校の件についてお尋ねをいたします。

まず、私の質問書にあります屋内運動場についての訂正をお願いしたいと思っております。文面中、契約規則第30条とその下に書いております32条は、土木設計業務等の委託契約でありましたので、これは津和野町の公共工事請負契約の約款で第32条、第34条に訂正をさせていただきたい。30条が32条で、32条を34条にさせていただきたいということでもあります。

それでは質問に入りますが、子供たちの待望でありました屋内運動場が完成し、10月6日に竣工式が開催されたわけでありましたが、我々議員も招待を受けて、地域住民ともども大変な喜びであったわけでありまして。

そこで、お尋ねをいたします。検査項目の第32条の検査及び引き渡しについてお伺いをいたします。

10月2日に工事に対する減額の変更契約が業者とされております。議会には10月4日に提出をされました。受注者より工事完成の通知は、いつ受けられましたか。通知後14日以内とあるわけでありまして、検査をされたのは、いつでありますか。また、第30条には監督検査の職員以外に委託してできるわけでありまして、これは施行令167条10号第4項であります。町長が職員以外に監督または検査を行わすことができるような条例があるわけですが、今回の検査は職員である世良次長がされたのであります。

また、検査についてお聞かせをいただきますが、設計図書に基づいて工事の完成検査が行われるわけでありまして、検査職員は必要があると認められるときは、最小限破壊して検査ができるわけでありまして、今回、旧校舎のはり部分のコンクリートの欠損部分が判明し、大問題になった矢先であります。

そこで、今回、基礎部分のコンクリートも大した立米数ではないとは思いますが、これに対する強度設計は何キロニュートンであったのか、また、破壊検査の結果、何キロニュートンで合格となっておりますのか、これは書類検査をされておればわかると思うわけでありまして、検査の内容についてどのような検査をされ、検査後の引き渡しはいつされたのかお伺いをいたします。

また、次に、部分使用の件であります。第34条、部分使用については、発注者は、引き渡し前においても工事目的物の全部または一部を、受注者に承諾を得て使用するこ

とができるとあるわけでありますが、私は、これを理解するには、学校等は備品とか器具とかいろいろな取り付け部材があるわけですが、これを搬入するために使用することができるというふうに条文を解釈しておるわけですが、教育委員会のほうでは完成検査の前であっても、竣工式等の一大イベントあるので、事前に使用してもよいというふうに思っておられるのか、この点についてお伺いをいたします。

次に、解体工事の看板と工事の進捗状況についてお伺いをいたします。

解体工事の着工がおくれているようではありますが、まあ、これは3月31日まで工期がありますので、別に問題はないというふうに私は思っておりますが、ただ、1カ月が過ぎても工事看板が上がっていないと、一般の住民から心配の声を聞いております。また、早期に工事が着工できない大きな理由として、校舎内の備品、器具等の搬出がおくれているのが最大の原因と思っておるわけですが、備品等は木部中学校の校舎跡へ搬入されているようではありますが、もう、このことは既にわかっていたことであろうと思います。

9月の議会で、既に校舎の解体工事の随意契約の意向は、既にわかっておったわけがありますので、このような対応の甘さが、現在の工事のおくれに影響を与えているというふうに、私は思っておりますが、委員会のほうはどのように理解をされておりますか。

また、看板の設置についてお尋ねをいたしますが、普通、公共土木工事では、すぐ工事看板が、工事名そして工期、それで誰が責任者であるかというものを必ず表示をするわけではありますが、これは、建築の場合はそういった規定はないのか、また、工事の工程計画に対しましての現在の進捗率はどのようになっておりますかお伺いをいたします。

3番目に、新校舎の建設について、10月31日の議会で校舎解体工事の随意契約に対しまして、賛否両論があり8対7で可決された、このような経過があったわけではありますが、次長さんは14年度内の新校舎完成は死守したい、このようなコメントをされておりましたが、誰に対して死守したいのか、次長は死んでも守りたいとおっしゃられる新校舎の構想とはどのような校舎でありますか。

既に、設計業務は発注されているようではありますが、津和野町には木材の利用促進に関する基本方針が策定されておるわけではありますが、RC構造でやられるのか、木材構造であるのか、建設に対しての検討委員会は設立されておるのか、また、教育委員会での構想を検討され進められておるのか、そして14年度の完成までの手順と建設に対する財政計画についてお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校に対しまして御質問をいただきましたのでお答えいたします。

まず、屋内運動場についてでございます。御質問の中にございました津和野町公共工事請負契約約款第32条の検査及び引き渡しについてでございますが、青原小学校屋内

運動場改築工事につきましては、平成25年10月22日に竣工検査を行っております。引き渡しにつきましては、10月23日に受けております。

続いて、同約款の第34条、部分使用につきましては、青原小学校の屋内運動場竣工式を計画するに当たりまして、学校関係者及び地元の方で組織する実行委員会と協議いたしまして、10月の日程と工事の進捗状況を考慮し、平成25年10月6日に開催しております。また、これに当たりましては、竣工式前の10月3日に中間検査を行っております。使用に当たりましては、工事の受注者の承諾を得て使用しております。

続いて、2点目の解体工事の関係でございます。工事の看板設置につきましては、設置の義務化はございませんが、今後、設置をしたいと考えております。

工事の進捗状況につきましては、11月1日の工事着工に伴い、施工計画を立て、11日に第1回目の工程会議を行っております。この時点で、課題でありました校舎内に保管されていた学校備品の仕分け作業につきましては、学校関係者との日程調整を行いながら、廃棄分と保存分と使用分とに仕分けをし、最終的に11月23日に仕分けを行った保存・使用備品の引っ越しを行いました。この間も、水道管の移設手続や、県土木への廃棄物の分別計画の届け出等の諸手続を行っております。

本格的な建物の解体は、引っ越しの終了した11月25日から内部の解体を行い、分別、搬出を行っております。外部から見える躯体の解体工事につきましては、12月9日より仮囲いを行い、足場を設置し、12月19日より屋根の撤去を行う予定でございます。

続いて、新校舎の建設についてでございます。

新校舎の建設につきましては、設計業務完成後の平成26年5月初旬に国庫補助金の内示がある予定であります。その内示を受けまして建築工事の入札を行い、工事着手を平成26年6月から考えております。

財政計画につきましては、突然発生した工事でありますので、できるだけ建築事業費を抑えるように考えておりますが、学校や地域からの要望等を考慮しながら、基本設計の中で事業費を決定していきたいと考えております。

また、その財源につきましては、国庫補助事業であります学校施設環境改善交付金の不適格改築事業の申請を行い、対象内事業費の10分の5.5の国庫補助金を充当し、補助残額につきましては、現時点では過疎債を充当したいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 一、二点お伺いをしたいと思います。10月の2日に受注者と変更契約がされております。そして、10月の3日に中間検査、これは第18条により検査をされております。そして、10月の4日、議会に変更契約を提出されて議会のほうは議決しておりますが、そして、10月6日に竣工式典が実施されております。

また、10月22日に竣工検査をされ、10月23日に引き渡しがされておりますが、10月3日の中間検査をしたというふうにあります。中間検査の意義・内容について、普通、土木工事等におきましては中間検査とは、次の作業工程に影響がある場合と、例えば擁壁の基礎部分があるのでそこをどうしても埋めようとしなくてはならない、こういった作業工程に入れない場合等に中間検査をしていただいて、次の段階に入るのが普通なのであります。そうしたことで、中間検査を受けるわけですが、この10月3日に中間検査を受けられた、これは何が必要であったので中間検査をされたのか。もう済んでしまうことは、あんまりごだごだ言うなというふうに思われるかもしれませんが、一応、筋としてお伺いしておきたいと思えます。

また、工事看板設置について設置義務化はないと説明がありましたが、義務がないのであれば設置の指導もされるべきではない、ここに設置を指導するというふうな答弁書に書いてありますが、普通、公共工事であれば必ず工事標識というのは工事名、工期、現場代理人、会社名、そういったことが表示されるわけですが、その上、監督所に提出する、いろいろ義務があるわけですが、例えば、足場解体とか足場組体とか、そういう有資格者の表示をすることになっておるわけですが、建築の場合にはそういった設置義務は本当はないのか、義務がないようであれば、無理に今後設置をしたいと考えておりますというような答弁は要らないと思うんですが、そのところはどうか。

これは、看板は公共土木工事とは異なるんだというふうに解釈をするべきであるのか、その点についてお聞かせをいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、10月3日の中間検査の目的であります。先ほど議員さんの質問の中にもありましたけれども、竣工式を一応10月の6日に予定をしておりました。で、まだ外構等は完全には終わってない状況ではありましたが、内部を使用するということでございますので、その時点で一応でき上がりを確認をして、使用をしようということで中間検査をさせていただいたところです。

それから、看板の設置義務ですが、これも設計士等に確認をしたところではありますが、この場合の設置義務はないというふうに聞いております。ただし、やっていけないというわけではございませんので、今回、議員さんよりこうした御指摘をいただきましたので、確かに、住民の方等に周知する目的で、看板することは有意義であろうというふうに判断をいたしましたので、今回その指導をしたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） もう一点ほどお聞かせをいただきたいと思えますが、先ほど申し上げましたが、30条の件であります。検査職員は誰がやられましたか。これは、世良次長が検査をされたのであります。そして、どのような検査をされた

のか、目視だけであるのか。先ほど私も言いましたが、大きい工事であればコアの抽出検査とかいろいろあるわけですが、そういう検査は、建築では基礎工事しかないと思っております。そういうことは省いても、どのような検査の内容であるのか、ただ図面を見て口頭、目視で、これでええ、ええ、ちゅうような検査であるのか、検査の内容についてどのような検査をされたのか、それをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的に設計監理業務を委託をしておりますので、基本的な構造体途中の、まあ、いわゆる見えない部分等については、設計士のほうで十分管理をしていただいておりますというふうに認識をしております。その時点では写真等も撮っておりますので、写真等の確認をさせていただきます。

それから、事前にその設計士のほうで、仮の進行検査の中でちょっと確認をしておりますので、そこでの指摘事項等をあわせて一緒に確認をして、修繕が終わつとるかどうかが、そういったことも確認をしております。当然、目視も行っておりますし、数量等の一部、こういった例えば備品の、体育備品等で導入されて工事に含まれておる部分につきましては、そういったものの数の確認、あるいは実際にネットを張ってみて十分に使用ができるかどうか、そういったことの確認等もいたしております。

○議長（滝元 三郎君） 14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） せっかく次長さんに答弁をいただいたのでお聞かせをいただきたいと思っておりますが、次長は校舎建設に対しまして、自分は14年度内の校舎の完成には本当に死守したいというふうな悲壮なことをマスコミのほうへ申されました。私らにすれば、何か議会議員に対しての挑戦かというふうに私は思ったわけでありまして、それだけ一生懸命に子供のためを考えておられるんであろうというふうに、ええほうに理解はしますが、余りこのような言葉は使われたいほうが、我々に余り刺激を与えてもらいたくない、このように思っております。教育長さんが発言されて、そういうことが新聞に載ったんならまだわかりますが、これは次長さんの発言として、まあまあというふうな気持ちで受けとめておきますので、そういう言葉を最大限、次長さんの胸の中におさめられて、新しい学校の建設に尽力していただきたい、このように特にお願いをしておきます。

次の新しい校舎が建って、ああ、検査をせい、やる、いろいろなことが出ましても、我々の任期は来年4月であります。そういった意味においても、今後立派な校舎ができますように、執行部のほうでも一生懸命それに取り組んでいただきたい、このようにお願いをいたしまして私の一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、14番、後山幸次君の質問を終わります。

.....

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時35分まで休憩いたします。

午後2時22分休憩

.....

午後 2 時 35 分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序 6、10 番、河田隆資君。

○議員（10 番 河田 隆資君） それでは、町長就任 2 期目に当たりまして、町長の所信表明及び 1 期目、2 期目のマニフェストに、また伺っての町長としての姿勢に対して、少し私等の思い違いと申しますか、そういったものがありますので質問をさせていただきます。

まず、1 期目の反省点を伺いたいわけですけれども、私が 1 期目ずっと見ていますと、マニフェストに掲げてありますように、住民協働のまちづくり、そして地域担当制等が含まれておりました。町民もそのことによって、少し期待をしたわけでありまして、私も期待をいたしました。

そして 1 期目、町長は全職員と面接をされて、そして自分の手足となる職員の動向、また早く掌握したいという思いから、そういうふうな行動に出られたと申しておりますけれども、2 年目が過ぎますと、同僚議員からの勧め等もありまして、いよいよマニフェストに沿った町長独自の路線を打ち出してはどうかということで、まちづくり委員会及び地域担当制を実現化させてきたと申しております。

そういった中でいろいろありますけれども、当然、町長が思っていた以上の仕事量があり、いろいろの反省点があったと思っておりますが、まずその反省点をお伺いをしたいと思います。

そして、その反省点を踏まえて、今後の 2 期目に対してどのような改善をし、執行していこうと思われているのか、まずお伺いをいたします。

次に、1 期目、2 期目とも、どちらも住民協働のまちづくりというものを強調をされております。私が思い描いたのは、まちづくりを町の皆さんとともにという思いでありまして、いいことだなというふうに思っておりました。そして、まちづくり委員会なるものが立ち上がり、そして予算化もされてきました。その中において、今まで地域において自治会なるものはありましたけれども、その自治会の活性化につながった予算であったと思っております。

今までですと、ただ役員さんが年間行事のようにやっていた事業が、少し皆さんを巻き込んで、そして議論が深められてきた、そういったまちづくりの芽が出てきたように私自身は思っておりますけれども、そういった住民のちょっとした活力というのが生まれることを、恐らく町長も望まれたのだと思っておりますが、町長がよくいろいろな自治会の総会等々に呼ばれて行きます。そして、その中においていろいろな要望等々を聞く、そういうことは当然、住民の思いを肌身で感じ取るということでは非常に感心できることでもあります。

非常にいいことだと思っておりますが、私は住民協働のまちづくりというものは、個人的には、地域課題については地域の皆さんが考えればいいこと、そして全体的ないろんな施策における課題については、議会と議論するのが筋だと思っておりますけども、その辺についてどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いをしてみたいと思います。議会とのかかわりについてどういうふうに思っておられるか、お伺いをいたします。

次に、議会とのかかわりであります、全員協議会なるものが近年頻繁に行われます。そして、情報の提供が積極的に行われたことに対しては高く評価しておりますけども、私が常日ごろより不満に思っておりますのが、残念ながら大事な議案作成についてでありますけども、例えを挙げますと、前段の議員さんの質問の中で初めて養老館の改修計画なるものが申されました。その計画なるものの中に、その議会の意向を議会、我々は町民の代表者という意識を強く持っておりますので、そういった議会とのやりとりが大切でありと考えておりますけども、なぜこういうことを言いますかという、畑迫診療所の件がどうしても頭の中に浮かびます。畑迫診療所に相当のお金をつぎ込みながら、いまだに中の利用方法について議論されている。私は、養老館については改修、恐らく町民は第三者だと思っております。しかし、その活用方法については、うまく町民のいろんな提案を踏まえたものでなくてはならないと思っております。

よって、その予算化をする前にしっかりとした情報を提供していただきたいということ、そして住民が望むもの100%かなえられるかどうかはわかりませんが、予算を住民が望んだ100%のものを予算化するためには、当然執行部の国・県に対する努力が必要だと思います。しかし、100%かなえられない場合には、2の80%しか認めてもらえなかった、そうすると、これとこれとこれは断念せざるを得ない等々の議論が、議会としっかり取り交わしてほしいなという思いが常にあったわけです。そういうお考えについて、町長自身どのようなお考えをお持ちかお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、河田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

所信表明に関する御質問でございます。

町長1期目の反省点は何かの御質問であります、反省点は、まちづくりに関すること、組織運営に関すること、町長としての姿勢に関することなど、さまざまな側面に有しており、また例えばまちづくりに関することにおいても、一つ一つの具体的な事業ごとにも多くの反省点を認めているところでありまして、どの観点から申し上げればよいのか迷いますが、私が最も重要と認めていることを挙げるとするならば、人口減少のスピードに歯どめをかけることができていないことであり、これまでの定住対策が十分な効果を発揮していないことのあらわれと厳しく受けとめております。

定住要件を満たしていくためには、住環境の整備、仕事の確保、福祉・医療、教育環境の充実などさまざまな対策を施していかなければなりません。二つ目の御質問の改善

策にも関連することではありますが、これまでは財政の健全化が最優先課題であり、定住要件それぞれに思い切った対策が打てなかったことも理由であり、このたび、財政健全化の目標をひとまず達成したことを踏まえ、ようやく若者向け定住住宅（つわの暮らし推進住宅）の建設計画を立てるなどの対策を講じるに至っている次第でございます。

次回、国勢調査が行われる平成27年を節目とすると捉えるならば、これから計画を実行するというタイミングは遅きに失すとも受け取られるかもしれませんが、まだまだ財政上の楽観が許される状況下にはないため、合併特例の期限が完全に終了する年でもある平成32年の国勢調査をも見据えながら、危機感を失うことなく、中長期的な視点において定住対策を講じていくことも大切かと思っております。

なお、御質問についての中で、まちづくり委員会と地域担当制のお話もございまして、まちづくり委員会も定住対策の一環として結成をいただいたものでもございます。こうした中、地域担当制もスタートしたわけでありましてけれども、職員のやはり定員管理計画の問題がある、また残業時間の縮減の問題もあるということございまして、スタートから十分なこの職員の地域担当制、体制がとれたとは言えてない状況だというふうにも考えております。

ただ、まちづくり委員会の、やはり今後、機能強化を図っていくためにも、この人的支援は重要だと思っておりますので、またスタートした上でいろいろまた実践をしてみ、反省点を踏まえ、また改善に向けて努力をし、この地域担当制度についても充実を図っていきたいというふうに考えているところであります。

次に、住民協働のまちづくりに関する御質問であります。私が考える協働とは、民間と行政が一体となって、地域課題の解決や地域活性化を目的としたまちづくりの具体的な行動を起こすことを前提にしており、実践の主体となる町民の方々や民間団体、まちづくり委員会等との協働によるまちづくりの行動を、共通理解のもと効果的に進めるため、それら主体者との議論も重要となると考えております。

そういう観点から、議会は御承知のとおり執行機関である行政を監視・評価する重要なチェック機関であります。まちづくりの行動をする実践の主体者とはなり得ないため、協働のまちづくりという範疇において、議会と議論するという考え方を成り立たせることは無理があり、御指摘の「住民協働のまちづくりの議論の場」は、議会ではないと私は考えております。

当然のことながら、議会と議論をすることを否定するものではなく、むしろこれまでがそうであったように、今後も我々執行機関に対する客観的で公平なチェックと評価を行っていただくためには、二元代表制の一翼として、独立した関係にあることが望ましいと思っております。

最後に、予算化する前の議会との議論の必要性であります。これまで新年度予算、補正予算を問わず、事業の予算化に当たっては、年間を通して開催される定例議会、臨

時議会、全員協議会、さらには決算審査、各常任委員会の所管事務調査等を通して、いただく議会からの御意見も参考にしながら、組み立てを行ってきております。

これらに加えて、議論をする場とはどのようなものとなるのか、現時点で具体的なイメージが湧きませんので何とも申し上げられませんが、基本的には議会運営の問題でもあるかと思っておりますので、私といたしましては、議員の皆様の共通理解のもと、議会で決定された正式な場であるならば、それを否定することはできないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 一、二点、再質問させていただきますが、まず地域担当制であります。私がこのことを初めて聞いたときに思ったのが、旧津和野におきまして、一般住民よりいろいろな苦情の中での発想であります。と申しますのも、地域における缶拾いや草刈り等々を企画した場合に、どうしても町職員が参加しないというのが、かなり苦情として私の耳に入っていました。よって、こういうふうにすることによって、多少解消されるのかなということを思っていたんですが、どうも違うみたいでして、むしろ町長とすれば、あなたたちも住民の一人である、よって、地域のそういった活動等には積極的に参加をされてはどうですかというふうなことで済むのではないかなというふうに思っておりましたが、その点のお考えはどういうふうにお持ちか伺いをしたいと思います。

次に、反省点から生まれてきた財政面のことをいろいろと言われました。財政の健全化はもう既に昨年度の数値で公債費比率15.1%、かなりもう改善をされておりますが、町長が言われたのは、合併特例債が完了する期限後が非常に不安であるということ念頭に置いて言われたわけですが、特例債が終了する32年、国勢調査も含めて表に出てくるその数字では、現時点ではどの程度の不安材料として数字でわかるのか、まずお示しをいただきたいと思っております。

とりあえず、それをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、職員の地域担当制に関する御質問でございまして、職員がそれぞれの地域のいろんな奉仕活動等なかなか参加が少ないという、それを解決するための制度であるのかどうかというような御趣旨だったかというふうに理解をしております。

当然、職員にはそうした、そういう地域のいろんな社会活動や奉仕活動に積極的に参加をしてもらいたいという気持ちは持つとるわけでありまして。それは大前提としてあるわけでありましてけれども、これはあくまでも職員それぞれが自主的、自発的に行うものであるというふうに理解をしております。今回、この職員の地域担当制というのは、あくまでも業務命令として給料を払って仕事をしてもらうものでございまして、それはまさにこのまちづくり委員会の中での役割として、業務の一環として機能してもらおうと、そういうことを求めているというような次第でございまして。

それからもう一つ、人口減少の関係でございますけれども、私どもが把握している数値でございますけれども、平成25年現時点でございますが、現在の人口が7,898名という数値が出ているということでありまして、ついに8,000名を切ってきているということでもあります。

そしてもう一つ、我々が注目をしておりますのが、この15歳未満人口ということになりまして、これは（発言する者あり）8.4%か。済みません。15歳未満人口が全体の8.4%という非常に厳しい数値になっているというところでもあります。ちなみに申し上げますと、この8.4%というのは、島根県下の自治体の中では2番目に低い数値という状況でございます。そうしたことを考えますと、この15歳未満が将来の人口構成に重要な位置を占めるということを考えますと、平成22年の国勢調査、島根県下で11.4%というナンバーワンの減少率であったわけではありますが、現在も残念ながらそのスピードというのがとまっているとは言い切れないし、そしてこの15歳未満人口の割合を見ますと、しばらくはまだ厳しい状況にもあるというようなところを考えているということでもあります。

こうしたデータも踏まえた上で、今回若者向けの住宅建設にも入っているわけでありまして、子供さんが2名以上いらっしゃるという条件もつきながら、こういう政策をとらしていただいて、何とか平成27年度の国勢調査には、少しでもこの人口減少がとどまっているようなという対策も含めての政策をとらせていただいているということでもあります。

ただ、本来ならばもっと早い段階から、早い年度から、こういう住宅建設に取り組みたかったわけではありますが、もうこれは繰り返しになりますが、財政上の問題からこのいよいよ26年度から取り組みをしていくというような状況であります。そうすると、27年度というのはもうその翌年になってしまいますので、非常にスタートとしては出おくれ感を持っているということでもあります。

ただ、危機感を持っておらなければなりません、焦ることなくこの平成32年、次の国勢調査というものも視野に入れて、しっかり確実に財政面も解決をしながら、この現在計画をしとる25戸、これを確実に建設をしていくということを努力をしていきたいというふうに考えているというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） それでは、1点だけ最後にお伺いします。

住民協働のまちづくりの議論の場は議会でないというふうに言われましたけれども、私先ほど例を挙げて言いましたように、住民代表の我々としてしっかり議論をしてほしいというのが、私の腹の中にあります。と申しますのも、住民、例えば審議会なるものを開いた場合に、当然全てを審議会の皆様にお示しをして、いろいろな策をいただいたりというふうになるかと思っておりますけれども、我々議会には予算のことも当然わかり、そして町の方々のいろいろなこともある程度わかっている、ですから議論が早いだろうと思

っておりますが、早い段階で予算化をする、早い段階でのキャッチボールを望むというふうには、私、先ほど言いましたけども、その点について議会が要請をすれば、常にそういったものをどんどん出すのか、それともむしろ執行部側からそういった提案等々を出していかれるおつもりがあるかどうか、最後にお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 「住民協働の場づくりの場は議会ではない」ということが、誤解を生んではいけませんので、いま一度詳しく、もう少し詳しく申し上げますと、まちづくりはいろんなやり方があるというふうには思っております、まずはやはり町がリーダーシップをとって、町が考え方の中で進めていくまちづくり、あるいは住民の皆さんと町とで協力をし合いながら行っていく、これがまさに協働のまちづくり、場合によってはもう住民の皆さんに、特に企業関係の係る部分が出てくるかもしれないと思っておりますが、まさに民間の皆様にもう全てお任せしていくまちづくり、いろんなタイプがあるというふうには思っております。

そうした中で、2番目に申し上げた協働をするというまちづくり、その範疇、考え方の中での議論は、あくまでもその協働をする、行動される主体者との議論をするべきであって、それは議会ではないのではないかという話をさせていただいたところであります。ですから、町が主導で町でやるまちづくりも含めた、これは先ほど御質問の中で議員も申されたように、まちづくり全般に関しては、これはやはり議会のお役目として、我々が全てかかわるまちづくりについてチェック、評価をしていく、その上での議論というのは、しっかりやらなければならないというふうには考えているところであります。

こうした中で、議会のほうがこの予算化の前に要請をすれば、そういうものに我々執行部側もその舞台ののっていか、土俵ののっていかどうかということでありますが、これは、繰り返しになりますけれども、議会のほうでどういう制度になるのか、私自身イメージが今湧いておりません。何とか委員会という形でやられるのか、あるいは全員協議会の延長のようなものでやられるのかわかりません。それは、まさに議会運営の問題であるかというふうにも思っておりますので、議会のほうで、こういう手法でこういう制度でもって、ルールでもって、こういう予算化の前の議論をする場を設けるということを決定をされたということであれば、我々としては、そこへ協力をさせていただきたいという思いは当然持っているわけであります。

ただ、その議論の場がどういうところまでやるのかということも、これはひとつ問題が出てくるというふうにも思っております。現在の仕組みは、我々が提案をさせていただいたり、あるいは行った結果について議会の皆様にご提案したものについては、決定権をお持ちでいらっしゃるし、あるいは行ったことについてはチェックをし、評価をされる権限を持っていらっしゃるわけであります。

今度はこれを予算化前に議論をするということになりますと、例えば議会から町執行部側へ提案をされるということになれば、執行するのは最後は私どもの責任になります

から、そこで議会から提案されるものに対して、しっかりとした我々が理解ができる議論を深めなければならないということが前提になるかと思っております。

そうしたならば、今は我々は逆に質問する権利を与えていただいております。これは今までの体制、やり方であれば、私はそれはそれでこれから続けていただいても結構だというふうに思っておりますが、今後、議会側からも提案が出てくるということになれば、我々からも質問をさせていただく、そういう権限も与えていただくような、そういうようなことも整備していただかなきゃならないんじゃないかな、これはあくまでも私の考えであります、そんなことも思っているところであります、それも踏まえて、こうしたことは議会運営の問題でありますから、議会のほうでいろんな議論をされて、こういうやり方でやろうと出された結論に対しては協力をさせていただきたい。ぜひ、大いにやらせていただくことも歓迎したいというふうにも考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 町長が言われるとおりでありまして、反問権等々も含めた答弁であったと思います。議会の活性化も含めて、我々として努力をしてまいりたいと思います。終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、10番、河田隆資君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 本日の日程は、以上で全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後3時02分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 11 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 3 日)

平成 25 年 12 月 17 日 (火曜日)

議事日程 (第 3 号)

平成 25 年 12 月 17 日 午前 9 時 00 分開

議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員 (15 名)

1 番 京村まゆみ君	2 番 村上 英喜君
3 番 板垣 敬司君	4 番 竹内志津子君
5 番 道信 俊昭君	7 番 三浦 英治君
8 番 青木 克弥君	9 番 斎藤 和巳君
10 番 河田 隆資君	11 番 川田 剛君
12 番 小松 洋司君	13 番 米澤 宏文君
14 番 後山 幸次君	15 番 沖田 守君
16 番 滝元 三郎君	

欠席議員 (1 名)

6 番 岡田 克也君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	下森 博之君	副町長	……………	島田 賢司君
教育長	……………	本田 史子君	総務財政課長	……………	福田 浩文君
税務住民課長	……………	楠 勇雄君	つわの暮らし推進課長	…	内藤 雅義君
健康福祉課長	……………	齋藤 等君	医療対策課長	……………	下森 定君
農林課長	……………	久保 睦夫君	商工観光課長	……………	大庭 郁夫君
建設課長	……………	田村津与志君	教育次長	……………	世良 清美君
会計管理者	……………	山本 典伸君			

午前9時00分開議

- 議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、お出かけをいただきましてありがとうございます。これから3日目の会議を始めたいと思います。ただいまの出席議員、岡田議員より欠席の届け出が出ております。ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、14番、後山幸次君、15番、沖田守君を指名いたします。
-

日程第2. 一般質問

- 議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、一般質問。昨日に引き続いて、順次発言を許します。発言順序7、4番、竹内志津子君。
- 議員（4番 竹内志津子君） おはようございます。議席番号4番、竹内志津子でございます。通告に従って4項目質問いたします。最初は、豪雨災害からの復旧・復興と生活再建の支援の状況についてです。その中で、まず最初は、災害復旧に向けての査定もほぼ終わったということですが、復旧工事に予算も補正で組まれています。臨時会で、現年公共土木関係の工事請負費が7億700万円余り、今議会の補正で計上されているものが、農地・農業用施設関係で

の工事請負費が4億6,600円余りと、それから8月の豪雨による災害の公共土木施設関係の工事請負費が4,000万円計上されています。これらの予算に上がったものは、災害全体のどれぐらいに当たるのでしょうか。また優先的に取りかかる工事はどのようなものなのでしょうか。

次ですが、被災した家庭の生活再建のための支援策ですが、災害弔慰金や災害見舞金、被災者生活再建支援制度、災害救護資金等の貸し付け制度、また子供の養育や教育関係の就学援助制度とか使用料の減免や免除等、それから猶予、そういう支援策が設けられていますが、これらの支援は各家庭に既に行き届いているのでしょうか。行き届いているというか、行き渡っているのでしょうか。もし残っているとすればどれぐらいなのでしょう。それと、もし残っていればその理由、そして、その後の今後の支援の予定はあるのか御答弁をお願いします。

3番目ですが、復旧・復興の今後の計画はどうなっているのでしょうか。数年はかかると聞いておりますが、この点はいかがでしょうか。

4番目ですが、災害復旧を優先させるために今年度計画されている事業のうち、後年度に繰り越される事業、また中止される事業があると思いますが、それはどのようなものなのでしょうか。

例えば、青原団地のストック改善工事が4,400万円の予算で計画されていますが、まだ何の話もないと住民の方からはお聞きしております。これも災害復旧の影響でしょうか。主な事業でどんなものがあるのか御答弁をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） おはようございます。一般質問2日目ということでございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、4番、竹内議員の御質問にお答えをさせていただきます。

豪雨災害からの復旧・復興とその支援の状況についてでございます。

9月30日から始まった公共土木施設災害の査定作業も、ようやく今月24日、25日の農地・農業施設災害査定で終了し、今後、本格的に工事発注のための実施設計書を作成する作業に移ります。

しかしながら、現在のところ、国から全ての災害復旧決定通知が届いておらず、事業費の割り当ても年明けと聞いており、今年度実施する正確な事業総額がわかっておりません。これまでの情報では、今年度災害査定額の8割程度が割り当てられると聞いておりますので、今後、発注計画を検討してまいります。

工事に着工する順番ですが、基本的に住民の皆様都合に合意いただける優先順位が必要と考えております。このため、公共土木施設災害復旧工事につきましては、次のような順位づけで発注したいと考えております。

1番目として、人命や住居の安全確保のために必要な工事、2番目として、他の災害復旧事業を実施するために必要な工事、3番目として、激甚災害箇所の早期復興のため

に必要な工事、4番目として、林道、農地、農業用施設を含めた地域単位での復旧に必要な工事。

続いて、農地・農業施設災害復旧工事につきましては、1番目として、町公共土木施設災害復旧工事に隣接する工事、2番目として、激甚災害箇所早期復興のために必要な工事を優先し、県の名賀川改良復旧工事や県管理河川の復旧工事に隣接する工事については、河川護岸等の工事が完成しないと対応できませんので、主に次年度以降の対応としたいと考えております。

二つ目の御質問であります。災害を受けられた家庭の生活再建への取り組み状況でございますが、災害弔慰金、災害障害見舞金については、該当者として行方不明の方が一1御家族の方へお渡しできればと考えております。

次に、9月議会において条例制定いたしました津和野町災害見舞金については、既に申請のあった住宅の全壊相当5件、半壊、床上浸水相当15件、障害見舞金1件を、私が直接訪問してお見舞いを申し上げ、お渡しをしております。なお、当日御不在の世帯につきましても、後日副町長がお渡しする形で既に完了をしております。遺族見舞金については、行方不明の方に対する1件が未完了であります。さきに述べました災害弔慰金にあわせてお渡ししたい考えであり、それをもって全件完了となる予定でございます。

そのほか、災害援護資金、母子寡婦福祉資金については申請がございません。さらに法律の適用により、町から国、県に移行いたしました被災者生活再建支援制度に基づく取り扱いであります。基礎支援金部分については、対象の7件について県への進達が出来て完了しております。

なお、加算支援金部分については現在1件のみを進達している状況で、残りの方については現在までのところ申請がなされておきませんが、加算支援金部分については住宅の新築等の要件もあり、3年間の猶予期間も設けられ、申請の判断は被災者の方に預けられている部分があるわけですが、今後も被災者に寄り添ったきめ細かい支援に努めてまいりたいと考えております。

三つ目の御質問でありますけれども、災害査定を完了させるために、災害復旧推進室の全職員が協力して土日返上、さらには深夜まで査定設計書の作成を行い、何とか査定を乗り切っております。今後は、工事発注するための設計作業に移り、1月下旬から2月上旬ごろを目標として発注できればと考えております。

しかしながら、本町の技術職員数が少なく、また県や他市町村からの応援にも限度があり十分な職員体制ではありませんし、このような中ではあります。今年度予算化した全ての工事を年度内に発注する努力を行い、努力及ばず未契約繰り越しとなる工事についても、来年6月までには発注したいと考えております。

町内における現時点での災害復旧査定額は、県と町を合わせ約58億円となっております。仮に今年度査定費の80%が割り当てられた場合47億円となり、どのように工

事を発注していくのか今後の大きな課題となっております。工事の入札を行っても受けていただける業者がいなければ始まりませんので、町内建設業協会関係者とも協議をし、発注形態や現場代理人等の配置に対する特例措置等で合意し、最大限に受注していただける方策をとりたいと考えております。

四つ目の御質問でございますが、現在、次年度への繰り越しや今年度工事の中止を考えている工事は、7月豪雨までに発注していない工事でございます。具体的には、年度の繰り越し路線は、町道奥ヶ野東線改良工事、事業の中止路線は、町道鳴谷線改良工事や町道円ノ谷線改良工事、町営住宅青原団地ストック改善事業、一部事業の中止路線が町道高嶺線改良工事を予定しております。

なお、町道鳴谷線改良工事につきましては、土石流により路線そのものが流失し原形をとどめておらず境界がわからなくなっており、今後計画されております砂防事業にあわせ改良計画を再検討してまいります。町道円ノ谷線改良工事につきましては、国有林の使用に関して林野庁との協議ができず、さらに地元関係者との協議に時間がかかっており、今年度の実施は無理であるとの判断から延期としております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この豪雨災害に向けての査定等本当に町の職員の皆さんが大変な御努力をされて、今査定が終わったという段階のようですけども、まだまだこれから本当に大変な業務が続くことと思いますけど、やはり町民のために頑張っていたきたいなというふうに思います。

それで、まず復旧工事の着工の順位でありますけども、当然、人命や住居の安全確保のために必要な工事、これが一番に上げられておりますが、それは当然のことだと思います。これは、例えばどういう工事かといいますと、裏の谷が山の崩落による土砂で埋め尽くされていると、今後また豪雨が起こったときには、また下流の住民の方たちの家屋、それから命をも危険を及ぼすという、そういうようなところではないかなというふうに思いますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

そのほか順位が上げられておりますが、農地・農業施設関係で、本当に特に木部地区、名賀もそうですけども、来年度の耕作がどうなるかというような大変な状況があります。来年度の耕作についてはどういう見通しを持っておられるのかその辺をお尋ねしたいと思います。

それから、生活再建の支援についてですが、これも十分配慮しながらやっておられるようで、完了しているところとか、それから県や国への申請ですか、そういうこともやっておられるようですが、申請がないところについては手がつけられていないということですが、申請が必要ではないのかな、それにもかかわらず申請が出ていないというように判断されているところについては、どのように今後されるのでしょうか。そういう必要はないのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思います。

それから、被災者の中で支援が必要な世帯で、特に子供さんがおられる世帯、小中学生の場合の、例えば就学援助をしなければいけないと、そういうところはなかったのでしょうか、お尋ねします。

それから、今後の工事の発注についてですけども、これはまだはっきりしていないということですが、やはり気にかかるのは町内の土木建築関係の業者が、随分これまでの公共工事減によって減っているということ、それで町のほうが発注をしたくてもそれを受け入れる業者が少ないと、その辺の御心配があるようですけども、発注形態や現場代理人等の配置に対する特例措置等で合意するというふうに答弁されました。現場監督等それを代理で済ませるとか、具体的にはそういうようなことかと思うんですけども、本当に受注を受けられるその業者が少ない中で、やはりいかばかりかの特例というのは設けなければいけないと思いますが、やはり工事がきちっとしたものになるように行政のチェックが必要だと思いますが、その点はどのように考えておられるのでしょうか。

それから、これまで計画されている事業、今年度計画されている事業で、繰り越されるものとか中止されるものがここに上げられておりますが、この中で青原団地のストック改善事業、これについて、つい先般も住民の方からお聞きしました。何の話もないということですが、これは中止ということですけども、これから先、全く計画は中止してしまうのか、それとも何年後かにこれを復活させるのか、その辺が非常に気にかかるところです。

個別にいろいろもう住宅も古いものですから、いろいろ問題があるようです。例えば水道の水が茶色い水がときどき出るとか、それからこの前の豪雨とかで壁が剥がれかけているとか、具体的に本当にすぐ手をつけなければならないところがあるようなので、その点は調査をして、すぐにでも取りかかっていたかなければ住民の方が困られるのではないかなというふうに思います。

そういう、そしてまた、中止なら中止、延期なら延期で、やはり住民の方にそのことをちゃんと説明をしなければいけないのではないかなと、住民の方はいつ改修工事が始まるんだろうかということをおられますので、それはきちんと説明する責任があるのではないかなというふうに思います。

ですから、その説明をしながら、やはりそれでも早急に手をつけなければならない修繕等はどうのようなものがあるかという要求も聞いていただかなくてはいけないのではないかなというふうに思います。

以上、何点か申しましたが、御答弁お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 最初の私の回答で、町内建設業界関係者と協議をして、発注形態や現場代理人等の配置に対する特例措置とで合意し、最大限に受注していただける方策を取りたいと考えておりますということで申し上げておるわけですが、誤解がないように申し上げておきたいと思いますが、まだ合意にしてるわけではござ

いませので、そうしたことも方策も取りながら受けていただけるように努めてまいりたいと、そういうことで検討しているということでございますので、念のため申し上げておきたいと思ひます。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、建設課に関する御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、優先順位の関係で、人命や住宅の安全確保のための工事というふうなことでございます。今想定しておりますのが、河川護岸が壊れていて、そういうふうなところの下流側に家があつて、家が浸水するおそれがあるとか、それとか道が町道が壊れて、一応仮復旧はしておりますが、まだまだ安全でないというふうなところもございまして、このあたりを想定しております。

議員御質問の裏山とかについては2番目のところになってまいりまして、県のほうで緊急治山という事業を今計画をしております。やはり工事をすると10トンダンプぐらひは通りますので、その道をきちんとつくり直さないとその工事もできないというふうなことになりますので、とにかく優先順位は2番ということで、裏山等とか農地、それから林道については、町道がきちんとなくなると入れないというふうな状況もございまして、そのあたりのところに対応させていただいたらというふうな考えを持っておるところでございまして。

それから、現場代理人人員の配置等の特例というふうなことでございまして、通常の工事の場合に2カ所まで兼務ができるというふうなところになっておりますが、実際のところ全国的なところを見ても、島根県においても、まず隣の益田市においても2,500万未満の工事については、県の関係が5カ所、益田市が今10カ所ぐらひの設定にしておつたと思ひます。

やはり今回大変な災害でありまして、緊急的に対応しないといけないというふうなことで、そのあたりのところはどうか今から検討してまいりますが、何らかの方策を考えながら対応していかないといけないだろうと、法律による建設業法によるその制限は当然守りながらも、緩和できるところについては緩和をしながら、町内の業者の方に受けていただくような体制づくりは検討したいというふうな考えをおるところでございまして。

当然、入札なり現場の管理については通常どおり対応させていただいて、やはりできたものが安全で安心なものでなければ皆さんその後生活できませんので、その辺のあたりの対応についてはきちんとさせていただきたいと思つておるところでございまして。

それから、青原団地のストック改善事業の関係は、議員の御指摘のように、こちらのほうからいまだに連絡をしておりません。大変申しわけなく思つております。地籍調査の担当者が長期に休んでおつたり、それからあわせて当然災害の査定等もございまして、

今住民の皆様大変御迷惑かけておると、仕事をストップさせておりました、御迷惑かけておるといふような状況でございます。

このあたりのところで、対応がまたおくれておるといふようなこともありまして、御指摘を受けまして、またこのあたりのところは、関係の入居者に対して御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

実際のところ、今の現状で申しますと、実施設計について今年度実施をさせていただくというふうにしておりまして、3月までに実施設計を完了し、そして来年の4月以降に工事発注はしていきたいというふうにご考えておるところでありまして、今空き家をある程度つくっております、そちらに動いていただきながら住宅の改修工事を行うというふうなことになりますので、一挙に全体を改修するということはちょっと難しいんですけれども、棟ごとでやはり老朽化が目立つようなところからなるべく早く対応したいと、ほかの皆さんには御迷惑をおかけをしますが、そのような考えで、今対応したいというふうにご考えておるところでございます。

また、入居者の皆様には、そのあたりの状況については御説明をさせていただきながら、御理解をいただいたらというふうにご考えております。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 災害を受けた方、家庭への支援策の関係でございますが、申請がない場合の対応はということで御質問でございます。

これにつきまして、基本的には県等にも確認しておりますが、町民の方へ黄色いチラシで各制度のお知らせということで配布しております。これにつきましては、一応申請者からの申し出によるということでございますので、受け身体制ではございますが、先ほどから生活支援の関係の住宅の関係等も町長のほうから答弁をしておりますけれども、該当される方がおられましたらお声かけはさせていただいております。

それで、先ほどの支援の関係ですが、1件の方が新たに家を直されるということで申請されておりますが、もうひとつ方はまだ改修をされるということで手続中でございますので、そういった方で該当者がおられれば、どんどん申請していただくように対応はしております。

また、健康福祉課の関係ではございませんけれども、税務住民課のほうで、軽自動車本人から申請がなくても、一応この辺の軽減ということで町のほうで調べて、その辺の対応をしておるといふことを聞いております。ということで、できるだけ万全な対応で手続をしていただくように努力はしております。

また、子供のいる世帯の就学の関係ですが、担当課が教育委員会でございますが、基本的には、このたび被害を受けた家庭の方で子供様がおられる方が、たしかおらなかったんではないかと思っておりますので、今うちの健康福祉課のほうで把握している内容では、就学のほうはないと思っておりますが、その辺もし間違いがあれば、教育委員会のほうから答

弁していただいたらと思いますけども、健康福祉課で把握している状況では、以上でございませぬ。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 健康福祉課長のほうで答弁がありましたけれども、教育委員会のほうとしても、そういった該当の方がいなかったということに把握をしております。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 来年度の作付についての御質問がございましたが、大きな災害を受けて40万円以上の災害につきましては、今回査定を受けて、補助債で対応することになります。先ほどの建設課長のほうにも答弁もありましたが、1月、2月の発注になるということでありまして、実際に作付までに工事が終わる箇所がどれほどあるかわかりませんが、皆さんに説明しておる中では、補助債で災害復旧する場合には、来年度の作付はできない箇所が多いであろうというふうに説明しております。

40万円以下の災害につきましては、町の災害復旧の40万円以下には9割の補助金を出して復旧するというものがございませぬが、そちらで対応できるところは今年度中に対応して、来年度の作付に間に合わすという形で取り組んでおります。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 済いませぬ、お答えをするのを忘れておりましたが、事業の実施期間でございませぬ。災害復旧事業は通常3年というふうなことになっておりまして、ことしを含めて3年ということでございます。

繰り越しを含めて4年までが最高になります。ただ、県が実施をします名賀川の災害復旧工事については国の助成事業というものがございます、これによって対応するということになっておりまして、河川流域の5割以上が被害を受けた場合に助成事業の指定を受けることができるということになっております。で、この関係が4年ということになっております。ことしを含めて4年ですので、繰り越しを入れると5年間というふうなことになってまいります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 詳しい御答弁、ありがとうございました。

やはり、災害を受けられたところについては、できるだけ早くということがありますし、それから、今年度中に予定されていた事業が延期になったところも、やっぱりこれは必要だから計画されている事業ですので、本当に災害復旧で大変だとは思いますが、できるだけの実施に向けての御努力をお願いしたいと思います。

それから、工事関係では、本当に今から二、三年はずっと工事が続き、建設業者もフル回転という感じで仕事をされるようになると思いますけども、やはり行政のチェック

のほう、十分にされて、後でいろんな不備が見つかったとかそういうことがないように、やはり安全安心ということを、課長の答弁にありましたけど、これが一番大事なことでして、これからの災害がまたそういうところから起こってくるようなことがないようにということ、十分に御留意をお願いしたいと思います。

それでは、次の税や使用料等の未納に関する質問です。

町民税や国保税、水道料、それから下水道料とまだ住宅使用料等もありますけども、そういう税や使用料等の滞納分の収納対策として24年度のものも見てみますと、児童手当による分納とか、それから動産の差し押さえ等が行われていますけども、年金の差し押さえ等も行われているのでしょうか、どうでしょうか。

それから、児童手当や年金を税や使用料として徴収するのは、それらの支給の趣旨から外れているのではないかと思います。そういうものに収納対策として手をつけられるということは、納付者とのいろんな話し合いのもとに行われているとは思いますが、どのような話し合いが行われているのでしょうか。

それから、未納になっているということは、それは当然納付しなきゃならない方の努力もあるとは思いますが、やはり生活が困窮していてどうしても支払うことができない、毎日の生活がいっぱいいっぱい税金や使用料を支払うところまで収入がないという家庭が、今こういう不景気のときですから、特に多くなっているのだらうというふうに思います。

それで、税を取り立てながらそういう状況、いろいろ家庭の状況も調査されると思いますが、減免の申請とか、生活保護の申請等そういうさまざまな救済策があるんですけども、そういうものをいろいろ講じておられるのでしょうか。

その点、よろしくをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、税や使用料等の未納に対する対策についての御質問に関して御回答させていただきます。

議員御指摘の年金債権や児童手当の差し押さえは実施しておりませんが、年金支給月、児童手当支給月等に町税、国保税、保育料、住宅料、水道料等の納付のお願いをしております。町税等は、納期内納付が原則です。定められた納期限までに町税等を滞納しておられる方に対しては、町民の皆様の大切な財産である町税等を確保し、町税等の負担の公平性を保つため、滞納整理を行わなければなりません。町税等を滞納している方には、督促状や催告書をお送りし、自主的に納付することをお願いしております。

しかし、それでも納付されない場合や、納付約束あるいは分割納付等を約束されたにもかかわらず履行されないで滞納している方には、納期限までに納付された方との公平性を保つため財産調査の結果やこれまでの納付実績、世帯の状況等を総合的に勘案し、納付の能力があると判断された場合において差し押さえ事前通知を行うとともに、それでもなおアクションがない方に対して、最終手段として差し押さえを行っております。

納税相談や財産調査の中で生活に困窮している状態が把握できた場合は、担当部署と連携を図りながら救済を進めております。また、多重債務の状態のケースでは、弁護士や司法書士に相談し、過払い金の請求や任意整理などの債務整理を進めるように御案内をしております。

次に、二つ目の御質問であります。生活に困窮しておられる方々には、失業などの社会的要因や借金問題、精神疾患等の病気、家庭環境などの私的要因が複合的に混在している事例が多く見られますが、こうした方々の中には外部との接触を避ける傾向の方もおられ、問題の解決には多くの時間と関係機関が密に連携した適切な対応が求められます。町といたしましては、こうした方々の抱える問題解決のために、生活支援係を中心としての生活保護のみに限らず生活困窮者の支援全般に当たることとしており、民生委員、生活相談員、保健師、包括支援センター、税務担当課等、世帯と密接にかかわる部署等との情報共有を図ることで、支援を必要とされる方々の早期発見に努めているところでございます。

支援策として、困窮世帯の方々との生活相談等を通じ、困窮の要因把握にも努めており、医療的な支援が必要な方については、医療機関につながるよう支援を、金銭に関連する問題の解決等が必要な方には弁護士による無料法律相談、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業、減免制度等の各種支援制度の御案内や生活保護制度の利用等による支援を実施しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 児童手当や年金等は生活を維持していく上に必要なものであり、税や使用料の滞納分をそれらから充てるということになると、生活できなくなる世帯もあると考えられます。そういう世帯に対して、本当に血の通った対応が必要だと思うんですけども、例えば、児童手当の分納というようなのがありましたけども、具体的にはどういう話し合いをしておられるのでしょうか。

一例でいいですので、お聞かせいただいたらというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 児童手当の分納でございますが、特に例というわけではありませんが、基本的には児童手当が払われますけども、そのときに直接お金をいただくわけではなくて、来ていただいて、これから滞納分をどの程度、何年で払っていただけますかというような形で御相談させていただいて、本人が払えるだけの金額を提示していただいて、相談に乗って、今後の支払いについて未納をなくしていただくような形で相談を受けておりますので、そこでこっちから金額が幾ら払わないといけないよということは指導なり、指示等はしておりませんので、あくまでも双方の理解のもとでやっているということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 本当に税や使用料の徴収については、職員の方も大変だと思います。同じ町民の間で滞納があるから払いなさいという、それを払わせるという、そういう行為に出るということは、本当に町の職員の方にとっても大変なことだということには理解しておりますが、これが本当に冷たい対応になるのか、血の通った対応になるのか、それによって町民の本当に納税しようという意識にも影響してくると思いますので、血の通った対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。次は、青原小学校改築に関することです。

青原小学校改築については、これまでもいろいろありましたけども、改築までの間仮校舎をつくるという当初の計画が変更され、仮校舎はつくらないという方針が出されました。子供、保護者、教職員等関係者の落胆は大きいものがあります。今議会では、仮校舎建設のために計上された予算も削られています。なれない場所、不自由な環境での長期間学校生活を送ることになる子供たちへの影響は、精神的、肉体的にも大きなものがあると考えられます。同じ１年数カ月といっても大人と６歳から１２歳までの成長盛りの子供たちとは、その受ける影響には大きな差があります。計画どおり仮校舎を建て、新年度から青原の地に子供たちを帰すべきです。行政が教育に責任をとるとすれば、それは子供たちが心置きなく学ぶことができる教育条件を整備することです。町の将来を担う子供たちの教育にお金を惜しむ自治体に発展はないと考えます。予算をもう一度もとに戻し、仮校舎を整備する準備に至急取りかかっていたいただきたいと思います。

次に、青原小学校の子供たちと校区の住民とのさまざまな交流がこれまで行われてきました。それが、山村開発センターに移ってからは、校区民が訪問することが難しくなっています。車のない人たちのために、交流会を持つときには往復のバスを走らせることはできないでしょうか。で、早速今週にも５、６年生の学習発表があると聞いています。広島の平和学習のまとめとしての発表をするということで、校区民の皆さんにもぜひ参観したいということをお聞きしております。

今後、まだまだいろんな交流の場が行われると思いますけども、ぜひともその都度バスを用意していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校につきまして２点御質問いただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、１点目の青原小学校の仮設校舎につきましては、１０月に町の登録業者である２社に対しまして、プロポーザル方式での企画提案書の提出要請を行いました。２社ともに企画提案書の提出意思がない旨の回答を受け、仮設校舎の建設を断念せざるを得なくなりました。現在、日原山村開発センターを仮校舎として学校生活を送っていただいております。

議員御指摘のようになれない場所、不自由な環境で学校生活を送ることになり、子供たちへの精神的、肉体的な影響が考えられます。青原小学校の教職員には、これまでで

上に児童の様子を見ていただくようお願いをしております。また、運動不足等が考えられますので、日原山村開発センター中庭でボール遊びなどができるように施設の改善を考えており、12月補正予算に計上しております。仮校舎である日原山村開発センターで学校生活を送りやすいように環境整備に努めてまいりたいと考えております。議員の御質問であります仮設校舎の建設につきましては、これまでの経過を踏まえ、断念せざるを得ないと考えております。

2点目の地域の住民の方々との交流でございますが、議員御指摘のように、青原小学校から山村開発センターへ移動後は、児童と地域の方との交流が少なくなっているのは事実でございます。移動前は、地域の方に授業へ参加をしていただく活動や地域の方々とさまざまなつながりを持つような行事を行っており、子供の健やかな成長を促す上で大切なものであったと考えております。

当初、山村開発センターでの授業は4カ月余りと考えておりましたので、児童が運動会や学習発表会の練習等で青原小学校へ出向く際の運行経費のみを予算計上しておりましたが、青原小学校に戻るまでの期間が大幅に延びたことから、学校側からの要望もあり、青原小学校で行われていた活動と同様な行事が行われるように、12月補正予算にて数回分のバス運行経費を予算計上しております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 仮校舎についてですが、プロポーザル方式で町の登録業者2社に企画提案書の提出要請を行ったところ、2社ともに提出意思がないとの回答を受けたということですが、この2社というのはどの範囲、地域的にどの範囲におられる業者なのでしょうか。地域を広げれば、あれでも提出の意思があるというふうな業者が見つかるのではないかと思います。2社が提出しないということで簡単にこれを諦められたということが腑に落ちません。

もともと、プロポーザルという言葉の意味を考えたときに、これはプロポーズというところからきたものではないかなというふうに思います。簡単に諦めるようなことではないのではないのでしょうか。やはり、事が成就するまでしっかりいろんな努力を重ねながら追求していくという、そういう努力が必要ではないかと思うんですが、本当に、短時間で2社がだめだったからだめだ、中止だという、そういう結論を出されたということに納得のいかないものがあります。

それともう一つは、5,000万円という当初計画、5,000万円というそういう提案をされたということですが、そういう、初めから5,000万円では無理なのではないかなとわかりながらそういう提案をされるということは、もう中止ありきで提案されたのではないかな。ちょっと言葉は悪いかもしれませんが、アリバイづくりでされたような感じも受けます。これは、私だけの感じ方ではないのではないかなというふうに思います。地元の人たちは、今でもやはり仮校舎をつくってとにかく青原の地に今年度中にでも帰してほしいと、そういう思いを持っておられるようです。

もう一度お聞きしますけども、何とか仮校舎を用意したいという意思をお持ちではないのでしょうか、お尋ねします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、業者ですけれども、一応県内の業者さんになります。で、基本的に町の登録業者ということの基本にしておりましたので、その中で該当であるものが2社しかいなかったということでもあります。で、登録業者はもちろん、町、県内だけに限るとるわけではなくって、広く全国から募集をした中でたまたまその該当が、登録業者が県内で2社という状態でありました。ですので、新たに全体で全国的に募集するということになる、登録のところからやりかえないといけないというような形になるのではないかというふうに思っております。

で、基本的に今の方針として、スタート時で一応5,000万という金額の設定をしておりますので、まあおおむねという言葉がついてはおりますけど、おおむね5,000万ということ仕様の中に入れております。ですので、おおむねですので、通常2割の前後という意味合いが一般には考えられると思いますので、業者的には6,000万、7,000万ぐらいまでのところでいわゆる提供ができなければ無理だろうという判断をされたのではないかというふうに思っております。で、それを1億とか1億5,000万とか枠を広げればおる業者としても可能性はありますけれども、財政的にそれはとても対応できないというふうに判断をして、こういう結論にいたしましたわけであります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 災害で町の持ち出しも随分多いということは、それは承知しております。ですが、青原の子供たちもこれは災害に遭ったということだと思います。これは、自然災害でなくて人災です。やはり、子供たちに行政は、責任を負うことが必要ではないかなというふうに思います。これからでも何とか仮校舎をつくる方向で、ぜひとも検討をお願いしたいというふうに思います。

時間がありませんので、最後の項目に移ります。

最後は、若者の力を社会に生かす取り組みについてです。町内には何らかの理由で地域社会に出られなくなり、自宅に引きこもっている若者がかなりおられるようです。こうした若者が地域に出られるように、何らかの手だてを講じる必要があります。どこにどういう人がおられるか、まずは実態調査をすることが必要ではないでしょうか。

次ですが、すぐれた能力を持ちながらそれが社会で生かされていないのは、もったいないと思います。能力が社会で認められ社会のために生かされることは、その人自身の自信にもつながります。人それぞれに条件も異なります。保護者や民生委員さんとの連携をとりながら、社会に一步踏み出すチャンスを提供してあげることができないものではないでしょうか。一步を踏み出すことができたならそこで人との交流も生まれ、少しずつでもその輪が広がってくればよいのではないかと考えます。

既にそういう取り組みがもし行われているのであれば、この場で紹介していただきたいと思います。お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、若者の力を社会に生かす取り組みについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、町内にもいずれか、何らかの理由により自宅から出ることができず、地域社会とのかかわりが少ない若者が見受けられます。町といたしましても、このような若者たちを、少しでも地域社会に出てこられるように対策を講じることは、重要だと考えております。しかしながら、現状では、家族が引きこもっていることを公にしないケースが多く、議員が指摘されている実態調査を実施することや正確に現状を把握することは、困難だと考えております。

町では、こうした状況に対応するため、幼児期、児童期の間においては、教育委員会、主任児童委員、保育関係者、学校、保健所、警察等との関係機関と連携した津和野町要保護児童対策協議会により早期からの問題の発見、把握と対応に努めており、実務者会議等を開催して、対象者の経過観察と各機関での取り組み等の確認を行っております。また、青年期以降では、民生委員等と協力して実態の把握に努めており、保健師による訪問指導を中心として、まずは受診につなげるよう図っているところであります。

しかし、残念なことに、こうした多くの方々には受診につながっておらず、適切な治療が施されていない場合も多いことに加えてその原因もさまざまであることから、まずは保健師等を中心とした受診指導により、医療機関と連携して適切な状況把握が行われることが必要と考えております。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 以前に、ソーシャルワーカーにかかわってもらうような事業も考えられていたように私、記憶しているんですが、この取り組みはどうなっているのでしょうか。

それから、御答弁に適切な診療が行われていない場合が多いということですが、医学的な治療が必要な場合のほかに、何か活動する場を設けてそこに出てきてもらうという取り組みも必要ではないでしょうか。これはNHKの報道でありましたけども、作業所に通って作業することで人とのコミュニケーションが少しずつとれるようになり、自分ができる、何かできることで社会に役立つという自信を得ているという事例が紹介されていました。積極的に能力を引き出すというそういう取り組み、そういう方向での取り組みも必要ではないでしょうか。そういうことが割合には効果的ではないかというふうに考えますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 活動の場、作業所というような御質問でございますけれども、本来、なかなか、引きこもり、先ほどから町長も答弁しておりますけれど

も、引きこもりの把握というのはなかなか難しいと。御家族の方から御相談等に來られた場合につきましては、保健師がその状況把握等対応をしておりますけども、なかなか難しい。

現在、保健師がそういった引きこもり関係で対応しておるのが9名ぐらい町内にはおってではあります。そういった方等につきましては、先ほどから言っておりますけども、保健師のかかわり並びに要保護児童対策協議会等で各関係機関——児童相談所とかいろんなところと連携をとりながら、就労とかそういったことについての方向づけとかの話はしております。

町内にもつわぶきの里というような事業所もありますので、そういったところへ行ける、使っていただければそういったところを利用していただくとか、益田等にもいろいろありますので、そういったことは、対応していくような形で保健師のほうからもお話はさしていただいておりますけども、なかなかそういった形に結びついていないというのが現状でございます。これからも、この前も報道番組とか新聞等でもこの引きこもり問題につきましては、かなり的人数が全国的にもおられると、国の調査でも70万人か80万人程度おるんだけど、それはあくまでも40代ですか、で、まだ50代とかそういったところの方も就職がないということがある形で、結婚できないとかいう形で引きこもり等をされておりますので、そういった方等はまだまだ町内にもおってんであると思いますけども、その辺の把握等もして行って、できるだけそういった就労ですか、そういった形にさせていただけるような方向には、把握できた方については努力はしていきたいと思いますが、なかなかプライバシーの問題等もありますので、地域の相談をされる、議員さんも同じですけども、そういった方が情報を町のほうへ提供していただければ、町のほうとしても対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

ソーシャルワーカーの件につきましては、ちょっと私、把握しておりませんので……。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 以前、何年前になりますか、3年前か4年前に民生サイドのほうで基金を組みまして、今のスクールソーシャルワーカーの活用をいわゆる一般の方にも対応という形で予算措置をされた時期があります。その基金についてはもうすべて使い果たした形になっております。

で、現実には、スクールソーシャルワーカーの業務は、いわゆる児童生徒を対象にしておるわけでありましてけれども、それが成長して一般人、高校生になったり大人になったりするわけですが、全て対応というわけにはなかなかいきませんが、引っ張りでそのまま継続して若干様子を見ておるといような事例は、中にあります。で、その部分については、うちの予算の中でその対応に、一部分ではありますけれども割いておるといような形で対応させていただいておるといことでもあります。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） この問題は、一挙に多数の方について解決するということはなかなか難しいと思いますが、現在かかわっておられる方たちからでも本当に社会に復帰できる、復帰といいですか、復帰の方もあるし、スタートの方もあると思いますが、そういうことが可能になるように御努力をお願いしたいと思います。やはり町の宝として、本当に社会にこういう方たちの力が発揮していただけるようになればと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、4番、竹内志津子君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で10時10分まで休憩といたします。

午前10時01分休憩

午前10時10分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序8、5番、道信俊昭君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 道信でございます。それでは、早速質問に入りたいと思います。

まず最初は、森鷗外記念館の前を通りますと、駐車場も広くなったし、それから、その横の建物もきれいになったなというふうにあそこ見ておりました。

10月に、この前完成をしたわけですけども、この建物というのは、鷗外記念館内のガイドの集会所と、観光ガイドと私最初思ってたんですけど、ちょっとそのあたりが認識不足でして、鷗外記念館内のガイドの集会所になるというふうに聞いておりましたところ、23年の9月には、既にそれをしたいという方々の講習会が既に行われていたということを知りまして、これ大体十四、五人の方が集まって講習を受けられたということで、聞いて、そういうことになっておりました。

これで、まあ、いわゆるハードとソフトが整ったんだなというふうに思っておりますが、これが具体的にどういうふう動き出していくのか、非常に私達は期待しております。内容を、具体的なことを、日付を入れて、日付を入れてというのは、何でもそうなんですけども、日付のない約束はないのと一緒ということがありまして、日付を入れることによって、それが具体的な形になるというふうに思いますので、ぜひそのあたりをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは5番、道信議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

森鷗外記念館ガイドに関する御質問ということでございまして、教育委員会所管ということにもなりますので、教育委員会のほうから御回答させていただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、森鷗外記念館の館内ガイドにつきまして御質問いただきましたので、お答えさせていただきます。

もと喫茶店を改修しました森鷗外記念館休憩所は、御要望のありました公衆用トイレの位置づけと、観光情報発信の場や観光客等の休憩所としての利用とともに森鷗外記念館のボランティアガイドの待機場所としての活用も考えております。しかしながら、ガイド養成講座終了後の受講者の方との協議の中で、しっかりとした組織化を図ることができずに今日を迎えております。

それぞれ講習会を受講された熱心な方ばかりですので、趣旨自体は御理解いただいているところでございますが、早く組織化を図っていきたく思っております。

ボランティアガイドは今後の館運営にもとても大切なことだと考えておりますので、できるだけ早く受講者の皆さんに再度お集まりいただき、組織化するための代表者等を決めていただき、調整の上で3月の観光シーズンには活動できるように調整をしたいと考えております。

7月28日の災害以降、町の観光客の落ち込みも大きく、入館者数も激減しておりますが、落ち込んだ観光客を戻すためのサービスの一つとしても、記念館のサービスの目玉としても位置づけたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） この中の、今の回答の中で、考えておりますということは、こういう結び方じゃなくて、やりますというふうな形で、というのは、何々したいと思いますというような言葉は、思うだけかいという感じになっちゃうんで、やりますというふうな限定的な、そういう言葉で取り組んでいただくということが大切じゃないかというふうに、私は常にそういう考え方というんじゃないんで、やるという強い決意ということがやっぱり必要だなというふうに、そういう動き方をぜひ期待します。

この集まられたガイドの方の顔ぶれはよく知っております。やっぱり非常に津和野町にとって有能な人達ということ、私自身の経験の中で一緒に勉強会もさしてもらったり、その中の一員でやっておるんですけども、この人達の存在というのはやっぱり大きいなというふうに思うんです。だからその人達にチャンスをぜひ生かしていただくためにも、この鷗外記念館のガイドシステムというのは非常に大切なので、ぜひ早急にこれをまとめていただきたいということで、この件に関してましては終わらして。

次の公民館と連絡所という形で、これ具体的にちょっと一つの事例を出してみたいんですが、基本は、このものの考え方というのは教育委員会、教育長部局と町長部局の線引きというか、役割というか、そういうものが、どうも、私も今まではっきりしないところもあったんです。現実に、今まで自分が一般質問の中でしたような記憶もあるようなところも、今読み返してみますと、思い出してみますと、認識が不足してたなということ

ろもありまして、この一例を見たときに、もう一度ここを勉強し直さんといかんなどいうことでこの問題を取り上げたわけですけども、これはまちづくり委員会のことが、事業が出たときに、これで、いろいろ公民館に対しての役割というかポジションというか、これを私自身が経験して進めていたときに非常にやっぱり実感がこう、あ、なるほどというふうに思いましたので、この問題を取り上げたわけで、これは基本的に、教育に対する、これちょっと言葉がきついですけども、教育に対する政治の不介入と、この言い方ちょっと、あれなんで、単語としては、文章としてはちょっときつ過ぎるんですけども、先ほど最初に言いましたように、教育委員会とそれから町長部局との線引きを、私を初め町民の方が、もう一度そこが線引きなのか、役割分担なのかということをもう一度見直すという意味で質問いたします。

通告文書には、町長部局と教育長部局の位置づけに不思議なことがありますねということなんですが、これは、公民館と連絡所という単語を使っておりますが、教育委員会の職務権限、インターネットでちょっと見てみたんですけども、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条というものの一つに、公民館の事業その他社会教育に関する事とこというふうになっております。ところが、津和野町の条例、例規集を見ますと、連絡所設置規則第1条では、町長の権限に属する事務を連絡させるため連絡所を置くというふうに書いてあります。この二つは同じ住所地で、同じ館なのですが、職員は一体どっちの部局の命令に従うんだらうかなというふうに感じました。これはまた、二番目ぐらいにまた言いますけども、ここでちょっとはたと疑問に思いまして、ここをまずお答え願いたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、公民館と連絡所についての御質問にお答えいたします。

公民館は社会教育法において、目的や運営方針などが定められており、設置については市町村となっておりますが、同法第20条の目的を達成するために行われる事業が社会教育に係るものでございますので、公民館は社会教育施設として教育委員会の管轄となっており、公民館職員へは教育委員会から辞令を交付しております。

また、連絡所につきましては地方自治法第155条において、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあつては支庁および地方事務所、市町村にあつては支所または出張所を設けることができると定められており、町長より兼務辞令を交付しております。

当町における連絡所の主な業務といたしましては、行政文書の提出先としての受け継ぎや町内を運行しております町バスの利用券や町指定のごみ袋の販売等、限られた業務を行っているところでございます。その業務の割合は、主務である社会教育施設としての面が大部分を占め、連絡所として町長部局の事務を行う割合は現在のところ余り多くはありません。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今お答えにあったように、公民館というのは、いわゆる教育長部局の管轄に入ることなんです、先ほど私がまちづくり委員会の事業ということと言ったときに、きのうの課長の発言の中に、公民館単位でまちづくりという言葉、この単位でという、このところが上げ足を取って申しわけないんですけども、何かようわからんようにしてしまったみたい、こう、あるんですよ。で、何でかという、まちづくり委員会のときに、事業のときに、何で公民館単位なのに公民館が事務局を担わないのかとか、そういうような混乱みたいなものがありました。これは別にまちづくり云々だけじゃなくて、そのほかにも、学校問題とか、それから今度の畑迫の件ですね、きのう出ましたけども、畑迫の病院の跡の件なんかもそうなんです、どっちが、一体どこが主管なのかということが、ごちゃごちゃになってしまってるんですよ。この原因は、何でこうなるのかなと思ったら、教育委員会が、ちょっとはっきり言いますが、もうちょっと、そりゃ私らの仕事じゃないというようなことで、はっきりすばんと言わないから、何か、教育委員会もできますよみたいな、もうそういう混乱に陥ってしまう。まあそりゃ、質問したりとか何とかする人達にあるいは町民の方にそういう問題があったときに、やさしさだろうとは思いますが、そのやさしさとか丁寧さが逆に混乱を引き起こしてるというふうに私は感じたんです。ですから、この前もちょっと議会の中で事務局が判断をせにゃいけない、しなさいみたいなことを言ったときに、本来なら事務局は判断すべきじゃないのに、何かちょっと困ったようなところがあったりしたのも、そのあたりをある程度はっきり言うということを私はやっていただきたい。そうすることが親切じゃないかなということがありまして、私もちょっと言い方がやさしいかもわかりませんが、はっきり言って今の法律の中では、教育基本法を見ても、教育委員会というのは幼児教育、学校教育、生涯教育というふうに教育という名がつくような事業をします、そういう事業をするということは、裏返しに言えばそれ以外はしませんが、言うところ角が立つからどうしても、いやちょっとしますよみたいなことになってしまって混乱に陥るということがありますので、ですからそのあたりを、やっぱりもうちょっと、はっきり今後言っていただくとわかりやすいんじゃないかなというふうに思うんですけども、第2の質問なんです、どんなものでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） さまざまな法律に沿ってやるべきことが決まっております。先ほどおっしゃいましたように、いろんな人づくりにかかわる部分、学校であり、社会教育であり、その部分は私のところできっちりやるべきところがございますし、いろんな形でやはり、町全体として方向性を決めたりということもございます。予算については、町長のほうが最終的に決められているところもございますので、その辺の途中のプロセスに当たっては、やはり津和野町として考えを決めるときはいろんな

やりとりをしながらということになりますので、あくまでも持ち場はしっかりしろという御指摘だと思っておりますので、わかりづらいことがないような形で今後取り組んでいきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 議会というのは行政も議会も法律に基づいて物事をやっぱり判断していきますんで、ぜひそのあたりをはっきりして、すばすばというパターンである程度やっていただきたいということです。

次は、情報公開という題目ですが、今、テレビでしきりに秘密法がどうかこうととなっておりますが、別にそこからひっばってきたわけじゃないんですけども、今回、全協が秘密会ということになりましたので、前々から私は情報公開を非常に大切にすべきだというふうに思っておりますので、この質問を取り上げたわけです。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律があり、それを基に津和野町は情報公開条例を定めている。その目的は、より開かれた町政の推進に資することであると書いてあります。

ところで、10月31日に行われた全員協議会が秘密会となりました。まずは、町長の情報公開についての考え方をお伺いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、情報公開に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

情報公開は、町政の諸活動を町民の皆様にご理解いただくとともに、町民参加によるまちづくりを促進することや町の様子や町政のことについて知りたいと思う情報を皆さんの求めに応じて公開していこうとするもので、町ではこれまでも広報紙やCATV、予算概要書などを通じて町民の皆様にさまざまな町政に関する情報をお知らせしてきております。

また、私自身が年間を通して、町内各地に出向いて行っている町政座談会なども双方向での情報公開の重要な手段でもあり、来年度以降においてもこれらに加えて12のまちづくり委員会全てにおいて意見交換会を行うなど、さらに充実強化を図ってまいりたいと考えております。

議員御指摘の情報公開条例は公文書の開示を求める権利について定めるもので、中には法律や条例などで公開することができないとされている情報や個人のプライバシーを侵害するおそれのある情報あるいは事業者の正当な権利利益を損なうおそれのある情報など例外的に公開できないものもありますので、それらを制度化するべく条例として整備したものでございます。

10月31日に開催の全員協議会が秘密会となりましたことは、その内容が裁判に関するものであり、控訴を前提としていたことから今後の裁判に対する影響も考慮し、内容が公開とならないよう議会にお願いしたのが経緯であり、議会におかれましても議員

大半の方々の賛成により秘密会の決定がなされたものであり、正規の手続が踏まれております。

基本的に、まちづくりにおいては町民と一体となって進めていくことが何よりも重要であると考えております。そのためにも、町民と行政が共通の目標を持ち、町民の皆様には町政の現状や課題に対する認識を深めていただき、町民の皆様に信頼され、透明性のある開かれた行政を推進してまいりたいと思っておりますので、情報公開、情報提供については積極的に対応をしていく考えであります。

一方で、情報を公開することにより不利益や被害を受ける方々が発生しないように、その取扱いは慎重になされなければならない側面もあり、今後も内容によっては情報公開条例や議会の御判断を仰ぐなど客観性と公平性を担保した手続にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 最初の回答の中に、事業者の正当な権利利益を損なうおそれのあると、その上に、プライバシーを侵害する、まあいわゆる情報を公開しないという条項の中に確かにうたっております。プライバシーを侵害するおそれのあるもの、事業者の正当な権利利益を損なうおそれのある情報ということを開示しないと、今回の秘密会の中にありました2件の件に関して、最初の分、これは確かに交渉事ですので秘密に交渉せんといかんというのは理解できんこともないんです。それは当然だろうと思うんです。ただ、その交渉事をやってるのを秘密会に出すなんていうのが、というのはあくる日にはもう新聞にぼーんと出てますんで、だからそのあたりなんか考えたときに、秘密会にしたという、そりゃ新聞記者の努力、いい言い方をすりゃ努力をしたんでしょうが。

それでもう一つのほうですけども、本人にもちょっと確認とってみました。私が勝手に推測するわけにいかないので、本人に「あなたは、正当な、そのことが表に出たら、権利や利益を損なうか」という質問をしてみたんですよ。「そんなことはない」と。「表に出してからきちんと議論してほしいことなんだ」ということは、本人さんは秘密会にするという理由がよくわからんというふうに言っておりますので、この本人に一回、これ確かめたんかなと、1番目のやつはどうも聞かれたような感じでした。どっかの会議のときにそれも聞きましたし、耳にしたんですけども、交渉事で相手が云々ということでこれプライバシーになるとこなんですけども。それで、2番目のやつは本人に聞いたかというのが、まず1点。質問です。それともう一つは次のあたりに、その内容が裁判に関するものであり、控訴を前提としていたことから今後の裁判に対する影響も考慮し云々と書いてあります。これは、大分前私が一回この問題に関してちょっと言ったときもこういうような発言があったときに、そのときにちょっとあれっと思った状態でこう下げたんですけども、三権分立というのがありますね。憲法でうたわれている行政と司法と立法が分離していると、要するに影響をそれぞれが受けないというふうなことが

憲法の中の三権分立になるわけですが、これで裁判に影響というのは誰に対してどういうふうに影響を与えたんだろうかと、だから具体的にはどういう影響を与えるかということちょっと聞きたい、この内容をです。それと今の三権分立のこともあわせてお答えいただきたいというふうに思います（「三権分立ちや国会の話やろ」と呼ぶ者あり）

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） まず、お答えをさせていただきたいと思いますが、その大前提として整理をさせていただきたいのは、この町の情報公開条例というのは、あくまでも町民の皆様やその他の方々から情報の開示の請求があったときに我々がどういう処理をしていくのか、公平性を担保した中でどういう形で処理をしていくのか、それを制度化し整備をしたものでございます。ですから、あくまでも開示請求があったときのことを想定してやっているというのが中心であります。

秘密会は、あくまでもこれは議会との、また話し合いの中で秘密会として取り決めがなされたものでありますから、この情報公開条例をこの秘密会に当てはめて考えていくことは、ちょっと私にはどうしても理解ができないというか整理ができないお話であるということございまして、その前提がなかなかお互いの共通認識に立てない限り、あといろいろ御回答しても、なかなかかみ合わないというふうに私自身は考えております。ひとまずこういう回答にさせていただきたいというふうに思います。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） それでは、もう一つの裁判に対する影響ということの意味がちょっとよくわからないんですが、これをお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 今、町長も答弁されましたけども、情報公開と議会の秘密会については全然異なるものでございまして、秘密会というのは、議会の運営上で用いられる処理でありますので、それを情報公開に結びつけるのはおかしいのではないかと。それで、あくまでも町長は提案を議会にしたわけでありまして、秘密会にさせていただきたいということで提案ただけであって、それを決定するのは議会でありますので、議会で採決をとられて秘密会ということにされたわけですから、それは後は議会の中での判断されることでありますので、執行部が、それに議会の秘密会のことに関してどうかこうかというようなことはできないと思います。

裁判につきましては、先ほどから町長も言われてますが、控訴するという内容の中で、これから控訴理由をつくるという状況の中で、全協の段階では控訴理由がはっきりしておりませんでしたので、その辺が確定しないまま全協で報告して実際控訴理由が確定した内容と違っておってはいけないというような面もありましたので、秘密会という形をとらせていただいたらということで提案させていただいたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 想定どおり議会に責任を振ったなあというふうな感じがしております。責任というのは私考えるのは、責任というのはやっぱり提言、それを持ち出したところがあって、議会というのは、決定はすれど責任は持たずということがありますね。きのうの、責任というのは、これからこの論議ちゅうのはやっていかないけん、というのは、例えば損害賠償請求があったときに、議会が議決したんじゃないですかと。それが通ったときにですよ、損害賠償が発生したときに。そしたら議会もOKしたんじゃけお前らも責任持てえやということにつながっていくということで、今いろいろやじが入りましたが、これは、勉強していかないかなあっていう、今から私、これも今からやっていきますから。この議論を今から深めていということが非常に大切なんでこの問題提起もしたんですけども、それはもうちょっと横に置きましょう。

裁判に対する影響というのがちょっと、これがちょっと裁判に対する影響ちゅうことは高裁に対してこのことが影響するということを意味しているということなんですか。私が最初に三権分立というのがあるので、こんなことがあるわけがないということをやっと、私もずっと裁判所に行っていましたからよくわかるんですけども、こんなことがあるわけがないのに裁判に対する影響というのが、ここをもう一回ちょっとお答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） この間の全員協議会であります、これまでも裁判で一般質問でも御質問されてきても、それは裁判に対しての内容にかかわることだからお答えは控えさせていただきますということを言っていました。

そして、今回の全員協議会も控訴をするかどうかということの内容にかかわるものでございましたから、当然、議員の皆様からもどう御質問が出てくるか、そうしたことも想定がなされるということでもあります。その回答内容によっては裁判のまさにこれから控訴をした中で行われる裁判に、内容にもかかわることも十分前提として考えられるということでありまして、そういう影響を考慮して秘密会をお願いしたものであります。

そして、先ほど秘密会を決定されて議会の責任に転嫁をされとるというふうに言いましたけれども、私は転嫁だとは思っておりません、お願いをした責任もありますけれども、やはり議決をされた議会の責任も私はあるというふうにも思っております。

そして、この問題は一般質問、それは取り上げられるのは御自由かもしれませんが、今ほかの議員さんから失笑がもれたように、まずはやはり議会でどういう議決権というものについて共通理解に立たれるのか、そこを整理されて、そして一般質問で取り上げていただくということが大事なんじゃないかというふうに私は思いますけれども。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 町長、それは違いますよ。説明責任ということがある。説明責任というのは、行政の予定の内容、結果を住民が納得いくようにきちっと説明する責任があると、これが説明責任ですから、これを行政はまず果たしてもらわんと困るといえるわけですよ、これをね。

だから、いまの失笑がもれたからあんたの言うところが間違ってるというような言い方ちゅうのは、それこそおかしいっていうのがね、だから私が今さっき、今の回答がある前に、この問題はちょっと失笑がもれたということは、この問題に関してもうちょっと深くお互いに議論せんにゃいけんという感じをちょっと持ちましたんで、それは次に譲るといふことにしますので、だからそれはちょっと置きます。その分は置きます。

今の裁判に影響というのは、裁判所に影響を与えるのか、もとに戻りますよ、裁判所に影響を与えるのかどうかというところの、そこをちょっともう一度お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 裁判の内容に影響を与えるというふうに思ってます。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 裁判の内容ちゃ何です。お答えください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） これから裁判をやる中で、いろんなお互いの支障が出てくると思います。その中の私どもの主張、そうしたことやあるいは相手の主張、そうしたものをまた考え合わせながら、また次に我々の主張をどうしていくのかということをして、いろいろそのときそのときに応じて判断しながら裁判を進めていくわけでありまして、その内容の中に影響を与えるというふうに考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） わかったような、わからんようなところはちょっとあるんですけどね、また私がこれ読んだときには、じゃあ裁判所じゃないんですね、裁判所じゃないんですね。はい、わかりました。

それでは、この分に関しては、そこで置きます。

次は、SLに関してですが、SLがとまって、これがとまってみて初めてです。初めてという言い方があれかもわからんですけども、SLの存在が非常に大きいなというのを身にしみて感じた。特に私の裏にはSLが走ってますんで、SLもそうですけどもやっぱり山口線が全線が開通してないということが、どれだけ大きな、町に対して影響を与えるかということ、今までは頭の中ではわかってたつもりでしたが、これはすごい大きいなと、本当にSLがなくなったらどうなるんじやろうかということが非常に危惧されておりました。

元JRの方とちょっと話をして、裏でちょっと話をしたときに、この車社会の中ではもうそういう列車、汽車というのは時代おくれなんだというふうにして私らちょっと若干肩身の狭い思いがしていたというふうに言われた。そしてそれを聞いて、山口線が

走らんということを、ここに列車が走っていかないということはもう非常に大きな痛手なんですよねという話をしみじみと裏でしたわけなんですけども、特に観光にとってSLというのは、経済が大変な状況になったと、特に観光関連業者は死活問題で、現実問題、現実になんていうのがもう出ております。

それで、町長がいろいろなところへ山口線復活、SL復活ということで奔走されているということは耳にはしておるんですけども、そういうことが町民の方にやっぱり伝えていかんといかんなど、その奔走したことも含めて。

そういうことでそれを聞いて、町長が聞いてあるいは担当課が聞いて、これがいつごろ走り出すかなというのがやっぱり関心なんです。もう5年も6年もかかるんじゃないだろうかというようなふうに思っておられる方もおられます。いや、もうちょっと早いだろうという人もいます。

だから、そのことをぜひ私は町民の方にこの議会を通してお知らせしていくと。やっぱり希望というのは何ぼ遠くにあっても、光というのが見えるか見えんかというのは大変大きな問題ですんで、そのあたりをぜひ、当然感想ですから、それがいつというふうに決定的なことでここで言質をとるわけじゃないですんで、そのあたりをぜひお聞かせいただきたい。

それから、早期開通のために行政は、町としてどんなことをすべきかなと、あるいはしようと思ってるかということをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、SLに関する御質問についてお答えをさせていただきます。

このたびの災害におけるJR山口線関係の要望についてであります。まず8月8日に大阪市にあるJR西日本本社へ島根県知事、益田市長とともに、同広島支社へ島根県地域振興部長とともに行ったのを皮切りに、8月21日には島根県選出の国会議員4名に対して私一人で、9月12日には国交省鉄道局並びに観光庁に対して商工会長、観光協会会長とともに、9月25日には再びJR西日本広島支社に対して山口市副市長、山口市商工関連団体の方々、本町商工会長、観光協会会長とともに行ってあります。また、10月10日にはJR西日本広島支社副支社長が来町され、要望内容に対する回答をいただくなどしてあります。

なお、要望内容については、JR山口線の早期復旧はもちろんでありますが、そのほかにも代替バスの運行、益田津和野間の早期運行再開、新山口駅津和野駅間のノンストップバスの運行、新山口駅地福駅間のSL運行等お願いしており、JR西日本におかれましては、現実的に時間を要する地福駅津和野駅間の運行再開以外は全て対応し解決をしていただいていることをこの場にて御報告をさせていただき、心から感謝を申し上げます。

J R関係者に限らず、さまざまな方とお話をした上での開通のめどについて、私の所見ではありますが、2010年に発生した豪雨災害により被害を受けたJ R美祢線の運行再開が1年2カ月の期間を要しており、この日数を参考として捉えるならば、被害状況としてはこのたびの山口線のほうが比較して甚大とも言われており、それ以上の日数を要することも考えられます。

現在、一日も早い全線開通に向け、J R関係者におかれましては最大限の御努力をいただいておりますし、またJ Rだけでは進められないさまざまな課題もありますので、同じくさまざまに御支援をいただいている島根県とも連携を密にし、町としてもでき得る限りの協力と調整を惜しまない中で、来年内のできるだけ早い段階で運行再開がなされるようお願い、努力をしてまいりたいと考えております。

J R山口線の早期開通のためには、J R、島根県、津和野町の3者が連携、協力して災害復旧工事を実施していく必要がありますので、去る11月29日に3者による協力協定を締結し、これに基づいて情報の共有、対応等協議を開始しております。町といたしましては、工事に伴う残土のストックヤードの確保に関して、地権者とJ Rとの橋渡しや、軌道に隣接する町管理河川の災害復旧工事等について、J Rと協議を行い事業を進める必要がありますので、今後一層お互いの信頼関係を構築しながら、早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） これでいくと、この今の回答からいくと、来年度中にはという感じだと受け取っております、SLは今までですと11月までしか走っておりませんので、11月までは無理だとしたら要するに来年度中は無理だなど、だけでもその次はいけるというふうな、ちょっと今の感じで手応えというか感じたわけですが、それは進捗状況でどうなるかわからないのが別としても。

先ほど私言いましたように、遠くに見える光があれば人間というのはそこで、よっしゃ頑張ろうというふうに思いますんで、これがある程度伝わっていくということで、この議会を通して町民の方がそういうふうに思ってもらえればいいなという感じです。

それでもう一つは、SLはもう部品なんか、これは私が部品をつくっているわけじゃないんですが、どうも部品のこととかいうことでいつまでもつかということが非常に懸念されております。お金でそういうことができるのならば、そういうものに対してぜひ町も協力して1日でも2日でもSL運行が伸びていくように協力していただきたいということです。

それともう一つは、それでも限りあるものですから、これがSLがなくなった後のこともやっぱり考えておかないと、これでゼロになってしまったら町が成り立たなくなりますんで、そのこともぜひ、まちづくりの中でやっぱり考えていくべきだろうなというふうに感じております。そのあたりちょっと何か、とりとめもないような質問ではあり

ますけど、そのあたりどういうふうにご考えておられるか、もしお考えがありましたらお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） JRの復活、なかなか来年度内の復活というのは厳しい現状もあるかと思いますが、我々としては何とか、でもそれでも年度内10月からでも11月からでもという思いの中で、一日も早く復興、復活がなされるようにいろいろ努力をしていきたいと思っております。

今回の要望も、町の商工会長あるいは観光協会長も一緒に行っていて、本当に熱意を持ってこの山口線の復活を訴えていただきました。

また要望では、私もちょうど被災地の被災者の方々に名賀の皆様が普段からしてSL茶屋というのをやっていたいておりますけれども、被災でいろいろ自分たちの片づけ等もある中で、そういうSLの復興を願ってSL茶屋をイベントでやっていたいたということをしていただいて、それが山陰中央新報さんが記事で取り上げていただきまして、私もあの記事を読ませていただいて、本当励ましになるようないい記事だなと思ったので、それを切り抜いてコピーをして、それでJR西日本の陳情のときに一緒にそれを出さしていただいて、地元の皆さんもこれだけ熱望して一生懸命になってこの復興を願っていると、SLの復活を願ってるんだと、そういうようなことも訴えさせていただきました。

そういうこともあって、皆様の本当おかげをもってJR西日本の皆様方には一生懸命になって現在、御努力をいただいているものというふうにも感謝をしているところであります。

そうした中で今後でありますけれども、やはりこの部品等かなり老朽化しているということも考えていかなきゃなりません。やはりSLは、走って保存がされてこそ、動態保存というふうに申しますが、初めてSLの価値があるというふうにも思っておりますので、ここの部分をどういうふうにしていくのかということ。

現在、またこの残念ながらとまっている間にやはりどういうことをSL、今後のためにできるのかということ。そして利用促進を復活後にさらに利用が上がっていくように、これはSLだけでなくJR山口線全体を含めてであります。それは今やれることはやってかなきゃならないんじゃないかなという気持ちを持っておりまして、そうしたことも含めていろいろと努力をしていきたいと思っておりますし、また道信議員さんからもいろんな御知恵や御意見等も承れば、また参考にもさせていただきたいというふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） あって当たり前と思ったものが突然なくなったときのやっぱりこのショックというのは、やっぱり大きいんですね。

だけでも、今のを逆に考えたらある意味一年、もう一年、来年度まで我慢すれば何とか踏ん張ればというものがあれば、それまでちょっと耐え忍んでということで、このSLなり、山口線の重要性というものをここで再び認識したというのはやっぱりピンチをチャンスという言葉がありますが、それでもちょっとやっぱり厳しいんですけども、ピンチをチャンスというふうに捉えて、やっぱり私たち町民が何ができるかということをやっぱり行政だけじゃなくてというのはやっぱりあるんですよ、それは。それは、町民の方と話をしてみたときに、いろんな今言われたイベントとか何とかに参加してないじゃないかというふうに言われたときに、町民が町民として何をすべきかというところ今このやつは返ってきたのは事実です、その分はね。行政におんぶにだっこじゃなくて、じゃああんたは何をしたのかというこの言葉がやっぱりきついなというのは、やっぱりありますんで、これは質問じゃありませんので私の感想みたいなこともあって、ぜひさっきの老朽化云々になったときにお金をどう工面するかということ、それからSL後をどう捉えるか、これを今から議会の中でも議論をして、何か形をつくっていききたいなというふうに、今、質問しながら思っております。

以上で終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、5番、道信俊昭君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で11時15分まで休憩いたします。
午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序9、2番、村上英喜君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、通告の件につきまして、随時、質問をさせていただきます。

最初に、災害復興についてであります。災害については、同僚議員等が質問をされましたが、重ねてお聞きいたします。最初に、災害復興の進捗状況はどのようになっているのか、次に河川被害場所において早急に工事に取りかからない箇所、場所について、2次災害を防ぐために土のう等の応急処置を考えられているかを伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、2番、村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

災害復旧についてでございます。災害復旧の進捗状況でございますが、7月28日の豪雨の災害復旧工事により、取りかかるための第1段階となる査定は、公共土木施設が9月30日、10月28日からの2週、林道治山施設が10月21日からの1週、農地・

農業用施設が10月7日の週から12月9日までの7週、及び12月24日、25日の2日が追加され、ようやく終了する予定でございます。

今回の査定では、8月24日の豪雨被害の査定も加わり、査定期間が4カ月にもわたりました。最終的な、津和野町における災害査定額は約21億円となる見込みです。査定が延長されたことにより、全ての作業がおくれておりますが、災害当初より、住民の皆様への最低限の交通網や安全の確保を行う必要があることから、町道や普通河川の仮復旧工事を同時並行して実施し、おおむね完了しております。仮復旧工事ですので、十分なことになっておらず、御不自由をおかけしていることもあるかと思いますが、いましばらくお待ちいただきますようお願いをいたします。4番議員にもお答えをいたしましたとおり、第2段階となる本格的な災害復旧工事の発注は年明けからとなります。

続いて、河川被害場所において、早急に工事に取りかかれない場所におけることに関しての御質問でございますが、災害発生から5カ月目を迎え、議員のお考えも十分に理解できますが、今後の発注工事量を考えた場合、中途半端な対応は本格的な工事をおくらせることにもなりかねません。町といたしましては、住民の安全の確保と財産の保全を第一に考え、優先順位をつけながら、円滑で効率的に早期の災害復旧を実施していかなくてはなりません。

今後、仮復旧工事を実施するとすれば、今年度事業費の割り当てが届く段階までに、今年度発注分と次年度以降分に仕分けを行い、次年度以降に発注する箇所、なおかつ、仮復旧工事の必要な箇所について対応したいと考えております。

いずれにいたしましても、その後の雨でさらに被害が拡大した箇所や調査漏れ箇所、小災害箇所等も数多くありますので、今後は、一つ一つ地道に調査した上で対応していかなければならないと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 答弁では、河川被害場所については、当面、応急処置はとらないということでしたが、しかしながら、災害後、少しの雨量で川から水が田んぼに流出する箇所が数カ所あります。そんな箇所から下側になりますが、水稻を耕作されている農家の方が、自分で土石等の除去をされて、来年も耕作をされるというような話を聞きました。そういう箇所もたくさんあるかと思っておりますので、よく調査されて、2次被害が起こらないように、今後対応されるようお願いいたします。

そこで、再質問であります。このたび、災害等の質問の中で答弁がございましたが、災害復旧を早期に実現するためには職員の数が足りないというようなことを、町長が答弁で述べられておりますが、その中で3年間の臨時職員、技術職員を3名募集していると、そういった中で、なかなか応募する人がいないというような、いろんな御苦勞な点を挙げられておられます。

そこで、私が考えますのに、やはり元町職員の中にも技術職員がたくさんおられると思います。そういった方をお願いしてみたらどうかというように感じましたので、町長の所見を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、議員さんの御質問にお答えをさせていただきますらと思います。

前段の要望でございました関係で、少しお答えをしたいと思います。町が管理する普通河川等について、2次災害の被害というふうなことで、いろいろ職員と考えたんですが、今のところは普通河川にはないと思われまして。

今、県管理河川については、けっこうございまして、四本松あたりのところの護岸については、12月の段階で、今、工事発注をするというふうになっております。

で、情報提供としては、絵師支線のところから下流に下って、津和野川と合流するこのあたりについては、護岸の工事を開始をするというふうになっておりますので、御報告をさせていただきます。

それから、災害復旧室の職員のご関係でございますが、災害の査定、7月28日、豪雨の災害の査定のために、島根県なり、それから県下の市町村から派遣をいただいております。で、当初の計画よりも、どんどん日程が延期をされまして、その関係で途中、市におかれましては派遣がない場合もありましたが、それにもかかわらず、また再度、派遣をしていただくようなことになっておりまして、先週末で、一応それが終わりました。災害漏れの関係が、何件か発見されたのが、木曜日の段階で、また、新たに追加の査定というふうなことでございますが、このあたりのところは、町なり、それと自治法派遣をいただいておりますさきつな協議会なりのところに対応していかんといけないという状況であります。

今後を考えて、実績を考えると、より多くの方が欲しいというふうなことでありますが、技術職員がどうしても不足しておるといふふうなこともあって、今、考えておりますのが、議員さんがおっしゃられるように、町のほうで、技術職員の関係、それと期限つき採用の職員の関係、それと、もう一つ、今、対応しておりますのが、測量設計コンサルタントによる現場技術管理というふうなことで、そのあたりのところで、とにかく回していくというふうなことにしております。

募集の関係も、話によりますと、1次試験に最終的に合格した方というのがおられない。それから、期限つき採用については、今後の採用、募集というふうなことであります。それと、現場技術管理については、実施設計のときに8名はいないと、期限つき採用、こっちにおいてですが、8人程度はいないととても回らないというふうな状況で、県の測量協会のほうに8人ほどお願いをしておりますが、今、確保のめどが立っているのが5人、それも2月の17日以降で、もう一人入ってきて5人ということで、現状では4人というふうな状況になっております。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 役場のOBでという、そこで考えられないかという御質問であったかというふうに思っておりますけれども、そのことも、これまでも検討してきておりまして、今、非常に人的に厳しい状況でありますから、今後も検討していきたいというふうには思っておるわけではありますが、やはり現場の、今のうちの建設課の職員からいうと、先輩を今度、使っていかなければならんというような、そういうこともございますので、また、現場の者ともいろいろとしっかり相談をしながら、また、こういう厳しい現状も加味して、場合によってはお願いするということも検討していかなくや、考えていかなくやならんと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 先ほどの、被害場所について、町の担当する河川では、そんな箇所は余りないということではあります、田んぼを耕作していくわけでありますので、そういった箇所については農業問題も絡みますので、やはり、県土木等にも要請等もすべきではないかというように考えております。

また、元職員を採用するには、なかなか難しいというような御回答ではありましたが、農協等考えてみますと、農協を退職された方が、農協のいろんな部署で、臨時職員でやっているというような、民間ではありますが見ております。

こういった大災害でありますので、困ったときにはOBの方をお願いするのも一つの手ではないかというように考えておりますので、また、検討をしていただきたいというように考えております。

それでは、次の質問にいきます。

学校問題についてであります、木部中学校の廃校後利用について、6月議会でも質問をしました。その後、進展はあったのか伺います。また、次に、国の耐震工事補助事業が終了すると聞いておりますが、木部小学校の耐震工事の計画はあるのか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、学校問題について、2点、御質問いただきましたので、お答えいたします。

まず、木部中学校施設の後利用につきましては、当初は地域からの御意見を参考に、木部小学校への転用の方向で検討してまいりましたが、6月議会でお答えいたしましたとおり、小学校の現場としても、現校舎のほうが運営管理面からもよく、現校舎の耐震工事との一般財源の負担額を比較しても、現校舎の耐震工事が町としての財政負担が少ないことから、小学校への転用は行わない方向で考えております。

当初は、高齢者福祉施設等の考えもございましたが、事業実施希望がない現状では、非常に難しいと考えます。また、青原小学校の校舎解体問題が発生し、現在、木部中学校校舎の一部を備品の仮置き場に利用しており、今後、1年数カ月はそのまま利用するようになります。現在のところ、屋内運動場は地域体育館として利用ができると考えま

すが、校舎につきましては、地域での具体的な案がないとすれば、今後、地域を広げ、津和野町広報による公募や、文部科学省が開設している「未来につなごう、みんなの廃校プロジェクト」への登録等を検討していきたいと考えております。このプロジェクトにつきましては、より多くの民間企業や法人などに情報を提供することで、廃校施設等の利用を促進する事業でございます。

各地方公共団体におきまして、活用方法や利用者を募集している未活用の廃校施設等の情報につきまして、地方公共団体の希望に基づき、活用用途募集廃校施設等一覧として集約し、文部科学省のホームページで公表しております。

次に、木部小学校の耐震審査につきまして、木部小学校の校舎の耐震診断につきましては、平成22年11月に、I s 値耐震強度0.55の耐震性の判定委員会の確認を受けております。現在、耐震補強計画の設計業務を進めているところであり、この補強計画につきまして、判定委員会の認定を受けて、耐震補強工事を行う計画であります。

現在の計画では、国の補助制度の最終年に間に合うよう、平成27年度に耐震補強改修工事を計画しているところでございます。なお、木部小学校屋内運動場の耐震診断につきましては、平成23年7月にI s 値0.82の耐震性の判定委員会の確認を受けております。補強が必要とされるI s 値0.7以上の耐震性能が確認されており、補強しない旨の判定結果を受けております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、再質問をさせていただきますが、廃校後の後利用についてであります。小学校の移転はないということではあります。今後の方針等も考えておられるようではあります。木部地区廃校利用委員会が木部にはまだあります。そこには、こういった情報を通知したのか、お聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 木部地区の廃校利用委員会の皆様方には、まだ、情報提供は行っておりません。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 前回の、6月議会でも、こういったことは、委員会に即報告するようにお願いをしたところで、指摘したところであります。が、いまだなされてないと。やはり、今後、後利用を考えていくのに、小学校の後利用をするのか、中学校を後利用するのか、私も委員会のメンバーであります。協議が進まないわけです。幾ら地元からの意見を聞いて進めるといっても、こういった流れがわかってないと、今後、委員会としても協議できないということではあります。

そういった中で、中国地区廃校利用のセミナーというのが、今年の5月ごろでありましたが、旧柿木村でありました。隣の町村であります。私も関心がありましたので、参加させていただきました。そのときに、当町長も参加され、また木部公民館職員、また木部の地区廃校後利用委員会のメンバーも出席されて、いろんな話を聞く中で大変参考

になった実例があります。そういったセミナーが開催されていましたが、教育委員会の職員はだれか行かれたというようなことがありますか、お聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 申しわけございません。私自身もセミナーの件を存じ上げなかったこともございますし、恐らく委員会の職員は行っておらないと思います。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） この問題につきましては、私も以前からずっと後利用について、提言等具体的に示してきたところであります。そういった中で、なかなか話が前に進まない。私は、教育委員会の姿勢がどうなのかというように、強く怒りを感じております。

これまで述べた中で、学校の後利用で農業の6次産業を生かして、そして福祉に貢献する、また、津和野町の雇用を図る面でぜひ進めてほしいという、実例も踏まえた質問もしたことを覚えております。

私も、積極的にこういった事案を進めていきたいわけなのですが、やはり、そういった地区に問題提起を投げかけないということで、先ほども言った話が前に進まない、議論ができないということでありますので、今後すぐに、こういった状況を木部地区の地域に報告する、何はあるのか、改めて確認をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） 私どもが持っている情報をきちんと説明させていただくこと、それから、委員会の皆様、地域の皆様がお持ちの情報をそれぞれ共有するような機会を持ちたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 6月のときも、そういった答弁もいただいたような記憶をしておりますので、忘れずをお願いをしたいというように考えております。

次の質問ですが、農林行政についてであります、来年度の水稲の作付面積、減反面積であります、その割りつけの見通しはどうか。

次に、以前にも質問しましたが、モミガライトの生産による省エネルギー化の推進をすべきと強く考えますが、その点について所見を伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、農林行政についての御質問に関して、回答させていただきます。

まず、1番目の来年の水稲の作付、減反の割りつけの見通しはどうかという御質問でございます。

国は、保留米が増加していることから、平成26年産米の生産数量を、本年度に比べ、全国平均で3.3%を減少させた目標値を発表いたしました。島根県への配分数量は対前年比3.7%減少となっておりますから、平成26年度の本町における配分数量は平成

25年産に対して約15ヘクタール減少すると見込まれ、4,000ヘクタールが水稻作付可能面積となります。

今年の7月豪雨災害によって被災した農地で、平成26年産米の作付が不可能な水田は約10から15ヘクタールと見込んでおりますが、配分数量の調整が必要になるかは、作付予定数量を取りまとめたからになります。仮に、本町の作付が400ヘクタールを下回った場合は、他地域に配分数量を回す地域間調整を行うことで、平成27年産米の配分に影響が生じないよう対処することになります。

続いて、モミガライトの生産により、省エネルギー化を推進すべきではないかとの御質問でございます。

モミガライトは、もみ殻を粉砕後、筒状に圧縮固形化した燃料で、モミガライト1トン当たりのカロリー量は、灯油で438リットルに相当すると言われており、化石燃料にかわる再生可能エネルギーとして、利用価値の高いものと理解をしております。ただ、もみ殻の成分にはケイ素が多く含まれており、燃えきった後の灰は、モミガライトの形状のまま残ってしまいます。そのため、モミガライト専用のストーブが販売されており、灰処理がしやすい構造になっております。燃焼後の灰は、回収して水田へ還元することを想定した計画が必要と考えております。

津和野町では、400ヘクタールの水田で水稻を作付しておりますので、もみ殻が400トン生産されることとなりますが、その半分をモミガライトに加工したとすると、モミガライト製造機が1日1トン生産できることから、全量製造には200日間を要します。また、もみ殻の収集にも工夫が必要となりますが、製造できたモミガライトを全量販売が可能であるならば、もみ殻の収集とモミガライト製造で220人役の雇用が生まれることとなります。

製造したモミガライトを活用する施設としては、まず公共施設が考えられますが、例えば学校の灯油ストーブをモミガライトストーブにかえることにより、再生可能エネルギーについて実体験しながら学習できる環境が生まれます。農業分野においては、加温を必要とするハウスなどのエネルギーとして活用できないか、検証が必要と考えております。

いずれにいたしましても、モミガライトを製造、販売する組織はどこが受け持ち、どこを拠点として運営するのか、誰に販売していくのかなどを協議して、機器を納入するかどうかの判断をしなければなりません。町といたしましては、製造機器の納入に対する支援や公共施設へのモミガライトストーブの導入を検討してみたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、再質問させていただきますが、国はTPP協議の中で、いろいろ議論をしておりますが、そういった中で、今後の方針として、

大型農家を支援し外国に勝てる競争力の強い農家を支援するというような方向性を示していますが、また、当町でも法人化を進め、農家の大型化を図っております。

そういった中で、大型化する中で、問題として、もみ殻処理が非常に苦勞しているのが現状であります。以前は、畜産農家の敷物に利用されておりましたが、最近は牛の減少により、現在はほとんどもみ殻を焼却しているのが現状であります。そうしたことからSO₂を放出することが今の現状であります。

こういったことで、環境改善のためにも早急にモミガライト生産化を推進すべきと強く考えておりますが、それについて所見をお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 町長の答弁にもありましたように、もみ殻を使ったモミガライトの可能性は実に高いと思っておりますし、それを生産販売をしていくべきだというふうに考えております。

私のほうで試算しましたら、例えば200トンをもみ殻とした場合に、単価的に10キロで400円という販売が可能であれば800万円の収入になります。そうすることによって220人役の人員費も生まれてきますし、もみ殻も燃料として使えるという構図になってきます。

ただ、これの販売がいかにスムーズにできるかという点が問題点でありまして、先ほど町長の答弁にもありましたように、灰がもみ殻の形のまま残ってしまうという欠点もございます。そういったことから、その燃料をどのように活用するかということを決めた上で、この機器の導入が必要ではないかというふうに考えておりますので、いろいろと知恵を出し合いながら、その方向で進んでいけたらと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） やはり、今後ますます法人化による農家の大型が懸念されておりますので、そういった農家を助けるためにも早急に実施できるような方向で検討していただきたいというふうに考えております。

最後の質問になりますが、グラウンドゴルフ場について質問をさせていただきます。

この事業は、今年度の予算化されて計画に上がっていた事業であります。災害により津和野地区のグラウンドゴルフ場建設事業が延期になりました。これも災害ということの中で起こったことでやむを得ないと考えておりますが、延期ということでもありますので、今年度中にはできるのか伺います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、グラウンドゴルフ場に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

津和野地区にグラウンドゴルフ場を整備する計画については、9月定例議会において予算を計上し取り組みを進めることとしておりましたが、7月28日の豪雨災害を受け延期せざるを得ない状況となっております。引き続き、年度内の整備に向け検討を進

めてまいりましたが、今年度については工事等に必要な期間が十分に得られないこともあり、改めて平成26年度当初予算に計上し、秋ごろの完成を目指して整備を進めていきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 答弁では、来年度にはグラウンドゴルフ場が建設、完成されるということですので大いに期待をしておりますが、来年の今ごろは私はここに立っておられるのかと考えますといろんな疑問点もありますので、まだ私に課せられた時間が十分ありますので、私の思いを少し述べて質問したいというように思います。

グラウンドゴルフ場については、いろんな、建設についてはいろんな反対意見等も聞いております。私の考えを言いますと、あ、私の考え言いましたので、同僚議員から少子高齢化問題の質疑がいろいろありました。

町長は、定住対策を重点的に進め、若者用の住宅建設や雇用の場を拡大させていく等々答弁されております。人口の減少を食いとめるには、まだまだそれ以外に方法はあるのではないかと考えておまして、お年寄りに長く、長生きしていただくのも人口の減少を抑えるのには有効な手段ではないかという思いです。

そういった中で、やはりこういったグラウンドゴルフを利用して健康なまちづくりを推し進めていただきまして、笑いの絶えないまちづくりに今後は進めていくべきではないか、いろんな方法を考え、また、テレビ報道では過疎、日本一過疎地域を逆手にとってまちづくりをやっている地域もあると聞いております。

そういった観点から、いろんな施策を今後も町長は考えていただきたいという思いがありましたので、そういった点について町長の所見を最後にお聞きいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 本町は定住対策を優先課題として取り上げております。

そして、もう一つは町民の皆様の健康づくりということ、これも定住対策と同時に、またその健康づくりは定住対策にもかかわることとして、この健康づくりというのは非常に優先的に取り組んでいかなきゃならない、そういうテーマだというふうに受けとめている次第であります。

そうした中、このグラウンドゴルフにつきましては年々競技をされる方々がふえてきております。そして、気軽に体が動かせるということで体の健康にも非常にいいということと、それから、若い人からお年寄りまで男も女も関係なく、また、障害を持っておられる方も一緒に競技ができるということ。そして、笑いながら、今さっきも議員が御指摘、おっしゃられたように楽しくできるスポーツということでありまして、体の健康とともに心の健康にとっても非常に役割があるというふうに、効果があるというふうに受けとめている次第であります。そうしたことから、このグラウンドゴルフを身近にや

れる環境というのをつくりながらグラウンドゴルフの推進をして、そして健康づくりにつなげていきたいと、そんな思いであるわけであります。

こうした中、日原のシルクウェイ、日原横のほうには公認コースとしていいものができたわけであります。津和野側にもやはり一つつくりたいという思いを持っております。特にこの津和野側は、現在、嘉楽園等を使ってグラウンドゴルフをしていただいているというようなケースであります。決してそれを今やめてくださいというつもりはありませんけれども、余りこう頻繁に使用をされるようになりますと公園を占有するという形にもなりますので、そういうことはできるだけ町としては避けれるように、やはり別のところに、近いところにグラウンドゴルフ場整備をして、そしてグラウンドゴルフはそこでやっていくということを進んでいくということも重要だというふうにも考えております。こうした中で、なごみの里の周辺のところに計画をしているということでありまして、それが残念ながら災害で延期をしているということであります。

一部町民の皆さんからも、二つもつくって大きなお金をかけてというようなことも、声が出てるのも承知をしているところであります。ただ、いろいろ話を聞いてみますと日原側が5,000万、津和野側が5,000万、合計1億ものお金をかけるのかというような話も出ているということでもありますが、それはまさに誤解でございまして、日原側はそんな、5,000万も全然かかっておりませんし、津和野側も公認コースはやはり一つだと思っておりますから、日原側は公認コースになるものをつくらせていただきましたが、津和野側のほうは現在ある芝生を少し利用した形で、そして1面というところ、それで整備をしていきたいということになって、大体今、まだ新年度予算、どういってお金を計上するかは確定ではありませんが、1,000万から1,500万の間ぐらいのところかなという見込みを立てているというような状況であります。

そうした中で整備をさせていただいて、何とか町民の皆さんにも理解をいただきたいと思っておりますし、また、よりそれを活用して健康づくりにしっかりと生かしていきたいという思いがあります。

特に、なごみの里側は温泉施設もあるわけでありまして、やはりそのなごみの里の活用策にもつながるといふふうに思っておりますし、また、実は観光に携わる方々からも非常になごみの里側のほうにもつくるということに対して大きな期待の声もいただいております。

それは、ツアーを組んでグラウンドゴルフをしていただいて温泉に入ること。それが一つの大きな観光の魅力になっていくということの声も聞いている次第でございます。実際、ほかの町ではグラウンドゴルフと温泉とセットで相当人気になっている、観光にとっての交流人口がふえてきているという事例も出てきていることでもありますから、そうしたことも、声も踏まえながら、せっかくだからつくるものでありますから、町民の健康づくり、またあるいは観光振興にもつながるようなこと、観光協会とも連携

をしながら活用させていただく、そういう思いでもありますので、何とぞ御理解をいただきますようによくお願いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） それでは、私の予定の時間がまいりましたので、これで一般質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、2番、村上英喜君の質問を終わります。

.....
○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で午後1まで休憩といたします。

午前11時57分休憩

.....
午後1時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序、13番、米澤宥文君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 13番、米澤宥文でございます。通告に従い質問をいたします。

まず初めに、津和野高校の支援ということで、津和野高校の存続を切に願い、次のことを質問いたします。

津和野高校は明治41年鹿足郡立高等女学校として開校し、ことしで105周年を迎えております。

しかし今、入学生徒の激減という大変な問題を抱えております。平成25年の津和野町の中学3年生は津和野日原中学校合わせまして53人であります。

5年後の平成30年には、37人まで減少いたします。そして、今後も減少を続けていくと思われております。津和野高校の定員は、1学年2クラスの80人で、平成25年の入学生は55人です。このままの状態では推移すると、近い将来1学年40人定員、または、ほかの高校との統合になることは、火を見るよりは明らかであると思っております。津和野高校の存続は、遠隔地、または、県外からの入学生の確保は絶対条件となると思っております。

5年後の平成30年には、待ったなし、勝負の年とも聞いております。この問題解消のため、教育支援として津和野町と津和野高校は、津和野高校魅力化活性化事業の養老館ルネッサンス・プロジェクトで、主要7項目にわたり取り組まれております。この中には津和野高校魅力化コーディネーター1名の方です、それと、町長付大学生の地域おこし協力隊員、積極的に行動され学校関係者の方も大変喜んでおられました。

もちろん、つわの暮らし推進課、教育委員会、また、後援会などの各機関の協力、そして生徒による高校魅力化活性化の取り組みもなされておられます。津和野高校の生活環境は、山陰の小京都である城下町にあり、多くの文化財や文化遺跡、また、伝統行事

などがありまして、しかもSLが走る、最適な環境に恵まれ、申し分ない立地条件であると思っております。

そして、全国でもまれな環境のもとにある高校であると思っております。生徒の全国募集において、平成25年は北九州市、東京文京区、広島市などの中学校訪問や、説明会の8事業に取り組まれております。各中学校に訪問や、説明会の際の魅力化の大きな一つとして、遠隔地から子供を津和野高校へ送り出す保護者の経費節減と、入寮者の快適な生活のために、次のことを実施してはいかかがか3点質問をいたします。

まず一つ目に、津和野町営で寮費無料の津和野高校寄宿舎つわぶき寮の建設についてであります。

つわぶき寮は昭和54年建築で、34年を経過しております。この昭和54年当時というのは津和野が観光ブームに大変沸いて、神社、お寺、そして、大きな民家はほとんど民宿をした時代でございます。

したがって、部屋があればいいというような感じのときの建築であります。

寮の定員は64人で、1部屋4人入居、現在の入寮者は定員の約半数の33人です。

昨年、入寮希望で訪れた保護者が、つわぶき寮を見られて、この寮では子供を預けられないと言われております。そして、ことしの11月30日に山口県の3家族に学校説明と校舎や寮に案内したときに、保護者が、寮が古いですねと言われております。

魅力ある津和野高校寄宿舎町営つわぶき寮建設は、津和野高校入学勧誘または促進の大きな条件になり、津和野高校を存続させる大きな武器になると思っております。

寮生33人全員につわぶき寮についてのアンケートをいただきました。遠隔地からは、群馬県、神奈川県、愛知県、三重県、福岡県、沖縄県から1人ずつ、かなりの遠隔地から1人ずつ来ておられます。さらに、大阪府から2人の合計8人、そして隣接地の益田市、吉賀町、山口県からは25人が入っておられます。寮生の実家への帰宅は、33人中毎週が12人、毎月1回が15人、学期ごとの1年に3回が4人、1年に2回が2人であり、1カ月に1回以下が21人でありました。1年間のほとんどが寮での生活であります。

寮生活をいかに快適にすることが、寮生の後輩や保護者、また、学校関係者に伝わり、遠隔地からの入学希望者がふえる結果につながると思っております。つわぶき寮を定員64人の満室にするには、徒歩や自転車通学、また、比較的近くからのバスや汽車通学の生徒が、そしてまた、保護者がこの寮なら自分も入りたいと思うような寮が必要と思いますが、いかがでありますでしょうか。

2点目としまして、JR、バス通学定期代の全額補助についてであります。

町営つわぶき寮の建設と無料化にあわせて、やはり目に見える形での支援として通学定期代の全額補助をされてはいかかがでしょうか。

3点目としまして、寮の昼食を町学校給食センターから配食はできないでありましょ
うか。温かい昼食は寮の食事魅力アップになるかのアンケートに寮生33人中23名が、
約70%ですが、答えられております。

以上、3点質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、10番、米澤議員の御質問にお答えをさせていた
だきます。津和野高校支援に関する御質問でございます。

まず、津和野高校寄宿舎の建設についてでございますが、津和野高校の寮については
県立の学校であるため、施設の新築や修繕などは島根県において対応していただくべき
ものと考えております。

現時点での島根県の回答といたしましては、県内において同様の状況にある高校が複
数あり、つわぶき寮の早急な建てかえ、大規模修繕等の対応は困難である旨の回答を得
ております。

しかし、平成25年度以降、島根県がつわぶき寮の小規模な改修を行うとのことであ
りました。今年度は寮の2部屋の改修を行うとのこととなります。

議員御指摘のとおり、快適な寮を整備することは入学者を確保するための一つの手段
であると考えておりますが、現段階で県立学校の寮を町が設置、管理、運営することは
難しいことと考えております。

現在、津和野高校後援会との連携により、寮の快適化を図っているところでございま
す。

続いて、JRやバス通学定期代の全額補助についてでございます。津和野高校は、町
内にある唯一の高等学校であり、これからの津和野町を支える人材を育てるために、必
要不可欠な教育機関であると考えております。

津和野高校としても、地域の人材を育てることを高校のビジョンの柱に位置づけ、町
内を教育の場として活用し、人材を育てる取り組みをしておられます。

今年度、津和野高校の魅力化、活性化の実現に向けて、津和野高校、津和野高校後援
会、津和野町と連携した推進体制で協議するため、各組織からスタッフを選出し、津和
野高校魅力化推進プロジェクトチームを設置いたしました。そのプロジェクトチームか
らは、通学費の全額補助の必要性を感じているとの報告を受けております。

現在はJR通学費用の2割を補助しておりますが、議員御指摘のとおり目に見える形
での支援は大きな魅力になると考えております。津和野町内及び圏域から津和野高校に
進学していただく世帯にとっての通学費負担を軽減し、津和野高校の入学者を確保する
一つの手段として通学費に係る補助率について、財政への負担も鑑みながら、今後検討
してまいりたいと考えております。

三つ目の学校給食センターからの配食についてでございますが、議員御指摘の寮の昼食につきましては、津和野高校が生徒、保護者、オープンスクールに参加した中学3年生に対して、寮生だけでなく生徒全員にアンケート調査を実施しております。

結果、いずれも半数程度の方から、温かい昼食の提供を望む声が上がっております。プロジェクトチームでも給食の提供について検討しており、給食の提供により温かい昼食の提供が可能となること、栄養面でのメリット、町外から通学する生徒の保護者の負担減少の観点からも給食提供の必要性を考えております。

今後、実際に給食の提供が可能であるか、具体的に検討していく必要があると考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） まず、一つ目の再質問であります。

津和野町が、寮費無料の津和野高校支援町営寮の建設を難しいとのことではありますが、建設することに大きな意義があると思っております。ほかの自治体と同程度、または少し上に行く程度では津和野高校存続は困難と思っております。

5年後の30年が、津和野高校が統廃合されるかもしれないリミットといたしますか、勝負の年と予測されております。島根県立高校の今年度の寮の改築は飯南高校と聞いております。津和野高校のつわぶき寮の改築はいつのことかはわかりません。寮の建築場所としては、以前ありましたあの高校敷地内のプールの埋め立て地もあります。もしくは、もと伝統工芸舎のすぐ近くであります、工芸舎の駐車場があります。

つわぶき寮生33人のアンケートで寮生活のよい点は、「友達関係がよい、エアコン設備あり学校に近い、勉強習慣がつく、夜間でも教師に聞ける」等々、よい点も多くなりましたが、改善点は、「冬、寒い。窓からヤモリが入る」と、これはたまに入るのでしょうけど、「改修が中途半端である」と、「壁が汚い、建てかえが必要」などもありました。

保護者の意見は先ほどもちょっと申しましたけれども、「寮が汚い」、これは学生のアンケートです。だけどいい点では、「寮費が1万3,000円で安い」という意見もありました。入寮すれば比較的友達関係もよく、過ごしやすいようですが、寮の見た目の悪印象の解消の機運が必要であると思えます。

津和野町では、7月28日に70年ぶりの激甚災害に襲われ、被災地の復旧、復興が最優先であります、3年後にはほぼ落ち着くのではないかと考えております。

まずは、寮費全額を補助し、これを早期に実施され、3年後から5年の間に町営寮の建設を考慮されてはいかがでありますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 寮費の関係でありますけれども、最初、議員のほうからも御指摘いただいたように、やはり寮生をふやす、それが全国募集をしていくということでありまして、具体的な取り組みとしては、本年は北九州市あるいは東京文京区、広

島市等の中学校の訪問を校長先生等がなされております。全国募集という形で呼びかけをしたということでもあります。

その中で、訪問されてよく相手方から聞かれる言葉というのが、じゃあ北九州なら北九州なりの学生さんが、津和野高校へ入学されて何のメリットがあるんですかと。それは当然の話であると思います。そういうことを聞かれるということでもあります。

じゃあ、そのときに、これは答えをされたわけではないんですけども、例えば、私がその言葉を聞いて寮費が無料ですよと言ったとしても、それは津和野高校に行こうという動機づけにはならないというふうに私はそう思うわけでありまして。というのは、北九州の学生さんが北九州の高校に行かれば別に寮費というのは発生しないわけでありまして。津和野高校に行って、だからこそ寮費が出てくるわけでありましてから、じゃあ北九州の学生さんが寮費が無料だから津和野高校に行こうという動機づけには恐らくならない。

もし、寮が立派だから行こうという動機づけにするということになれば、ホテル並みの相当立派なホテルのような寮をつくらないと、その動機づけまでにはつながらないだろうと、当然、そういうようなお金を町で建てれるようなお金もありませんし、また町民の皆さんからも理解を得られるものではないというふうに考えているところであります。

ですから、寮費の無料化というのは2次的なものであって、まずは津和野高校がどういう魅力的な授業をしているのか、学生生活を送れるのか、そこに魅力化をしていかないとやはり人が集まってくるにつながらないだろうということでもあります。

ですから、限られた財源、町も財源でありますから、まずはやはり、その魅力化というところに向けて、授業内容とか、我々が支援できるところ協力ができるところに、まずお金をつけていくということが第一だなと思います。その上で、寮費が無料かどうかということが一つのまた2次的な魅力化につながっていくんじゃないかなと、そういう観点であります。

そうした中で、県のほうも相当津和野高校の御心配もいただいております。これは県議さん初め、大変にいろいろと御努力もいただいておりますという状況の中で、最初の回答では、今年度は2部屋を改修を行うということをやっておりますけれども、できるだけ早い段階で来年度以降のところ、たしか16部屋だったと思いますが、そこを改修していくという方針も出しているように聞いているところであります。部屋については、おおむねある程度の環境は今までよりはかなり改善する形でよくなるというふうにも考えているところであります。まあ、そうしたこともありますので、その上に、また新しく町の寮を建てるということまで必要なかどうかというのは、もう少し検討というのなかなかそこまではいかないだろうと思っております。ですので、できましたら、これは、できるかどうかまだわかりませんが、県のほうで厳しい財政をやりくりして、そこまで部屋まではやっていただけということでもありますから、

もう少し手が届かない部分、例えば、トイレの部分とか、そうしたところを、町の何とか応援でできる方法はないだろうか、ということ我々も検討しながら、県ともいろいろ協議をしていってみたいというふうに思います。

たまたま、県の教育長お見えになられて、県の教育委員会の皆様と、この津和野高校のことで、魅力化のことで、私も同席をさせていただいて、お話をさせていただき意見交換会を予定しているところでもありますから、そうした中でも、こうした津和野高校の実情、また魅力化の寮の問題、訴えをしていきたいというふうに考えているところでもあります。

○議長（滝元 三郎君） はい、13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宏文君） ただいま16部屋全部の改修が計画されているということで、大分前進しているのではないかと感じております。とはいえ、津和野高校がなくなってしまうということもありません。ほかのことで教育面でも努力されていることはわかっておりますが、寮のほうについても寮生の快適な生活に貢献していただくよう、よろしくお願ひしたいと思います。

そして、津和野高校が、もしなくなったときの影響は、子供の誕生から保育園、小学校、中学校で、町内での子育ては終わります。高校生の保護者は、学費または下宿代等々、また迎え等の負担増となり、人口流出の大きな一因になると思っております。

そしてまた、町内の経済にも町の活性化にも大きな影響を及ぼします。よろしく御検討をお願いしまして、次のJRやバス通学定期代の全額補助について質問をいたします。

生徒確保に自治体躍起との見出しで、7月31日の朝日新聞に各地の高校立地自治体の取り組みが掲載されております。この中には、通学費の2割、5割の補助、入学準備金、金額言いますと3万円、下宿代月額1万円補助、予算800万円をかけて近くの中学校に高校PR、これは、かなりの入学生がふえた、14人の入学生がふえた、成果が上がっておると書いてありました。あとは、修学旅行費半額補助、国公立大学は、入学金の半額または4年間の授業料200万円を上限で補助と。などなど、いろんなことが掲載してあります。

地元の高校の存続を目指す取り組みは全国に広がっております。県内では、10月に新聞報道で川本町の島根中央高校が都会地で生徒募集強化のため、塾の経営者や講師、保護者に生徒の募集の協力や依頼をされておられます。

また、12月14日、ほん先日ではありますが、お隣の吉賀町の吉賀高校存続支援策を探るシンポジウムが開催されております。

津和野高校支援として、また、存続策として高校立地自治体に、ほかのですね、先駆けて通学定期代の補助に向けて大きく動くときではないでしょうか。

質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 御指摘のとおり、もう全国の自治体が、ああして、人口減少の中で本当に苦しんでおる。人を、やはり、定着させるためにいろんな施策を打っておられるということでありまして、御指摘のようにそうした高校問題でもほかの町もいろんな優遇政策を出されているということでもあります。

そしてまた、これは高校問題じゃありませんけれども、保育料の関係もほかの町も子育て支援をしたりということで無料化を図ったりとかその他福祉や教育、いろんな面で、いろんな優遇策をとられているということでありまして、そういう面では、ほかの町がやれば、本当に我々も負けられないよというか、もう、置いていかれないよにやっとなきゃならんということで、我々は、財政を、また、預かる者にとっては、非常に苦労があるというようなところでもあります。全て本当にやればいいんですけども、やはり、限られた財源があってもこれもはできないという現状でもあるというところでもあります。

そして、もう一つは、津和野高校というのは、これはもう、今さら申し上げるわけもなく、藩校養老館に流れをくむ、本当に優秀な人材を配してきた、そういう歴史と伝統ある高校でございます。ですから、やはり、藩校養老館、源流を持つということに、名に恥じない、やはり、教育がなされて、それがまた人を引きつけていくということ、まず、やはり、そこに私自身は傾注をしていく、これは、理想論を言うとするかもしれませんが、理想論では私はないと思ってますし、やはり、そこを目指して、津和野高校の魅力化ということは、そこにまず傾注をしていくということでもあり、そこへまずはお金を投じていくということを取り組みをしてまいりたいというふうに考えております。

プロジェクトチームのほうでも、ここの部分、ちょっと、きょうこの場でこの内容を話すことは、まだ差し控えさせていただきたいと思っておりますけれども、魅力的な、どういまいしょうか、津和野高校になるように、その教育面での魅力化を図るための、今、いろいろ事業も考えておるところでもあります。そうしたところにも新たな経費が必要になってまいりますので、そこが我々としても厳しい財政状況であります、できるだけ御支援をできるように努力をしていきたいというふうに考えてるところであります。

こうした中で、この通学費全額補助ができれば、それはそれにこしたことはないんですけども、限られた財源どう使うかという部分で検討していかなくやならないというふうに考えております。

ただ、このJRやバスの通学定期代というのは、やはり、まずは、地元の方々が津和野高校へ来てもらうということは、まず、一番大事なことだというふうにも思っておりますし、そういう中で、半面、子育て負担の軽減策にもつながる問題だとも思っておりますから、そういう面で、この2割をアップできるのかどうか、全額できるのか、その辺は、検討課題だというふうに思っておりますし、ここの結論については、新年度予算

に反映するかどうかということのできるだけ早いうちに結論を出していきたいと考えているところであります。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宕文君） それでは、3点目の寮の昼食を町学校給食センターから配食できないかということでありまして、3点質問をいたします。

現在、寮生のお弁当は、寮の炊事員さん2人が毎朝30分自主的に早出してやっとならんと聞いております。これは、朝5時が基本であります、4時半に出勤されていると聞いております。

まず、1点目。小学校、中学校の児童、生徒も減少しております。これからも減少の傾向が続くと思われまます。学校給食センター職員の雇用維持のことも視野に入れて学校給食センターから配食をぜひされてはいかがでしょうか。

それと、2点目。JR利用の青原地区の通学生の保護者の方が、益田発6時43分発の列車に乗車の生徒にお弁当を持たすには朝5時に起きないと間に合わないと言われております。答弁では、町外から通学する、町外といいますか、近くから通学する生徒、保護者の負担減少で給食の必要性を考えているとのことですが、希望者にはぜひ実施をされてはいかがでしょうか。

3点目に、津和野町には、津和野地域に学校給食センター、日原地域に日原共同調理場があります。減り続ける児童と効率化のために、この2施設の統合計画はあるのでしょうか。

以上、3点、よろしく。ちょっと重複するところもあるかもしれませんが。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、給食センターからの配食をという御質問でございますが、昨年の当初予算に向けて、若干、その辺を検討したことがございます。実質、試算をしますと、結構な費用がかかるということがわかりました。

それと、1点として、今、給食センター自体が、そんなに広くございません。それぞれの学校から持って帰りました食器等を洗浄し、消毒し、消毒保管庫のほうへ保管をしておくわけですけれども、新たに津和野高校で6学級、何人の方が給食を希望されるかはわかりませんが、もし、全ての教室で対応するとすることになりますと、そのクラス用の食器の保管であるとか輸送用のコンテナであるとか、そういったものの配置場所がなかなか確保できないということが、昨年の検討のところでもわかっております。

それと、あとは、人的な確保が調理現場と、それから、高校での配食についての人的な確保が必要であると、そういったものの全てがクリアできれば、十分配食が可能だろうというふうに考えております。

それと、費用の面で今は中学校の生徒で295円という給食費をいただいておりますが、若干、町からの補填も含めて、今、295円という設定をしております。

津和野高校についても、給食費をどのくらいの金額でとるのか、また、給食の中身を御飯とかそういったものは、主食は除いた形でやるのか、そこの辺も内容によってまた配食の仕方が変わってくるかなというふうに思います。

それと、給食センターと共同調理場の統合計画でございますが、かねてから課題として捉えて建設場所等も検討を重ねてきております。

当初は、今の給食センターを、そのものを改装して何とか対応ができないかとかいろいろ考えてみましたが、なかなか現状の新しい国の給食の基準に置きかえますと、今のスペースでは到底対応できるスペースになりません。今は、もうドライシステムで全く水を使わないで環境を整えるような形のセンターでありますし、調理場も調理をする部分と下ごしらえをする部分との区割りをしっかりしていかないといけないという、なかなか基準も厳しゅうございまして、一定の土地がある程度必要であるということもわかっております。

その用地の候補がなかなか見つかってこない、給食には大量の水が必要となります。ですから、一定の水源というか、水が、上水であるとかが必要、当然、水をたくさん使うということになると排水もたくさん出ます。汚水もたくさん出ますので、そういったことを、例えば、合併浄化槽で賄うとなると、通常の維持費だけでも相当な金額がかかってきます。できれば、町の下水道とかがある施設が、簡単にできるような場所での選定ということでだんだん条件が狭まってきておりまして、今、候補地がなかなか絞り切れていないというのが現状でございます。

ですが、議員さんの御提案のとおり、いろんな今後のことを考えますと、センター化は必要であるというふうに教育委員会のほうでは考えております。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） いろいろと難しい問題も浮上してくると思っておりますけれども、やはり、そういう希望者もおり、また、父兄の、父兄といいますが、保護者の負担軽減のためにも、前向きに、早めに検討していただきたいと思っております。

以上、申しましたことは、町営寮の建設や寮費の無料化または通学費の全額補助にはこれまでの新聞報道などでは見当たりません。思い切った税金といいますか、投資をすることで津和野高校が全国の注目を浴び、遠隔地や近隣の町外の生徒の確保につながると思っております。

ちょっと、また、これ重複するかもしれませんが、ほかの高校立地の自治体と同じことをしていたのでは、生徒は集まらないと思います。このままの体制では、津和野高校は廃校または統合になることはかなり濃厚であります。攻めの津和野町、津和野高校の大きな魅力の一つを目指して、以上のことを前向きに検討していただきたいと思っております。

そして、先ほどもちょっと言いましたけれども、津和野高校がなくなりますと、町にも大きな影響を及ぼします。遠くの高校進学を余儀なくされます。保護者の負担も大きく、経済などにも大きな影響を及ぼし、人口減少に拍車がかかることは明白と思っております。そして、あと5年というぐらいで危ないということで猶予できる状態ではないと思っております。

そして、津和野高校生徒は、7月28日の激甚災害でのボランティア活動で大きな働きをしていただき、若い力の頼もしさを感じているところであります。

次、2点目の人口増対策ということで人口増と結婚奨励、ちょっとあわせまして定住対策として次のことを提案いたします。

一つ目に、結婚祝い金の支給を結婚時50万円、5年目に50万円、10年目に50万円、15年目に50万円を支給し、総額200万円の支給をされてはいかがでしょうか。これにより結婚の促進になると思っております。この200万円という基準ですが、私が勝手に考えております。まず、結婚されて、ある程度の時期で子供ができた、その子が大きくなって高校に入学または卒業するまでの経費支援になればと思っております。この200万円ということはやっております。島根県では、隠岐の知夫村が条件つきで100万円支給されております。ほかはされていないと思います。

ということで、されてはいかがかとということで質問をいたします。ちょっと済みません、もう一つ。

2点目に、保育料を無料に、無料にすることでU・Iターン者の増加または子育ての支援になります。生活の安定が子供の誕生促進につながると思っております。そして、津和野町全体の限界集落化を防ぎ、ひいては、津和野高校生徒増の支援となります。

以上の理由で、保育料の無料化にも質問をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、津和野町人口増対策に関する御質問について、お答えをさせていただきます。

まず、結婚奨励対策についてであります。結婚奨励対策につきましては、現在、津和野町若者定住促進奨励金制度において鯉・恋祝い金を転入者に対しては1組5万円、津和野町内に居住する者に対しては1組2万5,000円の奨励金を交付しております。鯉・恋祝い金の交付額は、平成18年度以降64組、総額で175万円を交付しております。そのうち、交付後5年以内に転出された方は5組で定住率は92.2%となっております。

しかしながら、これらは、御結婚をされた方々へのお祝いの性格が強く、当事業が本来の目的である若者定住を促進させる手段として効果的なものとなっているか、再検証を図らなければならない時期に来ているとも認めております。仮に、金額が、議員御指摘の総額200万円になったとして、それを理由に人生の中の重要な決断となる結婚を

促進させることにつながるかどうか、厳しい財政難の中で費用対効果を慎重に検討しなければならないと考えております。

また、奨励金交付事業のほか、平成24年度からはしまね縁結び交付金事業を活用し、未婚の男女を対象とした魅力アップセミナーや出会いの場づくりなど結婚対策に取り組んでおります。一方で、結婚に関して個々人に温度差があることから、参加者の確保が困難なことや結婚という結果に結びつくまでの事業結果が得られていないなどの課題もあります。

これらの解決も含め、事業の見直しを検討し、より充実した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

続いて、保育料を無料にということですが、保育料の軽減による定住促進対策は、県内の市町村においても進められており、こうした中で本町内外にPR効果を得ながら情報発信できることを念頭に、県内で一番の優遇策となる保育料軽減の具体策を検討したところ、仮に、保育料の完全無料化を行った場合には、年間約4,000万円の財政負担が、第2子以降について無料化を行った場合には年間約2,000万円の財政負担が生じる見込みとなっております。どちらも経常的な経費となるものであり、かつ、子供の数がふえれば、財政負担はさらに重くなるというジレンマを抱えることにもなりません。

一方で、保育環境の充実と子育て負担の軽減策は、現在計画している若者向け住宅(つわの暮らし推進住宅)の整備とともに並行して何らかの具体策を打ち出し、定住対策の強化を図りたいとも考えております。こうした中で、町立保育施設における保育の魅力化は重要ですが、保育士の不足、公立保育に対する国の方針等を鑑みると安全安心な保育を提供していくためには、保育施設の統合は避けられないと受けとめております。その一方で、施設の集約化を図ることで人的資源を集中させ、津和野町の保育をより魅力的なものとすることも可能と考えており、清潔で安全な保育の場を提供するべく、施設の更新も念頭にさまざまな具体策を検討してまいりたいと思っております。

その上で、保育料の軽減が必要かどうか、あるいは、どの程度の段階まで軽減が可能となるのか、同時進行にて、現在、検討を行っているところであり、新年度予算の時期までには結論を出したいと考えております。

○議長(滝元 三郎君) 13番、米澤君。

○議員(13番 米澤 宥文君) 1点目、結婚祝い金と、2点目、保育料を無料にということであわせてです。

生活の安定がないと子供はつくれなないと思います。子づくりの奨励はしても子供を産めば産むほど保育料で生活を圧迫しては出生率の向上は望めませんと思います。3人でも4人でも安心して産める環境が大切だと思います。

子供がいなくなれば町全体が限界集落になり消滅してしまうおそれがあります。このままの津和野町の人口減少11.4%、これは、国勢調査でありますけれども、11.4%

で進むと平成22年の国勢調査では8,427人、これが、32年後の平成57年には、3,505人になると私は計算しております。

ただ、どこかで歯どめはかかるとは思いますけれども、しかし、何らかの思い切った対策が必要ではないかと思っております。

以上、多額な予算が必要なことばかりの質問でありましたが、予算を使わずして津和野町の存続と津和野高校の存続は私はあり得ないと思っております。

そして、少し明るい材料としまして11月10日の各新聞におきまして、合併自治体交付税底上げということで特例終了で新基準、と政府が検討しておるということでありまして、特例債といいますか、特例の交付税も全くなくなるわけではないような言い方が書いてあると思います。これもあわせて前向きに検討していただけたらと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、13番、米澤宥文君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） ここで、後ろの時計で2時まで休憩といたします。

午後1時47分休憩

午後2時00分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。発言順序11、3番、板垣敬司君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

1点目は、青原小学校の改築校舎の木造化についてということで、質問をさせていただきたいと思っております。青原小学校のことについては、ことしに入ってから、いろんな課題が見つかり今日に至っております。そういう背景も十分承知しておりますけれども、今回の質問は木造化ということ、特にお尋ねをいたしたいと思っております。

公共建築物等における木材の利用促進に関する法律が施行され、それに基づき、本町も木材の利用促進に関する基本方針がことしの3月に定められたところでございます。利用促進の意義については今さら申すまでもなく、森林の整備、地域経済、雇用の面で効果が第一義に上げられると思っております。また、公共建築物の中でも学校施設への木材利用については、やわらかで温かみのある感触や、すぐれた湿度調整効果等によりインフルエンザ等の疾病も予防される、発生が抑えられる。また、授業への子供たちの集中力が高まるなど、多方面の快適な学習環境というようなことで、全国から評価をいただいております。

私は、この青原小学校の改築について、これからのこと、いろんなことを鑑みたくて、現在でも学校の空き教室を利用し放課後児童クラブとか、子供教室とか、そういうもの

も活用されておられますし、また地域のコミュニティー活動の拠点にもなり得る、そのような多様な目的を満たすことがこれからの建設に当たっては求められるのではないだろうか、そのような背景の中で今回の青原小学校の改築について、現在進められておられますけれども、その建築に向けての基本的な視点ということについて、まずお伺いをいたしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 下森町長。

○町長（下森 博之君） それでは、3番、板垣議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

青原小学校改築校舎の木造化に関する御質問でございまして、教育委員会の所管になりますので教育長よりお答えをさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育長。

○教育長（本田 史子君） それでは、青原小学校改築校舎の木造化について御質問いただきましたので、お答えいたします。

本年8月12日に、青原小学校校舎の耐震補強工事施行中に建築当時の施工不良箇所が発見され、緊急的に校舎の改築が発生いたしました。御承知のとおり、現在、青原小学校の児童は日原山村開発センターを仮校舎として学校生活を送っております。議員御指摘のとおり、木質化にすることでストレス反応の緩和や集中力が増す等の教育効果があることが、アンケート調査や研究者の分析結果があるようですし、地域経済の上からも望まれていることは承知しているところでございます。

御質問の木造建築につきましては、各方面の方からいただく御意見の中にも、幾人かの方からも木造にしてはどうかとの御意見をいただいております、設計士等とも協議、検討を行ったところでございます。

しかしながら、設計業務に最低でも1年程度の期間を要すること、建築基準法等の規制があり、特に構造部材の供給に時間と大幅な予算のアップ、木造の場合、構造が鉄筋コンクリートづくりに比べまして1.3倍から1.5倍程度が必要なこと、木材供給が不安定であり、確実な部材の納入が見込めず早期の校舎改築につながらないこと、RCづくりのほうが耐震等の災害にも強いこと、何よりも工期が短期間に確実に進めることができること等、現在のところRCづくりのメリットが大きいと判断しております。

なお、木造でのメリットの一つである教育効果につきましては、規制の範囲内で可能な内装の木質化を行うことで、十分議員御指摘の教育効果が考えられますし、地域経済上も地域産材の使用が十分可能でございます。

再三申し上げるようで恐縮ではございますが、一日も早く青原小学校の児童に青原の地で適切な学校環境を提供するため、期間が短期間で、確実に安定した材の供給が見込まれる鉄筋コンクリートづくりで計画し、さきにも申し上げましたが、木材を建物内部

の床や内装に積極的に活用し、防災上の安全確保と議員御指摘の教育効果や地域経済に対しての効果も図りたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） それでは、再質問させていただきますけれども、先ほどの答弁、非常に子供たちの第一に考えたときに、工期をできるだけ短縮して計画では平成27年の1月を目途にというようなことも承知しておりますが、まず、設計を設計士に依頼する場合に、こちらからどのような学校を建ててほしい、建ててみたいというような条件が当然あると思うんですけども、今、現在28名の子供たちが将来予測として、予測できる範囲は6年間隔と思いますけども、そういう児童数の今後の動向については、大体どの程度の子供たちを予測されておられるのか、そして工期を特に気にしておられると思うんですけども、私が客観的に考える際、やはり木造建築を、もし、した場合には今回のRCのコンクリートづくりよりもどの程度延びるのか、その期間はどの程度なのかというのも十分吟味した上で、最終的に判断すべきではなかったのかなと、そういうようなことで工期にも、当然、その条件に上げられたのではないかと思います。さらに先ほどの答弁で木造化にすれば予算も1.3ないし1.5倍ぐらいかかるといふようなことでございますが、私はいろんな教育効果とか将来の多目的利用のことを考えれば、予算を1億たくさん余計かかってもそれをやはり検討すべきではなかったかと思うんですが、いろんな最終的にRCコンクリートづくりで結構ですよというような、そういう判断というのはどういう審議会とか内部会議とか、その辺についてどのような経過をたどって最終的にこのような構造に決められたのか確認をしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 設計のまず仕様であります。全てを今覚えるわけではありませんけれども、基本の構造としてはRCで考えたいと。それで、できるだけ木造も使いたいという意向も示しております。で、木質ですね。それから、児童の数については、一応、現在28名ですが、年度内に転入の方も含めて30名になります。で、年明けのところでも、入学者とかもありますので、30名程度のベースで設計をすると、要は現行のベースになります。普通学級等クラスが6クラス、それからその他、必要な法的に決められた特別教室、保健室とか、職員室とか当然、法的に決められたものは最低限入れないといけないというような仕様を決めて、いわゆる入札にかけております。

で、期間的に木造にした場合、どのくらい延びるのかということなんですけれども、一応、鉄筋コンクリートで、今、最短で考えておりますのは、工事発注から8カ月程度を考えております。木造は、結局は原材料の供給にかかってくるということです。

で、設計士等と話をしておりますが、現実には構造部材で2階建ての学校クラスの大きな建物を建てようとする、そういった原材料の調達がなかなか困難であると。確実に

何月何日までに納期が示して、そこまでに納入するということの約束はとれないというふうに言われております。ですので、基本的に期間が何カ月延びるということすらわからないという状況に今あります。

で、集成加工等を仮にしようとする、この県内で集成加工ができませんので、聞くところによりますと関西のほうまで材を送って、あるいは向こうの材を集成したものをこちらへ導入するというような形になりますので、決して地元産材の利用にはつながらないというふうに思います。

で、先ほどの回答にもありましたけれども、構造部材は鉄筋コンクリートでつくっても、内装等で十分、木質化をすることで、いわゆる教育効果的なものは図られるというふうに聞いておりますので、そういった形でできるだけ木質化を図ると。例えば、床であるとか、腰壁であるとか、そういった構造上認められておる木質については図っていききたいというふうに思います。完全木質化で2階建てにしようしますと、ある程度、準耐火構造物であるとか、そういった基準に引っかかってくるので、木もいわゆる耐火構造にできるような加工を施していかないとやっていけなくなりますので、そういった費用も当然かかってくるということで1.3から1.5倍ぐらいの費用増を最低でも見込まないといけないということですので、設計の内容によってもっと上回った設計になってくる可能性も十分あるというふうに思っております。

で、要は基本的に構造はしっかりしたものにして、教育効果もあらわれるような木質化構造という形で検討するのが一番ではないかという形を考えております。

そのRCを決めるのはどこで決めたかということですが、期間的にいわゆる建築検討委員会というようなものを立ち上げてやれば理想的だとは思いますが、何度も言うて恐縮なんです、一日も早く青原の地に子供たちを帰したいという思いがありますので、そういった建築の委員会とかを立ち上げますと、それだけでまた期間をとってしまうというような形もあります。

で、今回も設計も一般競争入札で募集をしましたが、期間的に非常に短い期間を想定をしております。ですので、その仕様の中で、通常ですとまず基本設計をして、それに基づいて実施設計をまた再度お願いする形になるわけですが、基本設計と実施設計をあわせた形で同時スタートというように形で今進んできておりますので、その辺は御了承いただきたいというふうに思っております。

それから、意見の聴取でありますけれども、これもあわせて青原地内で地元の説明会を行っております。その部分については、建設の説明会ではなくって、いわゆる今の青原小学校がこういった経緯になったという経緯の説明と、解体工事についての説明をしたところではありますが、その説明会には地域からいろいろな代表の方も来ておられますし、そういった席で、もし建築に対しての御意見があればということで、今、申し上げたような今の建築方針を御説明をさしていただいて、地元のそれぞれの地区民の方にも、その辺で御了解をいただいたものというふうに理解をしております。

また、ある程度の基本設計ができた段階でもう一度、地域には説明に赴こうというふうに思っておりますので、またそういったところで具体的な内容についての御意見もいただけるかなというふうに思っております。RC造に最終的に決定をしたのは、教育委員会の中でも検討してその内容を町長まで稟議をさしていただいて、町長の決断でRC造ということで入札にかけたものであります。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 小学校の解体工事、そして今回の新改築工事、全て子供たちのことを思えばというこの言葉で全て前へ進むということに対して、私自身もそこも大切だけでも、もう一つ懸念材料としては、いろんな昨今の国内の各人口減少等々の記事を拝見する上で、将来の子供たちが確実にその学校に入学されるということは並みの努力では達成できない、そんな思いもするところでございます。

先ほど、構造部材をこちらから送って、あちらでまた加工して、またこっちに持って帰ると、そういう時間的ないともがない。時間もかかるしというようなことが次長の答弁にありましたが、全部が全部この流域材、島根県材を使うというんじゃなくて、やはり木造化するためには、それは全国にどこか調達先を求めていけば、今日そういう構造材においても調達が可能ではないのか、まして、本町には左鏡小学校という学校がそのような構造でできております。もちろん、平屋建てということもあるかもしれませんが、可能な限り、学校というものが、今回、改築といういわばピンチがチャンスになろうとしとるわけですから、その辺の努力は惜しまないほうがいいのではないかなと思っておりますが、その構造部材そして左鏡小学校の建てられた設計書とか、その当時の調達先とかそんなものもやはり参考にして、青原小学校にそのものを宛てがうというような、そういう努力はされませんでしたか、どうですか。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 議員さんがおっしゃられますように、左鏡小学校について平屋建てでございますので、建築基準法的にも大分、木造であってもそんなに規制がない建物です。で、青原小学校につきましては、残念ながら敷地が非常に狭い丘陵のところに建てるということもありまして、現在の敷地で2階建てを一応計画をしております。かなり敷地内で2階建てでもいっぱい、いっぱいというような状況になります。

で、これは、今時点言うことでもないのかもしれませんが、将来的に地元の説明会の中での御意見として、将来的に万が一、小学校が閉校になるようなことがあれば、その場を公民館施設のようなものに転用できるようなことを考えながら建ててほしいという御意見もいただいております。

で、仮にそういう公民館施設などに転用する場合には、木造の2階建てとなりますと、いわゆる耐火基準が学校の基準より厳しくなります。そうすると改装をするのにまたそれが多額の費用が必要になってきます。そういったこともありますので、できるだけ転

用してもそんなに費用のかからないようなイメージ、仮に転用した場合の対応ができる、そんなことも設計士のほうには注文をつけております。そういったことで、左鐙小学校、確かに木造平屋建てで環境のいい学校だと思えますけれども、それをイコール青原小学校に当てはめるといふのは、なかなか無理なのかなというふうに思っています。

そこら辺の材の調達につきましても、内々ではありますが、森林組合さんにも相談をかけておりますので、そういったことも含めながら最終的に基本設計ができた段階で、最終的にどういう判断になるか、今つくりよる最中ですので、これで100%木造がなくなったというわけではないんですけれども、基本的にはそういったベースの中で今進んでおるといふところを報告させていただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 条件の中には、大体、概算事業費というようなものは提示されていないんでしょうか、入れているんでしょうか。その辺について1点と、私も最後にやはり先ほどの多目的な利用とか将来の何年か先のことも発言いたしました、私の卒業いたしました名賀小学校も、現在、その跡地利用ということで地元グループで宿泊施設とか体験施設に改装したらどうじゃろうかということで、いろんなところへ御相談に申しに行ったところでございますが、消防法とか、家庭科室もクロス張りですので食品衛生法とかいろんな法律のハードルがありまして、いまだその十分な跡地利用がなされてない、一般的に無駄遣いかなと、町民の皆さんはそういうふうにも受けとめておられるのかなと思って、大変恐縮しておるところでございます。

そんなところで、予算だけちょっとお聞かせいただいて、概算事業費がどのぐらいで設計してみてもらえんだろうかということが、現在わかりましたらお願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 基本的に幾らで設計をしてほしいという内容は伝えておりません。ですが、今、うちのいわゆる財政サイドとして総枠でこれだけの金額がこの学校の改築について予算化をされておるといふ金額は伝えております。それは総枠で6億円という形です。

ただ、今の校舎については、今までのかかった経費を引きますので、今残っておるのが仮校舎を建てなかったということもあって4億5,000万円ほどは、今のところ枠的にはありますが、なかなかその金額では厳しいでしょうねというふうに言われております。ですので、最終的にある程度の基本設計ができ上がった段階で、どのぐらいの金額になるかということはお示しができるかなというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 森林組合さんのほうにもいろいろ材料の調達についても御相談されたということで、いただいたいろんな文科省から出ている資料等も見せていただいて、今回、同僚議員の質問の中にもありましたが、財源的には学校施設環

境改善交付金の不適格改築事業の申請で10分の5.5の国庫補助金を充当するというふうに答弁がありましたが、またその補助金はそれでそれとして、木材利用を推進した場合には、少し国庫負担のかさ上げがあるようにも資料の中にはありましたが、その辺のことについても検討を加えられて、できるだけ建物の内部や、床、内装等に地元産の木材利用を図っていただきますよう、よろしく願いいたします。

続きまして、国家戦略特区、新しいS L計画についてということで御質問をいたします。

この質問をする前提として、ことしの12月1日に津和野町で、しまね19市町村リレートーク、S Lを活用した地域振興ということで、何と申しますか、セミナーじゃないですね、ちょっとした会がありまして、私もその会に参加させていただいたところでございますが、S Lを活用した地域振興というテーマで、島根県下で津和野町がそこで発表の機会もあったり、琵琶湖の近くの人の発表もあったりして、非常に参加者がある程度は来ていただけるものだと思って、ちょうどそのとき前日から、和室のほうでもS Lのいろんな展示やらあったんで、しばらくその時間を費やししながら中を見せていただきました。まあそんなところでS Lを大切にしたい、これからをやっぱり津和野の観光にS Lというものをなくしてはならんぞというような気持ちも強くて、たまたまりレートークの場で、ある人が私に名刺をいただきまして、こんなことを板垣さんが言われるんなら私もこういう提案があるんですが、というようなことで、新しいS Lをつくって日本中を走らせてみようというような計画を、わしは持っておるんだというようなことでしたので、ああそうですかと言うてから、あらまし聞いたところで、これはやっぱり津和野町も乗りおくれではだめだなと思って、今回質問させていただいておりますが、後ほど国家戦略特区の内容等について少し触れたいと思いますが、まずは、町長には、この内容について十分御承知のことと思いますので、私は参加する価値があるという思いの中で質問させていただきました。何とぞよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） それでは、国家戦略特区、新S L計画に関する御質問についてお答えをさせていただきます。

本件につきましては、先般11月27日に申請をされた益田市内の関係の方が来町され、国家戦略特区として提案された旨のお話を受けたところでございます。このたびは全国で247団体197件の提案があり、今後、専門家を交えた事業性のチェックや提案内容が公開され、広く国民からの意見聴取、規制所管省庁との協議等を経て、国主導で第1弾として数カ所が指定されるとのことでございます。

内容的には地域で調達可能な木材資源を活用した計画でもありますので、観光面も含め地域振興の戦略としての価値は認められる計画とは考えております。しかしながら、このたびの国家戦略特区は事業の構想のみをノミネートするものとのことで、具体的な事業計画が、お話を聞きした限りでは立案されておらず、最も重要となる事業性、継

続性など実現に向けた成否の判断材料が不明であり、また、これまで沿線自治体、関係機関の調整もないままに民間事業者が主体となって提案された計画でありますので、行政の立場として現時点では責任あるコメントができる状況にないことを御理解をいただきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） せっかくの機会ですので、今回の国家戦略特区の新SL計画、概略を少し私のほうから皆様に御紹介をしてみたいと思いますが、現在、安倍内閣の中で日本経済の停滞から再生へということで、第1、第2、第3の矢ということで、この国家戦略特区というのは第3の矢のかなめとして位置づけられておるようでございます。いただいた資料は経済成長に大きなインパクトを与える大胆な提案を募集しておられるようでして、この募集については都市も地方も隔たりがなく広く募集しておられて、提案者は個人でもいい、法人でもいい、自治体でもいい、何でもいいというような状況の中で、ある方が熱い思いの中で先走ったようでございますが、1人で国家戦略特区の中で一つの構想を提案したものでございます。

その中身については、やはりこのSLというものが、現在、時代の流れの中で失われようとしておる、そういうものもありますが、もう一つはJR西日本のこれからの戦略として、豪華寝台列車というようなものを大阪、京都のほうから山陰線を豪華寝台列車を走らせて、さきに九州でJR九州がやっているような事例を参考に、JR西日本は世界遺産めぐりというようなものを豪華寝台列車で計画しておられて、簡単にいえば、この近くでは大田の大森銀山が世界遺産ですので、そこは当然通過駅として組み込まれますし、ただその次に、広島の大森銀山が世界遺産になっておるということで、ややもすればこの西の、島根の西のほう、浜田からこちらのほうにはその寝台列車が来ない可能性もあるんじゃないかということで、その提案者はこの際、その山陰の魅力を前面に今回の豪華寝台列車を走らせるためには、長門市、萩市、益田市、浜田市そういうところも含めて誘致するというようなことが住民運動として起こることで、JR西日本がその豪華寝台列車のルートを入れてくれるのではないだろうかという思いもあって、そういう計画もあります。

そして、新しいSLが今後経年変化のもとでだんだんなくなっていく中に、やはりこのSLの技術、それからつくる、製造の技術というか設計というか、そういうものも先ほどの同僚議員の質問にもありましたように、動態保存をしていかなきゃいけません、動態保存といえども経年変化ではいずれ時期に消滅せざるを得ないと、そういう中でやっぱり残していかにゃいかん、残していくためにはやっぱりそういうものを新たにSLをつくらうと、そういうところまで計画では思っておられます。そしてそのつくられたSLは、新しくつくられた計画は、地元で調達可能な再生可能エネルギーのいわゆる木炭、粉炭も含めてですが、そういうものを石炭にかわる原料として、原材料として、燃料としてSLを走らせる、そういうことが地域の振興にもつながるし、日本の蒸気機関

車としての資産というんですかね、技術というか、そういうものが保存される、そういうところで評価されるのではないだろうか、そういうものが国家戦略特区の内容になっております。そういったところで、私は、ああ、ぜひこれは一町村とか一自治体でできるものではないんで、この際、西日本、さらにはこの浜田以西の自治体が一つになって、山口県も含めてそういう取り組みを発展的に取り組めるような、構築できるような動きになったらいいなということで、町長に申し上げているところでございます。その辺で戦略特区の詳細については概略についてはそのようなところで置きたいと思いますが、具体的に言いますと、少し今までの質問の中に、山口線にS Lを走らせる上で運行対策協議会というのがありますし、それから、津和野町でさきに立てられました過疎計画の中にも、産業振興の上でS Lを材料としたトラスト制度の創設とかいうようなものも考えておられます。26年に500万、27年度に200万というようなわずかな予算ではありますけども、そのトラスト制度の創設というようなものが掲げておりますけども、その辺についてどのような進捗になっておるか、それからS L運行対策協議会の中では、このS Lの将来をどのように捉えておられて、今後の方向はどのようなことを検討されているか、その辺について少しお聞かせいただいたらと思います。

それから、さっきのトラストというところで、山口市長と下森町長は、そのことだけでお会いしたようにも、前回の質問のときにもお伺いしたような気がいたしますが、その辺の協議があったかなかったか、あったとするならばどのようなお話がなされたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） S Lトラスト制度と申しますか、そういったものを町のほうもいろんな計画の中で、将来的につくっているのは確かでございますけども、一町村でどうこうなるものではないかと思っておりますし、先ほどありました運行対策協議会、そういった中でどういう位置づけになっているかなということでございます。この対策協議会というのは、組織的にはJ Rなりいろんな関係機関、それから警察なり、そういったところでもって組織されて、そのトップの方々でもって組織されている協議会でございますけども、そういった中でこのトラスト制度、そういったものをつくっていこうという動きは、私もこの4月からですんで前任の担当者にもちょっと聞きましたけども、それはちょっとまだテーマとしては上がってきていないと、その協議会そのものにはですね。ただ山口市の動きとして、山口市の商工会議所あたりが、そういったものを設立していこうという動きはあったように聞いております。

そういった中で、ただそれが平成24年の初めごろに、どうもそういった動きがあるという報告があったようでございますけども、それも、そういった商工会議所の動きに合わせて、市なり県なりの助成措置をしながらだと思っておりますけども、そういった、まずは調査を、S Lやまぐち号の動態保存トラスト等の調査事業というようなものを組んでいるようでございまして、そういった調査を平成24年度に行っております。その結果

から見ますと、余り前向きでない結果といたしますか、実際には調査委託は山口県の県立大学のほうに委託をして調査を行っております。そういった中で、結論的に言いますと、やはりそういった、まだ段階ではないといたしますか、なかなかよその事例等を見ますと、なかなかこのトラスト制度そういったものを現実でないだろうというところの結論的には出ております。特に、鉄道事業者側に給付金を受け入れる受け皿という準備ができていないとか、あるいはいろんな方々に応援はしていただくわけですが、やはりそういった環境がまだ整っていないというのが、その報告書によりますと出ております。そういった関係もあったりして、ただそれかといって実際にはそういった動態保存というのは必要でありますので、そういったことは地道にもう少しやっていく必要があるということ、それは沿線の景観整備、そういったところから運動を起こして、そういった中で盛り上げていくほうがいいということでございます。

特に、その中で出ているのは、やはり津和野町の場合は転車台等もございまして、そういったものを文化遺産として、もう少し見学しやすいように整備するとか、そういった御提案もいただいております。そういったこともありますので、津和野町も歴史的風致維持向上計画の中でも、そういったものも含めた駅前整備というものもありますので、そういったものをしてしながら民間の気運も高めていくというほうが、まずはその段階ではないかなというところで考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 3年前でしたか4年前でしたか、町長就任して間もなくということで、山口市の市長選挙もちょうど市長も改選時期が、少しずれますけれども一緒でありまして、かわったばかりということもありまして、当然この隣同士、特に阿東町がその後合併になりましたので、もう隣接自治体と、山口市が、そういうことになりまして、いろいろなまた連携もしようじゃないかということで山口市を訪問させていただいて、市長さんといろんなお話をさせていただいたということが経緯でありまして、決してあのトラストを目的に行ったわけではないというところでありまして、そうした中で、当然、SLを生かした取り組みをしていこうということに話の話題が出たのは当然であります。そうした中、あと話を、会談を終えた後いろんな動きの中でトラスト運動も出てきたという状況でもあります。そして、山口市民側で民間の方々がそうしたトラストの動きもあるということで、まずはその動きを待ちながら、我々として乗っかって一緒にやれるところは、またやっついこうじゃないかというようなことも考えておったわけでありまして、先ほど課長も説明したとおりでありまして、いろんな動きがあつてまだ現実に至っていないというような状況であります。いずれにいたしましても、これは前段、他の議員さんにもお答えしたわけでありまして、やはり我々はこの動態保存、今のSLを動態保存していくのかということが一番優先的に考えていかなければなりません。

その中で、我々この山口線が幸せなことなのはJ Rが運行していただいております、今まではそれに本当に甘えておったというところもあろうかと思えます。ただこれから部品も老朽化をしていく、あるいは永遠というか、できるだけ長く走らせていくためには、今後、町としてどういにかかわりを持つのか、山口市さんも含めた中でいろいろと検討していかなくやならんというふうに思っております。例えば栃木県の真岡鐵道という、あそこもS Lが走っておるわけですが、あそこなんかは年間たしか何億ぐらいの維持費が赤字路線でありまして、かかっておられて、その沿線にかかわる、たしか四つぐらいの、正確なことでなくて申しわけないんですが、自治体がかかわっておられて、その年間の莫大な赤字を財政負担を伴って出されているということをお聞きしております。そういうことになってはいけないわけではありますが、今、そういう意味では我々山口線というのは、J R西日本さんが運行していただいております本当に幸せなことだと思えますが、しかしこれを観光資源として捉えていかなければならん、また津和野町の重要な歴史的文化的文化財産だということも考えた中で、これからどう保存に協力をしていくのか、ここは考えていかなくやなりませんし、特にこのとまっている間に我々も、もう一回その部分も含めて再構築をしていく、そういうことをしていかなくやならないなというふうに思っております。

山口の市長さんも先日ですか、再選をなされておられますので、また必要に応じて訪問もさせていただいて、今度は具体的なテーマに絞って、そうしたまた連携策というものも探してみたいなという思いも持っているという状況であります。

ついでに言わせていただければ、先ほどのこの新しいS Lでありますけれども、その事業性、継続性がまだわからないということを申し上げたということを言いました。そして栃木県の真岡鐵道の話もさせていただきました。我々が今一番心配するのは、そういう新しい取り組みをする、で、新しいS Lをつくるためには、その寄附金を集められるという方法もあるでしょうし、何か特区で補助金をいただいてつくる方法もある、それは実現可能かもしれないんですが、それがまた年間に今度大きな財政負担を伴うような維持経費が発生するようでは、非常に大変だということもあります。そういうところをやはり慎重に見きわめてやっていかなくやならん、ただその材料が現時点ではありませんので、我々としてはコメントできるような、責任あるコメントができる状況にないといたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 国家戦略特区については、年明けに提案が評価され認定されるかどうかと、そういうような状況にあるやに聞いております。そして年明けには、とりあえずその豪華寝台列車を西のほうまで走らせてほしいということで、浜田、益田、萩、長門市の四つの市の市長が、懇談会を持たれるようでございますが、また情報をいただきながらその有意性が認められれば、ぜひ本町にとって絶対必要だと思っておりますので、またその節はよろしく願いいたしたいと思っております。

ただトラスト制度ということで、地道な運動ではあるけども、これをやっぱり続けていくというのについて少し課長からも答弁がありました。そして津和野の駅の景観やら転車場を利用したそういったことも将来の構想として進めていくべきではないかという発言もありました。その辺について私は一つの提案なんですけども、たまたま山口線沿線にある白井集落において四年前に設立したSL応援団がやはり撮り鉄ということで写真を撮る全国のSLファンが、地元の人がそうやって沿線の環境整備やら景観整備について努力していただいているということで、全国の仲間に寄附を呼びかけましたところ、二十五、六万の浄財が寄せられてきました。そして今回のその災害において、またその仲間たちが全国にその災害からの早期復旧、復興を願って約九十何名、約56万円だったかと思いますが、そのぐらいの寄附が集まりました。そういうようなことでトラストというのは、基本的にはそういう一人一人の力を束ねるということになるんじゃないかと思うんで、現在、島根県では県道の住民参加を呼びかけてハートフルロードという事業が展開されております。やはり僕は、JRにそういう制度をSL運行対策協議会の中でも検討していただいて、ハートフル山口線という動きを地味ではあるけども提案し、そしてそのエリアごとに地域の住民が少し汗を流すことによって、SLの大切さ、そして山口線の存続、そんなものが営業会社であるJR西日本の経営にも大きく影響する、寄与するのではないか、そういうことを提案を申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、3番、板垣敬司君の質問を終わります。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。お疲れでございました。

午後2時48分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

平成 25 年 第 11 回 (定例) 津 和 野 町 議 会 会 議 録 (第 4 日)

平成 25 年 12 月 19 日 (木曜日)

議事日程 (第 4 号)

平成 25 年 12 月 19 日 午前 9 時 00 分開

議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 119 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について
- 日程第 3 町長提出第 120 号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 121 号議案 津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 122 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 123 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 124 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 125 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について
- 日程第 9 町長提出第 126 号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第 10 町長提出第 127 号議案 平成 25 年度津和野町一般会計補正予算 (第 7 号)
- 日程第 11 町長提出第 128 号議案 平成 25 年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)

- 日程第 12 町長提出第 129 号議案 平成 25 年度津和野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 町長提出第 130 号議案 平成 25 年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 町長提出第 131 号議案 平成 25 年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 15 町長提出第 132 号議案 平成 25 年度津和野町奨学基金特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 16 町長提出第 133 号議案 平成 25 年度津和野町病院事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 17 町長提出第 134 号議案 津和野町の一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第 18 発委第 1 号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第 19 発議第 5 号 津和野町地酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 日程第 20 請願第 4 号 地元産の木材の使用に関する請願について
- 日程第 21 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 22 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 23 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第 24 議員派遣の件
- 日程第 25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 町長提出第 119 号議案 津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について
- 日程第 3 町長提出第 120 号議案 津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 町長提出第 121 号議案 津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 町長提出第 122 号議案 津和野町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 6 町長提出第 123 号議案 津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 町長提出第 124 号議案 津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第 8 町長提出第 125 号議案 津和野町公共下水道使用料条例の一部改正につ

いて

- 日程第9 町長提出第126号議案 津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について
- 日程第10 町長提出第127号議案 平成25年度津和野町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第11 町長提出第128号議案 平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 町長提出第129号議案 平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第13 町長提出第130号議案 平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 日程第14 町長提出第131号議案 平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 町長提出第132号議案 平成25年度津和野町奨学基金特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 町長提出第133号議案 平成25年度津和野町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第17 町長提出第134号議案 津和野町の一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第18 発委第1号 津和野町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第19 発議第5号 津和野町地酒で乾杯を推進する条例の制定について
- 日程第20 請願第4号 地元産の木材の使用に関する請願について
- 日程第21 総務常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第22 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第23 経済常任委員会の所管事務調査報告について
- 日程第24 議員派遣の件
- 日程第25 総務常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員(16名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 京村まゆみ君 | 2番 村上 英喜君 |
| 3番 板垣 敬司君 | 4番 竹内志津子君 |
| 5番 道信 俊昭君 | 6番 岡田 克也君 |
| 7番 三浦 英治君 | 8番 青木 克弥君 |
| 9番 斎藤 和巳君 | 10番 河田 隆資君 |
| 11番 川田 剛君 | 12番 小松 洋司君 |
| 13番 米澤 宏文君 | 14番 後山 幸次君 |

15 番 沖田 守君

16 番 滝元 三郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 和田 京三君

説明のため出席した者の職氏名

町長	下森 博之君	副町長	島田 賢司君
教育長	本田 史子君	参事	長嶺 雄二君
総務財政課長	福田 浩文君	税務住民課長	楠 勇雄君
つわの暮らし推進課長	...	内藤 雅義君	健康福祉課長	齋藤 等君
医療対策課長	下森 定君	農林課長	久保 睦夫君
商工観光課長	大庭 郁夫君	建設課長	田村津与志君
教育次長	世良 清美君	会計管理者	山本 典伸君

午前9時00分開議

○議長（滝元 三郎君） 改めまして、おはようございます。引き続き、お出かけをいただきまして、ありがとうございます。

これから、4日目の会議を始めたいと思います。

川田剛議員より、遅刻の届け出が出ております。

ただいまの出席議員数は、15名であります。定足数に達しておりますので、直ちにこれより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（滝元 三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、1番、京村まゆみ君、2番、村上英喜君を指名いたします。

日程第2. 議案第119号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2、議案第119号津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。7番、三浦君。

○議員（7番 三浦 英治君） この地域は、過去に小規模特認校やコミュニティスクール等の要望を教育委員会に上げた経緯があり、また、今回つわの暮らし推進住宅で2棟決まっております。そうした中で、この保育園は確かに休園しておりますが、どうしても私の中では、そのまちづくりの中で結びついて、この条例廃止結びついていきません。よって、反対とします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。1番、京村君。

○議員（1番 京村まゆみ君） 左登保育園は、休園から既に6年たっております。現在、使われずに園庭にもコケが生えているし、トイレからも、使わないことによって浄化槽の微生物が死滅したりするっていう中で、トイレからも悪臭が出たりっていうようなことがあります。公立として、へき地保育園への補助もない中で町として再開の見込みがないと聞いております。私自身は、保育園は民営化するべきと訴えておって、27年施行の子ども・子育て新システムにおいては、地域型小規模保育という民間主導の可能性も広がっていると考えます。前向きに施設を利用するというのを考えていく中で、条例の廃止に賛成です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第119号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第119号津和野町へき地保育園設置管理条例の廃止については、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第120号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第3、議案第120号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 3ページ目の9条5項の指定管理者は等々がありますがすけども、その解釈がどうしてもわかりません。少し、どういうふうな内容なのかをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 御質問の9条の第5項でございますけども、利用料金の減免に係ることだと思っておりますけども、これにつきましては、今回の町家ステイの戒丁ということで提案をしておりますけども、これは室料といいますか、泊なしの部分がございまして、「泊なし」——泊まりがなしに——通常の休憩といいますか、ふだん、まあ、地域の方が使えるようなこともちょっと想定した中で、この「泊なし」というのも考えております。そういうことも想定されるのではないかなという中で、そういったところで、利用料金の中でそういったことも出てくるのではないかなという、そういう措置も少し設けた中でという考え方でございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） まちなか再生の中での説明ですと、古民家を最大利用したい、それについては、コンサルタントさんたちの説明ですと、外人が団体で宿泊、津和野町へ来たり等々をして、1泊であったり、また、その1カ月、津和野町のそこを拠点として、この回りを散策するという観光が、まあ、京都を例にして我々に説明があったと思っておりますけども、宿泊施設としてでなく、コミセン等々のそういった、その地域のセンターですか、としての利用もオーケーというふうなお考えですか。

橋北地区においては、村部と違まして、集会所なるものをほとんど持っていませんので、大体コミセン及び商工会等を利用させていただきながら集まりをしてるのが現状ではありますけど、そこら辺も踏まえての条項であるというふうに理解していいんですか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 議員さん申されますように、基本的には宿泊でやりたいということは大原則でございますし、そういった観光客を誘致するための一つの施設であるというふうにも思っております。

ただ、1棟貸しということで稼働率の問題も出てまいりますし、それと繁忙期と閑散期とあるということで、そういったことである程度利用率を高めるということも大事であらうかという中で、一つの使い方として、そういった休憩なり地域利用ということも考えられるのではないかなということも含めて、減免ということも1項に入れた、設けたというところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） コミュニティセンターと同等のような扱い方でいいかということでお伺いをしたんですけども、コミセンの場合には、当然、場合によっては、部屋の使用料は無料であります。けども、暖房費については、当然、燃料を使

ったりしますので、使用料といいますか暖房費代ということで、今までは取られておりました。ですから、そういう暖房費等々を考えての徴収というのはあるのかどうかということと、あとは、町民がそれを集会所として使う場合に、これは、指定管理者は、当然、今想定されるのは恐らく限られた団体だろうと思いますけども、条件的には、指定管理者が掃除等々をするというふうになっていると思うんです。使用者はそこそこの掃除をして帰ればいい。けども、最終的な責任は指定管理者が負うようになっていると思いますが、町民が使った道具の片づけはするでしょうけども、その場合に、当然トイレ等々の掃除等はコミセン等でも町民はしないわけですけども、その辺のちゃんとした使用の要項等々は別途で書かれるということですか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 議員仰されるとおりでございまして、いろいろそういった経費等はかかってまいります。ですから、免除ではありませんので、あくまでも減免でございまして、そういったことを今後、小さいことにつきましては、いろんなことを想定されますので、規則等で定めてまいりたいというふうに思っておりますし、当然、今言われたような掃除等というのは出てまいります。当然、指定管理者の責任においてということでございまして、そういった維持費的なものといいますか、そういったものは当然かかってまいりますので、そういうのを勘案しながら決めていきたいということで、今後、規則の中で、そういった小さいことは定めてまいりたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 先ほどの9番議員さんからの質疑にもありましたが、この条例には、設置の目的といいますか、業務目的をうたった箇所が、見れば別表で「素泊まり」「泊なし」と、こういうとこだけしかうたってございません。大きく言えば、まちなか再生総合事業に設置と、これによって設置するんだというのが出てきますけども、一般町民の方にとっては、なかなかそれだけで、それじゃあ、この施設は一体どんなものかというようなことはわかりかねますが、そういったところをこの条例から、まあ、省かれたといいますか、そういった意図は何であったのか、お伺いします。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 今の第1条の関係でございまして、そこまで深く考えてないと言ったら語弊があるかもしれませんが、まちなか再生事業自体、私たちが解釈した中でつくったので、そういった文書になったかと思っておりますけども、そういったことにつきましてはある程度、まあ、規則も当然、定めますので、そういった中で、もう少し説明を加えた規則にしていきたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） こういうふう新しい条例が出てくる場合には、当然、庁議の中である程度生まれるはずだと思うんですけども、これが庁議の中でどのように扱われたか、総務財政課長、お答え願います。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 庁議の場におきましては、担当課のほうから事業の開始以降、その都度事業に関する説明等を庁議メンバーに対しては行われております。条例の上程に関しましては、当然、条例を出す前に総務財政課の条例担当がございしますので、そのほうで内文を確認しながら、今回、上程したところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 施設の設定条例ちゅうのは、どっかに必ず利用目的というものは出てくるはずなんです。後から条例等をいろんなものを見ていただければわかると思いますが、こういうふうなそういうものがないような条例が今後、出てこないようにしてほしいと思うんですけども、全くこれについて疑義はなかったのでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 今、総務財政課長が申しましたように、そういったシステムで庁内を回すようにしておりますし、私ども提案するに当たっては、ほかの条例、今回のは横道地区の施設等でございますけども、そういったものを参考に提案をさせていただきました。そういった中で稟議をさせていただいたところでございすけども、そういう御意見というのはいただいておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 利用料のことなんですけども、素泊まり1泊1万7,000円、これは2名以上ということで、ある程度の理解はできますけども、8万円というのはどういう利用の目的で、1泊で8万円とはちょっと信じられんのですが。

これは、ついでなんで言いますが、「町家ステイ戎町」、旧町内の「ちょう」は「1丁目」、「2丁目」の皆「丁」ですが、まあ、これは名称ですのでどっちでもいいんですけども、どこの、「万丁」にしても「清水丁」にしても皆「1丁目」の「丁」。町なかは全部。もしもそういう名称でつけられるんなら、この「町」というのはちょっと間違えではないかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） まず、1点目の料金の設定でございますけども、議員が言われましたように、1万7,000円というのは閑散期の1名当たりの金額、1名というか2名以上ですから、1名当たりが8,500円ですか、のような想定でございます。それから、8万円という設定というのは、この建物自体が、図面もちょっとおつけしておりますけども、6畳の間と8畳の間ということで最大5名という考え方でございまして、これは、最大限といいますか、特定日、ゴールデンウィークと

か夏休みとか、そういったところを想定した場合にこういった金額でという、その範囲を定めたのでございまして、2名から5名の計算といいますか、最大が5名だと、程度と、までということで想定をした金額でございます。

施設の名称については、実際の地域の名前とは若干変わってきとるかもしれませんが、こういった設定をさせていただいたと、「戎丁」という通称の名前をもってやりました。字のどうこうというのは、若干、疑義があるところはあるかもしれませんが、こういったことで提案をさせていただいたところでございます。

それじゃあ、大変済みません。訂正をさせていただきます。この「町家ステイ戎町」の「町」、「町」と書かずに「1丁目」、「2丁目」の「丁」ということが、どうも通称でございますようですので、大変申しわけございません。認識不足でございましたけれども、ここで訂正をさせていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（滝元 三郎君） 議案の訂正か、語句の訂正ぐらいか。語句じゃないのう。（発言する者あり）差しかえ（ ）……

○議員（8番 青木 克弥君） 議長、議長。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今のお話でございますが、条例を上程されて簡単に名称が変えられるんですか。それが1点とですね、ちゃんと議論してこの町名を出されたんでしょ。名称でしょう、これは、ねえ。だから町名とその別に関連はないと思えますけれども、簡単に、そうじゃないですって変えられるってのが不思議でありませんが、それが1点と。

それから、利用料のところでございますが、9条の2と5項ですが。今の利用料が別表で定められてございますが、「別表に掲げる範囲内の額で指定管理者の定めた額とする。」ということがありますが、ちゅうことは別表で、いわゆる定められている額は、指定管理者がまた定めてもいいという解釈になろうかと思いますが、それでいい、ちゅうことは、これから指定管理者がこの範囲の中で安くしてもいいということになろうかと思いますが、そういう解釈でいいのかということと。

それから、5項の町長の承認を受けた基準により利用料金の減免ということで、減免と承認という二つ項目があろうかと思いますが、先ほど若干説明がございましたが、一つは、承認を受けた基準というのは一体何かということと、利用の、もう、じゃけ、その基準によって減免をするということになろうかと思いますが、したがって、その承認を受けた基準というものはどこで示されるん。その都度、町長に伺いを立てるのか、その辺はいかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 私のほうから、名称の問題でございますけれども、簡単に覚えてということでもございませぬ。大変申しわけないことだというふうにも思ってお

るわけでありますが、単なるこれはまさに誤字でございまして、この「町」に変えた強い思いがあってこうして上程させていただいておるものではございません。本来なら戒丁の「丁」、正しく「てい」のほうで使うべきところをですね、誤字としてミスをしてしまっておりますので、この場でおわびを申し上げ、そして、訂正をさせていただいて「丁」ということで、「てい」のほうの「丁」で使わしていただきたく思っております。そうしないと、また今後、使い分けをすることで混乱も生じてしまうということもあろうかと思っておりますので、何とぞ、お許しをいただきたく思っております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 利用料の設定の件でございすけども、議員さん申されますように、範囲を定めておるものでございすので、今後、指定管理者が料金については設定をするということでありす。その範囲と、内でということございす。

それから、9条の第5項関係でございすけども、ほかの条例等でもこういったものも定めております。そういったものも含めて、今後、協議する中で規則の中で定めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） そうしますと、今の指定管理者がその範囲内の中で動かしてもいいという御説明でしたから、そうしますと、この別表の金額というのは、もう少し下限を下げ提示すべきじゃないですか。範囲を決めてしまうと、当然、指定管理者が、これは高いから安くせんと利用できんちゅうことになると、これ以下には下げられんちゅう話になりますよね。その辺は議論されましたか。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） これにつきましては、やはりこの施設は公がつくった施設になりますので、そういったことも含めて、ほかの個人なり会社等でやっている、一般に言うような民業圧迫ということもなってはならないということもございす。そういった中で、それから、最低限の経費は、先ほどありましたような掃除等、維持管理費というのは出てまいりますので、そういったことを勘案しましてこの金額は定めたところでございまして、その範囲内でやっていただくという考え方でございす。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございすか。

この際、執行部に申し上げておきますが、この「町」の字を変更することについては、単なる脱字であるとか誤字という形の訂正とは思えませんので、後ほどきちんとしたものを差しかえをしていただくということをお願いをしておきます。

ほかに質疑ございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 新しい試みです。こういう形を私はぜひ、どんどん進めていただきたいということで大賛成です。

ただ、今でもちょっといろいろ答弁に困ったように、実際に運営していかれたときにいろんな不備が出たりとかしますので、そのあたりよく検討、途中でしてどんどん変えていくってことをしないと硬直化してしまうと、せっかくのものができて、うまく回りませんので、ぜひそのあたりはフットワークを軽くしてっていうことをしてもらいたいということと、それから、この地域へ、これは私が属するあたりで、すぐ近くがあるんでちょこちょこ見に行ったりするんですけども、ちょっとつけ加えときますと、あそこ狭いから前の溝によく車が落ちるんですよ。私も何回か「せいの」で車を抱えたこともありますから。これがふたをしたりとかするというのは、商工観光課がやられるのか建設課がやられるのかわかりませんが、そのあたりちょっときちっとしておかれて、多分落ちます、知らん人があそこへ来られて、わからんけえってぐるっと回って右折左折し出したらそれで落ちるんですよ、よく。だから、そこらあたりをやることをぜひ検討しておいてもらいたいと。

それと、来られるお客さんが大体夜になりますんで、そうすると場所がよくわからないというのが絶対出てきます。そのときに当然その道しるべをつくる、導入看板とかはつくるのは当然ですけども、その地域の人たちの協力がなしにでは、ここはやっていけないということがあります。現実に草抜きをあのあたりで地域の人がやられたりとかいようなこともあったり等々がありますんで、地域住民の方とのとにかく連携をよく図っていただきたいということをもって大賛成です。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第120号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第120号津和野町まちなか再生関連施設の設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

日程第4. 議案第121号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第4、議案第121号津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） ちょっと教えていただきたいことがあります。附則なんです、「この条例は公布の日から施行し、平成25年11月1日から適用する。」と。この公布の日というのをちょっと調べてみますと、「成立した法律、命令、条約を公表し国民に周知させること。」と。「官報によって行われ成文法はその後に施行するのが原則。」とありますけれども、この公布というのを、津和野町に置きかえますと、町民に周知させると。官報が津和野町の広報なのか、または、告示板に出したときのことなのか、ちょっとそのことを質問いたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 公布の日でございますが、津和野町の条例等の公布に関する条例が制定をしてございます。その中で「条例を公布しようとするときには、公布の旨の全文及び年月日を記入して、その末尾に町長が署名しなければならない。なお、条例の公布につきましては津和野町役場の掲示場に掲示してこれを行う。」というふうに制定しておりますので、町長が署名をした年月日をもって、署名をいたしまして掲示場に掲示をした年月日をもって公布というふうに捉えております。以上です。

○議長（滝元 三郎君） 13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） わかりました。

それじゃあ、役場の前の掲示場ということですが、なかなか町民全般に周知させるという方法ではないとは思いますが、まあ、それでわかりました。この、あんまりないんですが、これは、平成25年11月1日から適用するということは、これは、さかのぼってということになるわけですね。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 条例の提案趣旨のところでも御説明申し上げましたが、11月1日のところで、県の職員の方に、今、いわゆる自治法派遣でおいでいただいておりますので、さかのぼるという格好になります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第121号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第121号津和野町職員の旅費に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第122号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第5、議案第122号津和野町介護保険条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 国の税制改正によって、市町村の条例も改正というものがたくさんあるんですけども、なかなか読んでも理解しにくいわけです。

それで、延滞金の割合についての規定のようなんですけども、これが各年の特例基準割合によるというふうなことなんだろうと思うんですけど、その基準割合が高くなったときには延滞金が多く課せられる、加算されるようになるのか。そこら辺がやっぱり介護保険料を払う町民にとっては大きな問題なんですけども、ちょっと詳しく説明をいただきたいませんか。この介護保険と、それから次の後期高齢者のほうも同様の内容ではないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） この改正につきましては、9月の議会でも町税のほうで同じ内容のことが可決されておりますが、基本的には、議員御質問の内容でございますが、あくまでもこれは附則としてつけ加えておられる、条例本文でなくて附則ですので、最近の低金利を受けた内容でありますので、特に金利が下がったから延滞金についても国として下げていこうというような方針のもとにされておりますので、今後その金利が上がってくれば、そのときにはまた附則として、国の税制等が改正されますのでそういった場合には各市町村も倣ってそれと同じような対応、処理をされると思いますが、このたび出された改正につきましては、先ほども言いましたが、金利の低下に伴いまして延滞金の利率を下げるということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 延滞金下がるのなら、それはいいと思うんですけど、その都度その金利の上下によっていろいろ変わってくるということ自体、金利が上がったら、またその延滞金が多く課せられるというようなことが起こる心配が今後もあるわけなんですけども、金利が上がったら、また条例を改正すると、そういうことが起こ

ってくるわけですか。そうすると、何度もこういう手続が行われるということになる
んではないかなというように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 税務住民課長。

○税務住民課長（楠 勇雄君） この金利につきましては、変動制をやっております
ので、その都度、条例を改正する必要はございません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第122号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛
成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第122号津和
野町介護保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第123号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第6、議案第123号津和野町後期高齢者
医療に関する条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第123号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛
成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。（「違う、違う」と呼ぶ者あり）あ、
違うた。ああ、そうかそうか。（笑声）失礼をいたしました。起立多数であります。

したがいまして、議案第123号津和野町後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第124号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第7、議案第124号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第124号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがいまして、議案第124号津和野町簡易水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第125号

○議長（滝元 三郎君） 続きますので、日程第8、議案第125号津和野町公共下水道使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 簡易水道事業のことも、これは討論すべきだったと思うんですけども、消費税上げること自体に私は反対です。それが、これは、国でやはり国会のほうで決まったということもあるんですけども、それが、本当に全国民の生活の隅々まで影響が及ぶということで反対なんですけども、もうそれが既にこの毎日使用する水道料とか下水道まで反映してくるということが、やはり町民の負担が大きくなって、これはますます、特に低所得者に対しての影響というのが大きくなっていくというふうに考えますので、反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。
これより議案第125号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第125号津和野町公共下水道使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第126号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第9、議案第126号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正について、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 下水道料金の討論と内容は同じで、やはり消費税がかかるということに対して、やはり低所得者への影響が大きくなるということで反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、もう一度原案に反対者の発言を許します。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議案第126号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第126号津和野町農業集落排水施設使用料条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で9時55分まで休憩といたします。

午前9時43分休憩

.....

午前9時55分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第10. 議案第127号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第10、議案第127号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第7号）をこれより質疑に入ります。質疑はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） まず、11ページの歳入であります。農地農業用施設災害復旧費の分担金、これは当然、地権者との話し合いの中からはある程度出されたと思いますが、1軒の農家当たりの分担額がどの程度であるのか、相当大きな金額でありますけれども、それに耐え得るだけの了承が得られているのかなという、ものすごく懸念するわけですが、その点どのような話し合いで了承が得られたのか、また、入り口においては賛成であったけれども、これが分担金がふえることによって脱落される農家もあるかもしれませんが、その点少しお聞かせをいただきたいと思います。次に、37ページ、社会福祉総務費の中の3,900万円ですか、その内訳をどういふような内訳なのか、ちょっと御説明をいただきたいと思います。

次が、55ページの農業担い手支援センター費の中の、御説明ですと、フロンティア日原に対するトラックの機械整備の補助金であるというふうにありましたけれども、フロンティア日原なるものが、まあ、法人格ではありますけれども、今後、別の法人格等々への救済といいますか補助等も懸念されますけれども、なぜフロンティア日原、この会社が頑張っているということは認めますけれども、その辺どのような観点でこういう補助金が設定されたのか、お伺いをいたします。

次に、59ページの商工振興費の中で町家ステイの中での備品でありますけれども、どのようなものが計上されているのか、その点をお伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） それでは、歳入の関係の農地農業用施設災害復旧費分担金のございます。

今回の補正については、まだ増嵩申請といたしまして、補助金が確定をしていない状態のございます。

国の農地の関係の補助金というのは、増嵩の申請が初めて認定をされて補助金が決定されるというふうなシステムになっております。今回の予算については、通常最大の補助金をもとにして、まだ固まっておられませんので、それをもとにして積算をしております。農地の関係が通常50%、そして、農業用施設が65%の補助金のございます。増嵩申請によって、通常補助率が上がりまして、農地について大体平成22年度の場合に87%ぐらいまで補助率が持ち上がりました。それから、農業用施設については90%まで上がりまして、実質の農家の負担率というのは、その補助残の20%というこ

とになっておりますので、平成22年度の場合に農地が2.4%、それから農業用施設が1%という負担率になっております。このあたりのところは、農家の方に会いまして査定を受ける前に説明をさせていただいて、一応了解をいただきながら承諾書をいただきながら対応しておるということでございます。

今回出しております負担金というのが、大体農地に関してこの金額が10.2%、それと農業用施設の関係が7%ばかりの負担で一応、計上させていただきとりまして、今後、増嵩申請がありまして、補助率が決定した段階で再度または補正の対応で減額等の対応をさせていただきたいということございまして、今、きちんとははっきりわかっている段階の、これだけは必ず補助金がもらえるという段階での査定ございまして、ここまで求めるものではないということでございます。

それと、濟いません。説明会の際に、一応どちらに、例えば、補助事業で対応するのかわからないのか決めかねておるという方もおられまして、その方については、一応出させていただきながら、最終的に決まった段階ですぐに連絡をしてくださいというふうなお願いをしております。と言いながらも、実際査定を受けたときに、既に土砂が流入して、排土の関係で査定を受けようとしたときに2軒ばかり現場に行ったらもう土砂がないというふうなこともございまして、このあたりのところは今後、査定が終わった段階で全ての農家に対して再度確認をさせていただきながら今後、補助事業による災害対応をされるのかどうか、そのあたりのところは説明しながら再度の同意を求めていかんといけんだろうというふうに考えておりますが、補助金の率、割合が決まるのが、1月の20日、21日あたりに最終の国のヒアリングがございまして、その際におおむねのところはわかりますが、その決定が来るのは2月に入ってからになりますので、きちんとした数字というのはそれ以降でないというところでもございます。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 37ページの社会福祉総務費繰出金の関係でございます。内訳をとという話でございますが、そこにも書いておりますが、津和野町国民健康保険特別会計繰出金が4,000万円、それから介護保険の特別会計繰出金が18万6,000円、それから、後期高齢者医療特別会計繰出金がマイナスの111万9,000円でございますが、国保会計につきましては、この後の国保会計の補正でも出てきますけども、国保の療養給付費等が予想していた以上に伸びておりまして、このままいきますと3月まで厳しいかなというようなことがありましたので、法定外繰り入れとして一般会計より4,000万円を繰り入れるものなどがございます。

それから、介護保険特別会計繰出金につきましては、先般の説明でも申し上げましたが、介護予防福祉用具購入費並びに住宅改修等が実績増があったためでございます。

それから、後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、25年度の保険基盤安定負担金が確定したことによりまして、減になったものでございます。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） ページ、55ページの津和野町農業担い手施設機械整備事業補助金でございますが、この対象となっております組織はフロンティア日原。それから機械の、農業機械の運搬をするためのトラックの更新であります。そのトラックは600万円を想定しております、県から3分の1、200万円、町から5分の1、120万円、合わせまして15分の8を補助する形になります。自己負担が15分の7という形になります。これは、農業担い手という形での補助事業になっておりまして、フロンティア日原はこの補助の対象団体となっておりますが、その他の法人については対象団体ではないというふうに聞いております。

○議長（滝元 三郎君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 59ページの中段の商工振興費の備品購入費でございますけども、議員が言われましたように、これは今回の町家ステイ戎丁の備品でございます、内訳といたしましては、これらの建物に使う家具でありますとか、ソファとかテーブルとか照明とか、そういったものが該当になりますけども、それからカーテン、それから家電関係、冷蔵庫とか電子レンジ、コーヒーメーカーとか掃除機とか、そういったものは装備しなければならないかと思えます。それから、寝具、座布団等がございますけども、そういったものも含めてですね。それから、しつらいとしまして花器とかびょうぶとか掛け軸とか、普通の民家で暮らすように過ごすようなつくりでございますので、そういったもの。それから、ここでは料理を出すわけではございませんけども、簡単な食器類、ちょっとしたお茶程度は飲めるようにいたしますので、そういったものを含んだものでございます。

○議員（10番 河田 隆資君） いいですよ。

○議長（滝元 三郎君） いいですか。

ここで暫時休憩といたします。

午前10時07分休憩

.....
午前10時14分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

質疑を続けます。質疑はありますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 27ページですが、企業誘致対策で普通旅費が25万9,000円と、まあ割と大きな金が上がってますが、これはどういう企業誘致対策をやられるのか。

それから、その下の生活バスで石見交通へ159万8,000円のバス停の補助金を出しておられますが、これは総事業費のどの程度なのかということ。

それから、37ページで老人福祉でケーブルテレビの関係ですけども、緊急通報装置新システムと、こういうふうに「新システム」とついておりますが、どういうふうなシステムが新しくなったのかということ。

それから、加入負担金補助金で63万円、まあ、そう、よう上がとるんですが、これが何軒分ぐらいの補助金なのかということ。

それから、75ページで開発センターの工事請負費のところでは380万3,000円ですか、これが子供たちのための改装と、こうなっておりますけども、具体的な内容はどういったもので、また来年1月以降、それが、青原小学校が地元に戻った後にこれをまたもとに戻すのかどうかということをお願いします。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） つわの暮らし推進課長。

○つわの暮らし推進課長（内藤 雅義君） 御質問の27ページ、企業誘致対策費でございます。この企業誘致につきましては、ことしの11月に、大阪に本社のあるソフトウェアの会社のほうから津和野町に事務所を設けたいということでお話がありました。今現在、企業誘致案件といたしまして大阪の本社に出向いて打ち合わせ等を行っている最中です。事業所開設については、来年の5月から7月ぐらいになろうかと思いますが、それに対応するための旅費ということで25万9,000円ほど計上させていただいたということでございます。

それから、27ページ負担金補助及び交付金のところでございます。町営バス待合所設置補助金、これについては鷗外旧居前バス停の待合所ということで、9月の総務常任委員会の採択ということで受けて、キヌヤ側と、それからその前の駐車場側、2カ所にバス待合所を設置するというので、石見交通に対して補助金を出すようにしております。出す計画でおります。この補助につきましては、9割、総事業費の9割を補助金として出すということで考えております。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） 37ページの緊急通報体制等整備事業の関係でございます、御質問でございますが、これにつきましては、これまで緊急通報の関係の電話をNTT回線を使ってやっておりましたが、老朽化に伴いまして新たにケーブル電話のほうを使いまして対応することになりました。そのセンター、ケーブルセンターのほうのシステムにつきましては前回の補正の9月の段階で、補正でシステムの対応しておりますが、これまではNTT回線を使っての電話でしたが、今後はCATVを使いますので、今まで誤報とか、電話の回線で番号を押すときに間違った、間違う可能性がかなりありまして問題があったわけですが、そういったことが解消されると、そういったことと、そういうことで新たになったという。それと、あくまでも今までの回線の修理費等がもう機材がないということで、なかなかこれまでの電話をそのま

ま使っての対応ができないということで、せっかくある町内のシステムでございますので、ケーブル電話回線を使っての対応をするということになりました。

それで、このたびのこの負担金補助でございますが、ケーブル電話に加入されていない方が、緊急システムを使っておられる方も加入されていない方が町内に14名の方がおられます。その方に今後これまでシステムを使っていたいておりましたので、CATVに入っていないと使えないというのではやれませんので、その方に対して加入負担金の4万5,000円、1名の方について4万5,000円ですけども、これにつきましては町のほうで負担させていただいて、新たなケーブルテレビの回線を使った緊急通報のシステムに入らせていただくということで63万円ほど補助金を計上させていただいております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 75ページの工事費、山村開発センターの修繕工事の内容でございますが、目的として大きく二つありまして、子供たちの関係で居住環境を整える部分と、もう一点は、あそこ自体がもともと社会教育施設でありまして、学校施設として一応、仮校舎の位置づけをするために、県の県土整備事務所のほうに協議を行っております。全体を学校施設にする場合はまた違ってくるんですが、一部公民館施設等が残る形になりますので、そことの、いわゆる区分けをするための工事が必要になってきます。主な工事としては、学校用の放送設備の工事、それから子供たちが中庭のところでボール遊び等ができるように中のガラスを飛散防止の加工を行いたいということであります。それと、公民館と学校との区分けをするためにガラス等の取りかえ工事が必要になってまいります。いわゆる防火対策が必要なガラスを入れると。それから、2階のところ、これもやっぱり学校施設と公民館との施設を区分けをするために防火用の扉を設置をするという工事を行うことになります。その全体の工事として、384万3,000円ということになります。学校がもとに、青原の地に返った後ですが、これはもう、そのより強化をしとる形になりますので、そのまま残す形で考えております。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。ほかにございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 55ページの先ほど説明があったんじゃけど、私が十分によろ聞かなかった面もあるかと思いますが、農林課長、126万円のフロンティア日原へのトラックの購入助成と、こういうふうに説明を聞きました。フロンティア日原というのは、農業担い手支援センターという位置づけ、違うかいね。それで、少なくとも国庫補助、県費補助の中の一部をとというふうに思っておりましたが、見れば財源は一般財源をもって補助しとると、こういうことですが、フロンティア日原らしきもののそういう、言うなれば農業担い手支援センターらしき、あるいは認定農業者等々に補助金交付要綱か何かというのは本町は設定しとると思っておりますが、その対象

になつとるという意味合いの説明やったんかいの。私の聞きようが悪かったけえ、再度それを説明を求めると、こういうことなんです、いかがですか。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 認定農業者の位置づけの中にフロンティア日原、第三セクターのフロンティア日原が加わっておる関係で補助対象というふうな要綱になっております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） したがって、その補助金要綱に基づいて補助をしたと、こういうことですね。それは、まあ、結構なことだと思うんですが、これは一般質問になっちゃいけません、そういう農業認定農業者等、この支援、フロンティア日原もそうであります、各集落に、今までの一般質問等でも出てきたことがありますねえ、各集落の担い手が、よそに法人化してないけども、その人たちのお世話をいただかないとその集落の農業っていうものが維持できないという状況が今日たくさんあります。ほんなら、おまえら、そこで法人化すりゃええではないか、という論になるっていう、あらましなことではいけないので、そういうところへもね、ある意味では補助対象にするようなことを今後考える必要が、これは一般質問になっちゃいけません、これ以上言いませんが、こういう補助金を出すんなら、そういうこともよく考えにゃならんということを申し上げておきたいと思えます。

それから、これは建設課長、それから農林課長、両方に関係してまいります、特に。今回の7月28日あるいは8月の豪雨災害で、確かに被災を受けられたその地域、集落、各町民の方々、被災者、大変な被害でありますから、それはまことに気の毒であります。そして、町長が報告したように100億からの、本町は損害を受けておるとい、こういう報告も受けておりますが、それでまさに今、査定の最中というような説明もありました。今日までの査定は、まだ完璧な全ての査定になっておらないということですから、まだまだこれから査定が進んで本町の災害金額が出てくると、こう思いますが、それが農林・建設関連の、要するに一般財源持ち出しが一体どうなるのかっていうのが知りたいの。激甚災害の指定を受けておるから我々は大半は国庫補助等で賄えるんだという認識を持っておりますが、先般来の一般質問に町長初め皆さんが、大変な災害を受けて本町の財政は非常に大変なことになるんだというような意味合いの答弁をしておりますが、私は、先ほど申し上げたように被災を受けられた地域やら個々については非常に気の毒、大変なことだと思う。しかし、町は、過去もそうでありましたが、こういう大きな災害を受けたら、ある意味ではそれを機に大きな経済効果が出てくるというような事業がこれから数年続きます。で、今度は財政課長、今のようなことを踏まえて、町の財政に一般財源をどの程度持ち出すことになるのか、その予測を、説明をいただきたい。

以上。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 担い手及び認定農業者以外の方々の機器の更新についてもということではありますが、組織的な団体等々についても優位な補助制度を持ってきて、負担軽減に努めていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 建設課長。

○建設課長（田村津与志君） 当初の被害報告で、津和野町の、町が管理するといひますか、担う災害復旧工事について、約35億円というふうにお話を聞いておりました。農業関係が25億円の被害額だというふうなことでございます。まだ、最終的な確定はしておりませんが、農業被害の査定決定額は約8億円ちょっと超えるのではなかろうかというふうに思っておるところであります。そうしますと、残りの17億円はどうなのかというふうなことでございますが、小災害、40万円未満のところでは2億から3億、今手持ち持っておりますが、それぐらいの被災でございまして、これは査定対象にならない部分でございまして、それから、あと残りの部分であります、農林課が今持っております小災害の関係なり自分で自力復旧というふうな形もございまして、その辺のところについては査定にかかっていないというふうなことでございまして、8億円ぐらいは今回の農災の関係になるというふうなことでございます。

ただ、そうは申しましても、豪雨の関係で被害調査をくまなくしたつもりではございますが、なかなか、その辺のところでは全部を把握していない部分もございまして。今回、補正予算の中で白井トンネル周辺の河川について、このあたりは災害復旧の関係の報告から漏れておったり、町道の河川の関係でも60万円未満については今ほとんど調査をしております。この辺もあって、金額的にどれぐらいにそれがなるのかというのは今後、査定が終わった段階以降、調査をしながらまた対応していかないとはいけないのではなかろうかと。その辺のところは、今後の今、課題として考えておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 災害復旧、災害を受けましての今後の一般財源でございすけれども、先ほどの建設課長の答弁でもございましたが、今現状、12月補正までのところでは、国庫補助あるいは起債等につきましても国庫補助が、いわゆる低率の補助で今は補正をしておりますので、今後、激甚災害も指定を受けておりますので、激甚の補助の関係でまた上がりますし、最終的には農地農業用施設につきましても、増嵩申請等が行われまして、かなり高率の国庫負担金が入ってくるというふうな認識をしております。

それから、災害に関しましては、起債におきましても公共の災害につきましても、補助残の100%、充当ができますし、一般単独につきましても100%ということ、かなり高い充当率でありますので、最終的には一般財源の、いわゆる持ち出しというのは、かなり少ないというふうな認識をしております。

とは申しまして、災害以外のところでかなり一般財源を今あつとると、その財源につきましては9月補正以降で、いわゆる財政調整基金のほうからの取り崩しで今予算を組んでおる状況であります。

今後、今回も財政調整基金を起債等を充てた関係で、若干積み戻しをさせていただいておるところでありますけれども、特別交付税のところでは今回12月の特別交付税が確定いたしましたけれども、いわゆる災害関係のルール分の特別交付税につきまして今回2億2,000万円近い額が確定をしております。これはいわゆるルール分でありまして、今後それ以外の本町災害絡みの本町独自のいろいろな施策はしておりますけれども、その辺につきまして本町の特別の財政事情ということで県当局のほうにもるる説明をいたしまして、今後3月の特別交付税に幾分か当然、上乘せをされるのではないかとというふうに考えておりますので、最終的なところの、いわゆる一般財源でございますが、これにつきましては、特別交付税のルール分以外のところがわからないところでありまして、ある程度抑えられるのではないかとというふうに考えております。

とは申しましてかなり今回、財政調整基金のほうから取り崩しをしておりますので、全額が積み戻しというわけにはなかなかいかないのではないかとと思いますが、その辺につきましてはまだ不確定なところがございますので、また特別交付税の3月分等がまた確定した段階で今後、最終的な本町の財政状況等が見えてくるのではないかとというふうに思っております。

それから、当然こういった大きい災害でございますので、中期的な財政計画にもある程度影響を与えるというふうに考えております。先ほどもありましたように、当然、起債も今回充てる額も大きゅうございますので、その部分を中期財政計画に盛り込んで、今から見直しをするところではありますが、その作業もちょっと例年よりおくれておまして、その辺も十分、さっきの特別交付税の状況等見ながら早急のところでもとめたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 37ページのケーブルテレビ加入分担金で14名の方が今までの緊急告知ができないので、ケーブルテレビ加入するというようなことでもございました。前回、津和野地区とかで加入するときに猶予期間を置いて何か月間に加入したら要りませんよと、それ以上おくれて加入する方は実費をお願いいたしますと、いう格好で加入された経緯があります。そうした中において、今回14名ぐらいですか、63万円という経費が組まれとるんですけども、それは、ああいうシステムが部品がないから、このケーブルテレビでやらないけんちゅうのはわかったんですけども、それに対しての負担をするというのも、前はそれんときに出なかったから加入分担金は個人持たししてください、あと入れますよというような話を中において、今回こういう処置をとったということでございますけど、それじゃあ、その14名の方

はこの分はもらったけどもケーブルテレビの月々の使用料は払うと言っとるのか、今までどおり、これはただなんだから要らないからこの分というような形のことになっとるのか、加入者の月々の使用料ちゅうのが確実にもらえるのかももらえないのか、今まで払わなかった、うちは要らんのかな、要りませんちゅう形のものになっているのかどうか、その点をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

それと、ページ、47ページ、児童総務費の中で負担金補助の中で、保育士職務改善臨時特別事業補助金154万8,000円。これは、「保育士に充てる臨時特例事業」で書いてあるんですけども、その中身をどういふ特例の事業でこいう大きい金額が補正されるのか、またその支給対応は全保育士なのかどうかという点について、その特別補助金ちゅう言葉自体わかりませんので、その内容をお聞かせ願いたいということでございます。

次に、ページ、53ページ、農業委員会の報奨費の中で、30万7,000円という数字が調査員報奨ということであります。どういふような調査するために調査委員をもって、その30万7,000円の予定なのか、ただ遊休農地、休耕地とか調べるちゅうんなら、別に調査員じゃのうても農業委員会の担当の委員さんが各地区を担当されとるので、その人らに聞きゃ十分、これぐらいの休耕地がありますというのわかるはずなんですけども、わざわざ調査員報奨と、調査員というものを募って、どのような調査をされる予算なのかどうか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

それと、あと、87ページの森鷗外記念館でございます。修繕料385万3,000円が計上されております。収蔵庫の水漏れ及び資料の修繕という御説明でございますけども、森鷗外の記念館はそんなに古い建物ではないと思っております。ましてや収蔵庫ということになれば、水漏れ等を懸念されてかなりの工事をやるところですけども、そうした中で水漏れという言葉が起きるといふこと自体、私は不思議でやれないんですけども、まあ、起きたけえ水漏れの工事やるんでしょうけども、それと資料の修繕のこの内訳を、幾ら修繕費、あと、資料の修繕にこれだけかかるかといふ、その内訳をおしらせ願いたいと、このように思います。

○議長（滝元 三郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（齋藤 等君） ケーブルテレビの加入負担金の補助でございますが、これまで緊急電話を自宅のほうで対応していただいた方につきまして、緊急電話を対応していただいた方に対して、このたびケーブル電話のほうの回線システムを使って処理するということで、これは優先的に、これケーブル電話を回線を始めた場合に、今まで使った人が、それじゃあ、今度は緊急通信は使えんよ、ということになりますと支障が出てきますので、その方に対して、まあ、本来であれば新たに入る人につきましては4万5,000円の、先ほど説明しましたけども、加入負担金が要るわけですが、それは優先して町のほうが援助しましょうと。

それで、先ほど言われましたケーブルテレビの使用料があるわけですが、それにつきましては一応やっぱり払っていただかないとやれませんので、この辺は、14名の方にその辺の承諾をいただいたもとに加入手続を進めていくということになります。ですから、その使用料等も町が負担するものではなく、やっぱり本人さんに負担をしてもらうと。それが承諾がないと、なかなかそのケーブル放送の緊急通報システムに入っていないかなあということは思っておりますので、今後その辺の詳しい説明、了承のもとに進めていきたいという考え方をしております。

それから、41ページの保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金の154万8,000円でございますが、これにつきましては県の補助事業でございます、10分の10のお金がついております。これにつきましては、安心こども基金を活用した処遇の改善特例事業ということで、25年の4月から26年3月中に私立保育士等の処遇改善を行うための事業ということで、津和野町におきましては幼花園がありますけども、その職員の賃金の改善を図るための事業でございます、それと、済みません、その41ページの上に職員の時間外手当として、町のほうの担当する保育担当のほうの時間外勤務費も合わせて県のほうからつけていただいておりますので、総額では169万8,000円ほど県のほうから事業費としていただくということでございます。

内容につきましては、先ほど言いました私立保育園の非常勤等の賃金の改善を目的としたものでございます。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 53ページの農業委員会費でございます。

調査員報酬とありますが、この調査員は農業委員会の委員でございます。農業委員会の委員が、農地の荒廃等を、農地パトロールといいますか、1筆ごとの調査に取りかかっていたかどうかということに対する報償費でございます、農業委員会に対する交付金の中に農業委員会交付金で188万、それから農地制度実施円滑化事業費補助金ということで40万6,000円交付されることが決定された関係で、そのうちの40万、一般財源1,000円をつけた、40万7,000円の内訳で調査員報酬として30万7,000円と費用弁償として10万円という形で事業の振り分けをしておるところでございます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 87ページの森鷗外記念館の修繕費の内訳でございますが、収蔵庫の修繕につきまして367万5,000円、それから森鷗外の直筆の書の扁額が、この、いわゆる水漏れによりまして扁額の額の部分について水が当たりまして、その修繕で17万8,000円を一応予定をしております。

収蔵庫の修繕であります、基本的に水漏れが起こったのは3階部分にあります機械室の冷暖房の循環用の排水のパイプが詰まって、それが原因で水が漏れた形になります。それが、3階の機械室の床に水が漏れまして、それがひび割れを伝わって収蔵庫のほう

へ入ってしみ込んで、収蔵庫の、保存しておりましたその扁額にその水が当たった形で扁額が傷んだというような形であります。

全体は、収蔵庫の部分と、その原因にもなりました機械室の床の割れについても、修繕をあわせて行う形で全体の工事を含んでおります。

○議長（滝元 三郎君） よろしいですか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほどの農業委員会の分の件なんですけども、これは休耕田、休耕地というのは、毎年、農業委員会が多分調べておると思うんですけども、そうした中において今回は、毎年このような形で調査員出して報償費を、調査に出して組んでおったのか、今までの中において、その点をお聞かせ願いたいと。

別に報償費を組まなくても農業委員会の職務として、休耕田の調査はできるんじゃないかというように私は思うんですけども、やはりいろんな補助制度の中において、せっかくあるんだからという形のもので計上させると思うんですけども、その点に関しまして毎年同じようにこれは調査の費用をお出しになっただけなのかどうか、その点ほどお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この制度が始まったのが3年目かどうかということは、少し正確なことはわかりませんが、前年度も同じような形で報償費を組んでおります。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 57ページの工事請負費、対象は林業の専用道路のことだという御説明でございましたが、これが減額をされております。全くもったいないというぐあいだに思っておるんですが、これの経緯を、なぜ、せざるを得ないのかということと、それから、これを返してしまうと今後もう大変ないろんなことの影響が出るわけでございますが、全く返してしまうということなのか、それとも再度いろいろな条件を整備して挑戦するのか、そこら辺のことをお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） この林業専用道の開設につきましては、加速化交付金というものが国から県に来ておまして、その財源をもとに100%の助成でできるということで手を挙げておったわけですが、箇所を選定等をいろいろ検討している中に、ほぼ、ここでやろうということは決定しておったんですが、7月28日の豪雨災害を受けまして、その後コンサルを入れて設計業務を行うこと、それから開設業務を行うことに対しては、業者の選定が非常に難しいということで災害を優先すべきという判断で、まことに残念ではあるんですが、手をおろさざるを得ない。

この加速化の交付金につきましては、皆さんも御存じと思うんですが、国のほうから、使わなければ返還ということになっておまして、年度内に使わない部分はほかの事業で分けるということになっておまして、この流域でもそのお金を使った事業をまたさらに組み立て直したということもありまして、我々のほうで「これ本年度取り組めんけ

ど翌年度使わせてくれ」ということが不可能ということがわかっておりましたので、全く白紙の状態になっております。

ただ、林業専用道は大切なもの、これから進めなきゃならないものと思っておりますので、新たなこういった補助制度等を活用して、まあ、来年度は厳しいかもしれませんが、林業専用道の開設については意欲的に取り組んでいきたいと考えております。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明でありますと、ぶっちゃけて受け手がないということになるかと思えますけども、業者間の受け手の問題だと思いますが、災害が起きた場合には特にこういうことが起こり得るわけでありまして、したがって、そういうときに最大限のやっぱり努力を払いながら既存の事業を進めるというのが基本だというぐあいには思うんですが、その辺の努力、いわゆるその近隣の恐らく業者等々当たられたんだとは思いますが、このような事業を、今まさにこのこと、山を利用してという産業の振興といったものは、最重点に考えるべき事業だというぐあいに認識しとるわけですが、その辺のことがなされたのかどうかというのをもう一回お聞かせください。

それから、他の事業に振り分けることができるという御説明でございましたが、これは、いわゆるこの事業そのものは、いわゆる専用道だと思いますが、他の事業というのは、いわゆるそのちょっと規格を下げた道路でも適用するのか、その辺のことは全く、今白紙になったという説明でございましたが、全く検討はされる方向ではないのか、その辺のこともあわせてお聞かせください。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 本町としましては林業専用道ということで手を挙げたわけですが、この加速化の交付金につきましては、県の采配で行われるものでありまして、このお金を使った、江津松江の発電所の補助金にも充てられると、それから、素材生産事業者の規模拡大のための補助金にも充てられるということで、この流域では素材生産事業者の規模拡大等に回されるということで話を聞いております。

それから、先ほどの本当にできなかつたかどうかということではありますが、我々も、災害対応する状況の中で、なかなかこちらの事業に加担することも厳しいということもあって、それから時期をずれていきますと、今、計画しているところが標高が500メートル以上のところでありまして、冬場にこの工事が進めるということは大変厳しいということもあって早くに判断をしたということもございます。

であります、農林課としましてはこの山の活用というのは、最重要課題と思っておりますので、本当に残念な決断ではあったんですが、できるだけ早い時期にこの事業を再開したいという気持ちは持っておりますので、そういう方向で今から考えていきたいと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。4番、竹内君。

○議員（４番 竹内志津子君） 青原小学校の改築関係のことですけども、１３ページ、国庫支出金のことです。

１３ページ、４の教育費国庫補助金の教育総務費国庫補助金で、６９０万２、０００円、これ学校施設環境改善交付金、御説明では仮校舎取りやめということでありましたが、この仮校舎取りやめの関係で幾つかあるので、ちょっとその仮校舎取りやめの関係でどういうものがどれだけ減額になったのかという説明をしていただきたいということです。

それから、１９ページ、町債の教育債のことです。これは青原小学校改築関係で、過疎対策事業債１億４、１１０万、これにはレクリエーション事業７００万ありますけど、１億４、１８０万、この過疎債が全国防災事業債と緊急防災・減災事業債、このように分けられたという説明を受けましたけども、過疎対策債から、なぜ、こういうふうに分けて変更になるのか、そこの辺、最初からそれなら全国防災事業債、これでやられたらどうだったのか、この辺がちょっとよくわかりません、理由が。説明ください。

それから、７７ページの学校管理費の委託料でバス運転業務委託料、これ、私が一般質問した関連の分だと思っておりますけども、１１７万１、０００円が計上されておりますけども、これは地域の人たちがこう利用できるようなそれも含まれているんだと思いますが、これは何回分なのでしょうか。

以上、３点お願いします。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） １３ページの教育費の国庫補助金の減額であります、議員言われましたように青原小学校の仮校舎の減額分のみの減額になります。

事業費としましては、教育諸費、７２、７３ページ、７４ページにわたってのところでございますが、リース料で青原小学校の仮校舎のリース料と予定をしておりました２、６１４万５、０００円を減額をしております。

それから、逆に青原小学校の諸行事で運動会等行っておりますが、その関係で仮設トイレを１４万３、８５０円ほどリースを行っております。そのところが、青原小学校関係。

それから、仮設倉庫につきまして１９万２、１５０円ほど合わせて減額をしております。

それから、スクールバスの関係ですが、言われましたとおり運転委託料として青原小学校の３学期分のバスの運転料として１１７万１、０００円ほど組んでおります。

一応、地域からのバスの運行という形で５回程度を見込んでおります。実際は何回になるかというのは、具体的な計画があるわけでありませぬので、あての数字という形になりますけれども、５回程度を見込んでおります。

起債の内訳については、総務財政課長のほうで答弁をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 教育債の過疎対策事業債から全国防災事業債、緊急防災・減災事業債への変更の点でございますが、まず、全国防災事業債と緊急防災・減災事業債でございますけれども、全国防災事業債につきましては、今年度から国の予算として計上されたものでございまして、東日本大震災の復興特別会計予算における全国防災対策費に係る事業を対象としたものでございまして、今回の青原小学校の国庫補助金のほうが、それに該当いたしますので、いわゆる補助金部分の裏財源の部分に充当したものでございます。

それから、その全国防災事業債の中で補助事業以外の継ぎ足しの単独事業につきましては、緊急防災・減災事業債の対象となるということがございます。

緊急防災・減災事業債につきましては、これは同じく東日本大震災を教訓といたしまして全国的に緊急に実施する必要性が高い即効性のある防災・減災のための地方単独事業を対象ということになっておりますので、先ほどの継ぎ足しの単独事業分につきましては、緊急防災・減災事業債のほうを充当したということでございます。

過疎対策事業債につきましては、昨年から、全国で見ますと、いわゆる要望額のほうが国の予算を超えておりまして、今回も本町も要望したのですけれども、要望額に満たない、今、内示を受けております。その関係でほかの事業等の調整等もありまして、今回全国防災事業債と緊急防災・減災事業債のほうに振りかえをしたという格好でございます。

充当率につきましては、過疎債、全国防災事業債、緊急防災事業債とも100%の充当でございまして、それから、いわゆる後年度の交付税措置でございますけれども、過疎債につきましては御承知のとおり70%でございまして、全国防災事業債につきましては、これが80%になっております。緊急防災・減災事業債につきましては、過疎債と同じく70%でございますが、相対で見れば全国防災事業債のほうが10%後年度に交付税措置のほうが多いというところもありまして、今回振りかえをしたところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 88ページの旧堀氏庭園管理費と旧堀氏庭園修復事業費ということでお尋ねをしたいと思っておりますけれども、私の認識では旧堀氏庭園管理費については、一応管理を樹木とかそういう環境部分における委託料ということで一つ出して、もう一つ全体の管理運営、そういう受け付け業務等を委託費で出しているというふうに、二つの委託料で賄われているんじゃないかと思って私は認識しておりましたが、今回の補正予算で賃金がマイナス26万1,000円、これが当初上げられなかったものが、今回の減額補正で出とりますが、この賃金というのはどういう性格のものであったのか、ちょっともうこの際、聞かせていただきたいと思っておりますが、あわせて、ちょうどその同額を消耗品費にかえておられますが、パンフレットなのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思っております。

もう一つは、旧堀氏庭園の修復事業費でございますが、いろいろ議論がなされている畑迫病院のことについての関連予算かなと私は思いますが、もしそれであれば、設計監理業務委託料というものは、どのようなことを、既にある程度の方向性を決められて、それに基づいた設計を委託しておられるのではないかと思います。それはいつごろまでにこの設計が上がってくるのか、そんなところの内情をお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） まず、旧堀氏庭園の管理費の賃金、需用費の関係でございますが、今、ここの堀氏庭園というか、堀家の古文書の調査を進めております。その予算関係で賃金の全体の（ ）の数が減ってきたということで減額をしております。

この事業につきましては、国庫補助を受けておりますので、その部分を、いわゆる事業費の部分に振りかえさせていただいたという形で予算を計上させていただいております。

それから、下の修復事業の委託料でございますが、これはさきの一般質問等でも若干ありましたけれども、今、あそこの形を、当初はもとどおりの復元を計画をして設計をしております。活用するに当たって、もともとの狭い、いわゆる病室の部屋を小切りに使うようではなかなか何に使うにしても使い勝手が悪いということで、若干、病室をまとめたような形の広いスペースを設計をしようというふうに考えております。それにかかるためのいろいろ構造計算とか設計変更、そこに当たる部分の費用の変更額ということで計上しております。

当然、設計につきましては、年度内におおよその方向を出したいと思っておりますので、基本的な設計については、年度内に完了させるように、今のところでは計画をしております。

○議長（滝元 三郎君） 3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） 先ほどの質問に消耗品費に振りかえたと、国庫補助だからそのままそっくりお返しするのもなんだからということだと思えますが、いわゆるそのパンフレットなのかどうなのか、そうであるならばどんなものを計画しておられるのか、少しお聞かせいただきたいと思えます。

それからもう一つは、今、病院の問題、ある程度理解できましたけれども、一般質問の中でも教育長が答弁しておられましたけれども、まだ、方向性が十分煮詰まってないという状況の中で、公募したときに、どなたか地元にある農産品物を使った特徴のあるレストランというか農家食堂というか、そういうようなものを計画してみたいということが上げられておりましたが、その辺の応募者に対して配慮された設計というのものも、一部、この設計委託の内容の中に組み込まれているのかどうかお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（滝元 三郎君） 教育次長。

○教育次長（世良 清美君） 消耗品の内訳ですが、基本的には文書の保存箱とか保存用の整理封筒とか保存用の、いわゆる専門の紙があるんですが、そういったものの購入費に充てております。

それから、設計で応募をいただいた方との設計の内訳ですけれども、最終的にそこに確定をすれば、当然そこに合わせたような形の設計変更になると思いますが、現在のところ、まだそこまで確定は至っておりませんので、ある程度汎用でできるイメージでの設計変更を考えております。ですから、そのとおりに採用されて農家レストランをやることになれば、そういった形でキッチンが用意できたりキッチンスペースができるとか、そういったこともできるような範囲の中での設計変更を考えております。ですので、まだ確定にはなっておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 本来ですとないんですけども、15番議員さんへの答弁で少し私、どうということかなというふうに思ったんでちょっと確認の意味でお伺いをしますけども、フロンティア日原の補助金、私への答弁ですと、県、国の補助金要綱に適用できる法人格はフロンティア日原しかないというふうな感覚でありましたけども、15番議員さんへの答弁ですと認定農業者格を持つ法人に対してもしますというふうなことを言われたんですが、それは町の認定農業者に対する条例に沿ってするというふうな答弁で、一緒くたではないということと理解していいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 農林課長。

○農林課長（久保 睦夫君） 認定農業者の組織ということで町の要綱のほうで三セクもしくはフロンティア日原というような形で指定されておるというふうに要綱の中に盛り込んであるということとよろしいかと思っております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。4番、竹内君。

○議員（4番 竹内志津子君） 一般質問でもさせていただきましたけども、やはり青原小学校の建築に関連して仮設校舎をつくることを中止した、それによるその工事、リース料等の減額がこの予算で早速もう出されたということに対して、私はこれでは困るなというふうに思います。地元のPTAの皆さんの本当に切実な要望があるにもかかわらず、早速にこういう減額にされてしまったということは本当に認めがたいものがありますので、この補正予算、反対をしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今回の補正予算で企業誘致対策費25万9,000円、この一つが私にとったら、今、これ全部を聞きながら非常にこれが輝いて見えたっていう感じなんです。ぜひ、これ成功させていただきたい。

これは、担当課だけっていうよりも町長に対してもあれなんですけども、IT関係ですよ。ちょっと一つ言っておきますと、IT関係、要するに専門性が非常にあるところですから、担当する人を非常に選ばないと、向こうから見て、「だめだ、こりゃ」ということに、この町はだめだというふうにならないためにも、ぜひ、これ頑張ってください。

それで、これ企業誘致にもなるし定住対策にもなるし雇用対策にもなるという、その一つの入り口になるというこの費用ですんで、これ、特に課の担当者の人選を絶対に誤らないようにしていただきたいということで期待しておりますんで、それで賛成です、この補正予算ですね。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第127号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第127号平成25年度津和野町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

ここで、後ろの時計で11時25分まで休憩いたします。

午前11時16分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（滝元 三郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第11. 議案第128号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第11、議案第128号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第128号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第128号平成25年度津和野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第129号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第12、議案第129号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第129号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第129号平成25年度津和野町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第130号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第13、議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第130号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、議案第130号平成25年度津和野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第131号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第14、議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第131号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第131号平成25年度津和野町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第132号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第15、議案第132号平成25年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第132号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第132号平成25年度津和野町奨学基金特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第133号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第16、議案第133号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）について、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第133号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第133号平成25年度津和野町病院事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第17. 議案第134号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第17、議案第134号津和野町の一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定ついてを議題といたします。

執行部より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（下森 博之君） それでは、今定例会に追加でお願いいたします案件は、条例案件1件でございます。重要な案件でございますので、慎重審議を賜り可決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議案第134号でございますが、津和野町の一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定についてでございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明を申し上げます。

よろしくお願いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） それでは、議案第134号を御説明をいたします。

この条例につきましては、地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項、第4条並びに第7条第1項及び第2項、並びに地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し、必要な事項を定めるものでございます。

まず、第2条でございますが、職員の任期を定めた採用ができる要件をこの条項で定めるものでございます。任期を定めた職員は、地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律によりまして、任期が最長5年と定めております。

第3条におきまして、任期の更新をするときには、当該職員の同意を得る必要があると第3条で定めるものでございます。

第4条におきまして給与に関する特例を定めております。給料表につきましては、津和野町職員の給与に関する条例の給料表を適用するものであります。また、規則で定めるところによりまして、業績手当を支給できるものとしております。

また、任期付き職員への手当につきましては、第5条でございますが、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当を支給するというを第5条で定めるものでございます。

第6条は、委任事項でございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

この条例につきましては、先般の一般質問での町長答弁でもございましたように、先般土木職員の採用試験を実施をいたしました。応募者につきましてはございましたが、残念ながら1次の合格者が出ないという状況でございました。

島根県におきましては同条例に基づきまして任期付きの募集職員を先般行ったところ、30人以上の応募があったというお話がございました。

今回、この条例を慎重審議いただきまして可決をいただきましたら、直ちに災害復旧事業のほうへ従事する土木職の採用選考試験を実施したいと考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 県においては30人以上の応募があったというふう
に、今、お伺いをしましたけども、私がもし仮に20代で資格を持っているとして応
募を考えた場合に、5年で「じゃ、終わりですよ」となったときに自分の人生設計等々
は、その次のことが非常に不安なわけでありまして、そういうふうなその応募者がい
るのかなというふうに私自身は思っておりますが、その後の延長等々もここにうたわ
れてはおりますが、町職員としての採用とはもう別格であるというふうには認識をして
いいのか、その後その人は何らかの採用が見込まれるのか、この場でなかなか言いにく
い答弁かもしれませんが、その点はどのようなお考えでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 先ほど島根県の状況等につきましてもお話をしたと
ころでございます。島根県におかれましては、先般この任期付き採用職員の試験を実
施いたしまして、実際募集に応じられた方につきましては30名以上あったんですけ
れども、年齢で見ますとやはり高齢者の方が多かったというふうにお聞きしておりま
す。50代の方がほとんどで、中には60代の方もいらっしゃったというふう聞いて
おります。

ただ、応募者につきましては、全県下にわたっておいでになったという、県外の方も
何名かあったというふう聞いております。

それで、今回可決いただきましたら、この任期付きということで、今、募集のほうを
事務を進めてまいりたいというふうには考えておりますけれども、任期につきましては、
先ほど申しましたが、5年というところがございますが、当面、いわゆる災害復旧に関
する募集でございますので、年度でいいますと26年度から28年度の3カ年間の任用
を考えております。

若い方が当然おいでになる可能性もございます。今回は任期付きということでこの制
度にのっとりまして採用を作業進めまして、また土木職等の、いわゆる任期付きでない
採用につきましては、また今後定員の管理状況等を見ながら検討してまいりたいとい
うふうには考えております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） この条例は、説明を聞く限りそういう今回の災害と
いうものを契機にということであり、しかし、その前段で一般職を募集して該当者が
いなかったというのに、あえてこの任期付きのこの条例を定めて応募をかけて、果た
して応募にのってくる人がいるのかっていうのが、先ほどの議員の質問と全く同じな
んですが、私は全くこれは無意味なことではないかなという気がしてなりません。

で、そういう予定があるという前提で条例を定めて応募をかけるということになれば、
それはそれなりの効果というか採用ができるのかもわかりませんが、その見込みがある
のかどうなのかということと、それから、こういう任期付きということをおやりになる

んであれば、私は、旧日原であったり旧津和野であったり役所のOBの土木技術者等は
何人かおいでになります、そういう方々にこの災害を契機に何とか応援を依頼できませ
んでしょうかというような形で、この採用されるという道が道ではないかなという気が
してなりませんが、これは担当課長ではなしに町長にお答えをいただきたい。そこそこ、
これをやれば採用の予定があるということであれば大いに結構であります、そうでな
かったら全く無意味ではないかと、こう思います、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 町長。

○町長（下森 博之君） 今回、1次募集で土木技術職ということで募集をして応募が
ありましたが、1次試験で採用にならなかったと、そういう結果であるわけでありま
す。

実はこの1次募集のほうは、やはり当然一生勤めていただきたいというそういう思い
の募集でもありますので、年齢制限を32歳までとそういう形の条件で募集をかけたと
いうような状況であるわけであります。

そうした中で今回こういう結果であります。

県のほうも、先ほど何度も申し上げているように、こういう任期付きの職員でありま
したら30名を超える応募があって、大半が50代の方であるというような状況でありま
すので、本町も正規の職員ということであればある程度やはり年齢を考えなきゃなりま
せん。若い人ということになります。

逆に任期付きであれば、そこで今度は50代の方々に門戸が広がってまたこの応募が
あるのではないかと、これは県のそういう実例もあるということでもありますから、そう
いうことも狙いとして今回募集をかけていこうということでもあります。

当然この役場のOBの方々にも声をかけていくかということ、これもこれから検討し
ていかなきゃならないというふうに思っております。

今回任期付きの募集をしまして、まだ、何名採るか、一応2名ということで出してお
りますが、面接等しまして場合によっては3名にふやすかもしれませんけれども、そう
いうような状況であります。

ただ、これで十分現在これから査定が終わって設計書をつくって発注作業をしていく。
まだまだ、この災害復旧推進室は大変な状況が続いております。とにかく私としては、
今、その推進室の職員の健康管理を何とかしてあげないかというのがあるわけ
でありますから、任期付きの職員も、応募があればできるだけ採用し、また、役場の
OBも声をかけていくかどうかということも、さらにまた検討していかなきゃならない
問題だと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 15番、沖田君。

○議員（15番 沖田 守君） 町長の説明はよくわかるんですが、そこで今回のこ
の任期付き職員は年齢制限があるのかどうなのかということが、先ほど県のこの状況
というのは60歳以上というような話もありましたから、それも含めての話なのか、

それから、全県下を対象なのか全国を対象に募集されるのか、そこら辺も含めてもう一回お答えを頂戴したいと思います。担当課長で結構です。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 今回の、まあ、条例可決後でございますけれども、任期付き職員の採用の選考試験に直ちに入りたいというふうに思っております。

職種につきましては、先ほど町長申しましたように、土木職で採用予定人数は2名というふうに考えております。

受験資格でございますが、やはり土木職ということであると、それと今回の災害復旧対応ということでございますので、まず、1級土木施工管理技士の資格を有する方、それから1級土木施工管理技士を取得後5年以上の実務経験を有している方、それから公共土木工事の計画、設計、積算、または施工管理に関する実務経験を10年以上有する方、この3点のいずれかを満たす方が受験資格でございます。

年齢制限等につきましては、当然設けてございません。もちろん町内、県内、県外から等の制限等も設けていないところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） この、いわゆる任期付き職員の採用に関することについての疑義はありませんが、この条例によりますと、いわゆるこれは一般職ということになってございますので、したがって、一般職ということになりますと当然ここには基準が、2条のところではいいますと、「職員の選考により」ということになってございます。

そうしますと、一般に採用する場合には、一般競争、選考、割愛、いろいろな採用の方法があるように認識しておるわけですが、そういうようなことと、それから、これはもう選考だということになりますと、選考基準も定めながら、いわゆる選考でやられるというぐあいに認識すると、この一般職の任期付きといったものと、いわゆる嘱託職員の、いわゆる職種ごとの嘱託職員の任期付きというのと、当然区別してこの条例を制定されるというぐあいに思うんですが、その辺の違いのところの説明していただきたいということと。

それから、こまいことでございますけれども、4条の3項のところには給与条例の適用除外というのがございます。このことは、つまり、ここには書いてないんですけども、いわゆる一定率を乗じた、いわゆる業務手当というのを支給することができるという、いわゆる給与条例の適用除外ということになりますが、これと、いわゆる特昇制度とは全く関係がないのか、その辺のことをお願いします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） まず、選考試験でございます。

当然選考試験を実施いたしますが、1次、2次に分けまして選考にかかりたいというふうに思っておりますけれども、1次のほうでは書類の選考でもって選考に入りたいというふうに考えております。

当然、今、受験資格を3点申し上げましたが、そういった資格を有する方、あるいは経験を持った方を本町のほうは求めておりますので、それがわかります資格証拠書類、あるいは今までの経験したことを証明できる、履歴書になろうかと思っておりますが、そういったものをもとに前段で書類選考等で選考にかかりたいというふうに思っております。

それから、それをもって2次のほうで面接試験に入って、人物評価といいますか、人物考査をして、最終的に決定したいというふうに考えております。

それから、嘱託職員との関連といいますか、その点でございますけれども、本町の場合には嘱託職員につきましては、嘱託職員規定に基づいて雇用をしておるところでございます。

任期付き職員につきましては、あくまでも一般職の任期付き職員ということですので、いわゆる定数条例内の職員という格好になる形でございますので、それにつきましては今回特に災害復旧という、ある意味特別な事情の中で今回こういった格好で任期付き職員を募集するという形で整理をしたいというふうに考えております。

それから、第5条の関係でございます。適用除外ということでここに書いてあります住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当について支給をするんですけれども、それ以外については適用しないということでございます。

当然、最初の給与の格付をどこにするかということでございますけれども、給料表につきましては本町の給与条例の給料表を適用いたしますが、今までの経験年数等を格付の要件を規則等で定めまして、ある一定のところに格付をしまいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（滝元 三郎君） 8番、青木君。

○議員（8番 青木 克弥君） 今の説明ちょっとよくわからないんですけども、選考というのは、いわゆる選考試験なんで、書類を選考するっちゃうんじゃなくて採用そのものが選考、今の説明は採用そのものが選考だということになろうかと思っておりますが、それで今、嘱託職員との違いのことで若干説明ございましたけども、これをわざわざ一般職の任期付き職員とされた条例にしたということでございますが、私が考えると今の嘱託職員の条例の中に若干の改正をすればできるんじゃないかというような感覚を持ったからちょっと質問したわけでございます。

それから、今の給与条例の適用除外のところの説明の中で、この中には給料月額に相当する額に一定率を乗じた額を、いわゆる業績手当として支給することができるというぐあいな説明になってございますので、今の説明ではちょっと不十分なんですけども、そのことが、いわゆる特昇制度と関係があるのかということを知りたいわけなんです。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 申しわけございません。

第4条の第3項でございます。この条項でございますけれども、いわゆる一般職の期末勤勉手当、あるいは特別職の期末手当に準ずる手当としまして、業績手当というものを今回設けております。

この業績手当につきましては、地方公共団体の一般職の任期付き職員の採用に関する法律等にもうたっておりまして、他の県なり市町村の同意味の条例等もいろいろ吟味をしていたところでございますが、こういった格好で今回設けたところでございます。いわゆる特別職の期末手当、一般職の期末勤勉手当に類する意味合いの手当でございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 当該的な専門的な知識経験を有するというところで、先ほど今回は土木技術職の関係でそういうふうなもろもろ技術士、それから施工技士等々10年以上というようなことを申されましたが、これが今回の土木以外で、例えば保健師だとか保育士、これ一般職に入るわけ、入らないの。入らなければいいんですが、そういった場合はこれもそのまま適用になるのかどうかということをお聞きします。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 今回は、災害復旧に関しましての土木職ということでございます。他の市町村等のこういった任期付き職員の条例に基づいて任用しております職員の状況を、こちらのほうもいろいろ調べてみたんですけども、いわゆる専門的なその知識を持った職員、IT関係とか、あるいはSE的な仕事をする方で庁舎内の情報系のやりかえするときに3年程度任期をつけて任用するといったようなところもありますし、町村によりましては地域づくり、まちづくりの専門官的な意味合いで採用したところもございます。

本町におきましては、現段階では災害復旧の土木職ということで現状では考えております。

○議長（滝元 三郎君） 12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） ほかに、要するに、転用できるようなことではあるが当面はそういったことは考えていないということよろしいんですね。

○議長（滝元 三郎君） 総務財政課長。

○総務財政課長（福田 浩文君） 現段階では災害復旧の土木職ということで、ほかの職種は考えておりません。現段階ではということです。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案件に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、本案件に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより、議案第134号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、議案第134号津和野町の一般職の任期付き職員の採用等に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第18. 発委第1号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第18、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本案件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 御異議なしと認めます。したがって、発委第1号は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発委第1号を採決いたします。本案件は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、発委第1号津和野町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第19. 発議第5号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第19、発議第5号津和野町地酒で乾杯を推進する条例の制定についてを議題といたします。

本発議の条例につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本案件につきまして、趣旨説明を求めます。11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 津和野町地酒で乾杯を推進する条例の制定について、津和野町議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり提案するものであります。

提案理由を述べさせていただきます。

津和野町では古くから地酒の製造販売が行われており、宴席等では日本酒による乾杯が今もなお習慣的に行われております。

しかしながら、国税庁の調べによりますと平成23年度は日本酒の消費量は60万1,338キロリットルでありまして、前年対比102.1%ではありますが、対18年度対比におけますと87.4%、10年前である対13年度対比に至っては64.5%になりまして、日本酒の消費量は年々著しく減少傾向にあると言えます。

島根県内の1人当たりの酒類消費量は79.7リットルであり、そのうち日本酒は8.2リットルであります。日本酒の消費量の割合は酒類全体の1割程度であり、日本酒の製造や販売を行う酒屋が4軒ある津和野町としましては、製造や販売を行う事業者の衰退や後継者の意欲の喪失を招きかねず、そのことは津和野町の財産でもある津和野の酒、いわゆる地酒を失うことにつながり、ゆゆしき問題であると考えます。

本年1月、京都市において清酒の普及の促進に関する条例が制定され、現在ではおよそ20自治体で、いわゆる日本酒で乾杯条例が制定されている状況であります。背景には、地元で生産される酒類の消費量の減少に歯どめをかけようとするもの、普及を促進させようとする動きであると考えております。

津和野町内の生産者の方々や愛飲者の方々からも、この条例の趣旨に賛同していただいております。条例の制定に期待する声が強くなることから、この条例を津和野町においても制定すべきと考えます。

地酒による乾杯の習慣を奨励し、津和野町の伝統産品である地酒の消費の拡大、生産者の意欲の高揚、そして地酒の普及を通じた日本文化への理解の促進に寄与することを期待し提案いたします。

なお、この条例は、酒類の強要や過度な摂取を奨励するものでも強制するものでもなく、まち、事業主、町民が津和野町の伝統産品である地酒の普及を促進させるために相互に協力するよう努めることを求める趣旨のものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 総論は賛成な気をするわけですが、この条例の中身を見てみますと1条においては大体その地酒に対する思い等がうたわれております。

しかし、2条、3条、4条ということは、当然これは当事者がおりまして、例えば2条におきますと町が当事者であります。となると、この条例を書くときに、先ほどの提案理由の説明の中には、お酒を飲まれる方とか生産者等との接触はされていたみたいですが、町と接触して何らかのアドバイス及びそういったものをいただいたのかどうか。

私が懸念するのは、この2条の中に必要な措置を講じるというふうにあります。となると、これがどんどん拡大解釈されますと、何らかのイベントをします、町からその補助金をどうぞお願いします、等々がありますけども、この提案理由の一番最後にはそういうものを強制するものではないとはありますけども、これは条例の中には入ってきません。ただ、左側のページの別紙だけが町の条例紙の中に残るわけですから、そういった部分が少し私自身は懸念されます。

そして、2条においても、「おまえのこの地酒をこのイベントにおいてやるんだけど、提供しなさいよ」等々が入りますと、私は、2条においては生産者はその技術を伝承し、それに惜しみない努力をつぎ込むというぐらいでいいんじゃないかと思うんですね。あ、3条ですね。そういった、細部にわたってはどのようなお気持ちを持ってこういうふう文章化されたのか、少しお伺いをしたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） まず、第2条においてのまちの役割ということで、今、議員御指摘のようにまちと折衝があったのかということではありますが、まちとの話し合いの中でもいろんな提案ですとか、いろんなアドバイス等はございました。

基本的には、第3条にうたっておりますように、事業者の役割がありまして、主体的に取り組むものはあくまで地酒の生産をなりわいとして行う方々であります。この方々の提案により町が、先ほど金銭的な部分の話もあったと思うんですが、町がそれをオーケーと言うのであれば、そういうこともなり得るかもしれませんが、「町があつて」という大前提ではなく、基本的には事業主が主体的に取り組むことになると思います。

基本的に町が何かをする、お酒を提供してください、ということは想定しております。基本的には事業主が主体的に何かを行う、その上で町ができる事があるのであれば、その部分において必要な措置を講じてもらう、協力してもらうと、いう文言でありますので、そういった危惧はないと思っております。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 答弁も3回ですから、もうちょっとしっかりした御回答が欲しいわけですが、町との協議をしたと言いましたけども、じゃあ、町のほうに質問を投げかけてもいいのかどうかわかりませんが、町としての役割は普及に対する啓発活動のみですよ、というふうな線引きをしておられるのかどうか、

この文言を全てうのみでいいというふうな判断をされたのかどうか、これ、町長に質問していいんですか。町側の、ちょっとお考えを聞きたいんですけども。

○議長（滝元 三郎君） 基本的には提案者にするのが当たり前ですが、条例の施行上の質問ということで特に認めます。町長。

○町長（下森 博之君） ちょっとお答えがしづらいところもあるんですけども、どの辺からお話ししたのがいいのか本当に悩みますが、当初、この提案、9月議会に出されるというようなお話も聞いておったわけでありまして。

ただ、その段階では私どもは何もどういうものになるのかというのを全くお聞きしておりませんでしたので、正直なところで、執行するのはまた我々の責任もあるということ、条例が可決されればですね、そういうお話の中でなかなか我々の思いも伝えられないうちで議会のほうで、まあ、勝手にと言ってはちょっと表現が悪うございますが、一方的に可決されても非常に困るという気持ちも申し上げさせていただきました。

それで、我々の気持ちもくんでいただいて9月議会での提案は一旦見送られて、という状況です。見送られた時点で、提案されている議員でこちらのほうに、私どものほうにお越しをいただきまして、それで今回上程をする理由ですとか、あるいは大体こういう形でやりたいというような内容についてもそのときにお話をして、まあ、私の総論としては、いいことではないでしょうか、というようなお話もさせていただいたわけでありまして。

ただ、きょうこの文章を見させていただくというか、具体的な、この条例案というのは正直なところ初めてでありまして、まさに津和野町のことを地酒で乾杯をする条例として出される文章はちょっと私自身は初めてきょう見させていただいたということでもあります。

ですから、内容についてこの条文に基づいてなかなか詳しくお話をしたということは私のほうではなかったということ、まあ、担当課がしているかもしれませんが、そういう状況であります。

○議長（滝元 三郎君） 担当課、何かありますか。商工観光課長。

○商工観光課長（大庭 郁夫君） 議員仰せられたように、町に全くなかったかということになると、そういうことではございません。一度ほど事業者の方と私も一緒になって話はしたことは確かでございます。

そういった中で、当然金銭的などこうという話はもちろんございませんし、そういう方向なら町はととてもできるものでもございませぬし、ある程度、普及というか、広報的などこですね、そういったことは、当然観光面からも地酒というのは津和野の一つの特産品でございますので、そういう考え方のもとで話はさせてもらいました。

基本的に町長のほうに、あのときこの条例、きちっとしたものになるという考え方は、私、なかったんで、基本的なものは上げてないという、私のところでとどめていたというところについては申しわけないこととさせていただきますけども、成案となったものではなか

ったように記憶しておりましたので、その辺はそういう理解のもとで話し合いをさせていただいたということでございます。

○議長（滝元 三郎君） 10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） ものすごくうがった物の言い方をしますけども、例えば津和野町にはヘルシー元氣米なるものがある、そしてまた、ビーフ牧場及び京村牧場における優秀な肉もある、そして煎茶及び和菓子の文化もある、そうするとそれらが全てどンドン出してきた場合にですね、どういうふうに対応するのかなというふうに思っておりますけども、これ、提出者にちょっとお伺いをしますけども、この文言その、まあ、基本的にはこの文言をもって提案されているんだろうと思いますが、これを、例えばもう少し練って、例えば常任委員会への付託で練っていただくとか、文言をもう少し吟味するというふうなのでオーケーだというふうに思っておられますか、この文言でないとかだめというふうに思っておられますか。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 議員がおっしゃるように、津和野町には多数の産品というのがありまして、そのそれぞれに条例が及ぶという懸念もあるかと思いますが、それはそれとして、条例が制定されれば制定されたということにはなると思うんですけども、他の自治体では日本酒、地酒に限らずほかのものを入れられてるような条例も目にすることがございますが、この条例をもんでほかのものも入れたり、物産、産品のもを入れたりして別の形といいますか、この条例ではなく、きちんと、議員がおっしゃるようなものも入れられた条例にしていくということに私は反対するものでもありませんし、そういう提案であるならばそういった手続をとっていただければ反対するものでもありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） さっき町長が言われたように、条例が可決されれば町が責任者になるわけですから、今発議者が言われたときに、いや、町はあんまり関係なくて、なりわいにしとる人が責任を持つ的な雰囲気ちょっと語られたんで、条例の位置づけがちょっと町とそれから発議者との間に何かおかしなところがあるような気がするんですけども、もう一度発議者にお聞きしたいんですけども、当然これは可決されたら町が責任を、最終責任は持つというパターンになるんですけど、それは認識されておるんでしょうね。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 議員お認めのとおり、この条例自体は町という機関が制定するものでありますけれども、条例の中、中身ですね、この推進をする、主体的な、責任ではなくて主体的な取り組みを行うのが事業主であって、条例自体は私はあくまで提案ではありますけれども、町長の署名をもって制定されるものでありますので、議員お認めのとおりだと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 否決か可決かになるわけですけども、何か条件つきみたいなどころがあるような気がするんですけどね、中身は業者が責任持つが、条例は町が責任持てというふうに聞こえてならないんですけど、そんなことがあるんですかいね。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） 例を出しますと、例えば税条例などですね、条例というのは町が責任を持って制定するものですけども、税条例などの義務だとか、誰々が何々をするというような文章もあるわけですし、事業主に責任といたしますか、どういった部分での責任になるかというのはわからないんですけど、責任ではなくてあくまで主体的な取り組みを行う方を規定しているわけでありまして。

第4条においては町民の方々に対しても取り組み、協力をしていただくよう努めるものとするという文言がありまして、主体的にこの地酒で乾杯を推進する条例、もちろん町が制定をしますし、制定をする上では責任は津和野町になるわけなんですけど、主体的に取り組むというこの条例の内容については、責任とかではなくて取り組む方々は事業主の方々、町はそれに対して必要な措置を講じるということですので、条例に関しては責任はもちろん津和野町になると思いますし、事業主が責任を負うものではないと、条例に関して責任を負うものではありません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにありますか。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 条例というのはですね、最後には責任問題になるわけですよ。そりゃあ、罰則規定があるかないかちゅうのは別問題ですよ。それが、今の話ですと、責任は町は持たんでもええみたいな、あつ、町が責任を持て、内容に関したら業者がそれをフォローするという、何かおかしい感じがするんですけども、ちょっと今、法的根拠のあれが手元にないんでここで何とも言えないんですけども、私の知識の中では議員が発議しようと、最終的に条例がオーケーになれば全ての件において町が条例に対して責任を持つということであるならば、町がもうちょっと、わかった、というふうに言わない限りにおいてはおかしいことになるんじゃないんですかね。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛君。

○議員（11番 川田 剛君） これも、例え話をして申しわけないんですが、例えば次に審議されます発委第1号の委員会条例につきましても基本的には条例ですから町が町長の名に基づいてこれは制定されるわけですね、たとえ委員会の発委であっても制定されるわけです。

委員会条例において、じゃあ、津和野町議会の委員会の責任は誰が持つかといいますと、基本的には条例自体は町長の名で制定されていますけれども、議会活動について、委員会活動については津和野町ではなくて基本的には主体的に行う議会が責任を負う、

これが多分御理解いただけると思うんですけども、それと同じで、内容についてはこの条例については内容は主体的に取り組むのはあくまで、生産をされている方々であります。条例を制定するのは基本的には議会が団体意思決定をするわけでありまして、最終的には町が、町長が代表して公布されるということですので、その手続的な部分では責任は町かもしれませんが、条例の内容はどの条例を見ましても全て町が責任を負うと、ということとはまたちょっと違ってくるのではないかなと思います、これで御理解いただけますでしょうか。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。14番、後山君。

○議員（14番 後山 幸次君） 一、二点ほど教えていただきたいんですが、この条例の中で第4条、町民の協力というふうに書いてありますが、町民とは全町民が匹敵すると思っております。

そこでお尋ねをしたいんですが、津和野には断酒会という会もあります。実は昨日、会合を持っておられます。そういった方が津和野にも日原にもおられるわけですが、そういった方の気持ちは、お話はされたことがあるのか、恐らくないと思うんですが、そういう方の気持ちをどのように考えておられるか。

もう一点であります、ここに、日本酒造販売を行う酒屋が4軒あるというふうに書いてありますね。私が、津和野の食賛会というのがありました。ここにまだそのときの会員証を持っております。大変、私は本当、不愉快な思いをしてこの会を、これはもう会が廃止になりましたので、いまだにこの会のことを思っておるんですが、これが地酒で津和野町をですね、地酒を宣伝しようという一つの大きなもくろみがあったわけですが、日本全国から会員がおいでになって津和野で地酒をもって当然乾杯をするんですよ、その会はビール、焼酎は一切出しません。地酒だけでというような会があったんですが、よそから来られた会員の方は全くそういうことを知らないで、何でビールが出んの、というようなことで、随分いざこざがあったことがあるんです。それがありまして1年後には中止になりました。その時の積立金やなんかはある団体に寄附されておるんですが、こういった地酒でやっていこうといったときにも続かんのですね。それはいろいろ酒屋さんの方もこれへ加入されておったんですが、そのときに私は、津和野町には酒屋が5軒ありますというふうな皆さんに紹介をしたんですが、ある方から津和野には酒屋は3軒しかないというふうなことを言われました。これは製造されとる酒屋のことを言われたんであろうというふうに思っておりますが、私は、津和野は販売店も一緒にして5軒はあるというふうに言ったんですが、それが何か善意にとっていただけない、そういう東京からのお客さんがおる会の中で私の発言を訂正されました。この会は何の会かというふうな、大変私も憤慨したんですが、その後すぐこの会は潰れましたんでそのままになっておりますが、こういった、本当にやろうと思う人だけがこういうことを、地酒で乾杯というような昔からやっておるんですけん、無理に条例化しなくても私はええんじ

やないかというふう提案者の人にお聞きしたいんですが、まず、断酒会の皆様の気持ちをどのように考えてこれを出されたか、それをお聞かせいただきたい。

○議長（滝元 三郎君） 11番、川田剛。

○議員（11番 川田 剛君） 断酒会の方々に対しまして、お酒を断たれている中でこういった条例を制定するのはいかなものかというような趣旨だと思いますけれども、先ほど提案理由で述べさせていただきましたように、この条例は酒類の強要や過度な摂取を奨励するものでも強制するものでもなく、いわゆる乾杯という習慣、それがいろんなビールであり、ウーロン茶で、何でも構わないんですけども、飲んでいたものを、できる方から、地元でつくられているお酒にすることで少しでも消費につながればという思いでありますし、またそのことで津和野の美味しい地酒を飲みつつ津和野でとれた産品、おいしいものを食べていただくという、そういったものを提供していただく、それも第4条、これが町民の方々の協力に含まれているとは思っております。断酒会の方々にとりましては気持ちのいいものではないのかもしれませんが、決して酒を飲めということではなく、あくまで乾杯の中で地酒を活用してもらいたいということですので、御理解をいただければと思います。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。6番、岡田君。

○議員（6番 岡田 克也君） 新聞報道でこの条例が出るということで町民の方々も知られることになりまして、お酒を飲めない方、飲まれない方からこの条例には反対してほしいと強く申されたことでありました。

これは、断酒会の方の述べられた言葉です。「乾杯時、日本酒を飲めない人は自分の意に反して条例違反をすることになります。罰則はないにしても、清廉潔白でなくなるのは辛いことです。アルコール関連問題基本法制定を推進している中、時代に逆行した取り組みだと思えます」とあります。

先日、国会でアルコール健康障害対策基本法というのが自由民主党、日本共産党、そして公明党、民主党等の全会一致で参議院本会議で可決されました。衆議院で可決され、参議院本会議で全会一致で可決されました。

このような時代の中で飲酒を推進するという、これを町の条例とするということには私は反対です。

これは、佐賀県が日本酒で乾杯を推進する条例を可決したことに対しての意見であります。公になっております。「報道によると佐賀県議会が佐賀県日本酒で乾杯を推進する条例案を全会一致で可決したそうですが、私は、乾杯という、酒が飲めない人に対する強要を促進する習慣、また飲酒運転を増加させる習慣を容認する、このような条例に強く抗議します。酒はハードドラッグです。個人で楽しむべきものであり、乾杯などと

いって、飲むことを強要する筋合いのものではありません。直ちにこの条例を廃止されることを要望します」という意見が出されております。

私は、提案者の趣旨は理解します。地酒のこの伝統というものを守っていく、それは例えばフードコーディネーターによる津和野の地酒と津和野の食材との組み合わせとか、そしていろんなことを考えていく、そして津和野の地酒のすばらしさというものを広くアピールしていくということは大事だと思いますけども、この条例というのは、条例に違反する者は条例違反となります。この条例というものでこの地酒の乾杯を推進するということに関しましては反対といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番、板垣君。

○議員（3番 板垣 敬司君） ちょっと早まった挙手だったかと思いますが、私は、この条例を賛成する立場で討論いたしたいと思いますが、提案者の思いをお聞きした中で、私なりにこの日本における文化、何ぼか、日本の文化として挙げられるものがたくさんありますけども、このお酒、そしてそのお酒の中でも地酒ということに限定しておるわけですが、この歴史的なものを、少し文献を読ませてもらいますと、このように表現してありました。地方に点在する造り酒屋のほとんどが代々家業、いわゆる家庭内工業といいましょうか、そういうような中でつくられておられて、町や村の政治経済、教育、文化、そのようなものに貢献してきた家業を営んでおられる方はその地方の旦那様というような感じで、旦那衆というような表現でうたわれておりました。

さらに、その酒をつくる醸造量というものも平均800石から1,000石足らずの、わずかの製造量の、いわばお神酒酒屋であり、物を売って商売しようというような企業、そして販売、宣伝力もなく、まずは、もうけるということよりもその地方にある文化に担い手として全てを町や村に還元してこられた、先ほどと重複しますが、本当旦那様なんだと、そしてその家業である酒屋は初めから造り酒屋として出発したのではなく、その土地の大地主、大庄屋、そしてそれを小作人のつくる米をそのような方が時の領主に年貢米として納め、余った米は小作人に与え、さらに余った米をいかばかりかの米を醸して、お酒としてたしなんできた、歴史的な背景がある。

今年度、和食がユネスコの無形文化遺産に登録をされることになりましたが、この中には微生物の働きを活用した発酵食品は湿度の高い日本の風土が育んだ食文化の一つとして表現しておられます。いわゆるこうじ菌の力でつくられるしょうゆ、みそ、日本酒はその最たる芸術なのだ、そのような……（発言する者あり）賛成討論ですから少し長いかもしれませんが時間をおかりしたいと思います。そういうような、食の文化というものがまさにこの条例制定の背景の奥底にはあるわけなんです。わざわざ条例までせんでもいいじゃないかという御意見も十分承知しております。ただ、私は、先ほど申し上げましたように日本の文化の中には日本の風土が育んだという中には衣の文化もあります。湿度の高い日本の風土が育んだのは着物という衣の文化です。けども、こ

れは、社会、経済、全てのめまぐるしい変化の中で日本のこの国から着物離れが進み、そして絹織物、そして養蚕業、そのような技術、そういうものが廃れてきて今日、国内では最盛期昭和4年には当時221万個数えておったものが……

○議長（滝元 三郎君） なるべく端的に。

○議員（3番 板垣 敬司君） はい。とにかく、少し長いというか、こんな思いつきの条例だというふうに軽くあしらってほしくないんです。

産業振興の中で今日6次産業化ということが盛んに国を挙げて進められておりますが、本町にとって本当に6次産業として今育っているものが、それじゃ何ぼあるでしょうか。その最たるものの中に私は日本酒を挙げたいと思うんです。

日本酒というか地酒を挙げたいんですが、この地酒に関して少し紹介をしてみたいと思いますが、13年前からこの津和野にこだわった酒をつくろうという会が生まれて、これは最初の当初はそんなに、産業としてどうしようという部分は、あったかなかったかはあれですけども、しかし、これは、私は、農業者である生産者と、そして醸造者である加工業者と、さらにその消費者という最終消費者の方、提供するようなお店の方、そんなことも含めてこのお酒を、津和野のこだわりの酒をつくろうじゃないか、という会がもう13年前から活動を続けておまして、これにはそれなりに農家のメリットもあるし、醸造者のメリットもあります。細かい金額を用意しておりますが、時間もありませんので、それぞれがやはり少しばかりのメリットを共有しながらこのような活動を続けております。そういう中で、やはり地酒で乾杯を進める条例を条例にすることでいろんな制約があるというもんじゃなくて、我々は一つの津和野の町民としてこの津和野にある食の文化の一つである地酒というものをやはり意識してこれからのそれぞれのお互いの立場で啓発していこう、そういう思いをこの機会に掲げることは私は大変重要なことだと思って賛成といたします。

ちょっと長くなりまして恐縮でございました。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。5番、道信君。

○議員（5番 道信 俊昭君） 今の応援演説を聞いて逆に反対の気持ちになったんですが、条例が、これ、できたら、例えば、先ほどあった断酒会を含めて町民の方は町に対して抗議してきますよね、だから町がその責任を負ってそれに対して応えていく、町の責任を問われるのに今の町との間での話し合いというか、今初めて見ました的なことになっているわけで、町は困るだろうなど、それで発議した議員のほうは言われんわけですけ、責任を問われんわけですから、だから、これをやって町は、われらはあんまりようわからなかったが、そんなに賛成でもないわ、と言いながらも町が責任をとらなければいけない。だから、ちょっと、この仕組み自体がまだよく理解されていない中でこれを通していうことはちょっと危険がある、今の町の責任、議会の責任というものをきちっとしてからでない危険だろうというふうに思って反対いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。2番、村上君。

○議員（2番 村上 英喜君） 賛成の立場で討論させていただきますが、この秋、こだわりの酒の会というのがありまして、会議に出席をさせていただきました。その中で、会長の挨拶の中で、ぜひ、こういった条例をつくってほしい、という御挨拶がありました。

また、その時に多くの会員の皆さんが来られている中で私も話を聞いたところ、ぜひ、津和野の酒を維持するためにも、ぜひ、そういった条例は必要だ、という御意見も聞いてまいりました。

その中でいろんな会員がおりまして、やはり農家の方もたくさん来られておりました。なぜかといいますと、酒米を、地元で生産した酒米を造り酒屋で酒にすると、こういう目的でこだわりの酒の会をつくっておられるんだと私は理解しております、やはりこれは農家、造り酒屋、また酒の好きな愛好家、いろんな人の会だと理解しておりますが、大変、こういう条例化することに強い関心を持っておりますので、ぜひ条例化していただきたいということをお願いいたします。

賛成いたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。12番、小松君。

○議員（12番 小松 洋司君） 提案者のその意は理解はできますが、あくまでもやっぱり飲酒については個人の嗜好の問題でございます。そのことを条例で規定するというのはどうも私には理解できませんので反対をいたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 賛成いたします。

まず、町の大きな産業であります造り酒屋、これが今から随分伸びるとは思いませんけれども、せめて維持していただきたいと思っております。

そして、ここらの町の中心地にありまして、観光客も随分、杉玉とか、中に入って見ておられます。そのような店がどんどん閉められるようでは津和野町の観光にも大きな影響を及ぼすと思っておりますので、賛成といたします。

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより発議第5号を採決いたします。本案件を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立多数であります。したがって、発議第5号津和野町地酒で乾杯を推進する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第20. 請願第4号

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第20、請願第4号地元産の木材の使用に関する請願を議題といたします。

付託いたしました経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは報告します。経済常任委員会請願審査報告書。

平成25年第11回（12月）定例会において付託された請願を審査した結果、別紙のとおり決したので、会議規則第94号第1項の規定により報告します。

受理番号、第4号、付託年月日、平成25年12月13日、件名、地元産の木材の使用に関する請願について審査結果、採択。

別紙。1、審査事件。

地元産の木材の使用に関する請願。

本請願は、地元産の木材を使用しての学校づくり、公共建築物の建築及び「つわの暮らし推進住宅整備事業」で建築される住宅をしていただきたいとの趣旨で提出されたものである。

2、審査年月日及び出席者。審査日、平成25年12月13日金曜日午後1時。

出席者、経済常任委員会5名、青木克弥議員、紹介議員であります、久保農林課長。

3、審査方法。

机上審査。

4、審査結果、意見。

県は、県産木材を生かした木造住宅の推進をしている。

町は、津和野町木材の利用促進に関する基本方針の趣旨の中に、高津川流域材を利用して公共建築物等の利用促進に取り組むと定めている。また、津和野町流域産木材を生かした木造住宅づくりの支援事業も実施している。

学校施設にヒノキ材等を使用すると殺菌効果があり、子供たちの健康にもよいとされている。

公共施設の建築には、地元住民の意見を聞き、積極的に町内産木材、製品を使用すべきである。

以上、本委員会は全員賛成で本請願を採択すべきと決した。平成25年12月19日津和野町議会議長滝元三郎様、経済常任委員会委員長村上英喜。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

それでは、委員長の報告についての質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第4号を採決いたします。本請願に対する委員長報告は、採択であります。本請願は、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（滝元 三郎君） 起立全員であります。したがって、請願第4号地元産の木材の使用に関する請願については、委員長報告のとおり、採択とすることに決定いたしました。

日程第2 1. 総務常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第2 1、総務常任委員会の所管事務調査報告について、総務常任委員長の報告を求めます。3番、板垣君。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 総務常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年第7回（9月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

裏面を……。

1、調査事件。

津和野町の防災対策の現状。

2、調査月日。

10月30日水曜日、調査内容協議、第2庁舎委員会室。

11月14日木曜日、被災地名賀地区住民への聞き取り調査、名賀地域センター。

11月19日火曜日、防災担当課職員調査、島田賢司総務財政課長、楠寛消防防災係長への聞き取り調査、第2庁舎委員会室。

3、調査報告。

被災地区住民からの意見。

避難勧告が住民に伝わっていない。告知端末機によるサイレンの吹鳴、屋外放送機器等、告知方法を充実してほしい。

町職員に土地カンがなく、情報伝達がスムーズに届かない。

配置された臨時災害FMラジオが、全く機能しなかった。

人命救助における搜索活動が一体的に行われたのか、釈然としない。

情報が対策本部に正確に伝わっていないのではないかと不安があった。

町の今後の取り組み。

衛星携帯電話2台と発電機が設置される。

防災行政無線が県内市町村で唯一設置されていないが、平成26年度に設置を検討している。

4、調査意見。

避難勧告が地域住民に周知されたかどうか、自治会長もしくは嘱託員のいずれかの方に確認をとることが必要だと思われる。

気象情報を的確に把握し、できるだけ地域を限定した勧告、誘導対策をとられたい。

職員の階級制による対策本部となっているが、被災地の地理、住民情報等に精通した職員の地域担当制を確立されたい。

自主防災組織の促進、啓発をすべきである。

町民を対象とした防災訓練を検討されたい。

夜間対応として、消防団員等にヘッドランプの配付を検討されたい。

平成25年12月19日、津和野議会議長滝元三郎様、総務常任委員会委員長板垣敬司。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。（発言する者あり）ちょっとそこへ……。（「被災地の（ ）」と呼ぶ者あり）

ただいまの委員長報告に対しまして、質問があれば受け付けます。質問はありませんか。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） この調査事件の目的等によりますと、津和野町の防災対策の現状についてを目的として調査をされたはずなんですが、被災地の聞き取り調査で終わってしまってるんですね。

私は、被災をしてない地域に住んでおりましたけども、そこにも避難勧告等が発令された、けども、私たちは、コミセンに行っているのだろうか等々のことがありまして、私個人的に思いますのは、災害といいますのは、風水害もあれば地震もある、そして火災がある、だから、そういういろんな災害において、対応が全部違うと思うんですね。

それらについて、それじゃあ、住民は、町とすれば、とりあえずは風水害の場合に、住民の安否確認をまずする。

そのためには、どういう組織を使っているのか、そして、その場合の安全な対応といえば、例えば、私が住んでいる橋北地区におきましては、むやみやたらにうろうろするよりは、高い2階、で安全が確保されるまで待ったほうがいいというふうに、私は思っていますけども、わざわざ危ない橋を渡り避難場所まで行くというふうなほうが、むしろ非効率だと思っています。

その辺の意見等々を踏まえての報告であるのが、私はいんじゃないかと思うんですが、その辺についての意見等はお伺いになったんですか。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） まあ、今回の所管事務調査においての目的といたしまししょうか、非常に今日の日本のあちこちで起きております、局地的豪雨災害、そのような中で津和野町が、特に名賀地区がそういう被災地があったということで、この現場の中での住民と行政、そういったところでの、今ある、現在ある防災計画が今回の豪雨災害でどのように機能したのか、そして、どのような課題があったのか、その辺を特に今回は中心として調査をさせていただきました。

御指摘のように、全ての災害ということとか、全域を網羅したような調査にはなっておりませんので、大変、十分な調査にはなりませんでしたが、先ほども御指摘がありましたように、その、避難誘導、さらには避難勧告等も、やはり、調査意見の中でも申し上げておりますように、刻々と変わる気象情報に的確に対応しながら、その地域をできるだけ限定して、その地域の避難勧告に対して、住民の皆様に必要な不安を与えるというようなことは、できるだけないとは思いますが、調査の段階ではそのように少しずつ——少しずつというような表現でなくて、限定した誘導対策等にも、これから行政として取り組んでいただきたい、そのような課題が明確になったところでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 先ほど、委員長の所管事務調査の内容聞きました。これは、確認しますけども、結局これは被災地の名賀地区だけの対象の報告書と、このように解釈してよろしいんですか。津和野町全体のことなんでしょうか。

といいますのも、大金をかけてFMラジオを全世帯に配っておるわけですわね。それが「全く」ちゅう言葉が使われて機能しなかったと書いておりますので、名賀地区は全くだめだったのかというように解釈されるのであって、それでこの報告書は名賀地区だけの報告書と、ほかのところに、もし、こういうもんがあったときに、よその地区はどうじゃったかというのは、FM放送に関してですよ、そういうことをよその地区はどうじゃったんだ、こういうのを調査されたのかどうかというので、この報告書自体が、先ほど言いましたように、名賀地区だけのものかどうかちゅうものを教えてください。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） この臨時災害FMラジオというのは、これを全世帯に設置する、そのときに少し説明を受けた中では、その電信柱といいますか、電気等々が寸断された場合、さらにCATVの光ファイバーケーブルですか、まあ、そういったところが寸断された場合、災害対策本部からの、何といいますか、いろんな情報が被災住民のところには届かない、そういう、いわゆるですね、電気が失われた、そのような災害地において、この災害FMラジオは機能するわけでありまして、今回、停電等がどこまであったかというのは、私個人的には承知してはおりませんが、恐らく一時的な停電は、どっこもかしこもあったかもしれませんが、数日にわたる停電という、そういう非常事態はこの名賀地区に限定されたものであったと、そのためにこの

携帯臨時災害ラジオが、本番が今回初めて町内で出番があったと、その中で、本来は一番大切な情報手段であろうと思うものが、いざ一番想定外のこのような災害の中では機能しなかったということですから、これは、ちょっと長くなりましたが、そのようなことでございます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） そのほうはわかったんですけども、調査報告に対しては機能しなかったちゅうて、そんなん調査意見の中で、せっかくあれだけお金をかけたんだから、FM放送が機能するような意見が全く載っとらんわけですわね。

ただ調査しただけで、その全く機能してなかったちゅうことに対して、これを機能するように意見が出たのか、出なかったのか、それをちょっとお知らせ願いたいと思います。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○総務常任委員長（板垣 敬司君） 委員会としての調査意見として、まとめの段階で、このFMラジオのことについて、特に意見として上げるというところには至りませんでした。

ただ、報告としてしっかり、行政というか、執行部側に、このようなことがあったと、そして、我々委員会もそのことは全く、私自身も委員長として、このラジオが有効に機能しなかったという部分もありますので、この報告の中で、次の課題解決につなげていただければということで、まあ、意見の中では掲げておりません。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、総務常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第22. 文教民生常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第22、文教民生常任委員会の所管事務調査報告について、文教民生常任委員長の報告を求めます。8番、青木委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） それでは、お疲れのことと思いますが、若干、御容赦を願いたいと思います。

文教民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成25年第7回（9月）定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

裏面を……。

1、調査事件。

居宅介護支援事業の現状について。

2、調査の目的。

高齢化の進展する本町においては、介護事業の充実が求められています。

そのため、この事業の中で大きな役割を持つ居宅介護支援事業所の現状を調査、把握することによって、今後の津和野町の老人福祉施設の判断資料に資するためでございます。

調査結果。

第1回。

日時、平成25年10月15日火曜日午前9時から。

場所、津和野町役場津和野庁舎会議室。

出席者、文教民生常任委員会委員5名、斎藤健康福祉課長、下森医療対策課長、村田健康福祉課長補佐、渡辺健康福祉課長補佐、岸田健康福祉課係長。

聞き取りによる机上調査。

第2回。

日時、平成25年11月1日金曜日午前9時から。

場所、つわの福祉会会議室。

出席者、文教民生常任委員会委員5名、山下理事長、桑原施設長、芳川事務長。

聞き取りによる机上調査。

第3回。

日時、平成25年11月14日（木）午前9時から。

場所、津和野町社会福祉協議会、会議室。

出席者、文教民生常任委員会委員5名、山本会長、大庭副会長、水津総務部長、斎藤介護部長、有吉津和野居宅介護支援事業所長。

聞き取りによる机上調査。

3、調査の概要。

まず、介護事業の現状であります。津和野町では、平成24年3月に策定された「老人保険福祉・介護事業計画」、第5期でございますが、これに基づいて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを一体化して提供する「地域包括ケア」の考え方に沿って実施されております。

第6期計画を策定するための見直し年度を前に、十分な検証が必要な時期でございます。

そこで、介護事業の根幹とも言える居宅介護支援事業を中心に調査をいたしました。

4、居宅介護支援事業所について。

介護保険で受けられるさまざまなサービスを適切に受けられるように、サービス提供者や行政との調整を行う事業所で、都道府県が認可をいたします。

常勤の介護支援専門員（ケアマネジャー）が必要であります。

主な仕事としては、要介護認定の申請や提出、介護認定調査、介護サービス計画、いわゆるケアプランの作成、サービス事業所の紹介、サービス計画の管理及び再評価等がこの居宅介護支援事業所の役割であります。

5番目、津和野町における居宅介護支援事業所の設置状況であります。以下、表のとおり津和野町地域包括支援センター、これは要支援の介護支援でございますが、それと津和野町居宅介護支援事業所、希翔会居宅介護支援事業所、つわぶき居宅介護支援事業所がございます。

以下、表のとおり介護支援専門員の数、利用者数、平成25年9月時期の報告書によります、介護支援専門員1人当たりの平均給与管理数を述べてございます。

利用者の介護度割合を見ますと、要介護1が40.1%、要介護2が32.9%、要介護3が13.9%、要介護4が8.3%、要介護5が4.8%であり、全体で見ますと、要介護1、2が全体の73%を占めてございます。

また、介護サービス計画の策定は、介護支援専門員1人当たり35人が国の上限でございますが、それには達しておりません。

6、介護保険事業、これは居宅サービス費だけの給付状況を見たものでございますが、これを平成24年度計画と平成24年度実績で比べてみますと、左側に訪問介護から、いわゆるサービス事業を示してございます。

合計で4億5,300万何がしの給付でございますけれども、その中で言えることは、居宅サービスは、訪問によるサービスの伸びが、この中では見受けられます。

このことは、関係者の努力が認め、努力によって伸びがあるということだろうというぐあいに推察をされます。

介護サービス計画においては、給付額の減少が見られておりますが、この件については、対象者の条件の変化、いわゆる要支援1とか2とか、その割合、その条件の変化というぐあいに思考されます。

7番目、要介護認定者数の推計と実績。

これは、先ほど申し上げました、報告書の中の23年度実績と24年度の推計が出てございます。それに基づいて24年度の実績を見てみますと、以下のとおりでございます。合計数で800人から850人までの推移でございます。

認定者数は、ほぼ同じような数で推移していますが、人口に占める割合を見てみますと、23年が9.5%、24年が10.3%、若干の数ではございますけれども、確実に増加をしております。

それを高齢者の人口率で割ってみますと、24年で23.9%、また、介護度別で見ると、要介護4、5の割合が増加率19%、ということで増加をしているということがうかがえます。

8番目、つわの福祉会の居宅介護支援事業について。

平成25年3月31日付にて、居宅事業所を廃止をいたしました。

平成25年3月の報告分では、利用者数28人で、要介護別利用者は、46.4%が要介護の1、2でございます。

また、介護支援専門員2人は、専門員1人当たりの給付管理数を見ても32件でありました。

したがって、居宅介護支援事業のみでは介護支援専門員の人件費を賄い得ておりません。

当所の平成24年度収支決算を見ても、居宅介護支援事業収入は525万5,000円でありまして、人件費は1,000万を超えておりまして、この不足分については、当所の持つさまざまな他の事業で補われております。

9番目、津和野町社会福祉協議会の居宅介護支援事業について。

平成25年10月1日付で、津和野居宅介護支援事業所を、日原居宅介護支援事業所に統合して、新たに津和野居宅介護支援事業所といたしました。

理由としては、居宅介護支援事業の収入では人件費が賄われないために、加算制度が適用される日原地区へ統合したものでございます。

平成25年10月給付の状況を見ても、利用者数190人で給付が227万6500円で、その給付額を10月分の加算分で見ますと241万2,700円と若干の増収となっておりますけれども、介護支援専門員の人件費を賄うまでには至っておりません。

したがって、不足分については、その他の調査事業というようなものがございまして、そういうもので補っております。

10番目、地域介護予防活動事業の委託状況について。

介護予防事業は、種々の事業が委託事業として実施されておりますが、津和野町社会福祉協議会と、つわの福祉会にどちらも委託されている事業がございまして、その中にはキラキラ体操教室、リハビリ体操フォロー教室、元気アップ教室、地域運動推進事業がございまして、それぞれが同じような事業内容を展開してございます。

11番目、関係機関の連絡調整の状況について。

介護保険事業にかかわる関係機関の意思疎通は、介護支援専門員間の話し合いはあるものの、医療、介護、福祉等を含めた総合的な会議、いわゆる地域ケア会議は、今年度には開かれていないために、関係機関同士の連携は十分ではありません。

12番目、調査意見。

1、保険者である津和野町は、主体的に関係者の意思疎通を図るとともに、関係事業所の実態について、十分な把握をする必要がある。

2番目、居宅介護支援事業は、構造的な問題を抱えながら、それぞれの事業所で実施されていることから、保険者として、今後の対策についての検討が急がれる。

3番目、委託事業の整理と検討をすべきである。

4、今後、介護保険事業はますます厳しい環境になることが予測されております。

本町医療対策課の調査によりますと、介護施設の入所時の平均年齢というのは、81.5歳というぐあいに報告をされてございます。したがって、元気な65歳以上の人口比を見ても、2,700人の介護需要年齢までがございまして、したがって、その間の検討を急ぐ必要がある。

以上、津和野町議会議長滝元三郎様、文教民生常任委員会委員長青木克弥。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

委員長報告に対しまして、質問があればこれを許します。10番、河田隆資君。

○議員（10番 河田 隆資君） 調査意見について少しお伺いをいたしますけれども、今の報告の中で、まあ、とりわけ10番及び11番が関連してくるわけですが、お互いの連携が今まで図られなかった、もう少し連携をすれば同じような事業、予算化をする必要もないし、また、お互いの役割分担等々が明確化するというふうな意見、総合的にこう書いてありますけれども、これをする事業者ですね、事業主体となる、その委託をされた業者の意見等々は、どのようなお考えをお持ちであったかどうかということと、まあ、恐らくそれを取り上げられると、このお金をこっちに融通してたんだとかですね、そういうようなことも考えられますので、どのような考えであったかお伺いをしたいということと、もう一つは、4番目に挙げられました、今から、その控えておられる方々の健康維持についてがうたわれておりますけれども、それらの健康維持といえば当然、その定期検診等々の啓発及び健康で長らく体が動かせるような、いろんな施策についての言及があるわけですが、それらを受ける、例えばこれ、現代では社協ですね、がいろんな教室等々を持って、そういうふうな教室を開催しておりますが、その受ける側のそういった意見等はどのようであったか、お伺いをいたします。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○文教民生常任委員長（青木 克弥君） 委託事業の御質問だと思っておりますが、10番目で述べてございますように、同じような事業が直接、対象者に向けての事業というのが、まあ、いわゆる予防を主体とした事業が展開されてるわけですが、これが二つに分かれたというのは、地域ということで分かれてございまして、日原地区は社協、それから津和野町はつわの福祉会、というぐあいに、地域別に分けたということが、委託者のほうの御意見でございまして。

受けた側、受けている、今実施されている側の二つの施設については、いろいろ意見を求めましたところ、まあ、二つに分けなくても、一緒に統合されてもいいですよと、こういう意見でございまして。

この内容については、若干その詳細について詰めてはおりませんが、それぞれが同じような教室を展開しておるわけですが、それぞれが若干の違う講師、それから

運動推進員というのが決められてございますけども、それらがリハビリのフォロー教室だとかというようなことも、助け合いながらやってるのが現状であります。

したがって、3番目のところで申し上げておりますが、この委託事業の整理というのは、少し検証しながらですね、一つにまとめる方向がいいんじゃないだろうかということで、意見を出させていただきます。

それから、4番目のところに書いておりますことは、前段の、いわゆる関係機関とのことについてもでございますが、現況では残念ながら、今の地域ケア会議というのは、ケアプランを作成して、その他、人たちをどういふぐあいにサービスを展開するかというものは、現場の者同士で現在も話し合いをされているのでございますが、全般の、そこに書いてございますように、医療だとか福祉だとか、具体的なもので言いますと、緊急通報装置の認可とか、そういったものなどの全般的なもので捉えた総合的な会議というのが、残念ながら開かれてございません。

基本的には、主体的には地域包括支援センターが最適にこれを行うべきだろうというぐあいに思いますが、主管課のほうに今現在のところはそれをやる方法として、御提案をなされておるようでございますが、実施はされておらんようでございます。

それから、いかにして元気な老人を長生きをさせるかということは、今申し上げました委託事業の中にも、もちろんその責務はございますけども、全体を含めた介護予防、その他の施策といったものが今後、非常に急がれると。

で、御承知のように国は、要支援1、2のところを国の事業ではなくて、町村のところへ振り割ろうとしてございます。

したがって、現在では介護保険というのは、各町村間でさまざまな、全く違う介護保険料であり、サービス内容が異なっております。

そういったことを含めて今後、この介護保険事業については、早急に総合的な、そのプランといったものを考えながらやっていかないといけないんじゃないかと、それはもちろん保険者は町でありますので、町が主体性を持ってそういうことをリードしなければいけないということで意見を述べさせていただきます。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、文教民生常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

日程第23. 経済常任委員会の所管事務調査報告について

○議長（滝元 三郎君） 続きまして、日程第23、経済常任委員会の所管事務調査報告について、経済常任委員長の報告を求めます。2番、村上君。

○経済常任委員長（村上 英喜君） それでは、経済常任委員会の所管事務調査を報告させていただきます。

所管事務調査報告書。

平成25年第4回(6月)定例会において許可をいただきました所管事務調査について、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

記。

1、調査事件。

津和野町商工会及び津和野町観光協会の現状把握について。

2、調査目的。

現状把握して、今後、津和野町の商工観光産業の取り組みの判断材料とするため。

3、調査方法。

机上調査。

4、審査日。

1回。

日時、平成25年8月8日木曜日午前9時より。

場所、津和野町役場第2庁舎委員会室。

出席者、経済常任委員会5名。

内容、所管事務調査の内容及び日程について。

第2回目。

日時、平成25年11月8日金曜日午後1時30分より。

場所、津和野町商工会会議室。

出席者、経済常任委員会5名及び議長、津和野町商工会、椿会長、大庭事務局長、黒川指導員、山平指導員、朽谷指導員、津和野町観光協会、小林会長、斉藤事務局長、津和野町、大庭商工観光課長。

5、調査報告。

津和野町商工会の状況。

今年の7月28日豪雨災害により、観光客が減少している。

お土産等の売り上げも減少していることから、復興に向けていろんな事業に取り組んでいる。

事業内容。

(1) 包括支援事業利用件数、新商品開発支援事業ゼロ、産業財産権所得支援事業ゼロ件、販売開拓支援事業5件、デザイン開発支援事業6件、中小企業人材育成支援事業1件、省エネルギー機器設置促進事業12件、おもてなし改築支援事業3件、災害対策整備支援事業(豪雨災害対策特別資金)2件の計29件である。

(2) 平成25年度商工会員アンケート調査内容。

経営の状況。

経営課題。

商工会とのかかわり、活用状況。

商工会が実施する取り組みとして重要か、役割を果たしているか。

商工会の地域振興に対する取り組みの意識。

回答者数は、166件の52%であった。

(3) 平成25年商勢圏実態調査。

平成22年の調査と平成25年調査の比較調査結果では、余り変化はないが、インターネット通販が少し伸びている。日原地域では、益田市に買い物に行く割合が60.9%になっている。

(4) 消費税転嫁対策窓口相談事業内容。

個別相談窓口設置。

税務署説明会の開催。

(5) プレミアムつき商品券。

2013津和野ほかほか商品券。

販売状況は、11月7日現在54.1%である。

津和野町観光協会の現状。

観光協会の役員は改選になり、新役員で構成され、新会長に小林智太郎氏、副会長に松尾賢氏、河田周氏が選任され、若返りが図られている。

今年の観光客の入り込み状況は、7月までは少しの減少だったが、豪雨災害後は激減している。8月は、3万人減の前年度対比は58%となっている。宿泊数は8月以降逆に伸びているが、これは工事関係者の宿泊と考えられる。

このような逆境の中、事業方針としてリスタートから始めると考えている。

事業内容。

(1) 災害には負けない、リスタート、津和野大作戦。

(2) ちょっとドライブ秋の津和野大作戦。2,000円のガソリン無料給油券をプレゼントする。

(3) 里芋大作戦。里芋料理を食べれば、抽せんで150名に1,500円相当の津和野特産品セットが当たる。

(4) 津和野町得々ショッピング券。500円で1,000円券が買える。1人2枚まで。

(5) 式百四拾年奉祝コンサート。平成25年11月17日、津和野体育館で開催。

意見。

(1) 商工会、観光協会、商工観光課の3者が今以上、連絡を密にした事業に取り組んでほしい。

(2) ほかほか商品券は、山間地域も購入しやすい方法を考慮して販売をしてほしい。

(3) 観光協会の役員の若返りが図られ、津和野の歴史と風土を理解した上で、新しい発想のもとに事業展開されることを期待する。

(4) 観光客の入り込み数は、大手の業者の協力を求め、正確な数値にするのが望ましい。

以上。

平成25年12月19日、津和野町議会議長滝元三郎様、経済常任委員会委員長村上英喜。

以上です。

○議長（滝元 三郎君） ありがとうございます。

委員長報告に対しまして、質問があれば認めます。ありませんか。13番、米澤君。

○議員（13番 米澤 宥文君） 最後の事業内容でございますが、里芋大作戦、これは夏ごろとかですね、私はいろいろ、なごみの里なんかとかほかのところで食べて、書いたら当たりますよと、いうことで、皆さん遊びのつもりで書いて出しているんですが、これはまだ実施中でしょうか。

もし、実施済みとすれば、やはり、誰に当たったとか、何かを出してほしいですね。いや、本当に出たかどうかわからんですよ。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） このときの説明のときには、終了したというような報告はありませんので、まだ継続中だと理解しております。

○議長（滝元 三郎君） ほかにございますか。9番、斎藤君。

○議員（9番 斎藤 和巳君） 1点ほど聞かせてくださいや。

商工会がアンケート調査やっとります、って調査しておりますよね。その中で回答率は52%ということであって、我々としては、商工会が途中で商工会の役割を果たしているかという点と、商工会の地域振興被災地区民の意識について、その調査結果というのは、その時点ではわかっておりましたか。もし、わかっとなら、どの程度の調査だったか、その点をお聞かせ願いたい。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○経済常任委員長（村上 英喜君） アンケート調査結果は、出ております。

パーセントを皆、説明しなくてははいけませんかいね。

○議長（滝元 三郎君） 今の件だけ。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 今の件。それだけ……。

2点ありましたね。最初の分は何……。 (発言する者あり)

○議員（9番 斎藤 和巳君） 商工会が重要な役割を果たしているのかそれに対してその下のほうそれに対してアンケートはどうなってるか。

○経済常任委員長（村上 英喜君） 役割のね。

議長。

○議長（滝元 三郎君） 委員長。

○**経済常任委員長（村上 英喜君）** 不明が22、経営全般15等々出ておりますが、やはり大きい数字を言いますと、いろいろありますので、大きい数字だけ説明させてもらいますと、一番多いので税務申告、これが52件、経営帳簿43件、融資相談等が32件、労務関係が26件、不明が25ということで、それと、青年部、女性部の活動が22件出ております。あとは、件数的には少ない。もう一点が……。〔発言する者あり〕

○**議員（9番 斎藤 和巳君）** 役割を果たしているかという問いに対してね……

○**議長（滝元 三郎君）** 9番、ちょっと待って。9番、ちゃんと手を挙げて。9番。

○**議員（9番 斎藤 和巳君）** どうも委員長の報告はね、ちょっとわからないんですけども、私が聞きたいのは、商工会が自主取り組みが必要という会員がどれぐらいおって、また役割を果たしているかちゅう問いに対して、商工会は我々の会員の分に役割を果たしてないちゅうのがパーセントで出るんだろうと思うんですけども、それに対して、また商工会が地域振興に対する取り組みを、いろんな事業を商工会自体事態がやっとするわけですよ。そのために、その意識に対して商工会の会員が、どのような評価をしてるかちゅうのをお聞きしとるわけでした、税金を何ぼ申告した、何々をなんぼした数字を言っとするんじゃないかと、商工会に対する組合員の気持ち、どのような結果が出たかというのをお聞きしたいわけでございます。

○**議長（滝元 三郎君）** 委員長。

○**経済常任委員長（村上 英喜君）** アンケートの中で報告します。

近くて利用しやすいか、であります、思わないが52%、余り思わないが23%、まあ、いろいろ書いてありますが、詳しい説明は受けておりませんが、グラフの中で、色分けでグラフが示されております。その中で、白黒の色分けでございますので、自信持って言われないうちもありますが、大きい数字だけで説明させていただきますと、必要に応じて職員が訪問するか、ということについては、思わないが39%、余り思わないが27%となっております。支援に満足できるか、ということに、思わないが33%、余り思わないが35%、まあ、全体的にですね、まず、たくさんあります。全体的にね、5割以上ね、思わない・余り思わないという回答が60%ぐらいに、大体アンケートがそろっております。一々説明すればよいんですが、あと、小さな回答については、色分けがはっきりわかりませんので、詳細な説明はできません。

○**議長（滝元 三郎君）** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（滝元 三郎君）** ないようですので、質疑を終結いたします。

ありがとうございました。

以上で、経済常任委員会の所管事務調査報告を終了いたします。

○議長（滝元 三郎君） 続きます。日程第24、議員派遣の件について。

お諮りをいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり、派遣することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は、お手元に配付しましたとおり、派遣することと決定をいたしました。

日程第25. 総務常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きます。日程第25、総務常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付いたしました、津和野高校魅力化の現状と今後の取り組みについてということで閉会中も引き続き調査したい旨の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

日程第26. 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（滝元 三郎君） 続きます。日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました、本会議の会期、日程等、議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（滝元 三郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

なお、本日までに受理をした要望書等は、お手元に配付のとおりでございます。

○議長（滝元 三郎君） 以上をもちまして、本日の日程を全て終了いたしました。

会を閉じます。平成25年第11回津和野町議会定例会を閉会をいたします。大変どうも本当にお疲れでございました。

午後1時36分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員